

大石田町地域防災計画

令和 3 年 5 月

大石田町防災会議

〔目 次〕

総 則 編.....	1
第1節 計画の目的及び構成.....	3
第2節 防災の基本理念.....	5
第3節 大石田町の地勢と災害要因.....	9
第4節 被害想定.....	14
第5節 防災関係機関等の事務又は業務の大綱.....	22
震 災 対 策 編.....	31
第1章 災害予防計画.....	33
第1節 地震に関する調査研究計画.....	33
第2節 地震情報収集体制の整備計画.....	34
第3節 防災知識の普及計画.....	35
第4節 地域防災力強化計画.....	39
第5節 災害ボランティア受入体制整備計画.....	44
第6節 防災訓練計画.....	47
第7節 避難体制整備計画.....	50
第8節 救助・救急体制整備計画.....	56
第9節 火災予防計画.....	58
第10節 医療救護体制整備計画.....	60
第11節 地震防災施設等整備計画.....	64
第12節 防災用通信施設災害予防計画.....	65
第13節 地盤災害予防計画.....	68
第14節 孤立集落対策計画.....	71
第15節 都市防災計画.....	73
第16節 建築物災害予防計画.....	76
第17節 輸送体制整備計画.....	79
第18節 ライフライン施設等の予防対策計画.....	84
第19節 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画.....	90
第20節 文教施設における災害予防計画.....	93
第21節 要配慮者の安全確保計画.....	96
第22節 積雪期の地震災害予防計画.....	100
第23節 職員の配備計画.....	102
第24節 相互応援体制・受入体制の整備計画.....	104
第2章 災害応急対策計画.....	107
第1節 活動体制関係.....	107
第1節1 災害対策本部.....	107
第1節2 広域応援計画.....	119
第1節3 広域避難計画.....	122
第1節4 自衛隊災害派遣計画.....	124
第1節5 防災ヘリコプター・ドクターヘリコプターの活用計画.....	128
第1節6 労働力の確保計画.....	129
第2節 情報収集伝達関係.....	131
第2節1 通信計画.....	131
第2節2 地震情報等伝達計画.....	133
第2節3 災害情報の収集・連絡活動計画.....	136
第2節4 広報計画.....	140
第3節 避難計画.....	144
第4節 避難所運営計画.....	150

第5節	救助・救急計画	155
第6節	消火活動計画	157
第7節	医療救護計画	160
第8節	遺体対策計画	165
第9節	交通輸送関係	167
第9節1	輸送計画	167
第9節2	道路交通計画	170
第9節3	鉄道路災害応急計画	173
第10節	各種施設災害応急対策関係	175
第10節1	土砂災害防止施設災害応急計画	175
第10節2	河川施設災害応急計画	178
第10節3	農地・農業用施設災害応急計画	180
第10節4	ライフライン施設の応急対策計画	182
第11節	農林業災害応急計画	183
第12節	生活支援関係	185
第12節1	食料供給計画	185
第12節2	給水・上水道施設応急対策計画	188
第12節3	生活必需品等物資供給計画	192
第12節4	保健衛生計画	195
第12節5	廃棄物処理計画	200
第13節	文教施設における災害応急計画	204
第14節	要配慮者の応急対策計画	208
第15節	応急住宅対策計画	211
第16節	災害救助法の適用に関する計画	217
第19節	自発的支援の受入計画	220
第19節1	災害ボランティア活動支援計画	220
第19節2	義援金の受入・配分計画	222
第19節3	義援物資の受入・配分計画	223
第3章	災害復旧・復興計画	225
第1節	民生安定化計画	225
第2節	金融支援計画	234
第3節	公共施設等災害復旧計画	240
第4節	災害復興計画	246
風水害等対策編		249
第1編	風水害等共通対策編	251
第1章	災害予防計画	253
第1節	気象等観測体制整備計画	253
第2節	防災知識の普及計画	254
第3節	地域防災力強化計画	256
第4節	災害ボランティア受入体制整備計画	257
第5節	防災訓練計画	258
第6節	避難体制整備計画	260
第7節	救助・救急体制整備計画	263
第8節	火災予防計画	264
第9節	医療救護体制整備計画	265
第10節	防災用通信施設災害予防計画	266
第11節	地盤災害予防計画	267
第12節	孤立集落対策計画	269
第13節	都市防災計画	270
第14節	建築物災害予防計画	272
第15節	輸送体制整備計画	273

第16節	ライフライン施設等の予防対策計画	274
第17節	食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画	275
第18節	文教施設における災害予防計画	276
第19節	要配慮者の安全確保計画	277
第20節	職員の配備計画	278
第21節	相互応援体制・受入体制の整備計画	279
第2章	災害応急対策計画	281
第1節	活動体制関係	281
第1節1	災害対策本部	281
第1節2	広域応援計画	292
第1節3	広域避難計画	293
第1節4	自衛隊災害派遣計画	294
第1節5	防災ヘリコプター・ドクターヘリコプターの活用計画	295
第1節6	労働力の確保計画	296
第2節	情報収集伝達関係	297
第2節1	通信計画	297
第2節2	気象情報等伝達計画	298
第2節3	災害情報の収集・連絡活動計画	311
第2節4	広報計画	312
第3節	避難計画	314
第4節	避難所運営計画	320
第5節	救助・救急計画	321
第6節	消火活動計画	322
第7節	医療救護計画	323
第8節	遺体対策計画	324
第9節	交通輸送関係	325
第9節1	輸送計画	325
第9節2	道路交通計画	326
第9節3	鉄道路災害応急計画	327
第10節	各種施設災害応急対策関係	328
第10節1	土砂災害防止施設災害応急計画	328
第10節2	河川施設災害応急計画	329
第10節3	農地・農業用施設災害応急計画	330
第10節4	ライフライン施設の応急対策計画	331
第10節5	水防活動計画	332
第11節	農林業災害応急計画	336
第12節	生活支援関係	337
第12節1	食料供給計画	337
第12節2	給水・上水道施設応急対策計画	338
第12節3	生活必需品等物資供給計画	339
第12節4	保健衛生計画	340
第12節5	廃棄物処理計画	341
第13節	文教施設における災害応急計画	342
第14節	要配慮者の応急対策計画	343
第15節	応急住宅対策計画	344
第16節	災害救助法の適用に関する計画	345
第17節	竜巻・突風対策計画	346
第18節	自発的支援の受入計画	348
第18節1	災害ボランティア活動支援計画	348
第18節2	義援金の受入・配分計画	349
第18節3	義援物資の受入・配分計画	350

第3章 災害復旧・復興計画.....	352
第1節 民生安定化計画.....	352
第2節 金融支援計画.....	353
第3節 公共施設等災害復旧計画.....	354
第4節 災害復興計画.....	355
第2編 個別災害対策編.....	357
第1章 水害対策計画.....	359
第1節 水防管理団体等体制整備計画.....	359
第2節 洪水予報・水防警報伝達計画.....	361
第3節 水防活動計画.....	362
第4節 応援計画.....	366
第2章 大規模土砂災害対策計画.....	367
第3章 雪害対策計画.....	369
第1節 ライフライン等確保計画.....	369
第2節 雪崩防止計画.....	372
第3節 住民生活の安全確保計画.....	375
第4章 航空災害対策計画.....	379
第1節 航空災害予防計画.....	379
第2節 航空災害応急計画.....	380
第5章 鉄道災害対策計画.....	383
第1節 鉄道災害予防計画.....	383
第2節 鉄道災害応急計画.....	385
第6章 道路災害対策計画.....	389
第7章 林野火災災害対策計画.....	392
第1節 林野火災対策計画.....	392
第2節 林野火災応急計画.....	395
第8章 危険物等災害対策計画.....	398
第1節 災害予防計画.....	398
第2節 災害応急対策計画.....	400
第9章 原子力災害対策計画.....	403
第1節 総則.....	403
第2節 原子力災害予防計画.....	407
第3節 原子力災害応急計画.....	409
第4節 災害復旧計画.....	412

総 則 編

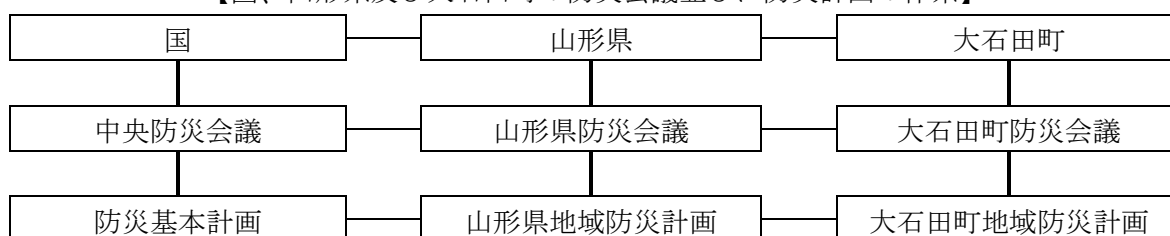
第1節 計画の目的及び構成

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、大石田町防災会議が作成する計画であって、町、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

災害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小にし、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本とする。被災した場合でも人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を講じて災害に備える。

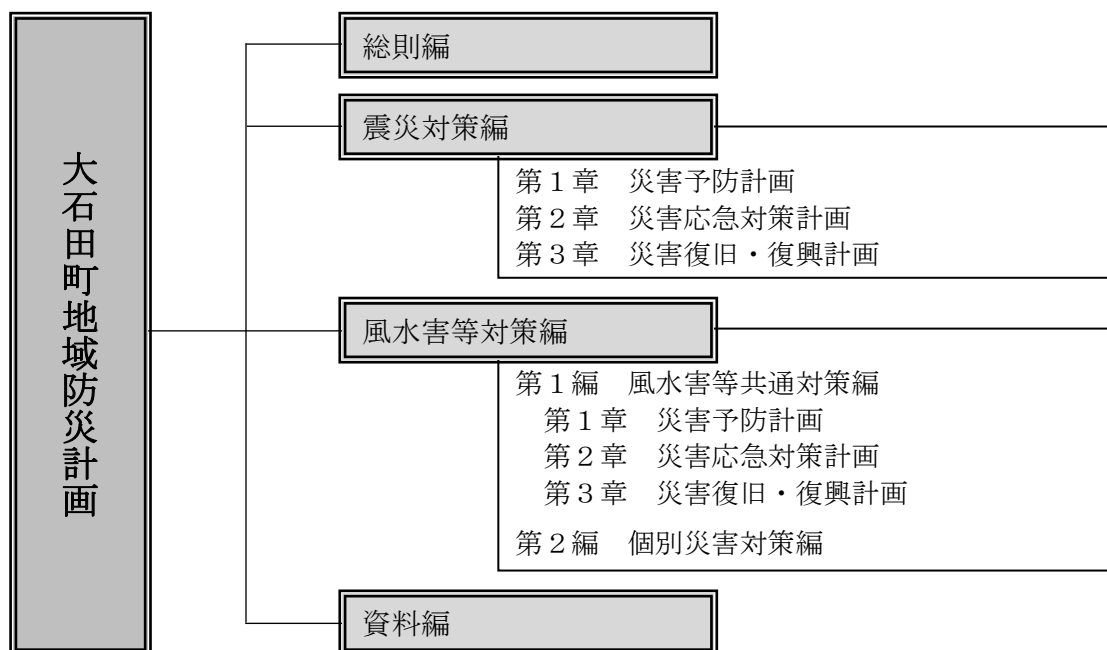
【国、山形県及び大石田町の防災会議並びに防災計画の体系】



2 計画の構成

本計画は、現実の災害への対応に即した構成にしており、総則編に続いて、震災対策編及び個別災害対策編を含めた風水害等対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示している。

また、別添に資料編として、本計画に必要な資料関係等を整理している。



3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、町の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正する。

4 計画の周知

本計画の内容は、町職員、住民、防災関係機関並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させる。

5 計画の運用・習熟

町及び防災関係機関は、日ごろから訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

6 用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 県 山形県をいう。
- (2) 町 大石田町をいう。
- (3) 防災関係機関 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。
- (4) 県警察 山形県警察をいう。
- (5) 法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- (6) 県災害救助法施行細則 山形県災害救助法施行細則（昭和35年県規則第4号）をいう。
- (7) 避難勧告等 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報をいう。

第2節 防災の基本理念

1 防災の基本理念

山形県では、災害に強い地域社会の実現を図ることを目的として、平成29年3月、山形県防災基本条例（平成29年県条例第18号）を制定した。住民、事業者、学校、自主防災組織及び町は、本条例に掲げる基本理念にのっとり、防災の取組を行う。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は、以下のとおりである。

なお、施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、町は、災害対策基金等の積立、運用等に努める。

(1) 周到かつ十分な災害予防

<基本理念>

- ア 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。
- イ 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

<施策の概要>

- ア 災害に強い国づくり、まちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。
- イ 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。
- ウ 住民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、住民の防災活動の環境を整備する。
- エ 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会学的分野を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。
- オ 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

<基本理念>

- ア 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等、災害応急

対策に必要な資源を適切に配分する。

イ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

<施策の概要>

ア 災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。

イ 発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制を確立する。

ウ 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。

エ 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。

オ 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への受入、避難所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。

カ 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問合せに対応する。

キ 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。

ク 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。

ケ 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性の見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。

コ ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を適切に受け入れる。

サ 災害応急段階において、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

シ 平常時から都道府県や市町村、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、発災時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努め、協定締結等の連携強化に当たっては、訓練等を通じて災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

ス 町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用

より役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

(3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興

<基本理念>

ア 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

<施策の概要>

ア 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。

イ 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。

ウ 災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。

エ 災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。

オ 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。

カ 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。

(4) 豪雪対策の推進

冬期間における住民の生活環境を確保するため、雪をどう克服するかが雪国の大きな課題である。本町においては、平成25年2月28日に大雪による災害救助法の適用を受けており、今後も冬期間の積雪やなだれ等の危険性に対し、町及び関係機関は、高齢者世帯等への支援を含めた除雪体制の強化やなだれ防止対策に努める。また、除雪路線の延長や除雪資機材の増強、流雪溝の設置等の整備を促進する。

(5) その他の災害対策

本町におけるその他の災害は、気候的、地形的、社会的条件等から、鉄道事故、道路災害、航空機事故、林野火災、竜巻・突風、原子力災害対策等が挙げられる。これらの災害については、他の風水害や震災対策と併せ、各施設管理者による安全管理体制の強化、応急資機材の整備、避難体制の整備、風評被害対策等の取組を進める。

2 個別法に基づき地域防災計画に記載する事項

(1) 地域防災計画に記載すべき事項（法定事項）

<震災・風水害対策共通>

- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項に規定する土砂災害に関する警戒避難体制等に関する事項

<風水害対策>

- ・水防法第15条第1項に規定する洪水予報等の伝達方法等に関する事項

(2) 地域防災計画の作成に当たって留意すべき事項

地震災害対策については、地域防災計画等において、想定される地震災害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう努める。

原子力災害対策の専門的・技術的事項については、原子力災害対策特別措置法の規定により、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針による。

(3) 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第10条に定める「国土強靱化基本計画」及びその基となる「国土強靱化政策大綱」の基本目標を踏まえ、地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

<基本目標>

- ①人命の保護が最大限図られる
- ②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧・復興

3 地域防災計画において重点を置くべき事項

平成23年3月に発生した東日本大震災は、多くの課題と教訓を遺した。この教訓を踏まえ、近い将来発生が懸念される大規模災害の発生に備え、以下のとおり、更なる防災対策の充実を図ることが必要である。この際、可能な範囲で災害対応業務のプログラム化、標準化を進めることや、防災の各分野における訓練・研修等による人材育成を図ることも必要である。

(1) 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国と地方公共団体間及び地方公共団体間の相互支援体制を構築すること。また、地方公共団体と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。

(2) 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

(3) 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の指定緊急避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加え必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。

(4) 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する指定避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

第3節 大石田町の地勢と災害要因

1 自然的条件

(1) 地理的要因

本町は、山形県のほぼ中央（東経140° 21′、北緯38° 36′）に位置し、東は尾花沢市と隣接し、北は最上郡舟形町に、南は村山市に接している。JR奥羽本線が町の東側と、県道大石田土生田線及び大石田名木沢線と平行しながら南北に縦貫している。また日本三大急流で有名な最上川が町の中央を貫いているが、その間に奥羽山系を源とする丹生川や、野尻川、隴気川等の河川が合流している。

(2) 気象条件

本町は奥羽・出羽丘陵の両山脈に囲まれ、気象の特徴としては典型的な東北地方の日本海側気候を示す。春から秋にかけては奥羽山脈を越えて吹き下ろす気流によりフェーン現象がしばしば発生して高温になりやすい一方、冬は月山・葉山山系を越えて吹き下ろす北西の季節風により流れ込む雪雲が、すぐ東側の奥羽山脈に遮られることから本町は降雪量が著しく多くなり、毎年のように豪雪に見舞われる特別豪雪地帯指定地域である。

梅雨期には大雨に見舞われて土砂災害のほか、最上川をはじめ各河川が増水し、耕地や住宅、道路への浸水による被害が発生することがある。

ア 春

3月に入ると季節風が衰えて、時おり名残の寒波が流入するものの季節は急速に進む。低気圧と移動性高気圧が交互に通過するため、3～4日の周期で天気の変化が起こる。

気温の上昇により雪解けが進むことで雪崩の危険があるほか、河川の水位が上昇し洪水発生の恐れがある。また、低気圧の通過によりしばしば突風や雷が発生するほか、急激な気温低下により農作物に霜の被害が発生する。4月、5月は空気が乾燥して火災が発生しやすく、突風により林野火災など広範囲に燃え広がりやすい。

イ 夏

本町における大雨災害は、梅雨前線によるものと台風によるものの2つに大別される。6月～7月の梅雨前線によるものとしては、特に7月下旬の梅雨末期に停滞前線が東北付近まで北上することで集中豪雨が発生しやすくなる。台風災害としては、列島への接近・上陸が多い7月～9月に多く発生している。

梅雨が明けると太平洋気団に覆われるため高温に見舞われるが、梅雨期にまとまった雨が降らない「空梅雨」となり、農作物の干害をもたらすこともある。

ウ 秋

9月下旬になると気温が下がり、低気圧と移動性高気圧が通過することで天気が周期的に変化ようになる。台風の接近が多くなる季節であり、太平洋側を通過する場合は出羽・奥羽山系を中心に大雨を降らせることが多く、日本海側を通過する場合には降雨は比較的少ないものの、暴風に見舞われやすい。

10月下旬になると初霜が見られ、最上川流域に沿っている本町では濃霧が発生しやすい。

エ 冬

年によって多少の変動はあるが、10月下旬に初霜がおりる。大陸からの寒気が強いほど冬型の気圧配置が強まって季節風が強くなり、日本海を通過する際に雪雲が発達する。

本町では11月中旬頃に初雪が降り、年によってはそれが根雪となることがある。本格的な降雪と吹雪に見舞われ、3月上旬まで雪との戦いが続くことになる。

(3) 災害要因

ア 風水害

(ア) 豪雨

台風、温帯低気圧、梅雨前線、寒冷前線及び局地的な豪雨により、洪水・浸水や土砂災害が発生するが、特に梅雨終盤に大量に降る集中豪雨による災害が最も多い。また、近年では、季節を問わず短時間の局地的大雨による災害も発生している。

a 洪水・浸水

洪水・浸水による被害の発生は、そのほとんどが7月～9月に集中する。原因としては、前線に伴う豪雨が最も多く、次いで雷雨や台風となっている。

なお、街区の拡大及び道路舗装率の向上により、雨水の浸透面積及び遊水地域が減少し、保水及び涵養機能が低下していることも一因となっている。

b 土砂災害

山地及び急傾斜地では、融雪及び豪雨に伴う土砂災害が多く発生するが、これを気象現象の点から概観すると次のようになる。

・土石流

前線活動による大雨に伴って発生したものがほとんどで、7月～9月にかけて多い。

・がけ崩れ

前線活動による大雨に伴って発生し、7・8月に多い。次いで融雪期の4月にも多く発生する。

・地すべり

融雪期に発生するものが多く、4月に多く発生する。

(イ) 台風

本県に災害をもたらす台風のコースは、次の2タイプに分けられる。

a 暴風による災害が発生するコース

県の北西部又は日本海沖を通過して北北東に進んだ場合、強風に伴う施設等の倒壊、農作物の被害が発生することがある。

特徴としては、紀伊半島付近から西日本にかけて上陸し、スピードを早めながら列島を縦断して日本海を通過する。8月下旬から9月下旬にかけて発生する例が多い。

b 豪雨に伴う災害が発生するコース

県の南東部又は太平洋沿岸を通過して北北東に進んだ場合、大雨に伴う浸水や土砂災害等の被害が発生することがある。

特徴としては、東海地方から房総半島にかけて上陸し、スピードを早めながら列島を縦断又は太平洋沿岸を北上する例が多い。

(ウ) 風（台風以外）

被害をもたらす風としては、冬の季節風、温帯低気圧又は寒冷前線に伴う風等があり、強風害、竜巻による被害を発生させる。

a 強風

県内の強風による災害は、10月下旬から4月にかけての冬の季節風によるものが多い。

b 竜巻

竜巻が発生するのは、寒冷前線の通過及び寒気の流れにより、大気の状態が不安定になる時期がほとんどであり、6月～12月に発生している。

イ 雪害

雪による被害には、西高東低の気圧配置に伴う季節風により発生するもの及び本州南海上を低気圧が通過する際に発生するものがある。

降雪期間は11月～4月上旬までで、1月から2月に最も豪雪となりやすい。県内で発生する雪害は、次の4種類に大別される。

(ア) 積雪害

本町は豪雪地帯のため、林業、農業、通信及び交通関係に被害を受けることが多い。

また、雪圧のため、建造物の倒壊、雪おろしや排雪に伴う事故もある。

(イ) 風雪害

交通機関は、冬の季節風に伴う風雪により大きな影響を受けることがある。

地吹雪は、西～北西の強風に伴い庄内平野で発生することがあり、最上川峡谷に沿って本町まで及ぶこともある。

(ウ) 雪崩

本県で発生する雪崩は、次の2つに分けられる。

a 新雪（表層）雪崩

積雪の表層が滑り落ちる雪崩で、気温が低く、既に積もった積雪の上に数10cm以上の新雪が降った場合に発生し易く、1月から3月初旬にかけて多い。

b 全層雪崩

積雪の全層が滑る雪崩で低気圧又は気圧の谷が日本海を通過し、南風が吹いて気温が上昇した時又は雨が降って雪解けが促進される場合に発生しやすく、3月中旬から4月にかけて多い。

(エ) 融雪害

融雪害は、3月～4月に日本海を低気圧が通過するときに発生しやすく、気温の上昇に伴う融雪と降雨が重なって、洪水、がけ崩れ及び地すべり等の災害を起こすことが多い。

ウ その他の気象災害

(ア) 霜

霜による被害が発生する時期は、晩霜害の起こる4月～5月と、早霜害の起こる10月で、特に多いのが5月である。これは、夜間の放射冷却によるものと、季節はずれの強い寒気の流れによるものがある。

(イ) ひょう

ひょう害は、寒冷前線の通過や上空に寒気が入って大気の状態が不安定となった時の強

い落雷に伴って発生するもので、5月～7月と10月に多いが、特に6月が最も多く発生する。

ひょう害は局地性が強く、被害範囲は距離10km程度、幅数km以下の細長い長円形又は帯状になることが多い。

(ウ) 落雷

雷は、寒冷前線の通過や上空に寒気が入って大気の状態が不安定となった時に多く発生する。

4月～10月にかけて発生し、8月が最も多い。落雷による被害は、人的被害、建物の焼失及び電力施設の損壊等であるが、近年は電力の瞬断による精密機器への影響も増えている。

(エ) 冷害

夏季に寒冷な天候が続くことにより起こる農作物被害であり、次の2つのタイプがある。

- a オホーツク海高気圧が優勢で、北日本の太平洋側で海霧を伴った冷涼な北東風（やませ）が吹き、特に宮城県との峠筋にある最上、北村山地方に影響を与えることが多く、県内ではこのタイプが多い。
- b 日本上空の偏西風が南下し、大陸の寒冷な空気がしばしば北海道や東北地方の北部に流入して冬の季節風のような影響を与えるもの。

(オ) 干害

県内では主に農業生産に被害を及ぼし、最上・村山地方で被害が多く、次の2タイプがある。

- a 梅雨前線の活動が弱く空梅雨となり、夏季の降水量が著しく少なくなる場合。
- b 日本付近で高気圧が東西に帯状に連なって持続する場合。

2 社会的条件

(1) 人口

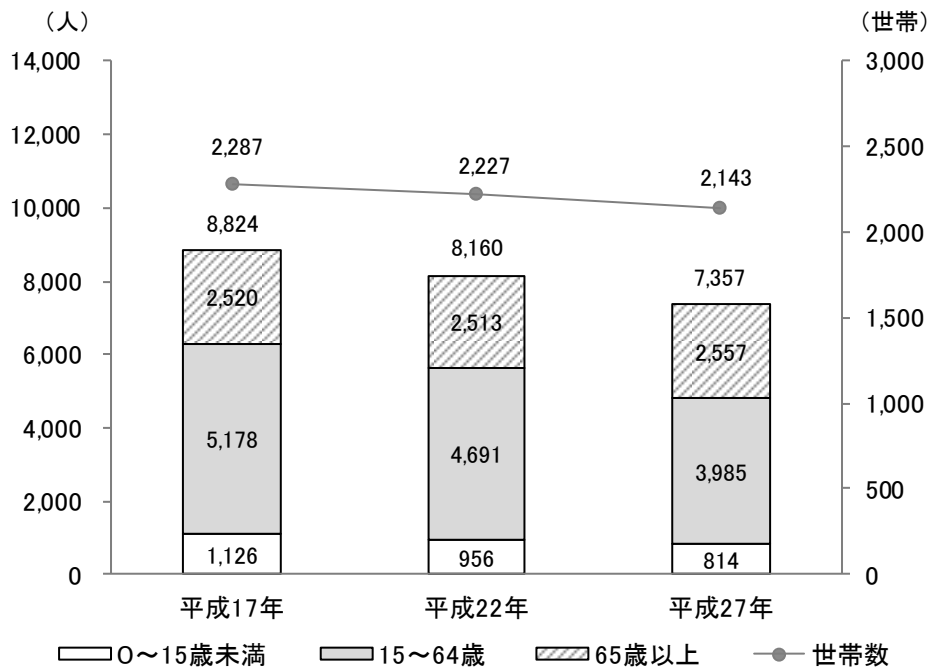
国勢調査（平成27年10月1日現在）によると、本町は7,357人、2,143世帯、一世帯当たり人員は3.43人となっている。

人口は、減少が進んでおり、平成22年から平成27年は約10.9%減となっており、県の約4.0%減と比べて上回っている。

年齢階層別人口は、平成17年と平成27年の比較では、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～65歳未満）ともに人数、構成比率ともに減少傾向、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にある。

世帯数も減少傾向にあり、一世帯あたりの人員が、平成17年の3.86人から平成27年には3.43人に減っており、徐々に少子化、核家族化が進んでいる。

【人口・世帯数の推移（各年10月1日）】

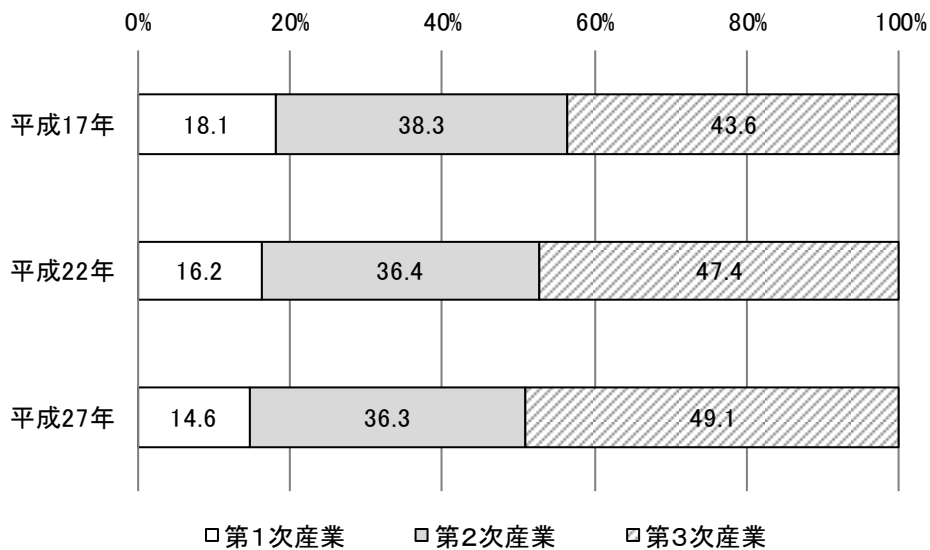


出典：国勢調査 ※平成27年は1人年齢不詳

(2) 産業

本町の産業別就業人口の割合は、平成27年国勢調査（平成27年10月1日現在）によると、第1次産業14.6%、第2次産業36.3%、第3次産業49.1%となっており、平成17年から平成27年にかけて第1次産業、第2次産業の割合がともに減少傾向にあり、そのぶん第3次産業の割合が増加している

【産業別就業人口の推移（各年10月1日）】



出典：国勢調査

第4節 被害想定

1 風水害

本町は、最上川沿いに河岸集落が形成されており、これらの多くが堤防より低い位置にあるため、洪水時に破堤するような事態になった場合、多くの人命や財産が失われる大きな被害が予想される。

近年では、昭和42年8月の羽越豪雨の被害がもっとも大きく、昭和44年8月、昭和56年6月、平成9年6月、令和2年7月も被害が発生しており、毎年のように洪水の危険にさらされている。

本町のハザードマップ（洪水避難地図）に基づく、浸水ランク50cm以上とした場合の床上浸水による被害世帯割合の想定は次のとおりとなる。

【被害世帯の割合】

地区名	被害世帯割合
横山地区	40.0%
大石田地区	33.5%
亀井田地区	8.8%
全町	26.9%

※100年に1回程度の大雨を想定（2日間の総雨量168mm昭和44年8月の大雨127mmのおよそ1.3倍）

2 震災

(1) 被害想定調査の実施

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、これまでの想定を超える大きな被害をもたらし、このような地震が日本各地で発生する可能性のあることを示した。

地域防災計画を阪神・淡路大震災を引き起こした内陸型地震や東日本大震災において発生した津波にも有効に機能するようにすることは重要な課題であり、そのためには、このような大規模地震が県内に発生した場合の被害を想定することが必要である。

これまで県では、平成8年度及び平成9年度の2年度にわたって、山形県地震対策基礎調査（被害想定調査）を実施した。平成14年には国の地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「地震調査委員会」という。）より「山形盆地断層帯の長期評価」が公表され、村山地方においてマグニチュード7.8の地震発生の可能性があることが指摘されたことを受け、山形盆地断層帯の被害想定調査を実施した。

さらに、平成17年に「長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯の長期評価」が公表され、庄内地方においてマグニチュード7.5、置賜地方においてマグニチュード7.7の地震発生の可能性があることの指摘がされたことから、両断層帯の被害想定調査を実施した。

(2) 被害想定のお考え

ア 地震規模の設定

(ア) 山形県地震対策基礎調査（平成8～9年度実施）

地域防災計画を阪神・淡路大震災を引き起こした兵庫県南部地震クラスの内陸型地震にも有効に機能するための基礎資料を得るという趣旨から、マグニチュード7クラスの内陸型地震を想定した。また、日本海中部地震クラスの海洋型地震にも対応できるよう、これに相当する地震も想定した。

(イ) 山形盆地断層帯被害想定調査（平成14年度実施）

地震調査委員会が公表した「山形盆地断層帯の長期評価」と同様のマグニチュード7.8の地震を想定した。

(ウ) 長井盆地西縁断層帯被害想定調査（平成17年度実施）

地震調査委員会が公表した「長井盆地西縁断層帯の長期評価」と同様のマグニチュード7.7の地震を想定した。

(エ) 庄内平野東縁断層帯被害想定調査（平成17年度実施）

地震調査委員会が公表した「庄内平野東縁断層帯の長期評価」と同様のマグニチュード7.5の地震を想定した。

イ 震源域の設定

内陸型地震のうち村山、置賜、庄内の3地域については、国の地震調査委員会が公表した長期評価の断層帯を震源域とし、最上地域については「新編日本の活断層（東京大学出版会）」における活断層の分布状況等を考慮し震源域を設定した。

区 分	震源域	地震規模(マグニチュード)	起震断層の長さ	
内陸型 地震	庄内平野東縁断層帯	北部	7.1程度	約24km
		南部	6.9程度	約17km
		全体	7.5程度	約38km
	新庄盆地断層帯	東部	7.1程度	約22km
		西部	6.9程度	約17km
	山形盆地断層帯	北部	7.3程度	約29km
		南部	7.3程度	約31km
		全体	7.8程度	約60km
		長井盆地西縁断層帯	7.7程度	約51km

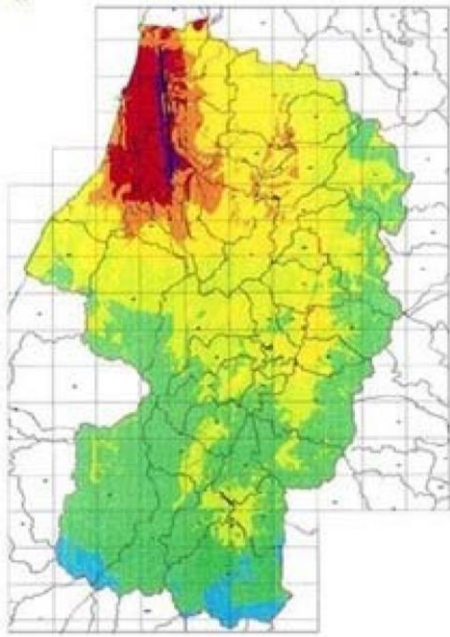
※新庄盆地断層帯及び山形県西方沖については、平成9年度実施地震対策基礎調査、山形盆地断層帯については、平成14年度実施の被害想定調査、長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯については平成17年度実施の被害想定調査による。

ウ 発生ケースの設定

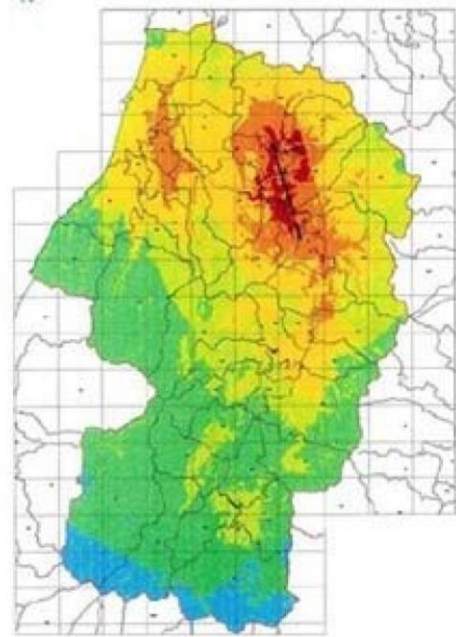
過去の地震の例等によれば、地震発生の季節や時刻によって被害状況が異なってくることが考えられることから、それぞれの想定地震について、在宅の状況、積雪の有無及び火気の使用状況を考慮し、条件の異なる3つのケース（夏季昼間・冬季早朝・冬季夕方）を設定した。

エ 被害想定項目と想定手法

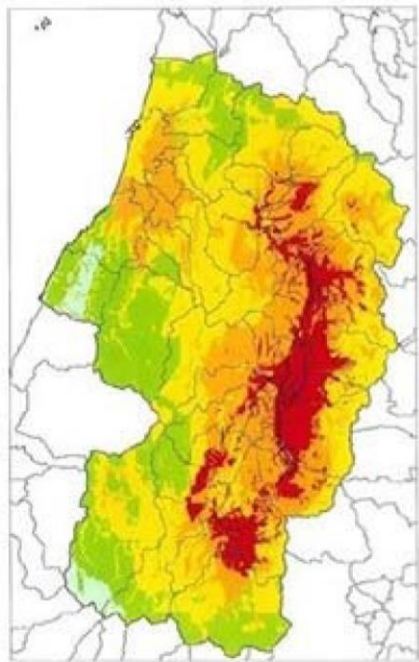
想定項目	想定対象	想定内容	考慮した要因
地震動	全県域	震度、最大地表加速度、最大地表速度	起震断層からの距離、地盤
液状化危険度	平野部、盆地部	液状化危険度	地盤、地震動
土砂災害	急傾斜地、地すべり、土石流、雪崩危険箇所	地震時危険性	平常時の危険度、地震動
建物被害	家屋、事務所、店舗、公共施設等 (物置・土蔵等は除く)	全壊棟数、半壊棟数	地震動、液状化危険度、構造(木造、RC造等)、建築年次、屋根の種類・柱の太さ・積雪の有無(地域ブロックごと)
死者、負傷者	建物被害による死傷、地震火災による死傷	死者数、重軽傷者数(病院で手当を受ける程度の負傷)	建物被害、地震火災、発生季節と時刻
避難所生活者	自宅居住困難による避難	避難所に滞在する人数	罹災者数 県民防災意識アンケート調査結果
交通機関(道路・鉄道)	緊急輸送道路、鉄道	通行障害発生の可能性(長期間(1カ月)と短期間(数日))	地震動、液状化危険度、橋梁、土砂災害危険箇所
河川・構造物	河川堤防、ため池、ダム	地震水害発生の危険性	地震動、液状化危険度、耐震対策の実態
ライフライン	上水道、下水道、LPガス、電気、電話	供給停止世帯数	地震動、液状化危険度、架線・埋設管の種類と延長
危険物施設等	石油タンク、高圧ガスタンク等	地震時の危険性	地震動、液状化危険度、種類ごと施設数



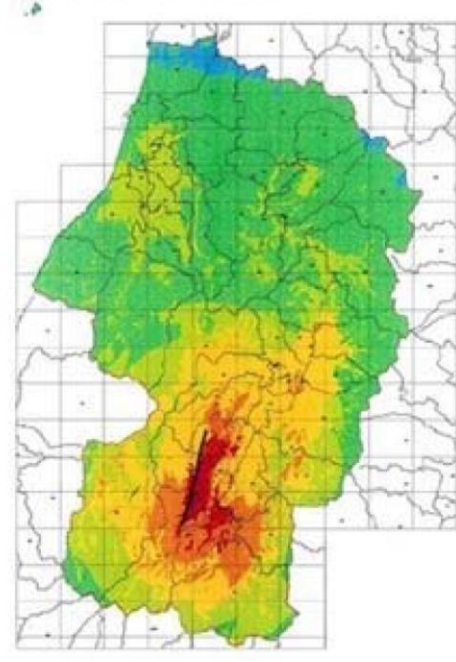
庄内平野東縁地震



新庄盆地周辺地震



山形盆地断層帯地震



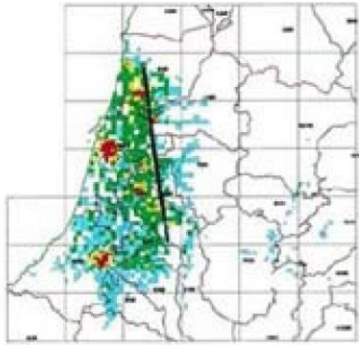
長井盆地西縁地震

凡 例	
	震度3以下
	震度4
	震度5弱
	震度5強
	震度6弱
	震度6強
	震度7

震度分布

資料：山形県文化環境部(1998)「山形県地震対策基礎調査」

：山形県文化環境部(2002)「山形盆地断層帯被害想定調査」



庄内平野東縁地震

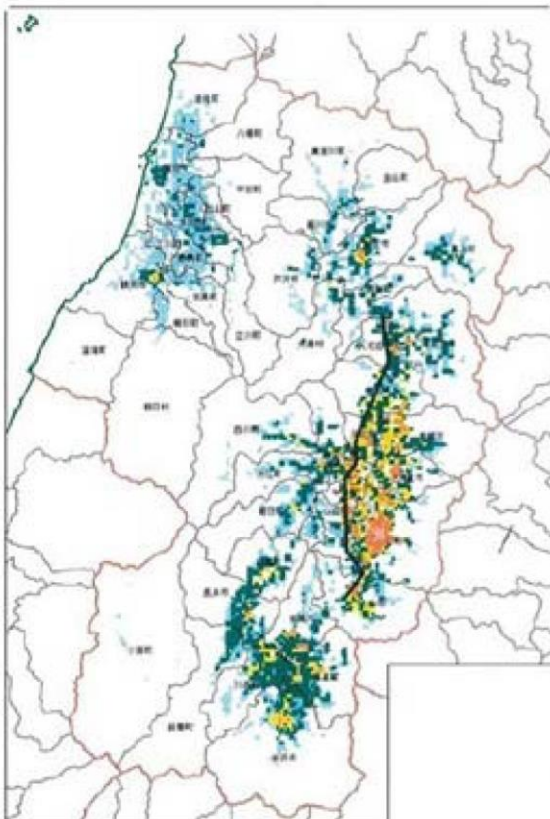


新庄盆地周辺地震



長井盆地西縁地震

凡 例	
	0.1棟/500mメッシュ未満
	1棟/500mメッシュ未満
	5棟/500mメッシュ未満
	20棟/500mメッシュ未満
	100棟/500mメッシュ未満
	100棟/500mメッシュ以上



山形盆地断層帯地震

凡 例	
	0.1棟/500mメッシュ未満
	1棟/500mメッシュ未満
	5棟/500mメッシュ未満
	20棟/500mメッシュ未満
	100棟/500mメッシュ未満
	100棟/500mメッシュ以上

全壊棟数分布

資料：山形県文化環境部(1998)「山形県地震対策基礎調査」
 ：山形県文化環境部(2002)「山形盆地断層帯被害想定調査」

(3) 想定被害の概要

ア 被害の規模

5つの想定地震の中では、設定した地震規模が最も大きく、人口が集積している村山地域で地震が発生することになる山形盆地断層帯地震の場合が、もっとも被害が大きくなる。

3つの発生ケースの中では、冬季夕方の場合、屋根に積雪があるため建物被害が大きくなるとともに、火気器具の使用が多いので出火が多くなる傾向がある。冬季早朝の場合は、夕方の場合に比較し、火災は減少するが、家屋にいる人の割合が多いので死傷者が増加する傾向にある。一方、夏季昼間の場合は、他の場合に比較し、建物被害、地震火災、死傷者ともに減少する傾向にある。最も死傷者等の被害が大きいと想定される冬季早朝について以下のとおり記載する。

【冬季早朝における想定被害の状況（県全体）】

想定項目 \ 想定地震	庄内平野東縁断層帯地震	新庄盆地断層帯地震	山形盆地断層帯地震	長井盆地西縁断層帯地震
震度	3～7	3～6強	4～7	3～7
建物全壊	10,781棟	1,295棟	34,792棟	22,475棟
建物半壊	23,618棟	5,342棟	54,397棟	50,926棟
建物焼失	63棟	16棟	297棟	82棟
死者	915人	110人	2,114人	1,706人
負傷者	9,694人	2,585人	21,887人	16,405人
避難所生活者(ピーク時)	41,044人	7,776人	94,688人	78,849人
上水道断水世帯	169,434	23,574	202,444	327,131
都市ガス停止世帯	46,378	3,510	50,082	29,005
停電世帯	20,816	30,127	114,823	43,750
電話不通世帯	13,156	17,391	98,042	25,709

イ 被害の範囲

庄内平野東縁断層帯地震	庄内地域の広い範囲及び最上地域の一部において被害が発生する。
新庄盆地断層帯地震	最上地域とともに、庄内地域の広い範囲及び村山地域の北部にも被害が発生する。
山形盆地断層帯地震	村山地域の広い範囲と置賜地域の都市部に被害が多く発生し、最上地域、庄内地域を含め、全県的に被害が発生する。
長井盆地西縁断層帯地震	置賜地域及び村山地域の全域と庄内地域の一部において被害が発生する。

ウ 本町における被害の規模

【想定被害の状況（大石田町）】

庄内平野東縁断層帯地震		被害想定		
		冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度		平均で震度5強、最大で震度6弱		
建物被害	全壊計（棟，％）	4（0.1）		3（0.1）
	半壊計（棟，％）	76		57
ライフライン被害	上水道の断水世帯：地震直後（世帯，％）	1,878（80.9）※		
	上水道の断水世帯：一日後（世帯，％）	1,167（50.9）※		
	LPガス全半壊率：冬期（％）	1.8		
	LPガス要点検供給世帯（世帯）	41		
	下水道被害率（％）	2.86		
	下水道排水困難人口（人）	89		
	停電世帯（世帯，％）	0（0.0）		
	電話不通世帯（世帯，％）	0（0.0）		
人的被害	死者（人）	0	1	0
	負傷者（人）	0	46	0
	避難者：昼間（人，％）	178（2.0）		
	避難者：夜間（人，％）	218（2.5）		

※データ不十分につき、類似規模の自治体データを引用（総管路長で補正）。

長井盆地西縁断層帯地震		被害想定		
		冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度		平均で震度6弱、最大で震度6弱		
建物被害	全壊計（棟，％）	17（0.4）		17（0.4）
	半壊計（棟）	133		133
ライフライン被害	上水道の断水世帯：地震直後（世帯，％）	1,878（80.9）※		
	上水道の断水世帯：一日後（世帯，％）	1,167（50.3）※		
	LPガス全半壊率：冬期（％）	3.4		
	LPガス要点検供給世帯（世帯）	77		
	下水道被害率（％）	4.92		
	下水道排水困難人口（人）	153		
	停電世帯（世帯，％）	403（17.3）		
	電話不通世帯（世帯，％）	239（8.6）		
人的被害	死者（人）	1	2	1
	負傷者（人）	46	74	46
	避難者：昼間（人，％）	281（3.2）		
	避難者：夜間（人，％）	356（4.1）		

※データ不十分につき、類似規模の自治体データを引用（総管路長で補正）。

新庄盆地断層帯地震		被害想定		
		冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度		最大で震度6強		
建物被害	全壊計(棟, %)	104 (2.6)	104 (2.6)	72 (1.8)
	半壊計(棟, %)	341 (—)	341 (—)	286 (—)
地震火災	出火件数(件)	1	1	0
	焼失棟数(棟)	2	1	0
	焼失率(%)	0.04	0.02	0.00
被害 ライフ インフ	上水道の断水世帯(世帯, %)	1,085 (46.8)		1,07446.3)
	下水道排水困難世帯(世帯, %)	— (—)		
	停電世帯(世帯, %)	481 (20.5)		422 (18.4)
	電話被害加入者(件, %)	516 (17.8)		441 (15.2)
人的被害	死亡者数(人, %)	8 (0.09)	9 (0.09)	5 (0.05)
	重傷者数(人, %)	27 (—)	29 (—)	19 (—)
	負傷者計(人, %)	186 (2.0)	201 (2.0)	136 (1.5)
	罹災者(人, %)	1,039 (10.1)	1,036 (10.1)	833 (8.1)
	避難所生活者(人, %)	423 (4.1)	422 (4.1)	330 (3.2)

山形盆地断層帯地震		被害想定		
		冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度		平均で震度6強、最大で震度7		
建物被害	全壊計(棟, %)	605 (15.2)		476 (12.0)
	半壊計(棟, %)	660 (16.6)		630 (15.9)
地震火災	出火件数(件)	5	2	1
	焼失棟数(棟)	6	2	1
	焼失率(%)	0.14	0.06	0.02
被害 ライフ インフ	上水道の断水世帯率(%)	66.7		65.5
	下水道排水困難世帯(世帯, %)	— (—)		
	停電世帯(世帯, %)	825 (35.1)		750 (31.9)
	電話施設被害加入者(人, %)	948 (32.7)		852 (29.4)
人的被害	死者(人, %)	34 (0.36)	42 (0.40)	26 (0.28)
	負傷者(人, %)	484 (5.24)	559 (5.43)	404 (4.37)
	罹災者(人, %)	2,950 (31.93)	2,943 (28.60)	2,568 (27.79)
	避難所生活者(人, %)	1,442 (15.60)	1,437 (13.96)	1,212 (13.12)

第5節 防災関係機関等の事務又は業務の大綱

災害対策基本法第42条第2項第1号の規定により、町及び町内の公共団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じ、町の地域にかかる防災に寄与するものとし、それぞれ防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

1 防災関係機関等の責務

(1) 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 消防機関

尾花沢市消防署大石田分署は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、町の行う防災活動を援助、協力する。

(3) 県

県は、市町村を包含する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において、統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡を必要とするときなどに、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、関係機関の調整を行う。

(4) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導及び助言等の措置をとる。

(5) 自衛隊

自衛隊は、自衛隊法第83条の規定により、県知事及び第二管区海上保安本部長の要請を受け、人命又は財産の保護のため必要と認める場合に災害派遣を実施する。ただし、災害に際し、特に緊急を要し県知事の要請を待ついとまがない場合は、要請を待つことなく災害派遣を実施する。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性に鑑み、その業務について自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(7) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。また、町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

2 住民の役割

「自分のことは自分で守る（自助）」「自分たちの地域は自分たちで守る（共助）」ことが防災の基本であり、住民は、その自覚をもち、平素から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。特に大規模地震発生時には防災関係機関の初期活動が制限されることが予想されるので、住民は自分の安全が図られるよう行動するとともに、近隣の住民と連携し、消火や救助、救急活動に積極的に取り組んでいくことが求められる。

3 防災関係機関の事務又は業務の大綱

(1) 町

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
大石田町	1 町防災会議に関する事 2 町内における公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導に関する事 3 災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関する事 4 防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報その他の業務に関する施設、設備及び組織の整備、並びに災害の予報及び警報伝達の改善に関する事 5 防災意識の高揚及び災害安全運動に関する事 6 防災に係わる教育及び訓練に関する事 7 通信施設及び組織の整備に関する事 8 水防、消防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関する事 9 治山治水その他町の地域の保全に関する事 10 建築の不燃堅ろう化その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関する事 11 災害発生の防御又	1 災害対策本部の設置及び運営に関する事 2 指定地方行政機関の長等及び県知事に対する職員の派遣要請、並びに他の市町村長に対する応援の要求に関する事 3 県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 4 損失及び損失補償並びに公的徴収金の減免等に関する事 5 災害情報の収集に関する事 6 災害広報に関する事 7 災害予警報等の情報伝達、並びに避難の勧告、指示及び警戒区域設定に関する事 8 被災者の救助に関する事 9 消防活動及び浸水対策活動に関する事 10 緊急輸送の確保に関する事 11 ライフラインの確保に関する事 12 公共土木施設、農地・農業用施設及び林地・林業用施設等に対する応急措置に関する事 13 農産物、家畜、林産物に対する応急措置に関する事 14 食料その他の生活必需品の需給計画に關す	1 被災者のための相談に関する事 2 見舞金等の支給等に関する事 3 雇用の安定に関する事 4 住宅対策に関する事 5 租税の特例措置に関する事 6 農林業者及び中小企業等に対する金融対策に関する事 7 公共施設等の災害復旧に関する事

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
	は拡大防止のための措置に関する事。	ること。 15 災害時の清掃、防疫その他保健衛生の応急措置に関する事。 16 被災児童及び生徒に対する応急の教育に関する事。 17 被災者に対する相談及び援護に関する事。	
大石田町 消防団	1 防災に係わる教育及び訓練に関する事。 2 防災思想の普及及び災害予防運動に関する事。 3 消防資機材の備蓄に関する事。	1 災害の警戒及び防御に関する事。 2 水防、消防、救助その他の応急措置に関する事。 3 災害情報の収集、その他罹災者に対する救助活動に関する事。 4 その他の災害時における業務及び活動に関する事。	

(2) 消防機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
尾花沢市 消防本部 尾花沢市消防署 大石田分署	1 防災に係わる教育及び訓練に関する事。 2 防災思想の普及及び災害予防運動に関する事。	1 災害の予報及び警報に関する事。 2 水防、消防、救助、負傷者搬送その他の応急措置に関する事。 3 災害の情報収集及び伝達並びに広報宣伝に関する事。 4 その他災害時における業務及び活動に関する事。	

(3) 県

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
山形県 防災危機管理課 村山総合支庁 村山保健所	1 山形県防災会議に関する事。 2 防災関係機関相互の総合調整に関する事。 3 災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関する事。 4 防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設、設備及び組織の整備、並びに	1 県災害対策本部の設置及び運営に関する事。 2 防災関係機関相互の総合調整に関する事。 3 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事。 4 自衛隊の災害派遣要請に関する事。 5 指定行政機関に対する職員の派遣要請に関する事。 6 建設機械及び技術者	1 被災者のための相談に関する事。 2 見舞金等の支給等に関する事。 3 雇用の安定に関する事。 4 生活関連物資の需給・価格状況の調査等に関する事。 5 住宅対策に関する事。 6 租税の特例措置に関する事。 7 農林業者及び中小

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
	<p>災害の予報及び警報の伝達の改善に関する事。</p> <p>5 防災思想の普及及び災害予防運動に関する事。</p> <p>6 防災に係る教育及び訓練に関する事。</p> <p>7 通信施設及び訓練に関する事。</p> <p>8 水防、消防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関する事。</p> <p>9 治山治水その他県土の保全に関する事。</p> <p>10 建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関する事。</p> <p>11 災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関する事。</p> <p>12 在宅の災害時要配慮者対策に関する事。</p>	<p>の現状把握、並びにその緊急使用又は従事命令に関する事。</p> <p>7 損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関する事。</p> <p>8 応急措置のための財産又は物品貸付に関する事。</p> <p>9 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に関する事。</p> <p>10 災害救助法に基づく被災者の救助に関する事。</p> <p>11 災害予警報等の情報伝達並びに災害情報の収集に関する事。</p> <p>12 災害広報に関する事。</p> <p>13 緊急輸送の確保に関する事。</p> <p>14 ライフラインの確保に関する事。</p> <p>15 公共土木施設、並びに農地及び農業用施設等に対する応急措置に関する事。</p> <p>16 農産物、家畜、林産物に対する応急措置に関する事。</p> <p>17 食料その他の生活必需品の需給調整に関する事。</p> <p>18 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関する事。</p> <p>19 被災児童及び生徒に対する応急の教育に関する事。</p> <p>20 被災要配慮者に対する相談及び援護に関する事。</p> <p>21 その他市町村の応急措置の実施又は応援の指示及び代行に関する事。</p>	<p>企業等に対する金融対策に関する事。</p> <p>8 公共施設等の災害復旧に関する事。</p>
尾花沢警察署	<p>1 災害警備用の装備資機材及び地震対策用の交通安全施設の整備充実に関する事。</p>	<p>1 災害情報及び交通情報の収集に関する事。</p> <p>2 被災者の救助及び避難誘導に関する事。</p>	

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
	と。 2 災害警備の訓練に関すること。 3 防災広報に関すること。	3 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急輸送路の確保に関すること。 4 行方不明者の調査及び死体の検視に関すること。 5 犯罪予防・取締り混乱の防止その他秩序の維持に関すること。	

(4) 自衛隊

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
陸上自衛隊	1 防災関係資料の基礎調査、関係機関との連絡調整、災害派遣計画の作成、防災訓練、防災関係資器材等の整備点検に関すること。	1 災害派遣初動の準備体制強化及び関係機関の連絡員の派遣、情報収集等並びに災害関係予報及び警報の伝達に対する協力、関係機関からの要請若しくは緊急事態に伴う部隊等の派遣に関すること。 2 被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の捜索救助、水防活動、消防活動、道路又は水路啓開に関すること。 3 診察、防疫の支援に関すること。 4 人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水の支援、救援物資の無償貸付又は譲与、交通規制の支援に関すること。 5 危険物の保安及び除去、その他臨機の必要に対し自衛隊の能力で対処可能な措置に関すること。	1 自衛隊法第100条に基づく土木工事等の受託に関すること。

(5) 指定地方行政機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
東北財務局 山形財務事務所			1 金融機関の業務運営の確保に関すること。 2 県及び市町村の災害対策に係る地方債に関すること。 3 県及び市町村に対する災害つなぎ資金の融通に関すること。

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
			4 公共団体が応急措置の用に供する普通財産の貸付けに関する事。
東北農政局	1 農地防災事業及び地すべり対策事業の実施に関する事。 2 防災教育、総合訓練及び農家に対する防災思想の普及並びに防災営農体制の確立指導に関する事。	1 災害情報の収集、種もみの備蓄及び供給、病害虫の防除、家畜の伝染病予防及び飼料の確保、土地改良機械の現況把握及び緊急使用措置、技術者の動員措置に関する事。 2 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関する事。	1 農地及び農業用施設並びにこれらの関連施設の災害復旧、直轄代行災害復旧事業、鉱害復旧事業、災害金融に関する事。
東北森林管理局 山形森林管理署	1 治山事業及び地すべり対策事業の実施に関する事。 2 防災教育及び防災訓練の実施並びに林野火災の防止に関する事。	1 災害情報の収集、災害復旧用材の供給に関する事。	1 林地、林道及び林業施設の災害復旧に関する事。
仙台管区气象台 (山形地方气象台)	1 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事。 2 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事。	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関する事。 2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事。	1 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事。
山形労働局	1 大規模な爆発、火災等の災害防止に関する事。 2 企業における防災の促進に関する事。	1 二次災害発生の防止に関する事。 2 災害応急工事等に関する安全衛生の確保に関する事。	1 事業場の操業再開時における労働災害の防止に関する事。 2 災害復旧工事等に関する安全衛生の確保に関する事。 3 雇用安定等の支援に関する事。
国土交通省 東北地方整備局 山形河川国道事務所 新庄河川事務所 新庄河川事務所	1 防災上必要な教育及び訓練の実施並びに一般住民の防災意識の高揚、防災知識の普及に関する事。 2 通信施設、観測施設、防災用機械、資機材の整備に関する事。	1 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関する事。 2 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関する事。 3 建設機械及び技術者の現況把握に関する事。	1 二次災害の防止及び迅速な復旧に関する事。

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
大石田出張所 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）・災害対策現地情報連絡員（リエゾン） 山形河川国道事務所 尾花沢国道維持出張所	3 災害危険箇所における河川、砂防、道路施設等の防災事業の推進に関する事 4 重要水防区域、地すべり防止区域及び道路通行規制区間における必要な措置並びに土石流危険区域の指導に関する事 5 官庁施設の災害予防措置に関する事 6 雪害予防施設及び除雪体制の整備に関する事	4 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等派遣及び災害時における復旧資材の確保に関する事 5 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等の実施に関する事 6 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関する事	

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
東日本旅客鉄道株式会社（山形支店）	1 線路及び建設物の警備、保存及び管理に関する事 2 鉄道林の新設、改良、保存及び管理に関する事	1 送電設備、電車線及び変電設備の防護等、列車運転用電力の確保に関する事 2 列車運転用信号通信施設及び信号保安機器の防護に関する事 3 気象情報の伝達及び災害対策本部の設置等応急体制の確立に関する事 4 災害時における救助物資及び人員の輸送確保に関する事	1 線路等鉄道施設の災害復旧に関する事
東日本電信電話株式会社（山形支店）	1 高度情報網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関する事	1 災害時における通信の確保、利用調整及び料金の減免に関する事	1 避難勧告等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免等料金の特例に関する事 2 電気通信施設の災害復旧に関する事
株式会社NTTドコモ山形支店 KDDI株式会社	1 移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関する事	1 災害時における移動通信の確保に関する事	1 移動通信設備の災害復旧に関する事
日本赤十字社（山形県支部）		1 災害時における傷病者の医療救護に関する事 2 赤十字ボランティアの活動の指導に関する事	

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
		と。 3 義援金の募集受付に関する事 4 被災者に対する救援物資の配分に関する事	
東北電力株式会社（最上村山営業所）			1 電気料金の支払い期限の延伸等料金の特例に関する事
東北電力株式会社（山形支店）	1 発電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関する事	1 災害時における電力供給の確保及び調整に関する事	1 電力供給施設の災害復旧に関する事
東北電力ネットワーク株式会社（新庄電力センター）	1 変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関する事	1 災害時における電力供給の確保及び調整に関する事	1 電力供給施設の災害復旧に関する事
日本郵便株式会社	1 災害発生時の郵政事業の運営確保体制整備に関する事		1 災害時における日本郵便株式会社の業務運営の確保に関する事。 2 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関する事。 3 株式会社ゆうちょ銀行の非常扱い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱について、各社から要請があった場合の取扱に関する事

(7) 公共的關係機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
北村山地区医師会		1 災害時における医療救護に関する事	
みちのく村山農業協同組合 大石田営農ふれあいセンター		1 共同利用施設の応急対策に関する事	1 共同利用施設の復旧に関する事。 2 被災組合員に対する融資及びあっせんに関する事

(8) 一部事務組合

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
尾花沢市大石田町環境衛生事業組合	1 災害時の緊急非常配備、動員体制計画に関する事	1 災害時における飲料水の確保及び応急対策に関する事。 2 災害時における汚染ごみし尿等の収集処理対策に関する事	1 環境衛生事業施設の復旧対策に関する事

(9) 防災上重要な関係団体、関係業者等

公共的な団体である大石田町商工会、大石田町建設業協会、大石田町社会福祉協議会、又は、建設業者、一般運送業者、危険物・高圧ガス等貯蔵施設管理者及び販売業者、電気工事業者、尾花沢大石田管工事協同組合、自主防災組織その他の防災上重要な施設の管理者は、それぞれの業務の実施につき防災に努め、防災関係機関と協力し、かつ援助して、災害応急措置を講ずるとともに災害復旧事業を行い、災害に対処する。

(10) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者
(スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客(貨物)運送事業者、建設業者等)

災害時における事業活動の継続的实施及び町が実施する防災に関する施策への協力に関すること。

(11) 住民

食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加に関すること。

震 災 対 策 編

第1章 災害予防計画

第1節 地震に関する調査研究計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課
------	--------------

1 計画の概要

地震災害の予防・応急・復旧復興対策に関する調査等を総合的に進める。

2 防災関係機関との情報交換等の実施

地域防災計画、その他個別対策項目ごとの応急対策要領等の防災資料に関し、県各機関、国等関係機関、他市町村との情報交換・資料収集等に努める。

3 防災に関する図書・資料等の収集・整理・公開

過去の大規模災害関連の研究報告書、出版物、資料等の収集・整理を行う。

第2節 地震情報収集体制の整備計画

担当部署	総務課
------	-----

1 計画の概要

地震災害発生時における迅速な初動体制の構築に資するため、地震情報収集体制の整備を推進する。

2 町の地震観測体制の整備・強化

(1) 地震観測体制

庁舎敷地内に震度計を設置しており、大規模地震が発生した場合の町内の震度計測に活用する。

(2) 観測体制の充実

県内全市町村に設置された計測震度計を活用した震度情報ネットワークシステムの機能・信頼性の向上の推進に努める。

また、当該システムの情報を気象庁が発表する震度情報に含めて発表している。

第3節 防災知識の普及計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課、教育文化課、尾花沢市消防本部
------	-----------------------------

1 計画の概要

災害時応急対策の主体となる職員及び地域住民の防災意識の向上を図るために行う防災知識の普及・啓発に努める。

2 防災関係機関職員に対する防災教育

災害時における適正な判断力を養い、防災活動の円滑な実施を期するとともに、応急対策全般への対応力を高めるため防災教育の普及徹底を図る。

(1) 町における防災教育

災害発生時に応急対策の主体となる町職員は、防災教育を通して防災に関する知識と適切な判断力が求められる。

町は、職員に対し、防災関係法令、関係条例、町防災計画及び災害時の所管防災業務における個人の具体的役割や行動等について周知徹底するとともに、行動マニュアル等を作成し、災害発生時に備える。また、国、県等が実施する研修会等に職員を参加させるとともに、職員の多数が集まる機会等を利用して、防災に関する教育を行うように努める。

(2) 防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、それぞれが定める防災に関する計画に基づいて防災教育を実施する他、町が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加する。

3 一般住民に対する防災知識の普及

大規模な地震が発生した場合には、すべての応急対策について行政が対応することが困難であり、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、防災訓練や啓発活動等を通して一般住民に対する防災知識の普及を図る。

(1) 啓発内容

地震災害に備えた普段の心得や地震発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 地震発生前の準備等についての啓発事項

(ア) 住宅の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策

(イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法※の活用）

※ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買って置き、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。

(エ) 自動車へのこまめな満タン給油

(オ) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄

- (カ) 家族が服用している医薬品の情報等の把握
- (キ) アルコール消毒液、マスク、体温計等の感染症対策の準備
- (ク) ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、避難用品や備蓄品の確保等）
- (ケ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (コ) 災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
- (ク) 地震体験車等による地震の疑似体験
- イ 地震発生後の行動等についての啓発事項
 - (ア) 緊急地震速報発表時の行動
 - (イ) 自らの身を守る安全確保行動
 - (ウ) 自動車運転時の行動
 - (エ) 地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動
 - (オ) 避難場所、避難経路
 - (カ) 応急救護の方法
 - (キ) 通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
 - (ク) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
 - (ケ) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

(2) 啓発方法

広報紙やホームページ等の活用の他、パンフレット、リーフレット、ポスター等を配布するとともに、住民を対象とした防災に関する講習会及び説明会や映画会・展覧会等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

また、地域における自主防災組織等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会など地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図る。

さらに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担うなど円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(3) 住民の責務

住民は、地域の防災訓練等、自発的な防災活動に参加するよう努める。

4 事業所等に対する防災知識の普及

大規模な地震等が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

(1) 啓発内容

地震災害に備えた普段の心得や地震発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

- ア 地震発生前の準備等についての啓発事項
 - (ア) 施設の耐震診断や備品・機器・ブロック塀等の転倒防止対策
 - (イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
 - (ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー

パー等の備蓄（ローリングストック法の活用）

- (エ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (オ) アルコール消毒液、マスク、非接触型体温計等の感染症対策の準備
- (カ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (キ) 災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
- (ク) 地域住民との協力体制の構築
- (ケ) 地震体験車等による地震の疑似体験

イ 地震発生後の行動等についての啓発事項

- (ア) 自らの身を守る安全確保行動
- (イ) 自動車運転時の行動
- (ウ) 地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動
- (エ) 避難場所、避難経路
- (オ) 応急救護の方法
- (カ) 通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (キ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- (ク) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

(2) 啓発方法

広報紙やホームページ等の活用の他、パンフレット、リーフレット、ポスター等を配布するとともに事業所等に対する防災セミナーの開設や集団指導に努め、防災知識と防災意識の啓発を推進する。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織と担うなど、円滑な避難のため自主防災組織等の地域のコミュニティと連携した避難活動を促進する。

5 学校教育における防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

防災教育を学校教育の中に位置付け、児童生徒等の発達段階に応じ、地震発生時に起こる危険や災害時の対応、本県・本町の災害史、災害教訓・伝承等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。

- ア 児童・生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること。
- イ 児童・生徒の発達段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料を活用し指導すること。
- ウ 自然体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」「家族の絆」「助け合う心」や「生きるたくましさ、勇気」等について指導すること。

(2) 教職員に対する防災教育

- ア 町教育委員会は、初任者研修、経験者研修等において、地震災害の基礎知識、児童生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。
- イ 校長は、教職員が地震発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。

6 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

(1) 監督機関の責務

消防本部、防災関係機関と協力し、防災対策上特に注意を要する危険物等施設、病院・福祉施設並びに旅館等、不特定多数の者が利用する施設の監督機関は、防火管理者及び危険物保安統括管理者等、当該施設の管理者に対し、技能講習も含む講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書やパンフレットの配布及び現地指導等により防災教育を実施し、その資質向上を図るとともに、特に災害発生時における行動力、指導力を養う。また、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

(2) 危険物等施設における防災教育

災害発生時に、周辺住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品並びに毒物、劇物等の危険物品の保安管理施設）の施設管理者は、災害時の応急対策について職員に周知、徹底するとともに、施設の特性をチラシ等により周辺住民に周知する。

(3) 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、災害時に自力で避難することが困難な病人、けが人、高齢者及び障がい者等要配慮者が多数利用しているため、施設の管理者は、平常時から通院・入院者及び入所者の状況を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を実施するなど十分な防災教育を行う。また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

(4) 旅館等における防災教育

旅館等においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備の適切な使用、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難経路を明示する等災害時の対応方法を周知徹底する。

(5) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよう職員に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速な避難行動がとれるよう避難経路等の表示を行う。

第4節 地域防災力強化計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課、尾花沢市消防本部
------	-----------------------

1 計画の概要

災害発生時には、公的機関による防災活動（公助）のみならず、地域住民及び企業（事業所）等による自発的かつ組織的な防災活動（共助）が極めて重要であることから、地域、企業（事業所）等における自主的な防災組織の育成・整備など地域防災力の強化方策を推進する。

2 自主防災組織の育成

(1) 育成の主体

法第5条第2項の規定により、町は自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、町内会等に対する指導・助言を積極的にを行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成・強化に努め、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

(2) 育成の方針

「山形県自主防災組織整備推進要綱」（昭和54年3月23日山形県防災会議決定）に基づき、既存の町内会等の自治組織を自主防災組織として育成する。

その際には、特に、災害危険度の高い、次の地域の優先度を高めて推進を図る。

- ア 人口の密集している地域
- イ 高齢者等いわゆる要配慮者の人口比率が高い地域
- ウ 木造家屋の集中している地域
- エ 土砂災害危険地域
- オ 雪崩発生危険箇所の多い地域
- カ 消防水利、道路事情等の観点から、消防活動等の困難な地域
- キ 豪雪時に交通障害、通信障害が予想される地域
- ク 過去において災害により甚大な被害を受けた地域

(3) 自主防災組織の規模

自主防災組織は、住民が最も効果的な防災活動が行える地域を単位とする。

(4) 育成強化対策

ア 自主防災組織の育成計画を作成し、自主防災組織に対する住民の意識の高揚を図るとともに、次の点に留意して、育成・指導を行う。

(ア) 編成の基準

自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、あらかじめ組織の編成を定める。

a 自主防災組織内の編成

情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等

b 編成上の留意事項

地区組織等に防災部を設置している場合等、既に自主防災組織と類似した組織がある場合は、その活動内容の充実、強化を図って自主防災体制を整備する。

また、地区組織等があるが、特に防災活動を行っていない場合は、地区組織活動の一環として防災訓練等防災活動を取り上げることににより、自主防災体制の整備を推進する。

その他、以下の点に留意して自主防災組織の編成を行う。

- ・女性の参画と昼夜間の活動に支障がないような組織編成の検討
- ・水防活動やがけ崩れの巡視等、地域の実情に応じた対応
- ・事業所等における自衛消防組織等や従業員の参加
- ・地域的偏りの防止と専門家や経験者（消防団OB等）の活用

(イ) 規約の策定

自主防災組織の運営に必要な基本的事項について規約を定め、明確にしておく。

(ウ) 活動計画の作成

自主防災組織の活動計画を定める。

- a 自主防災組織の編成と任務分担に関すること（役割の明確化）
- b 防災知識の普及に関すること（普及事項、方法等）
- c 防災訓練に関すること（訓練の種別、実施計画等）
- d 情報の収集伝達に関すること（収集伝達方法等）
- e 出火防止及び初期消火に関すること（消火方法、体制等）
- f 救出及び救護に関すること（活動内容、消防機関等への連絡）
- g 避難誘導及び避難生活に関すること（避難の指示の方法、要配慮者への対応、避難場所又は避難所の運営協力等）
- h 給食及び給水に関すること（食料・飲料水の確保、炊き出し等）
- i 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること（調達計画、保管場所、管理方法等）

イ 自主防災リーダーの育成

自主防災リーダーについては、次の事項に留意し、研修の実施等により育成に努める。

- (ア) 消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務は極力避けること
- (イ) 自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在になること等を考慮し、組織の長だけでなく、複数のサブリーダー（その職務を代行しうる者）も同時に育成すること
- (ウ) 男女共同参画の視点から、女性リーダーについても育成に努めること

ウ 訓練の充実

災害時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、知識・技術の習得とともに、災害発生を想定した防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあっては、平素から発災時の防災活動に必要な知識及び技術を習得するための研修や初期消火訓練、応急救護訓練、避難誘導訓練及び避難所運営訓練等の各種訓練を行い、災害への実践的な対応力を強化するよう努める。

また、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、多様な世代が参加できるような環境の整備等を行い、町の防災訓練に自主防災組織を参加させるとともに、平素から自主防災組織に対して積極的に訓練の技術指導を行う。

エ 防災資機材の整備等

県が実施する自主防災組織への支援事業や、財団法人自治総合センターが実施する「地域防災組織育成助成事業」等を積極的に活用し、自主防災組織に対し防災資機材の整備を促す

とともに、地域防災活動の拠点（防災センター等）、消防水利（防火水槽等）及び広場（避難路、避難地等）の整備を積極的に行うことにより、自主防災組織が災害時に効果的に活動できるよう努める。

なお、整備にあたっては、既存の公共施設の防災拠点化も検討する。

オ 自主防災組織連絡協議会の設置

自主防災組織間の協調・交流を推進するため、自主防災組織連絡協議会の設置を促進する。

(5) 自主防災組織の活動内容

ア 平常時の活動

(ア) 防災に関する知識の普及

(イ) 防災関係機関、隣接の自主防災組織等との連絡

(ウ) 地域内における危険箇所（山崩れ、がけ崩れ、危険物施設及び延焼拡大危険地域等）の点検

(エ) 地域内における消防水利（消火栓、小川、井戸等）の確認

(オ) 家庭内における防火、防災等についての啓発活動

(カ) 地域内における情報の収集・伝達体制の確立

(キ) 避難地及び医療救護施設の確認

(ク) 火気使用設備・器具等の点検

(ケ) 防災用資機材等の備蓄及び管理

(コ) 各種防災訓練（情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、避難訓練、救出・救護訓練等）の実施等

(サ) 在宅の要配慮者に関する情報の把握等

イ 災害発生時の活動

(ア) 出火防止及び初期消火活動の実施

(イ) 地域住民の安否の確認

(ウ) 負傷者の救出・救護活動の実施及びその協力

(エ) 地域内における被害状況等の情報の収集・伝達

(オ) 地域住民に対する避難勧告等の伝達

(カ) 避難誘導活動の実施

(キ) 要配慮者の避難活動への支援

(ク) 避難生活の指導、避難所の運営への協力

(ケ) 給食・給水活動及びその協力

(コ) 救助物資等の配布及びその協力

(サ) 他地域への応援等

(6) 関係団体との連携

自主防災組織は、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係団体と連携を図る。

(7) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

ア 自発的な防災活動の推進

自主防災組織等、一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

イ 地区防災計画の設定

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

3 企業（事業所）等における防災の促進

企業（事業所）等における自衛消防組織の整備促進及び事業継続計画（BCP）の策定促進を図る。また、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

(1) 企業等における自衛消防組織の育成

ア 育成の方針

次の施設を管理する企業（事業所）等は、自衛消防組織の整備を推進する。

(ア) 旅館及び学校等、多数の者が出入し又は居住する施設

(イ) 石油類、高圧ガス、火薬類及び毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

(ウ) 多数の従業員が勤務する事業所で、組織的に防火活動を行う必要がある施設

イ 育成強化対策

(ア) 消防法に基づく指導

多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建築物並びに一定規模以上の危険物製造所等、消防法に基づき自衛消防組織の設置及び消防計画の作成が義務づけられている施設について、法令に基づき適正な措置が講じられるよう指導する。

また、消防計画に基づいて定期的に行われる初期消火、通報及び避難等の訓練が適切に実施されるよう、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

(イ) 自衛消防組織の整備推進に向けた理解の確保

消防法の規定により自衛消防組織の設置が義務づけられていない施設についても、自衛消防組織の設置が推進されるよう、関係者の理解確保に努める。

また、これらの施設について自衛消防組織が設置された場合には、被害の発生と拡大を防止するための防災計画の策定並びに定期的な防災訓練の実施により自主防災体制の確立を図られるよう、関係者の理解確保に努める。

ウ 自衛消防組織の活動内容

(ア) 平常時の活動

- a 防災要員の配備
- b 消防用設備等の維持及び管理
- c 家具・什器等の落下・転倒防止措置
- d 各種防災訓練の実施等

(イ) 災害発生時の活動

- a 出火防止及び初期消火活動の実施
- b 避難誘導活動の実施等
- c 救援、救助活動の実施等

(2) 企業等における事業継続計画の策定促進

企業等は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(3) 町等における事業継続力強化支援計画の策定促進

中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(4) 企業等における帰宅困難者対策の促進

企業等は、災害時において公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な従業員等に対し、一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努める。

(5) 企業等における緊急地震速報受信装置等の積極的活用

企業等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

第5節 災害ボランティア受入体制整備計画

担当部署	保健福祉課
------	-------

1 計画の概要

大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等に、重要な役割を担うことが期待される災害ボランティアについて、受入体制及び活動環境の整備を図る。

2 一般ボランティア

(1) 意義

一般ボランティアとは、被災者の生活支援を目的に、専門知識、技術等を必要としない自主的な活動をいう。

(2) 活動分野

一般ボランティアの関与が効果的と考えられる主な活動分野は次のとおりである。

ア 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動

イ 救援物資、資機材等の配分・輸送

ウ 家財の搬出、家屋の片付け、瓦れきの撤去

エ 災害情報、生活情報等の収集・伝達

オ 被災者の話を聞く傾聴活動

カ 軽易な応急・復旧作業

キ 災害ボランティアの受入事務

(3) 受入体制の整備

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時におけるボランティアの受入体制を整備する。

ア 町災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）の設営に係る指針及びマニュアル等の点検、整備

イ 町災害ボランティア支援本部の設営シミュレーションの実施

ウ 町災害ボランティア支援本部の運営者等の養成及び登録

エ 町災害ボランティア支援本部の設置場所、運営資機材等の確保

オ 地域における防災意識の普及啓発

カ ボランティア保険の普及啓発及び加入促進

3 専門ボランティア

(1) 意義

専門ボランティアとは、通常は関係機関の要請に基づき、行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術等を必要とする自主的な活動をいう。

(2) 活動分野

専門ボランティアの主な活動分野、内容等は次のとおりである。

区 分	活 動 内 容	必要な資格等
医療ボランティア	発災直後の医療活動や病院等における医療支援活動等	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等
介護ボランティア	避難所等における要介護者への支援、一般ボランティアへの介護指導等	介護福祉士、寮母、ホームヘルパー等介護業務の経験者
手話通訳、要約筆記ボランティア	手話通訳、要約筆記による情報提供活動や要配慮者の生活支援等	手話、要約筆記に堪能な者
外国語通訳ボランティア	外国語通訳による情報提供活動等	外国語に堪能な者
砂防ボランティア	土砂災害危険箇所の危険度の点検、判定等	土砂災害等の知識を有する者
水防協力団体(ボランティア)	水防活動に協力し、情報収集や普及啓発活動等	水防管理者が指定した団体
消防ボランティア	初期消火活動や救急救助活動その他避難誘導等の支援	消防業務の経験者
被災建築物応急危険度判定ボランティア	建物の倒壊、外壁等落下の危険度を調査し、建物使用の可否を判定等	被災建築物応急危険度判定士
被災宅地危険度判定ボランティア	住宅宅地の危険度を判定等	被災宅地危険度判定士
通信ボランティア	アマチュア無線等による被災地の情報収集、提供活動等	アマチュア無線技士
緊急点検、被害調査ボランティア	公共土木施設等の緊急点検や被害状況の調査	県との協定締結団体の登録会員
動物救護ボランティア	負傷動物及び飼い主不明動物等の救護	獣医師及び動物愛護等の知識を有するもの
歴史資料救済ボランティア	歴史資料(文化財等)の被害状況の情報収集及び救済活動支援等	歴史資料(文化財等)の取扱に関する知識を有する者

(3) 受入体制の整備

町は、県関係各課、社会福祉協議会、日本赤十字社、NPO、ボランティア関係機関・団体等と相互の連携を図り、専門ボランティアの活動環境等を整備するため、次の取組を行う。

ア ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるため、広報・普及啓発を行う。

イ ボランティアの募集を積極的に行うとともに、ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録や協定締結等を推進する。

ウ ボランティア登録者等が、災害時に適切に行動できる知識、技術等を身につけてもらうため、ボランティア活動分野ごとの訓練や研修等を実施する。

エ ボランティア活動の安全性を確保するため、ボランティア保険の普及・啓発、加入促進を図る。

オ ボランティア活動が迅速かつ的確になされるよう、受入や調整を行う体制の整備を図る。

4 専門ボランティアとの連携体制の整備

(1) ボランティア登録、協定締結等

町、県、ボランティア関係団体等は、相互に連携し、応急対策において必要なボランティア団体及び個人と事前にコンタクトをとり、協定の締結、事前登録等を行うよう努める。

(2) ボランティアの登録、協定締結等

町、県、ボランティア関係団体等は、地震災害時の意志の疎通を円滑にするために、専門ボランティア組織・団体に関する情報（活動内容、規模、連絡先等）を事前に把握するよう努める。

(3) ボランティアの養成

町及び県は、専門ボランティア登録者について、ボランティア関係団体等と相互に連携を図りながら、地震災害時のボランティア活動に必要な知識、技能等についての講習や訓練の実施に努める。

5 活動環境の整備

平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

また、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第6節 防災訓練計画

担当部署	全課
------	----

1 計画の概要

災害発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するため、防災訓練の実施に努める。

2 町の防災訓練

地域における第一次の防災機関として災害対策活動の円滑を期するため、町総合防災訓練実施要綱を策定し、以下の点に留意して各種訓練を実施する。

- (1) 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等多様な主体と連携した訓練を実施すること。
- (2) 自主防災組織等をはじめ地域住民及び要配慮者の参加に重点を置くこと。
- (3) 県及び防災関係機関との被害情報等の伝達、応援要請訓練を実施すること。
- (4) 無線通信訓練、自衛隊派遣要請訓練等には県の参加を求めること。
- (5) 総合的な防災訓練を年1回以上開催するように努めること。
- (6) 図上訓練等を実施するように努めること。
- (7) 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した訓練実施に努めること。
- (8) 緊急地震速報をシナリオに取り入れ、安全確保行動をとる訓練を併せて実施するなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めること。
- (9) 季節による防災上の課題を明らかにするため、実施時期にも配慮した訓練計画・実施を検討すること。

(10) 訓練項目

- ・ 防災気象情報伝達訓練
- ・ 非常招集訓練
- ・ 災害情報収集訓練
- ・ 通信手段確保訓練
- ・ 非常通信訓練
- ・ 災害対策本部設置訓練
- ・ 消火訓練
- ・ 給食給水訓練
- ・ 救援物資輸送訓練
- ・ 自衛隊災害派遣訓練
- ・ 自主防災組織による初期対応訓練
- ・ 避難誘導訓練
- ・ 救出訓練
- ・ 救急救護訓練
- ・ 緊急道路確保訓練
- ・ 災害対策本部運営訓練
- ・ 災害対処訓練
- ・ 災害ボランティア受入訓練
- ・ 水防訓練

(11) 防災訓練の方針

- ア 災害情報の伝達及び応急体制の確立
- イ 災害が発生した際の行動と処理の徹底
- ウ 災害時要配慮者の誘導、救出、救護等の訓練
- エ 家庭における非常用物資の備蓄啓発

- オ 防災組織による実践活動の推進及び指導
- カ 企業の自助自立の精神に基づく訓練の実施と防災体制の強化
- キ 町及び防災関係機関の連携活動の強化
- ク 県及び他市町村との広域協力体制の強化
- ケ 国、指定地方行政機関、公共機関等の協力体制の強化

(12) 防災訓練実施上の注意事項

- ア 訓練実施場所は、平坦で障害物がないところを選定する。
- イ 訓練参加者の服装及び履物については、訓練にふさわしいものを着用する。
- ウ 資機（器）材を使用する訓練にあつては、十分な点検整備を行い、点検不備による事故発生を防止する。
- エ 正しい技術等を習得するため、消防機関の指導を受ける。
- オ 消防訓練等身体を動かす場合には、事前に十分な準備運動をする。
- カ 効果的な訓練を実施するため訓練計画を作成する。
- キ マンネリ化防止のため、新しい工夫をする。

3 学校の防災訓練

学校長は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保する。

なお、以下の点に留意して年1回以上防災訓練を実施する。

- (1) 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。
- (2) 児童・生徒の避難誘導を実施すること。
- (3) 季節を考慮した訓練を実施すること。
- (4) できる限り地域との連携に努めること。

4 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物施設及び病院・福祉施設等不特定多数の者が利用する施設、防災対策上特に注意を要する施設等の管理者は、大地震が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。

特に、病院・福祉施設には、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の要配慮者が多数在所していることから、施設の管理者は、町及び消防等の防災関係機関との緊密な連携のもとに、情報伝達訓練を取り入れた訓練を実施する。

5 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 訓練を行うにあたって、可能な限り訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

(2) 訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ訓練内容の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるようにする。

6 自主防災組織の実施する防災訓練

自主防災組織の訓練計画により実施する。

第7節 避難体制整備計画

担当部署	総務課、町民税務課、保健福祉課、教育文化課
------	-----------------------

1 計画の概要

地震による災害は、火災等の二次災害と相まって大規模かつ広域的になるおそれがあることから、地域住民等を安全な場所に計画的に避難させるために、避難体制の整備を図る。

2 避難場所及び避難所の指定と事前周知

地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、震災による住家の倒壊等により地域住民が生活の本拠を失った場合又は避難が長期にわたる場合を考慮し、避難場所及び避難所を対象に、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「指定避難所等」という。）について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

(1) 指定避難所等の定義

ア 指定緊急避難場所

災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで又は避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地又は学校のグラウンド等であり、法の基準を満たし、かつ町地域防災計画で指定した場所をいう。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

イ 指定避難所

家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を体育館、公民館及び学校等の公共施設等に避難させ、一定期間保護するための施設であり、法の基準を満たし、かつ町地域防災計画で指定した施設をいう。

(2) 指定避難所等の指定

指定避難所等を指定するにあたっては、次の事項に留意する。

ア 浸水域等の危険区域以外において地区別に指定し、災害の種別ごとに、どの地区の住民がどの場所に避難すべきか明確にするとともに、高齢者、乳幼児及び障がい者等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。やむを得ず危険区域内となる場合は、浸水、土砂災害に対する安全が確保できる複数階の頑強な建物であること。

また、一旦避難した指定避難所等に更に危険が迫った場合に、他の指定避難所等への移動が容易に行えることや、救急搬送及び物資輸送体制（救援・輸送用のヘリコプター離着陸等）等を考慮した避難圏域を設定すること。

イ 指定緊急避難場所については、地震に伴う火災に対応するため、災害種別に応じて、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定すること。また、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全

な空間とすることに努めること。

ウ 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定すること。

なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備されている、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものものを指定すること。

エ 発生が想定される避難者（大規模災害時における帰宅困難者や断水、停電等による避難者を含む）をすべて受け入れられる面積を確保すること。また、観光客の多い地域では、これらの観光客の受入も考慮して指定避難所等を整備すること。

オ インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防止するため、過密化が想定される指定避難所がある場合には、可能な限り多くの避難所を確保すること。

《参考》

阪神・淡路大震災の事例や他県の整備状況では、避難場所で1～2 m²/人程度、避難所で3 m²/人程度が目安とされている。

カ 延焼、地すべり等二次災害の危険性のないこと。指定避難所は十分な耐震強度を確保すること。

キ 都市公園等を指定避難所等に指定する場合は、火災が発生した場合の輻射熱を考慮した広さを確保すること。

ク 危険物を取り扱う施設等が周辺にないよう配慮すること。

ケ 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努めること。

コ 指定避難所については、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、避難を開始した場合に直ちに開設できる体制を整備すること。

サ 学校を指定避難所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。学校施設の指定避難所等としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所等となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。

シ 指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めること。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

ス 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めること。

セ 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有するNPO等や医療・保健・福祉の専門家等との定期的な情報交換に努めること。

(3) 避難路の設定及び安全確保

町は、指定避難所等に至る避難路を設定するとともに、その安全を確保するため、次の事項に

留意する。

ア 指定避難所等へ至る避難路について、十分な幅員の確保と延焼防止、がけ崩れ防止等のための施設整備に努めると共に土砂災害発生（予想を含む）の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民等に周知すること。

イ その他の道路についても、道路に面する家屋や建造物等が被災した場合に避難の支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民に周知すること。

(4) 指定避難所等及び避難方法の事前周知

町は、指定避難所等を指定したときは、次の方法等により住民にその位置及び避難に当たっての注意事項等の周知徹底を図る。

ア 避難誘導標識、避難地案内板等の設置

指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。また、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

イ 広報誌、防災マップ、チラシ配布

防災マップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。

ウ ホームページへの掲載

エ 防災訓練等の実施

なお、以下の内容については、特に周知徹底に努める。

ア 指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること。

イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること。

ウ 避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。

エ 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當な場合があること。また、町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、地域住民が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

(5) 公共用地の活用

避難場所、避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地・公有財産の有効活用を図る。

3 避難勧告等発令体制の整備

(1) 判断基準の明確化

災害時に適切な避難勧告等ができるよう、あらかじめ明確な判断基準の設定に努める。

また、避難勧告等の発令判断、伝達を適切に実施するため、判断基準や伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

マニュアルの作成にあたり、災害の特性と住民に求められる避難行動や具体的かつ確実な伝達手段（地震時にはライフラインに著しい影響を与えるおそれがあり、また、防災放送の屋外スピ

一カや広報車は、聞こえにくいという問題を考慮した伝達手段の確保) に関して留意するとともに、住民への十分な周知を行う。

(2) 全庁をあげた体制の構築

躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(3) 国や県との連携

避難勧告等及び土砂災害についてはそれらの発令又は解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

山形地方気象台や山形河川国道事務所、新庄河川事務所等の国の機関や県から、避難勧告等の発令基準の策定について、支援及び助言を受ける。

また、町は、国、県の関係機関との間で連絡を密に取り合い、ホットラインを構築するなど、日頃からの連絡体制を確立しておく。

4 指定避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備

指定避難所等及び避難路について、その管理者と十分調整を図り、次のとおり施設、設備及び資機材等の整備に努める。

(1) 指定避難所及び避難路の耐震化

(2) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な衛星携帯電話等の通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備

(3) 地域完結型の備蓄施設（既存施設のスペースも含む）の確保並びに給水用資機材、炊き出し用具（食料及び燃料）及び毛布等の生活必需品のほか、積雪期・寒冷期を考慮した暖房器具の配備

(4) 要配慮者に配慮した指定避難所等への誘導標識の整備や、避難施設の空調、洋式トイレ、障がい者用トイレ、スロープ等バリアフリー化等の環境整備

(5) 避難生活が長期化することに備え、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションや冷暖房機器の増設・配備をはじめとする環境の整備

(6) 更衣室等のスペース確保等の男女のニーズの違い等に配慮した施設の環境整備

(7) 感染症拡大防止の上で有効な物資・機材の確保（アルコール消毒液、マスク、体温計、パーテーション等）

5 避難行動要支援者の避難支援計画

避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者名簿及び個別計画を作成する。

また、名簿の作成に必要な個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護条例との関係を整理するとともに、名簿の活用に関して平常時と災害発生時のそれぞれについて避難支援者に情報提供を行うための体制を整備する。

6 避難誘導体制の整備

町は、避難勧告等が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導体制を整備する。

特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、消防団による安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等多様な主体の連携や協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

7 防災上特に注意を要する施設の避難計画

(1) 多数の要配慮者が利用する施設

学校、保育所、病院及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

ア 防災情報の入手体制

イ 地域の実情に応じた避難所等、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法

ウ 入院患者及び自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等との協力体制

エ 集団的に避難する場合の避難所等の確保、保健衛生対策及び給食の実施方法

オ 災害時における施設利用者の受入に関する他施設との協定等

カ 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

(2) 不特定多数の者が利用する施設

旅館、駅その他不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

ア 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達

イ 利用者の施設外への安全な避難誘導

ウ 避難所等に係る市町村等との事前調整

8 福祉避難所の指定

指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障がい者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難生活において何らかの特別な配慮を必要とする者（要配慮者）のために、次の事項に留意し、必要に応じて福祉避難所を指定する。

なお、指定に当たっては、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、防災拠点型地域交流スペースを付設する社会福祉施設、特別支援学校等、受け入れる避難者にふさわしい施設を選定し、福祉避難所として必要な設備及びケアにあたる人材の確保について配慮すること。

また、適当な施設を指定することが困難な場合は、既に一般避難所に指定している施設において、要配慮者に対して特別な配慮をする場所や部屋の分けをする等により、一般の避難所を福祉避難所として指定するよう努める。

- (1) 相談等に当たる介助員等の配置（概ね10人の対象者に1人）
- (2) 高齢者、障がい者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の整備
- (3) 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の整備

9 近隣市町村における指定緊急避難場所の指定

町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるよう努める。

第8節 救助・救急体制整備計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課、保健福祉課、尾花沢市消防本部
------	-----------------------------

1 計画の概要

大規模地震が発生し、建物の倒壊や火災等が同時多発する現場で、多数の被災者を迅速かつ的確に救出・救助するため、防災関係機関が連携して実施する初期活動から救急搬送までの活動体制の整備を図る。

2 自主防災組織の対策

(1) 情報の収集・伝達体制の確立

地域における要救助者の発生状況等を、速やかに町又は消防機関、警察機関に通報するとともに、これら防災関係機関の避難の勧告・指示等を、速やかに地域住民に伝達する体制を確立する。

(2) 防災訓練の実施

防災関係機関が要救助現場に到着するまでの間、自主防災組織が迅速かつ的確に救助活動を展開することが極めて重要であることから、平時において、消火活動や損壊した建物による埋没者の救助活動等について十分な訓練を行う。

(3) 防災用資機材の整備

救助活動に必要なとなるチェーンソー、エンジンカッター及び簡易ベッド等の資機材を地域の防災拠点や指定避難所等に整備するよう努める。

3 町及び消防機関の対策

(1) 住民に対する防災意識の啓発

救助訓練、応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民の防災意識の高揚を図る。

また、要配慮者の避難誘導等が円滑に行われるよう、その実施方法を検討し確立する。

(2) 民間等による救助・救急支援体制の確保

同時多発する建物倒壊や火災等に備え、地元建設業者等から、救助活動に必要な重機や操作要員の派遣が受けられるよう協定を締結するなど体制を整備する。

(3) 消防組織の救助・救急体制の整備

ア 常備消防組織

尾花沢市消防本部と連携を図りながら、常備消防の整備に努める。

イ 消防団

消防団活動に参加しやすい環境整備（機能別分団・団員、大学生団員、女性団員の拡充等）による消防団員の入団促進や消防団協力事業所表示制度の活用等により消防団活性化対策を総合的かつ計画的に推進する。

さらに、消防団が災害発生時に一刻も早く災害現場に到着することができるよう、団員の連絡・参集体制の整備・充実を図るとともに、地域住民と協力して一人でも多くの人員で救助・救急活動を行えるよう、日頃から地域住民と連携した初動体制の確立に努める。

また、消防団の救助・救急活動に係る教育訓練を積極的に行うとともに、消防団におけるハンマー、ジャッキ、チェーンソー及び無線機器等の救助・救急用資機材の整備に努める。

(4) 連携体制の構築

救助の対象となる被災者の発生情報は、災害応急対策において最も重要な情報項目であることから、町及び消防組織は自らの活動によりこれを迅速に把握するとともに、地域住民や自主防災組織、警察機関及び県等と適切に情報交換できる体制を整備する。また、初期活動から救急搬送までの一連の実動訓練を実施し、防災関係機関の連携や相互の役割分担を常に確認しておく。

(5) 救助・救急活動における交通確保

被災者を的確に救助するためには、消防機関等が一刻も早く災害現場に駆けつけ、救出した被災者を迅速に医療機関に搬送することが重要であるので、建物等の崩壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の情報提供方法及び交通確保対策を、警察や道路管理者と協議し定めておく。

(6) 医療機関との情報伝達体制の整備

多数の救出者を迅速かつ的確に医療機関に救急搬送するため、緊急患者受入の確認方法等、医療機関との情報伝達体制について協議し定めておく。

(7) 応援受入体制の確立

同時多発災害に自己の消防組織等のみで対応できない場合、関係法令や協定等に基づく他市町村の消防機関、警察及び自衛隊への応援要請について、その順位や手続き等をあらかじめ定めて確認しておく。

また、これら応援に駆け付ける関係機関の受入体制のうち、特に被災者に関する情報の集約、活動区域の分担及び災害現場への応援部隊の誘導方法等について、協議し確立しておく。

第9節 火災予防計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課、建設課、尾花沢市消防本部
------	---------------------------

1 計画の概要

地震の二次災害として、火災発生の未然防止と被害の軽減を図るために、火災予防体制の整備等に努める。

2 出火防止

(1) 一般対策

- ア 広報活動により火災予防思想の普及啓発に努める。
- イ 火災の発生を防止するため、建築物の内装材料等の不燃・難燃化を指導する。

(2) 家庭に対する指導

地域の自主防災組織等を通じて一般家庭に対し火災発生防止対策、消火器の整備と取扱の指導及び初期消火活動の重要性を周知徹底する。

ア 地震発生時の対策

- (ア) 使用中の調理器具、暖房器具等の火を消す、又は電源を切る。
- (イ) ガスの、元栓を締める。
- (ウ) 電力復旧時の火災発生を防止するため、電気のブレーカーを切る。

イ 平常時の対策

- (ア) 消火器、消火バケツ等の消火用器材の設置
- (イ) 住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器等の設置及び維持管理
- (ウ) 危険物及び可燃物等（灯油、食用油、ヘアスプレー等）の保管場所の点検

(3) 防火対象物に対する指導

消防機関は、消防法に基づき、防火管理者を選任させる。

(4) 定期点検報告制度等の実施指導

消防機関は、防火対象物で一定規模以上の収容人員のあるもの、又は特定の防火対象物（飲食店、旅館、病院等の不特定多数の者が利用するもの）のうち一定の基準に適合するものには、防火対象物定期点検報告制度（セイフティマーク）等に基づく点検報告を実施させることにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

3 消防用設備等の適正な維持管理指導

(1) 尾花沢市消防本部による、病院、社会福祉施設等要配慮者が利用する防火対象物に対する、スプリンクラー設備等の消防用設備等の適正な設置の指導に協力する。

また、それ以外の防火対象物についての、法令等の規定による消防設備等の設置を完全に履行させることにより、その適正な維持管理の指導に協力する。

(2) 町及び消防機関は、防火管理者、消防設備士及び消防設備点検資格者を養成、指導する。

4 初期消火体制の強化

(1) 自主防災組織の対策

- ア 自主防災組織は、火災の発生状況を、速やかに消防機関、町等に通報する体制を確立する。
- イ 自主防災組織は、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等を使用した消火訓練等を通じてこれらの消防施設等の使用方法を習得しておく。

(2) 消火訓練の実施

消防機関は、防火管理者をおく事業所に対しては、消防計画に基づく各種訓練等を通じ、初期消火体制の確立を指導する。それ以外の事業所及び住民に対しては、地域における自主的な消火訓練を実施するよう指導するとともに、広報資料を配布するなどにより、初期消火体制を強化する。

5 消防施設等の整備

(1) 町による整備

町は、消防力の整備指針を満たすように消防施設、設備及び資機材等の整備を推進するとともに、常に整備点検を行い適切に使用できる状態を保つ。

また、地震発生時における同時多発火災や大規模火災等に対応するため、耐震性貯水槽、自然水利等の多元的な消防水利の整備に努める。

(2) 防火管理者による整備

防火管理者は、その消防計画に定めるところに従い、消防用設備等の整備及び点検を行う。

(3) 自主防災組織による整備

地域防災組織育成助成事業等を活用し、自主防災組織における防火関連資機材及び施設等の整備に努める。

6 消防団の強化

消防団員の確保を図るため、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて、消防団への参加を促進する。また、消防団員の資質向上のため、教育・訓練の充実を図る。

第10節 医療救護体制整備計画

担当部署	保健福祉課
------	-------

1 計画の概要

大規模災害時に発生する多数の傷病者等に対して、困難な条件の下で適切な医療を提供するため、医療救護体制の整備に努める。

2 医療関係施設の役割

災害時において、傷病者に応急処置・医療を提供する被災地内外の医療関係施設

災害時の医療関係施設	
被災地内	被災地外
傷病者に医療を提供する。	被災地から搬送された重篤者を主とする重傷者に医療を提供する。又は被災地へ医療救護班及びDMATを派遣するとともに、災害拠点精神科病院にDPATを派遣する。
①町が設置する医療救護所 ②一般の医療機関 ③災害拠点病院等 ④DMAT指定病院 ⑤DPAT指定病院 ⑥その他自衛隊等により設置される臨時の医療施設	①DMAT指定病院 ②DPAT指定病院 ③災害拠点病院等 ④災害拠点精神科病院 ⑤救急告示病院

(1) 医療救護所

町が設置する医療救護所は、トリアージ及び応急処置を行う。また、後方病院への搬送については、消防機関が行う。

(2) 一般の医療機関（休日・夜間診療所を含む）

一般の医療機関は、可及的速やかに被災傷病者やその他の救急患者への医療を行う。

(3) 救急告示病院

救急告示病院は、可及的速やかに被災傷病者やその他の救急患者への医療を行うほか、被災地の救護活動が長期化した場合、他の救急告示病院や県医師会等の関係機関と連携・協力を図りながら医療救護班の派遣を行う。

(4) 災害拠点病院等

災害拠点病院及び山形大学医学部附属病院等は、重傷傷病者等の受入や広域搬送に対応するほか、医療救護班の派遣を行う。

(5) 災害拠点精神科病院

災害拠点精神科病院は、急性期の精神障がい者の優先受入やトリアージ対応、患者の広域搬送の調整、DPAT活動を指揮・統括する拠点本部の設置及び他機関との連絡調整等を行う。

(6) DMAT指定病院

DMAT指定病院は、県の要請により、DMATを被災地内外に派遣する。

派遣されたDMATは、県の要請等により県外から派遣されたDMATとともに、被災地内外での現場

活動、病院支援、地域医療搬送及び広域医療搬送を行う。

(7) DMAT指定病院

DMAT指定病院は、県の要請により、DMATを被災地内外の災害拠点精神科病院に派遣する。派遣されたDMATは、県の要請等により県内外から派遣されたDMATとともに、被災地内外での精神科医療機関の情報収集とアセスメント及び精神科医療の提供、精神保健活動への専門的支援等を行う。

3 医療関係施設の整備等

医療救護所の設置予定場所をあらかじめ定め、地域住民や防災関係機関に周知するとともに、地域の医療機関や医師会等関係団体に対して情報提供を行う。

4 医療救護活動体制の整備

(1) 防災マニュアルの整備

町、各医療機関は、その実情に応じ、ライフラインの被災による停電、断水等の被害等二次災害の防止、被害状況の確認、職員の参集、緊急の診療場所・患者収容場所の確保等についての防災マニュアル等を整備し、災害時の活動体制を確立するよう努める。

(2) 災害時医療救護マニュアルの整備

災害時における医療救護活動を円滑に実施するための具体的行動指針となるマニュアルを整備する。

(3) 後方搬送体制の整備

ア 関係機関相互の役割

負傷者の後方搬送について、関係機関相互の役割分担を明確に定めておく。

イ トリアージの習熟

救急活動を効率的に実施するために、傷病程度の選別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動について習熟に努める。

5 医療資器材供給等体制の整備

(1) 医療資器材等の調達体制の整備

災害時には、多量の医療用資機材・医薬品等の需要が見込まれるので、医薬品・医療資器材・輸血用血液製剤等の整備に努める。

ア 医療資器材等の補給

医療機関等からの医薬品・医療資器材・輸血用血液製剤等の要求に備えて、医薬品等の補給体制の整備に努める。

イ 県への依頼

医薬品・医療資器材・輸血用血液製剤等が不足する場合は県に供給を依頼する。

(2) 医療資器材輸送体制の整備

県と連携し、医薬品・医療資器材・輸血用血液製剤等を傷病者の医療救護のため必要な医療機関・医療救護所に速やかに提供できるよう、物資輸送拠点等を確保するとともに、関係団体と連携し輸送体制の確立に努める。

6 北村山地区医師会災害医療救護体制との連携

山形県と山形県医師会との間に結ばれている「災害救助に関する協定」に基づき、山形県医師会防災医療体制の中の組織として、北村山地区医師会災害医療救護体制が昭和55年10月に確立されている。町は、北村山地区医師会と連携を図り、災害時の医療救護体制を確保する。

(1) 医療救護派遣要請

局地的災害が予想される場合、北村山地区医師会に対し救護派遣要請をする。広域的災害が予想される場合は、北村山地区医師会に対し県医師会長より救護派遣要請がされる。

(2) 救護派遣要請の受諾

北村山地区医師会会長は、県医師会長又は町長からの救護派遣要請であることを確認した後、受諾のための情報把握に努め下記の事項を確認する。

ア 派遣要請連絡者の町・所属・氏名・電話番号・FAX番号

イ 災害発生状況・内容・規模等の情報(災害発生場所・災害発生時間・被災者数(実数又は予想数))

ウ 要請救護班の規模

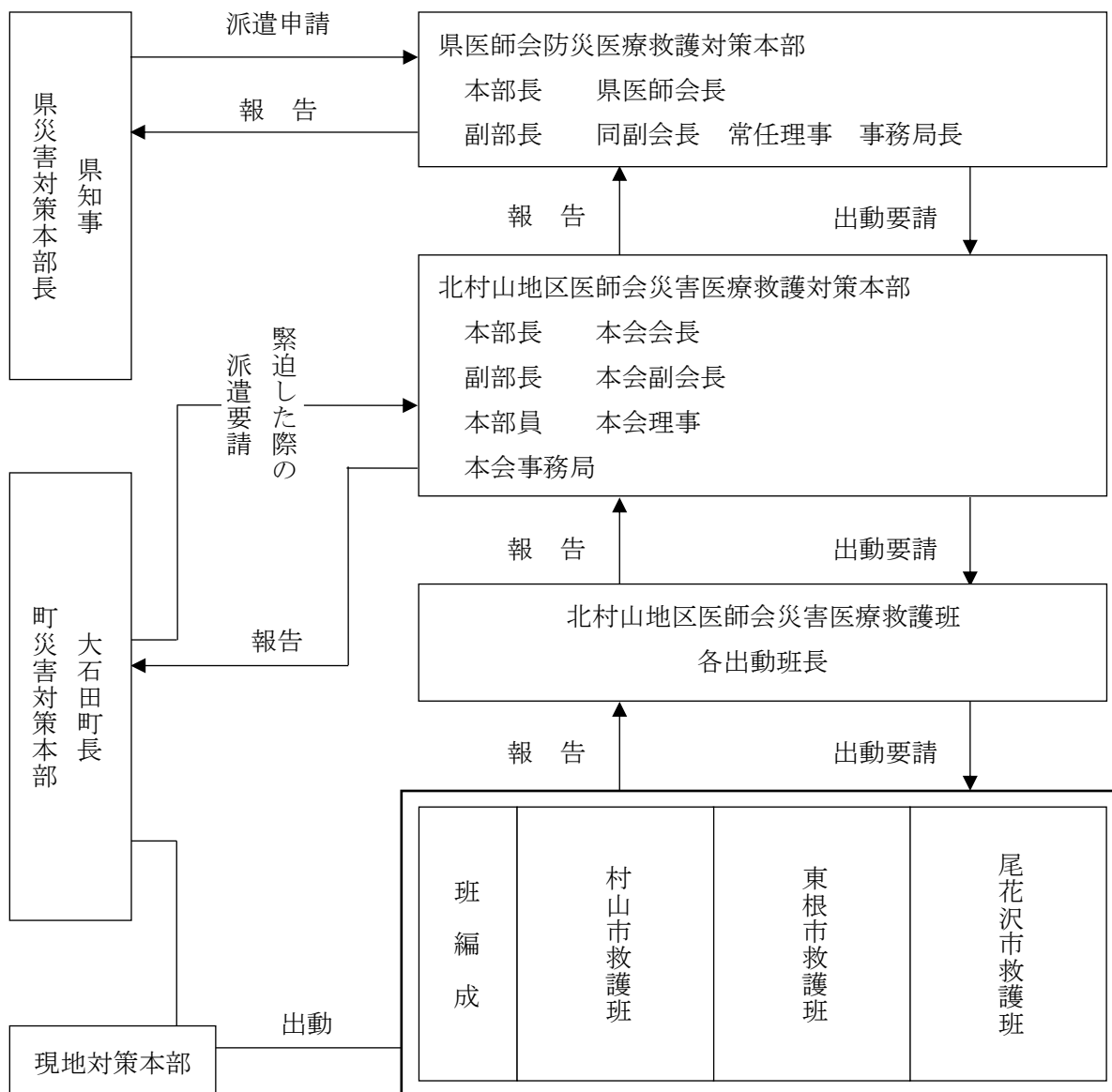
エ 派遣場所

(3) 北村山地区医師会災害医療救護体制の発動

北村山地区医師会会長が救護派遣要請を受諾したときは、直ちに北村山地区医師会災害医療救護体制を発足し、医療救護班の出動を各救護班班長に要請する。各救護班は、現地に出動し、現地対策本部の指揮下に入るものとする。

また、北村山地区医師会会長は、北村山地区医師会災害医療救護対策本部を設置し、情報収集を行い、救護対策にあたる。

(4) 体制並びに出動までの流れ



第11節 地震防災施設等整備計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課
------	--------------

1 計画の概要

地震防災上特に必要な施設及び資機材について計画的な整備を図る。

2 整備対象施設等

(1) 消防施設の整備

地震が発生した場合における消火栓の使用不能や消防ポンプ自動車の進入不能等消火活動に支障をきたす事態発生が予想されることから、耐震性貯水槽、プール及び自然水利等多様な消防水利の整備並びに可搬式動力ポンプの整備を推進するなど、消防力の整備指針等に基づき消防施設の計画的な整備充実を図る。

(2) 防災資機材の整備

震災初動期に対処するための応急資機材を中心に、防災資機材の整備充実を図る。整備状況に不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

ア 自主防災組織等が使用する資機材

自主防災組織が緊急時の救助等に使用する資機材の整備に努める。

イ 町における防災資機材の整備

災害発生時の応急活動に必要な次の資機材の整備に努める。

(ア) コミュニティ防災拠点へ配置する資機材

(イ) 消防本部等が使用する救助用資機材

(ウ) 水防用資機材

(3) 防災活動拠点施設の整備

耐震性構造の防災センター等を整備し、災害発生時の防災活動の拠点として、また、平常時には住民に対する防災教育、訓練の場として活用するとともに、当該施設に応急対策や災害復旧に必要な防災資機材等の整備を進める。

なお、整備にあたっては、既存の公共施設の防災活動拠点施設化も検討する。

第12節 防災用通信施設災害予防計画

担当部署	総務課
------	-----

1 計画の概要

災害発生時の通信手段確保のために実施する情報通信施設の災害予防対策を図る。

2 防災通信施設の概要

(1) 防災関係機関の無線通信設備

山形県防災行政無線は、地域における防災対策、応急救助及び災害復旧に関する業務を遂行するための情報通信を担うことを目的として設置されている。市町村、消防本部及び県関係機関等、防災関係機関82機関を無線回線（非常用電源完備）で結び、更には、衛星通信により消防庁及び都道府県間等との通信が可能となっている。これらシステムは、従来からの電話・ファクシミリに加え、災害映像を関係機関へ伝送できるが、高速大容量伝送に備え、今後、デジタル化を進めていく。

(2) 大石田町防災放送

災害発生時に住民、地域防災関係機関及び生活関連公的機関等との間で、迅速かつ的確な情報の収集、伝達を行うため、町防災放送の整備充実を図るとともに、次の通信施設の整備を図るよう努める。また、緊急地震速報、気象警報等の住民への情報伝達のため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と防災放送の自動放送連携に努める。

ア 同報系無線

停電時における住民に対する災害情報の周知徹底を図ることを目的とした、屋外拡声器及び戸別受信機による設備。

イ 移動系無線

現地の被害状況を把握することを目的とした、町庁舎と災害現場等の間又は災害現場等相互の間の通信を行う無線機（車載型・可搬型）。

ウ 地域防災系無線

医療やライフライン等地域住民に密着した災害情報を町災害対策本部が収集、伝達することを目的として、町、消防機関等の地域防災関係機関と病院、学校、電力及びガス供給会社等の生活関連公共機関との間の相互通信を担う設備。

3 通信設備の災害予防措置

(1) 非常通信体制の整備、応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて実効性の確保に留意する。

(2) 災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努め、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点に十分配慮する。

ア 災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進を図る。

イ 既存施設について、通信鉄塔、局舎、通信設備及び機器等の耐震点検と補強、固定を行い耐震性を強化する。

ウ 災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進に努める。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、町等を通じた一体的な整備を図る。

エ 非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練への積極的な参加に努める。

また、商用電源の停電時に備え、各通信施設に非常用発電設備及び直流電源設備等を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに損壊の危険性が低い堅固な場所への設置等を図る。

オ 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図る。

カ 通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。

キ 情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制の構築を図る。

(3) 通信手段の多様化

さまざまな環境下にある職員及び住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ、ソーシャルメディア等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

(4) 最新の情報通信関連技術の導入

被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

4 通信機器の必要数の確保

災害現場における各機関相互の防災活動を円滑に進めるために必要な防災相互通信用無線機等の整備に努める。また、通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

5 電気通信設備等の活用

(1) 移動系通信設備

関係機関と協力し、災害時に有効な携帯電話や衛星携帯電話・衛星通信、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備する。

また、住民への伝達においても、携帯端末の緊急速報メールの周知をはじめ、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用し、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。

(2) 災害時優先電話

東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう運用方法等について整備する。

(3) IP電話

IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

(4) 電気通信事業者が提供する伝言サービス

日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

第13節 地盤災害予防計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課、産業振興課、建設課
------	------------------------

1 計画の概要

地震により発生するがけ崩れや地すべり等に起因する土砂災害の未然防止と、被害の軽減を図るために災害予防対策に努める。

2 土砂災害警戒区域等の調査・周知

(1) 基礎調査の実施

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく基礎調査を定期的に行い、その結果を町に通知するとともに、警戒区域等に相当する区域を明示して公表する。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定・周知

県は、基礎調査の結果、土砂災害が発生した場合には住民等の生命及び身体に危害が生じるおそれがある土地の区域を「土砂災害警戒区域」また、建築物に損壊が生じ住民の生命及び身体に著しい危害が生じるおそれのある土地の区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

また、町は県とともに関係図書を一般の縦覧に供するほかホームページでの公開等の多様な手段により住民への周知徹底を図り、土砂災害警戒区域に指定された区域毎に警戒避難体制の整備等に関する事項について定め地域住民等に周知する。

(3) 町における土砂災害予防

土砂災害を防止するため、治山、治水水事業計画等に基づき、県と連携して計画的に事業の推進を図る。そのため関係法令等に基づく危険指定区域内における有害な行為を規制し、土砂災害防止工事を推進する。

(4) 町における土砂災害危険区域の指定及び調査

土砂災害が発生するおそれのある区域で、居住者等に危害が生ずるおそれのある区域について、土砂災害危険区域として指定するとともに、現場を調査点検する。

(5) 町における土砂災害危険指定区域内の災害予防

ア 町は、土砂災害防止法に基づく、土砂災害警戒区域に指定された区域ごとに土砂災害に関する情報の収集、予報又は警報の伝達、避難、救助等の必要な警戒避難体制について定めるほか、区域内の災害時要配慮者が利用する施設に対し避難支援等の方法を定める。

また、警戒区域における円滑な警戒避難を確保するため、印刷物（土砂災害ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

イ 指定区域内住宅で、危険度が高い住宅については、大石田町土砂災害危険住宅移転補助金交付制度及びがけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付制度を積極的に適用し、指定区域外の安全な区域への移転を促進する。

3 山地災害危険地区の調査・周知

(1) 調査の実施

県は、山地災害危険地区調査要領に基づき、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その結果を町に提供する。

(2) 山地災害危険地区の周知

県は、調査の結果、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区や災害が発生した地区を「山地災害危険地区」とし、ホームページでの公開等の多様な手段により住民への周知徹底を図る。

4 地盤災害予防対策の推進

(1) 災害防止対策工事の推進

法指定を受けた危険箇所の災害防止対策工事を積極的に推進する。

(2) 警戒体制の確立

危険箇所の巡視・点検を強化して警戒体制を確立する一方、警戒・警報機材を整備し、情報を収集・伝達するためのネットワークの整備を図る。

(3) 緊急連絡体制の確立

緊急時における防災関係機関や自主防災組織との連絡体制を確立しておく。

(4) 緊急用資機材の確保

地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材を確保し、緊急時に備える。

5 軟弱地盤等液状化対策等の推進

(1) 地盤液状化現象等の調査研究

大学や各種研究機関における調査研究の成果を参考にして地盤の液状化現象に関する調査研究を行い、液状化が予想される地域の分布状況等の資料やマップ等の整備に努める。

(2) 地盤改良・液状化対策工法の普及

地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及に努める。

6 災害防止に配慮した土地利用の誘導

(1) 危険住宅の移転推進

安全対策を検討のうえ、危険区域の居住者に宅地の改良や住宅移転の必要性を周知し、安全地域への移転を促進する。

(2) 保全事業の充実

地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険溪流のうち、避難路、緊急輸送路及び人家に大きな被害が予想され、地震防災上緊急度が高い地区について防災施設の整備を図り、地震発生時における災害の発生を抑制し、被害の軽減を図る。

7 被災宅地危険度判定体制の確立

大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

8 調査、研究に関する計画

その他の災害予防計画及び対策について必要な事項は、県及び関係行政機関の協力を得て施行する。

第14節 孤立集落対策計画

担当部署	総務課、建設課
------	---------

1 計画の概要

地震の際、土砂災害等による交通途絶により孤立するおそれのある集落について、孤立予防対策を推進するとともに、孤立した際の救援が届くまでの自立を前提に、食料等の物資や通信機器類等の防災資機材の備蓄を進め、防災体制の整備を図る。

2 孤立するおそれのある集落の把握

地震に伴う土砂災害等の要因により道路交通が途絶し、外部からのアクセスが困難となる集落について把握するとともに、集落人口や世帯数、通信設備及び防災資機材の整備状況等の集落の状況を把握する。

3 防災資機材等の整備

(1) 連絡手段の確保

集落が孤立し、また一般的な公衆回線も不通となった際、町、消防機関及び警察機関との連絡手段が確保できるよう、防災行政無線や衛星携帯電話等の通信設備並びに連絡手段となりうる資機材の整備に努める。

(2) 食料等の備蓄

集落が孤立した際の住民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行うとともに住民に対して、食料等備蓄を呼びかける。

(3) 避難所の確保

土砂災害警戒区域等の危険箇所における住民の避難や冬期間の屋外避難の困難等から、孤立すると予想される地域内に避難所となりえる場所を確保し、あらかじめ住民に対し周知する。

(4) 防災資機材の整備

発電機、暖房器具及び燃料等、冬期間の暖房確保や調理する際に必要となる資機材等の確保に努める。

(5) ヘリ離着陸可能な場所の確保

負傷者や食料等の搬送、住民の避難等の緊急事態に備え、ヘリコプターが臨時に離着陸できる場所を確保するとともに、これら離着陸場所をデータベース化し、防災関係機関に周知していく。

4 孤立予防対策の推進

土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、雪崩、落橋等による交通途絶から集落が孤立することを防止するため、これら危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。

5 防災体制の整備

(1) 自主防災組織の育成等

住民自ら、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう自主防災組織の結成、育成を進めるとともに、自主防災組織等と消防団や地域の企業・事業所等との連携を促進する。

(2) 応援体制の整備

集落が孤立した際、早急な復旧が図られるよう関係機関との応援体制を整備する。

第15節 都市防災計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課、産業振興課、建設課
------	------------------------

1 計画の概要

大規模地震の被害は、建物倒壊、がけ崩れ、地すべり、構造物の破損、液状化現象、また、これらにより引き起こされる火災等の二次災害により大きな人的、物的被害を及ぼす。

この地震被害を最小限に食い止めるためには、個々の建築物等の耐震化、不燃化の推進に加え、宅地等の面的な視点を加え、重要度を考慮し地震に強いまちづくりに取り組む。

2 地震に強いまちの形成

国土強靱化地域計画及び立地適正化計画を策定し、事業の推進を図る。

- (1) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の推進を図る。
- (2) 避難路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進し、災害発生時においても機能するような十分な幅員を確保する。
- (3) 道路、公園等の施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共、公益施設を整備し、相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する防災安全街区を整備する。
- (4) 防災地域等の活用を図り、避難地、避難路、延焼遮断帯等防災上重要となる地域における建築物の不燃化を図る。
- (5) 飲料水兼用の耐震性貯水槽を学校や公園等へ整備推進する。
- (6) 基幹的な道路・橋梁等の代替性の確保等ネットワークの充実を図る。
- (7) 建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設の耐震性の強化を図る。
 - ア 供用期間中に発生する可能性のある一般的な地震に対して、機能に重大な支障を起こさない。
 - イ 直下型地震等高レベルの地震動に対しても、人命に重大な影響を与えない。
- (8) 新たな防災関連施設等の整備に際しては、できる限り、活断層上の立地を避けるよう努める。

3 道路の災害予防対策

交通施設等の管理者は、地震発生時における緊急輸送が円滑に実施されるよう、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

- (1) 道路の災害予防
 - ア 耐震性の強化

国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、各管理施設（建築物、土木構造物及び防災関係施設等）の耐震性を確保する。
 - イ 道路の整備

地震発生時における道路機能確保のため、所管する道路について落石等危険箇所の点検・調査を実施し、必要な箇所については、防災対策工事を実施する。

ウ 橋梁の整備

点検・調査を実施し、補修等対策工事が必要な橋梁については、架替、補修、補強、橋座の拡幅及び落橋防止装置の整備等を実施する。

エ 道路の占用の禁止又は制限及び無電柱化の促進

避難路、緊急輸送道路など、防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに無電柱化の促進を図る。

オ 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見とその修繕に努める。

(2) 防災体制の整備

道路管理者は、次により防災体制の整備を推進する。

ア 管理体制の整備

観測・監視機器（地震計、雨量計、ITV）、通信施設及び情報提供装置等の整備を推進する。

イ 応急復旧用資機材の備蓄体制の整備

緊急時の応急復旧用の資機材の確保について、関係機関と協力し、事前に人員の配置体制を整えておくとともに、資機材の備蓄に努める。

ウ 道路通行規制

道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を路線又は区間ごとに定め、事前に関係機関へ周知し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

エ 道路利用者への広報

地震発生時において、道路利用者の適切な判断及び行動に資するため、平時から防災知識の普及・啓発活動を推進する。

(3) 相互連携体制の整備

ア 連絡窓口等の明確化

事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜等を未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ明確にしておく。

イ 相互連携体制の強化

応急活動及び復旧活動に関し、各防災関係機関、関係事業者等において、相互応援協定を締結する等、平常時より関係機関等の相互の連携を強化しておく。

(4) 資機材等の整備

ア 復旧資機材の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等により、応急復旧用資機材や要員の確保に努める。

イ 防除活動用資機材の整備

道路管理者は、災害時の車両等からの危険物の流出、炎上及び爆発等の事態に備え、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、吸着材、土のう及び処理剤等応急資機材の整備に努める。

ウ 施設構造図等資料の整備

円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するように努める。

4 ため池施設の災害予防対策

地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、地域住民に対して適切な情報提供を図る。

ため池の管理者は、ため池の規模、構造及び老朽化の度合い等を内容とする台帳を整備するとともに、老朽化の著しいもの及び耐震性の不足するものについて現地調査を行い、危険度の判定結果に基づき計画的な施設の改善を行う。

特に、人家、道路等を下流域にもつ危険なため池については、貯水の放流、調節等の措置ができるよう堤体の補強及び付帯構造物の新設・改修を行う。

県では、平成25～26年度に実施した「ため池一斉点検」及び平成30年7月豪雨等を踏まえた防災重点ため池選定基準により、※防災重点ため池に位置づけたものについて、より詳細な耐震点検を実施する。その結果、耐震不足と判断されたため池は、地域住民の安全を確保するため、町及びため池管理者と連携し、監視・管理体制の強化等を図り、計画的に施設の改修・補強を進める。

※ 防災重点ため池・・・決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池。

5 液状化対策の推進

液状化現象は、地震の際に地盤の強度が低下し、液体のようになってしまう現象で、地震動はそれほどでなくても、地盤の支持力がなくなって建物が傾いたり、地中の埋設管に浮力が働いて埋設管が浮き上がるなどの被害が発生する。このため、防災上特に重要な施設の設置に当たっては地盤改良等を行い、液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を最小限に防止する対策を実施する。

(1) 構造的対策の推進

防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については、耐震基準等に関する法令遵守、地盤改良や基礎工法による対策、地下埋設物については、既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化等の補強対策を実施する。

(2) 液状化対策手法の周知

将来発生のおそれがある液状化の被害実態や、それらを防止又は軽減させるための具体的な工法も含め、技術的対応方法等について住民や関係方面への周知に努める。

第16節 建築物災害予防計画

担当部署	総務課、建設課
------	---------

1 計画の概要

地震による建築物災害の未然防止と被害の軽減が図られるよう、庁舎、病院及び学校等の防災上重要な公共建築物、一般建築物等の耐震性及び不燃性の強化等を促進するために、町及び県等が実施する災害予防対策に努める。

2 建築物の耐震性の確保

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震性の確保

大規模地震災害が発生した場合に、防災活動の拠点となる建築物（以下「防災拠点施設」という。）の安全性を確保するため、新築、建替え時には、国が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年）」を参考に、耐震性を強化した施設づくりに努める。

- ア 災害対策本部が設置される施設（庁舎等）
- イ 医療救護活動に従事する機関の施設（保健センター等）
- ウ 応急対策活動に従事する機関の施設（消防分署）
- エ 避難施設（学校、体育館、文化施設等）
- オ 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、障がい福祉施設等）

(2) 建築物の耐震診断・耐震改修の促進

「建築物耐震改修促進計画」に基づき、建築基準法による現行耐震基準施行（昭和56年）以前の建築物を中心に、耐震診断、改修等を促進するよう努め、実施する場合は「住宅・建築物耐震改修事業等」の活用を図り耐震化を推進する。

また、老朽化の兆候が認められる指定避難所等についても、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(3) 防災設備等の整備、維持管理

- ア 防災設備等の整備
 - (ア) 配管設備類の耐震性の強化
 - (イ) 非常用電源の基本能力の確保
 - (ウ) 飲料水の基本水量の確保
 - (エ) 消防防災用設備等の充実
 - (オ) 情報・通信システム等の耐震性能の向上等
- イ 維持管理

建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

3 公共建築物の耐震性の推進

防災活動の拠点となる公共建築物等の耐震化の推進を図るために、主体的に取り組むための基本的

な考え方を示した「山形県公共施設等耐震化基本指針（平成17年3月策定）」及び「県促進計画」に基づき、公共建築物の耐震化（耐震診断・耐震改修（天井材等の非構造部材の落下防止対策及び昇降機の耐震化を含む。以下同じ））を計画的かつ効果的に推進する。特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震化の推進

災害対策本部を設置する施設、避難所となる施設、学校、社会福祉施設等の災害対策基本法第50条に定める災害応急対策を実施するにあたり拠点となる施設の耐震化について、計画的、効果的に推進していく。

(2) 広く住民が利用する公共建築物等の耐震化の推進

文化施設、社会教育施設、体育施設等の広く住民が利用する施設、危険物等を貯蔵又は使用する施設の耐震化について、計画的、効果的に推進していく。

(3) その他の公共建築物の耐震化の推進

上記以外の公共建築物の耐震化についても、計画的に推進していく。

4 一般建築物等の耐震化の推進

(1) 住宅・建築物の耐震化

建築物所有者に対して耐震改修促進法の趣旨・内容を周知し、耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発に努める。

ア 木造住宅所有者等に対し、自らが簡易に耐震性を診断する方法や補強方法等について、講習会・相談会の開催やリーフレットの配布、ビデオ等により、普及・啓発を図る。

イ 木造住宅所有者等からの耐震診断・改修の相談に応ずるため、相談窓口の拡充に努める。

(2) ブロック塀、石塀等の倒壊防止

地震によるブロック塀、石塀等の倒壊を防止するため、避難場所や避難路、通学路沿いのブロック塀、石塀等の所有者等を主な対象として、安全の確保について啓発する。

(3) 窓ガラス等二次部材の落下防止

地震発生時に建築物の窓ガラス、看板等の落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路に面する建築物の管理者等を主な対象として、安全の確保について啓発する。

(4) 家具、電気製品等の転倒・落下防止

地震発生時における家具、電気製品等の転倒・落下による居住者の被害を防止し、又は二次災害の誘発を防止するため、その転倒・落下防止措置について住民に周知徹底を図る。

5 耐震診断等推進体制の整備

(1) 耐震診断技術者の育成・登録

既存木造住宅の耐震診断等を推進するため、県及び建築関係団体と連携し、耐震診断の講習会を開催し、受講した技術者を耐震診断士として認定登録する。講習会の講師は県が派遣する。

(2) 被災建築物の応急危険度判定体制の確立

大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するため、次により被災建築物の応急危険度判定体制の確立に努める。

ア 応急危険度判定士の確保

応急危険度判定士を計画的に養成するため、県と連携し建築士等を対象に講習会を開催し、受講者のうち希望する者を応急危険度判定士として認定する。

イ 判定資機材等の整備

応急危険度判定活動に必要な資機材・装備の整備を行う。

ウ 関係機関における協力体制の確立

応急危険度判定を円滑に実施するため、判定実施に関し必要な事項について、県及び建築関係団体等と協議を行う。また、地域の実情に沿う応急危険度判定の実施を可能とするため、地域の建築関係団体等と協議を進める。

(3) 被災宅地の危険度判定体制の確立

大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士の登録制度を活用し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握して、その危険度判定が実施できるよう被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

6 地震保険の普及・啓発

地震保険は、地震を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による住宅等の損害を補償する地震災害専用の保険である。また、地震保険に関する法律に基づいて国と損害保険会社が共同で運営している公共性の高い保険であり、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的としている。

火災保険では、地震を原因とする火災による損害や地震により延焼・拡大した損害は補償されないため、これらの補償を受けるには地震保険に加入する必要がある。

このことから、地震保険は、被災者の生活再建又は住宅再建等のために有効な手段の一つであり、被災地域の早期復興という点でも重要であることから、関係団体等と連携・協力しながら地震保険の普及・啓発を図る。

第17節 輸送体制整備計画

担当部署	総務課、建設課
------	---------

1 計画の概要

災害発生時の応急対策活動に必要な物資等の緊急輸送を円滑に実施するために、町等が実施する輸送体制の整備を図る。

2 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検

多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるように、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

3 緊急輸送道路ネットワークの設定

県、国及び東日本高速道路株式会社の協議のうえ、次により緊急輸送道路ネットワークを設定し、当該ネットワークとの整合を図りながら、町域内の緊急輸送道路ネットワークの形成を図る。

なお、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるとともに、被害想定や拠点施設、道路網の変更等を踏まえ、適時にその見直しを行う。

(1) 緊急輸送道路ネットワークの定義

災害時の応急対策活動を円滑に行うため、県内の防災活動拠点（国、県、市町村、警察署及び消防署等の庁舎）、災害拠点病院、輸送施設（空港、港湾、漁港、鉄道駅及びヘリポート）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場、道の駅等）、救助物資等の備蓄拠点又は一時集積配分拠点（倉庫、体育館等）等を有機的に結ぶ道路網を主体とした緊急輸送道路

(2) ネットワークに指定する道路の基準

- ア 高速道路を基幹とし、これにアクセスする主要な国道、県道及び町道
- イ 本町と隣接市町村を接続する幹線道路
- ウ 避難所等に接続し、応急対策を実施する上で重要な道路
- エ 上記の道路と病院等の主要公共施設又は防災関係機関等の施設を接続する道路

(3) 連携体制の強化

緊急輸送道路ネットワークで接続される輸送施設及び輸送拠点の管理者は、平素から情報を交換し、相互の連携体制を整えておく。

緊急輸送を行う関係機関は、資源エネルギー庁等の関係省庁及び関係業界団体の協力等により、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

4 物資輸送拠点の環境整備等

(1) 物資輸送拠点において、運送事業者等を主体とした業務の実施を図るとともに、円滑な物資輸送等のため、県等と連携して以下の環境整備を図る。なお、整備にあたっては、緊急輸送道路上にある公共施設を物資輸送拠点にすることも検討する。

ア 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化

イ 物資の輸送拠点となる施設への非常用電源や非常用通信設備の設置促進

ウ 緊急通行車両等への優先的な燃料供給等

(2) 地域の社会的・地理的状況、地震による被害想定、指定避難所の配置状況等を考慮し、物資輸送拠点の候補となる公的施設等を、当該施設の管理者と協議のうえ、複数選定しておく。

(3) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結し、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

5 臨時ヘリポート候補地の選定

常設ヘリポートの設置場所を把握するとともに、陸上輸送との連携を考慮して輸送施設等の管理者及び県と協議し、臨時ヘリポート候補地を選定する。なお、選定にあたっては、緊急輸送道路上にある公共施設を臨時ヘリポート候補地にすることも検討する。

6 輸送体制の整備

車両の所要数、調達先、物資の集積配分場所等を明確にしておくとともに、運送業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。

この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

7 緊急通行車両等確保のための事前対策

(1) 緊急通行車両等の事前届出

災害応急対策活動の円滑な実施に資するため、緊急通行車両や規制除外車両の事前届出を進め、確認に係る事務の迅速化を図る。

(2) 届出済証の受理と確認

ア 警察署長を経由し県公安委員会による緊急通行車両や規制除外車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。

イ 届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

(3) 自動車運転者のとるべき措置

自動車運転者に対し、地震発生時のとるべき措置として、次の事項を周知徹底する。

ア 走行中の場合

(ア) 落石やその徴候、道路の冠水等を覚知した際は、直ちに警察又は町に通報するとともに、危険箇所には近づかず停車すること

- (イ) 停車する際は、できるかぎり安全な方法により車両を左側に停車させること。ただし、山道等では地盤がゆるんでいる場合があるので路肩に寄せ過ぎないように注意すること。
- (ウ) 停車後はカーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- (エ) 車両において避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず車両を道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて停車させ、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

イ 避難する場合

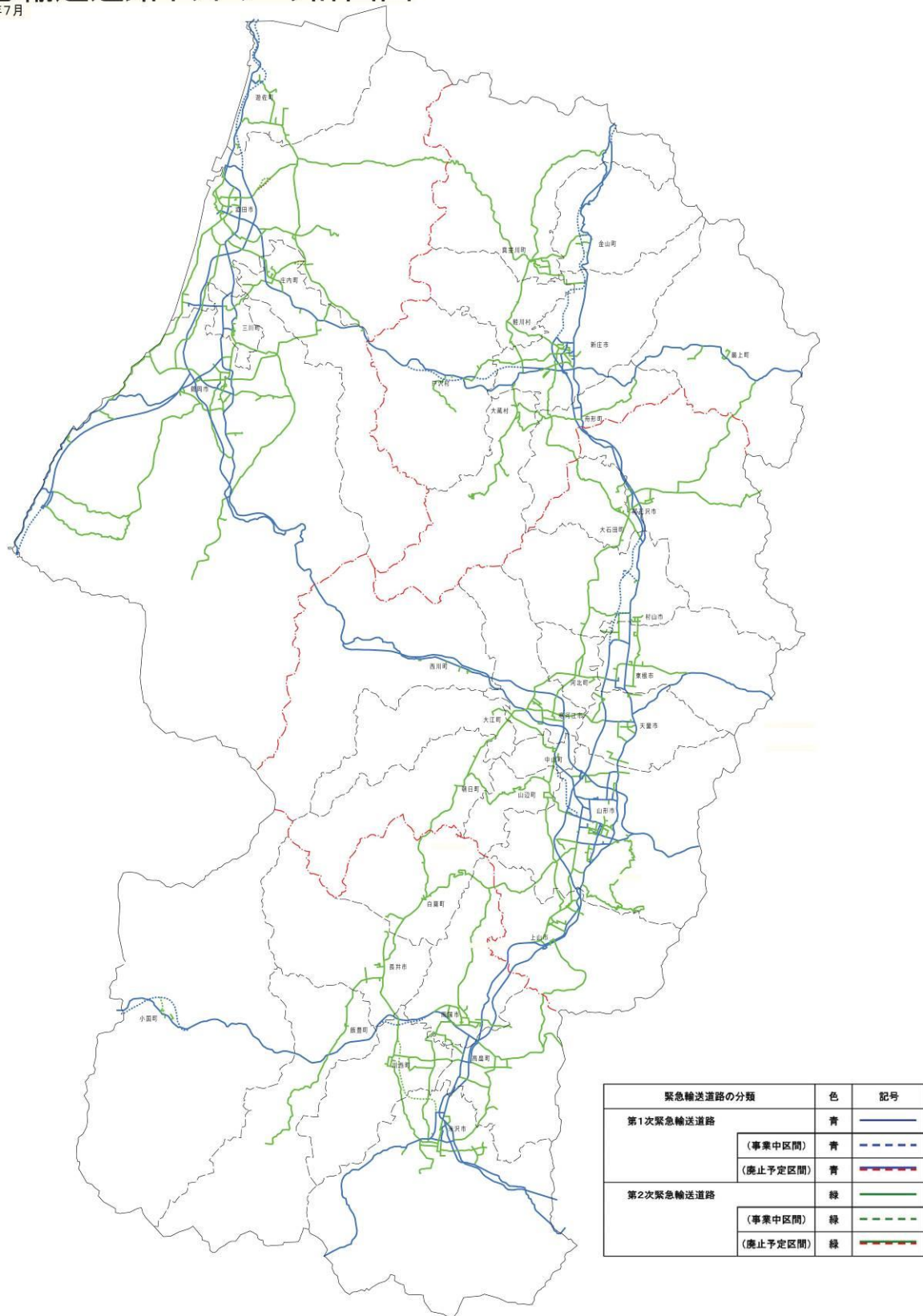
車両を使用しないこと。

ウ 災害対策基本法による交通規制が行われる場合

- (ア) 道路区間を指定した交通規制が行われた場合はその区間以外の場所へ、区域を指定した交通規制が行われた場合は区域外の場所へ、速やかに車両を移動させること。
- (イ) 速やかに移動することが困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急車両の妨害とならない方法により駐車すること。
- (ウ) 警察官の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

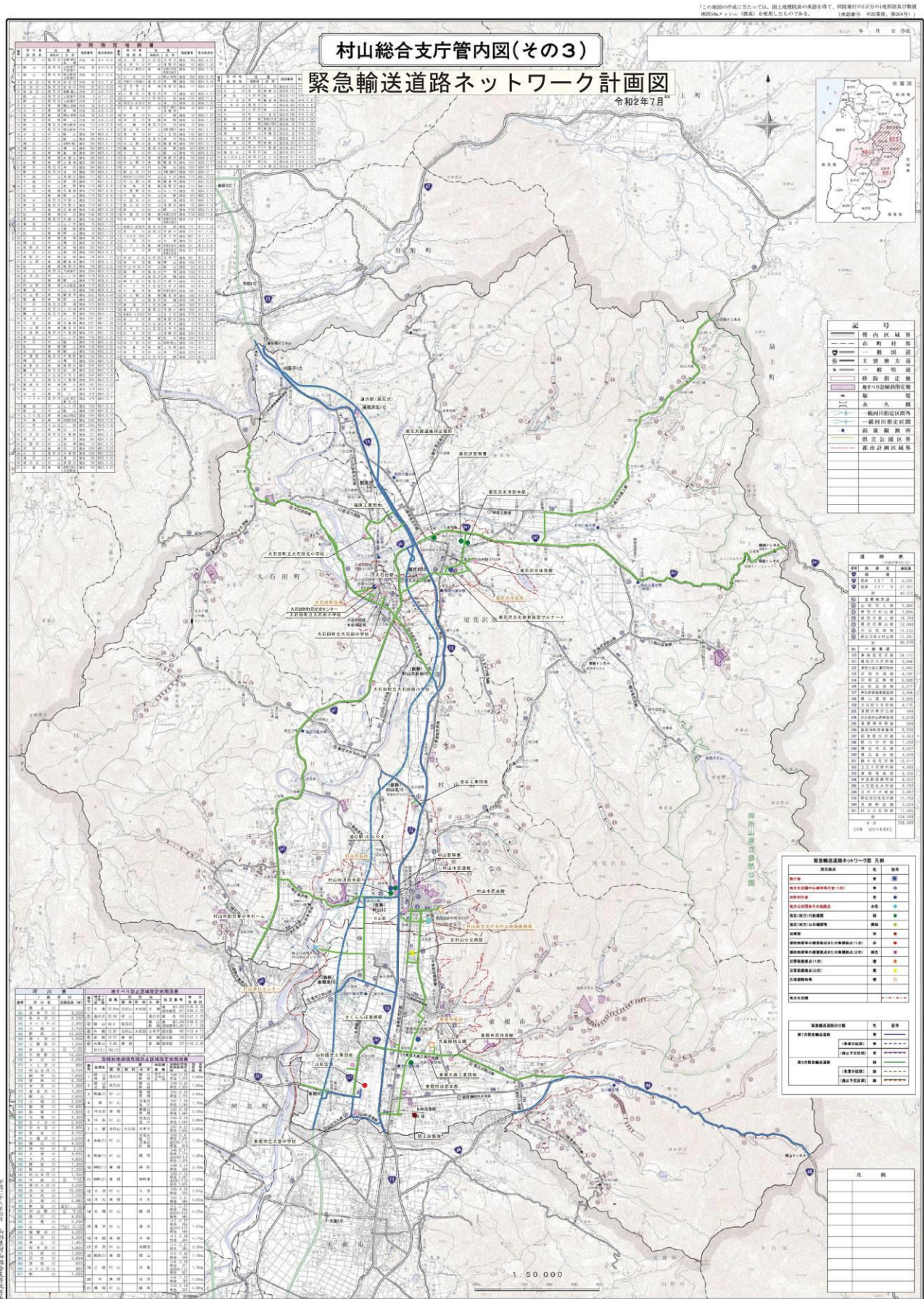
緊急輸送道路ネットワーク計画図

令和2年7月



○村山管内緊急輸送道路ネットワーク（詳細図）

（その3 大石田町、尾花沢市、村山市、東根市）



第18節 ライフライン施設等の予防対策計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課、建設課、環境衛生事業組合
------	---------------------------

1 計画の概要

生活を維持する上で不可欠な電気、ガス、水道、通信施設等のライフライン施設は、災害による被害を受けやすい。これらの施設の安全確保や被害を受けた場合の応急対策は、各事業体においてそれぞれの防災業務計画等に基づき行われるものである。

各事業体に対し施設の防災性向上と発災後の早期復旧の方策検討を要請し、予防対策の促進に努める。

2 主な取組

- (1) 防災アセスメント等の調査研究資料の提供による早期復旧策検討への協力を行う。
- (2) 事前に連携を密にして、災害時の連絡方法等について取り決める。
- (3) 防災上重要な施設からの復旧について取り決める。

3 行政面での協力

- (1) 防災に関する調査研究の成果を関係機関に提供し、発災時の早期復旧に協力する。
- (2) 災害時の情報伝達システムを構築する。

4 事前の連携強化

次の事項について事前協議を行い、円滑な応急活動の実施に努める。

- (1) 各関係機関との緊急連絡先、方法の決定
- (2) 防災上重要な施設の優先復旧

5 その他

- (1) 防災教育及び防災訓練の実施

電気通信、ガス等ライフライン供給事業者は、災害発生時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、防災に関する教育及び訓練を実施する。

ア 社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうるよう、防災に関する教育を充実する。

イ 防災を円滑、かつ迅速に実施するため、情報伝達訓練及び出社訓練等を実施する。

ウ 町が実施する防災訓練に積極的に参加する。

- (2) 上水道施設

ア 緊急時連絡体制の整備

災害発生時にも使用可能な携帯電話や無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、応援要請連絡体制及び応援要請様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努める。

イ 防災広報活動の推進

災害発生時の応急復旧活動を円滑に進めるため、防災体制の確立及び飲料水の確保等について広報し、防災意識の啓発に努める。

(ア) 広報、啓発活動

広報誌を通じて、防災体制の確立、飲料水の確保及び衛生対策等の留意事項について広報し、防災意識の啓発に努める。

(イ) 医療施設等への周知

医療施設、福祉施設等被災時においても断水できない重要施設に対して、飲料水の備蓄（受水槽での必要容量の確保）及び受水槽等の耐震性の向上について広報、指導に努める。

ウ 施設の被害想定

構造物・設備等の耐震性診断を実施するとともに、大規模地震発生時における上水道システム全体としての被害を予測し、この結果に基づき耐震整備の目標設定を行う。

(ア) 構造物・設備の耐震性診断

構造物・設備の耐震性診断は、施設の強度、施設の被害が給水に与える影響、復旧の容易性及び二次災害のおそれ等を勘案し総合的に行う。

(イ) 被害想定

耐震性診断に基づき、次の事項について、地震による被害想定を地域別を実施する。

- a 管路の被害想定
- b 構造物及び設備の被害想定
- c 被災直後の断水人口及び復旧段階別断水人口
- d 断水期間

(ロ) 耐震整備の目標設定

施設の耐震化は相当な投資を必要とするので、段階的な整備目標を設定し、優先度の高い事業から計画的に実施することが必要である。そのため、次の事項について目標を設定し、構造物・設備等の耐震化を実施する。

- a 上水道施設ごとの応急復旧期間
- b 被災後における経過日数ごとの応急給水目標水量
- c 医療施設、避難所等の重要拠点への給水の確保

エ 上水道施設の災害予防措置

施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、次により計画的に施設の新設、改良及び修繕を実施して耐震整備及び液状化対策を推進する。

(ア) 重要施設及び基幹管路の耐震整備及び液状化対策の推進

地震による被害を軽減するために、次により老朽化した構造物・設備の補強及び更新等を実施し、耐震整備及び液状化対策を推進する。

- a 浄水場、配水池等の構造物の耐震整備及び液状化対策
- b 軟弱地盤における地盤改良及び液状化対策
- c 指定避難所、給水拠点を中心とした耐震性貯水槽又は大口径配水管等の整備による貯水機能の強化
- d 配水池容量（12時間貯水容量）の増加及び緊急遮断弁の設置

- e 耐震性の高い管種、耐震継手及び耐震工法の採用並びに給水装置の耐震整備
- f 老朽管路の計画的な更新、基幹管路並びに病院及び避難所等に至る配水管の優先的な耐震整備

(イ) 代替性の確保

上水道施設の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(ロ) バックアップシステムの構築等

地震による被害を最小限にするため、次によりバックアップシステムを構築するとともに、復旧を迅速に行うため配水区域のブロック化を図る。

- a 重要施設の複数配置による危険分散の強化
- b 非常用電源の整備（二回線受電、自家発電設備）
- c 隣接水道事業体施設と相互融通可能な連絡管設置によるバックアップシステムの構築
- d 制水弁間隔の適正化による配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化
- e 各施設の運転状況を常時監視できる遠隔監視システムの整備

(ハ) 機械設備や薬品管理における予防対策

- a 機械・電気及び計装設備の震動による滑動、転倒の防止
- b 震動による水質試験用薬品類容器の破損防止及び混薬を防止するための分離保管
- c 水道用薬品の適正な量の備蓄

(ニ) 二次災害の防止

各施設の管理者は、二次災害を防止するための体制の整備に努める。

オ 災害対策用資機材等の整備

(ア) 応急給水用資機材の整備

計画的に給水車（ポンプ付き給水車を含む。）、給水タンク、浄水装置及びポリタンク等の応急給水用資機材の整備に努める。

(イ) 応急復旧用資機材の整備

次により計画的に応急復旧用資機材の整備に努めるとともに、定期的にその備蓄状況を把握する。

- a 削岩機、掘削機、排水ポンプ、発電機及び漏水発見器等の応急復旧用機械器具の整備
- b 直管、異形管、ジョイント等の応急復旧用資材の備蓄
- c 広域ブロック圏別での整備、備蓄の推進
- d 復旧用資機材等の緊急調達計画の策定
- e 作業員の安全装備等の常備

カ 生活用水水源の把握

区域内の井戸を緊急時に生活給水拠点として使用できるよう、あらかじめ設置状況を把握する。

また、積雪期には給水車等の通行が困難となることが予想されるため、消雪用井戸等の代替水源等による給水方法を事前に検討しておく。

(3) 下水道施設

ア 体制の整備

下水道施設が被災した場合、公共用水域の水質悪化や公衆衛生の悪化など住民の生活に与える影響が大きいことから、次により防災体制を整備する。

(ア) 組織体制の確立

災害発生時に下水道施設の復旧に直ちに着手できるよう体制の整備を図る。

(イ) 応急対策マニュアルの策定

防災用電話、衛星電話、携帯電話及び防災行政無線等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急防災体制、緊急時連絡先一覧表等を記載した参集マニュアルを策定し、緊急時連絡体制を確立する。また、従事者の役割分担や調査方法及び応急措置等を定めた緊急点検・応急マニュアルも併せて整備する。

(ウ) 職員に対する教育及び訓練

研修会及び講習会を計画的に開催し、職員について、災害発生時における判断力を養成するとともに、防災上必要な知識及び技術を向上させる等、人材の育成に努める。

また、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、平常時において総合訓練や各種訓練を行う。

(エ) 設備台帳及び図面等の整備

災害発生時の対応に万全を期するため、設備台帳及び埋設管路等の図面を整備する。

(オ) ライフライン関係機関等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施にあたっては、他のライフライン施設に係るこれらの作業と連携して実施できるか調整を行う必要があるため、これら関係機関の被害情報等を迅速に把握できる体制の構築を図る。

また、被災情報を広範囲にきめ細かく把握するうえで、水防団や地域住民等からの情報が有効と考えられるため、これらの情報を利用する体制の構築を図る。

(カ) 民間事業者等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施にあたっては、業界団体を含む民間事業者への委託が可能な業務については、あらかじめ協定を締結しておくなど民間事業者等の能力やノウハウの活用を図る。

(キ) 災害時維持修繕協定の締結

施設の維持修繕を的確に行う能力を有する者と災害時における維持・修繕に関する協定を締結することで、下水道管理者以外の者でも維持又は修繕が可能となるような体制の構築を図る。

(ク) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

災害発生時に資源が制約される中で事業を継続するために必要な計画（業務継続計画）を策定に努め、PDCAサイクルにより随時見直しに努める。

イ 広報活動

下水道施設の被災箇所等を発見した場合の通報先、使用制限実施の可能性及び排水設備に関する事項等について、平時から地域住民に対して広報活動を適切に行い、防災意識の啓発に努める。

ウ 下水道施設の災害予防対策

下水道施設の耐震性及び安全性を確保するとともに、地震により想定される長時間の停電に備える。

(ア) 耐震性の確保

a 耐震基準

処理場、ポンプ場及び重要幹線についてはレベル2、その他の幹線についてはレベル1の地震動に対応する構造とする。

- ・レベル1地震動：供用期間中に発生する確立が高い地震動
- ・レベル2地震動：供用期間中に発生する確率は低いが大きな強度を持つ地震動

b 耐震診断及び補強対策

施設の耐震性調査を実施し、必要に応じ補強対策を講じる。

c 耐震計画、設計及び施工

地震により被害が発生した場合に、少なくとも下水道としての根幹的な機能が保持できるように、次の事項について計画・設計時に十分考慮する。

- ・管路施設は、地盤状況及び重要度に応じて、可とう性継手や可とう性伸縮継手等を採用する。
- ・処理場・ポンプ場における配管の基礎が異なる部分の接続部及び構造物から埋設配管に変わる部分には、十分な可とう性と伸縮性を有する継ぎ手を採用する。

d 液状化対策

下水道施設における地震被害の形態や程度は、地震の特性、地形及び地盤条件によって大きく影響される。特に、液状化が発生する地盤では被害程度が大きくなるとともに、殆ど全ての被害形態が複合して発生する傾向がある。従ってこのような地域では、地盤改良又は杭基礎等により、施設の被害を軽減する液状化対策を重点的に講ずる。

(イ) 安全性の確保

a 施設の点検パトロール

日常の点検パトロールにおいて、地震発生時に被災する危険性が高い、漏水や湧水等何らかの変状が発生している箇所を把握しておく。

b 維持補修工事及び補修記録の整備

災害発生時の復旧作業に有効に活用できるように、異常箇所の補修及び施設改良の記録を整備する。

c 維持修繕基準の創設

管渠のうち硫化水素による腐食の恐れの大い箇所は、定量的な基準として5年に1回以上の点検を実施する。

また、腐食の恐れの大い箇所の点検の方法や頻度を事業計画に記載する。

(ウ) 長時間停電対策

a 非常用発電機（可搬式）の確保

マンホールポンプ場の停電対応として、最低必要台数を備品として確保しておくほか、建設会社及びリース会社等と災害時における非常用発電機の優先借受について協定の締結に努める。

b 燃料の確保

非常用発電機用及び車両用として、燃料供給業者と災害時における燃料の優先供給について協定の締結に努める。

エ 災害復旧用資器材等の確保

緊急措置及び応急復旧を的確かつ迅速に行うため、必要な資器材を確保しておく。

また、独自に確保できない資材等については、協力協定を締結等の広域的な支援体制の確立を図る。

第19節 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課、保健福祉課、産業振興課、環境衛生事業組合
------	-----------------------------------

1 計画の概要

地震による災害が発生した場合に、被災者の生活を確保するため、食料、飲料水及び生活必需品等（以下「食料等」という。）の備蓄及び調達に努める。

2 基本的な考え方

- (1) 独自では食料等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料等の備蓄及び調達体制を整備するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。
- (2) 必要に応じ、災害対策要員に係る食料等の備蓄に努める。
- (3) 住民の備蓄を補完するため、地震被害想定調査の結果等を参考に、避難所における生活者数及び利用者数を予測し、必要な食料等を備蓄（流通備蓄を含む。）する。この際、孤立するおそれのある集落及び要配慮者に考慮して備蓄場所を選定する。
- (4) 災害発生時に食料等の優先的供給を受けられるよう、あらかじめ町内又は近隣の関係業者等と協定を締結するとともに、平常時から当該業者の食料等の供給可能量を把握するよう努める。
- (5) 平時から、訓練等を通じて物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

3 食料等の確保品目及び方法

(1) 食料

ア 品目

食料の供給に当たっては、年齢、アレルギーを含む摂取上の障害、腎臓病患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児、傷病者等の要配慮者に配慮し、次の品目を中心に確保する。

- (ア) 炊き出し用米穀、乾パン、包装米飯、乾燥米穀及び乳児用粉ミルク・液体ミルク等の主食
- (イ) 即席めん、味噌、醤油、漬物、レトルト食品、ハム・ソーセージ類及び調理缶詰

イ 方法

- (ア) 食料の供給体制を整備する。
- (イ) 他の地方公共団体等との災害時の相互応援協定の締結を図る。
- (ウ) 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。
- (エ) 住民、企業等に対して、食料備蓄の重要性についての啓発を、防災訓練等の機会を通じて行う。
- (オ) 食料品取扱業者等との協定を締結する等、食料品等の調達体制を整備するとともに、平

常時から当該業者の食料等の供給可能量を把握するよう努める。

- (カ) 住民は、自らの身の安全は自らが守るという防災の基本どおりに、家庭においても発災時備蓄食料や調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料を非常時に持出が出来る状態で備蓄するよう努める。また、高齢者用、乳幼児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意する。

ウ 食料品等の供給計画

- (ア) 備蓄食料、調達された食料を住民に対して円滑に供給できるよう、体制の整備を図る。
- (イ) 食料供給を円滑に行えるよう、炊飯器具（なべ、釜）、食器類（茶わん、はし）、調味料等についても整備するよう努める。

(2) 飲料水

ア 1人1日3リットルの水を確保することを目安に、地震被害想定調査等に示された上水道断水率等を考慮し、耐震性を有する上水道運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水並びに給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。また、飲料水（ペットボトル等）の備蓄に努める。

イ 給水に関する情報ネットワークを整備するなど、情報の共有化に努める。

ウ 水道施設の整備

災害時においても、給水が実施できるように、老朽管の布設替えの促進、配水管のネットワーク化、貯水施設の増量等、ライフライン施設災害予防計画に基づき防災対策を推進する。

エ 生活用水等の確保

- (ア) 水源の水質検査を定期的に行い、常にその状態を把握しておくとともに異常があるときは、保全のための必要な措置をとる。
- (イ) 貯水槽、プール等の管理者は特別の事情のある場合を除き、災害の発生に備え常に貯水槽、プール等に貯水しておくよう努める。

オ 飲料水等の供給計画

非常用給水施設、用具の整備、飲料水の備蓄を行う。

- (ア) 給水車の整備及び民間の給水車（タンク）の応援体制の整備
- (イ) 給水タンク及び非常用給水袋等の整備
- (ウ) 消火栓等での拠点給水のための給水施設の整備
- (エ) ペットボトルの備蓄
- (オ) 被災地付近の湖沼水、河川水及び貯水槽（プール等）をろ水器によりろ水し、あるいは化学処理を加えて飲料水を確保する。

(3) 生活必需品

ア 品目

高齢者や乳幼児、性別、身体のサイズ等のきめ細かなニーズにも配慮し、次の品目を中心に確保に努める。

区 分	品目例（特に重要な品目）
寝具	毛布、ダンボール等 ほか
外衣・肌着	下着 ほか
身の回り品	タオル ほか
炊事道具・食器	ほ乳瓶、同洗浄器 ほか
医薬品	常備薬、救急箱 ほか
日用品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、おしりふき、ごみ袋、燃料、弾性ストッキング ほか
光熱材料等	懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、ブルーシート、土のう袋 ほか
トイレ	簡易トイレ ほか
季節用品	(冬期) 防寒着、カイロ、ストーブ、灯油 ほか (夏期) 扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤 ほか
衛生用品	アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、フェイスシールド ほか

イ 方法

要配慮者の状況及び避難所の配置を考慮して公的備蓄に努める。

ウ 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

(ア) 災害時の生活必需品の備蓄、関係業者と災害発生時における優先供給協定を締結するなど調達体制の整備を図るとともに、住民に対し、防災意識の向上を図り、住民自身における備蓄の促進を図る。

(イ) 住民は、災害に備えて、生活必需品のほか、食料・水・携帯ラジオ等、災害時に必要な物資の備蓄を図り、避難に備え、非常持出袋等の準備を図る。

エ 生活必需品の供給計画

災害発生後、町は直ちに備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うため、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を整備する。なお、町の備蓄場所や協定事業者が被災した場合は、広域応援協定等に基づき県又は他市町村に調達・供給を要請して調整を図る。

(4) 燃料

あらかじめ民間事業者との協定を締結するなど災害時におけるガソリン、灯油、LPガス等の燃料確保に努める。

第20節 文教施設における災害予防計画

担当部署	教育文化課
------	-------

1 計画の概要

地震発生時において、学校の児童・生徒及び教職員並びに入館者・施設利用者及び施設職員等の安全を確保するとともに、施設及び収蔵物等を適切に保全するために、災害予防対策に努める。

2 学校の災害予防対策

(1) 学校安全計画の策定

ア 策定

学校長は、県教育委員会が作成した「学校における危機管理の手引き：総論・学校安全編（平成22年11月作成）」を参考とし、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を進めることができるように、学校保健安全法第27条で規定された安全教育、安全管理、安全に関する組織活動を含む学校安全計画を策定・実施する。

イ 内容

(ア) 安全教育に関する事項

a 学年別・月別の関連教科等における安全に関する指導事項

b 学年別・月別の指導事項

特別活動における指導事項

- ・学級（ホームルーム）活動における指導事項（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等）
- ・学校行事（避難訓練、交通安全教室等の安全に関する行事）における指導事項
- ・児童（生徒）会活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項
- ・課外における指導事項
- ・個別指導に関する事項

c その他必要な事項

(イ) 安全管理に関する事項

a 対人管理の事項

学校生活の安全管理の事項

b 対物管理の事項

学校環境の安全点検の事項

(ウ) 学校安全に関する組織活動の事項（研修含む）

(2) 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成

校長は、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領を作成する。

(3) 学校安全委員会の設置

校長等は、学校安全計画に定められた事項等について、教職員の共通理解及び周知徹底を図るため、学校安全委員会を設置する。

(4) 学校防災組織の編成等

校長は、学校防災組織の編成等にあたって、次の点に留意する。

ア 学校防災組織の編成

地震発生時における教職員の役割分担を明確に定めておく。また、担当教職員が不在の場合の代行措置も明確に定めておく。

イ 教職員の緊急出勤体制

夜間、休日等の勤務時間外に地震が発生した場合に備え、事前に出勤体制を決め、教職員に周知しておく。

ウ 家庭との連絡

家庭訪問、保護者会等で、地震発生時の連絡先及び災害の規模や状況に応じた児童・生徒等の引渡しの基準等について、あらかじめ保護者と確認し徹底しておく。

エ 施設、設備等の点検・整備

(ア) 学校の施設、設備等については、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修を実施する。

特に、児童・生徒等の避難に際しての危険を防止するため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止及び塀の倒壊防止等、必要な措置を講ずる。

また、防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も、日頃から定期的に行っておく。

(イ) 積雪時における避難路を確保するため、除雪を行うとともに、雪囲い用資材が倒れないようにしておく。

オ 防災用具等の整備

(ア) 医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、メガホン及びロープ等必要な防災用具は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

(イ) 生徒名簿、部活動員名簿等を整備し、常に人員把握等ができるようにしておく。

(5) 防災教育

ア 校長は、児童・生徒等の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を推進していくことにより、体系的に学習できる体制を整備していく。また、教職員に対しても、防災に関する研修等を行う。

イ 町は、学校と連携し、防災教育の推進を支援していく。

(6) 防災訓練

校長は、児童、生徒及び教職員が地震発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、防災訓練を計画的・実践的に実施する。

(7) 施設の耐震性の強化

学校施設は、児童生徒等が1日の大半を過ごす学習、生活の場であるばかりでなく、災害発生時には地域住民の避難場所の役割を果たすため、学校設置者は、校舎体育館等の施設について耐震診断を実施するとともに、耐震性に問題がある建物については、十分な耐震強度の確保に努める。また、地震に伴う電気、水道又はガスの供給停止並びに通信回線の途絶等が生じた場合も、

教育活動等の早期再開が可能となるように配慮する。

3 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策

学校以外の文教施設は、学校と異なり不特定多数の者が利用する施設であることから、災害発生時にこれらの利用者を組織的に誘導し、避難させることが難しい。

また、建築物等の移動困難な文化財並びに貴重な美術品及び蔵書等を収蔵している施設の管理者は、これらの文化財を災害による損傷・滅失から守る必要がある。

これら施設の管理者は、このような事情を考慮して、次により災害予防対策を推進する。

(1) 防災計画の策定等

防災計画を策定するとともに、非常時の措置を定めたマニュアル等を整備し、訓練等を通じて職員に周知しておく。

(2) 自衛防災組織の編成

地震発生時における緊急活動に従事する自衛防災組織を編成し、あらかじめ職員の役割分担を定めておく。また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

(3) 避難体制の確立

地震発生時に、施設内の利用者等に状況を的確に伝達し、迅速・安全に施設外に避難させるため、館内放送設備の充実に努めるとともに、避難経路の表示を増やす等の措置を講ずる。また、避難誘導の手段及び方法について検討し、確立しておく。

(4) 防災設備等の整備

施設、設備等については、基本的に学校に準じた安全対策をとる。また、文化財を保護するため、次により防災設備等の整備を図る。

ア 文化財としての価値や歴史的景観等を損なうことのないよう、その外観及び設置方法・設置場所にも十分考慮して、自動火災報知設備、耐震性貯水槽、防火壁及び消防道路等の整備を促進する。

イ 収蔵物を火災、浸水及び転倒等から守るため、消火装置や防火・防水扉を設置するとともに、展示方法を工夫し、非常時の措置を定めておく。

第21節 要配慮者の安全確保計画

担当部署	総務課、保健福祉課、まちづくり推進課
------	--------------------

1 計画の概要

災害発生時に、自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、児童、妊産婦及び外国人等のいわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため、町、防災関係機関、社会福祉施設、医療施設、地域住民等が連携した支援体制の整備など要配慮者の安全確保対策に努める。

2 在宅の要配慮者対策

(1) 避難行動要支援者支援体制の確立

ア 地域コミュニティの形成等

迅速な避難行動が困難で何らかの支援が必要な要配慮者（以下「避難行動要支援者」という。）を災害から守るためには、地域社会の人々が互いに助け合う気運が醸成されていることが必要であり、地域コミュニティの形成が避難行動要支援者の安全確保の基盤となる。このため、町は、自主防災組織、消防団、社会福祉協議会、老人クラブ及びNPO・ボランティア等による避難行動要支援者に対する声かけ運動、安否確認等の住民相互援助活動に対する支援に努める。

イ 避難行動要支援者情報の把握・共有

(ア) 保健医療福祉サービスの提供・相談、各種相談員や関係団体からの情報収集等を通じ、避難行動要支援者情報の把握に努める。

生活状況の把握にあたっては、民生委員・児童委員等と十分連絡をとるとともに、本人・保護責任者等の同意を得る等個人情報の取扱に配慮する。

(イ) 防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。なお、個人情報に該当する部分については、町の個人情報保護条例に則り、適切に取り扱う。

(ウ) 町は、避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

ウ 避難行動要支援者名簿及び個別計画の作成

災害発生時に避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう、避難行動要支援者に関する

情報を基に、避難行動要支援者名簿及び個別計画を作成する。

なお、避難行動要支援者名簿及び個別計画については、作成後も登録者及び計画内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。

(2) 情報伝達、避難誘導體制の整備

ア 情報伝達体制の整備

要配慮者の特性に応じ、実効性のある情報伝達体制を整備する。

イ 避難支援者の明確化

自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等福祉関係者等と連携し、個々の避難行動要支援者への情報伝達や避難誘導を支援する避難支援者の明確化を図る。

ウ 情報伝達機器の整備、標識の整備等

要配慮者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入を推進する。

また、要配慮者からの情報伝達が迅速かつ円滑に行われるような体制を整備するとともに、外出中の要配慮者の避難が容易となるよう、道路等の要所に指定緊急避難場所への誘導標識等を設置するよう努める。

エ 近隣住民等の役割

避難支援者、自主防災組織、民生・児童委員等が協力して、避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導を実施できるよう共助意識の向上に努める。

(3) 要配慮者に適した避難所等の確保

指定避難所を指定する際には、要配慮者の利用に配慮し、極力バリアフリー化された施設を選定するよう努める。

また、要配慮者の中には避難所での生活が物理的に困難な者や、一般の被災者との共同生活が困難な者が出てくるのが想定されるため、要配慮者の特性等に配慮した福祉避難所の指定を推進する。

(4) 防災教育、防災訓練の実施

避難行動要支援者及び避難支援者に対して、次により防災教育及び防災訓練を実施するよう努める。

ア 避難行動要支援者へのパンフレットの配布等による防災知識の普及

イ 広報誌等による避難行動要支援者支援の啓発、知識の普及等

ウ 避難行動要支援者の避難訓練等を組み入れた防災訓練の実施

(5) 公共施設等の安全性強化

災害発生時における要配慮者の利用を考慮して、その安全を確保するため、公共施設等のバリアフリー化等に努める。

(6) 防災資機材等の整備

実情に応じ、要配慮者の家庭及び地域の自主防災組織等において、移動用の担架、ヘルメット並びに常備薬・貴重品等を収める緊急避難セット等の防災資機材等の整備が促進されるよう取り組む。

(7) 体制整備

町は、避難行動要支援者に関する情報の収集、避難行動要支援者名簿及び個別計画の策定、避難行動要支援者に対する情報伝達及び避難支援を的確に実施するため、福祉関係部局を中心とし

た横断的な組織として避難行動要支援者支援班を設ける。

3 社会福祉施設等における要配慮者対策

(1) 社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次により施設における災害予防対策を推進するとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

ア 防災体制の整備

(ア) 自衛消防組織の設置

防火管理者の下に、施設の職員により構成する自衛消防組織を設置し、必要に応じて、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。

(イ) 職員動員体制の確立

災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動態勢を整備する。

また、夜間における災害の発生等も考慮し、入（通）所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配置体制を整備する。

(ウ) 情報連絡、応援体制の確立

消防署等との非常通報装置（ホットライン）の設置に努めるほか、必要に応じて、消防、県警察、医療機関及び近隣施設等との連絡会議の設置や、災害時の施設利用者の受入に関する事前の取決等により、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。なお、その内容を、県に情報提供するよう努める。

また、地域住民、NPO・ボランティア及び近隣施設等から、災害発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

イ 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

近隣施設との相互応援協力体制を整え、日頃から受入可能な余裕スペースの確認に努める。

ウ 防災教育、防災訓練の実施

職員及び入（通）所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主防災組織、消防機関等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救護訓練等を重点とした防災訓練を実施する。

また、被災状況等により、施設に長くとどめることが出来ない場合を考慮し、入（通）所者の避難誘導の対応に加え、必要に応じあらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

エ 施設、設備等の安全性強化

建築基準法による新耐震基準施行（昭和56年）以前の施設について耐震診断を実施し、必要に応じて計画的な改修に努める。

オ 食料等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、地震災害に備えて、最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて井戸、耐震性貯水槽及び備蓄用倉庫、非常用電

源設備等の整備に努める。

カ 要配慮者の受入体制の整備

災害時に要配慮者を緊急に受け入れられる体制の整備に努める。

(2) 次により社会福祉施設における災害予防対策を支援する。

ア 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

イ 防災教育、防災訓練への支援

社会福祉施設等の管理者が実施する防災教育、防災訓練の支援に努める。

ウ 要配慮者の受入体制の整備

社会福祉施設等が要配慮者を緊急に受け入れた場合に支援する体制の整備を図る。

4 外国人の安全確保対策

(1) 情報伝達、避難誘導體制の整備

国境を越えた社会経済活動が拡大し、在日外国人、訪日外国人が増加している。

被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、以下により在日外国人、訪日外国人のそれぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や円滑な避難誘導體制の構築に努める。

(2) 防災教育、防災訓練の実施

国際交流関係団体、NPO・ボランティアの協力を得て、日本語の理解が十分でない外国人のために、多様な言語で記述した防災に関するパンフレット等を作成・配布するなど、外国人に対する防災知識の普及に努める。

また、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。

(3) 案内標示板等の整備

避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、多様な言語の標示を進め、外国人にも分かりやすい案内板等の設置に努める。

(4) 災害ボランティアの養成

町は、外国人を対象とした専門の災害ボランティアを養成し、派遣体制を整備するとともに、隣接県との相互派遣を推進するためのネットワークの構築を図る。

第22節 積雪期の地震災害予防計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課、建設課、保健福祉課
------	------------------------

1 計画の概要

他の季節に比べより大きな被害を及ぼすことが予想される積雪期の地震被害を軽減するため、雪対策について努める。

2 克雪対策

(1) 道路の雪対策

ア 道路除排雪体制の強化

- (ア) 国及び県と相互に連携し除排雪を強力に推進する。
- (イ) 除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、除雪機械の増強を推進する。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備

- (ア) 冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を推進する。
- (イ) 雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド、雪崩対策施設、防雪柵及び地吹雪防止施設の整備を推進する。

(2) 除排雪施設等の整備

道路、家屋及び家屋周辺の除排雪を推進するため、流雪溝等の除排雪施設や地域住民による除排雪活動に必要な除雪機械等の整備を推進する。

(3) 雪崩防止対策の推進

雪崩から住民の生命・財産を守るため、雪崩防止保安林及び雪崩防止施設の維持管理、雪崩防止林の造成及び雪崩防止施設の整備を推進する。

(4) 住宅除雪体制の整備

ア 克雪住宅の普及等

屋根雪荷重による地震発生時の家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進する。また、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行う。

イ 要配慮者世帯に対する助成等

自力による屋根雪処理が困難な要配慮者世帯の除雪負担を軽減するため、除雪費用に対する助成制度を推進する。

関係機関と連携し、地域の助け合いやボランティアを活用した支援体制の確立を図るとともに、安全な雪下ろしの普及啓発やボランティア保険の加入を促進するなど、ボランティア活動の安全性を確保する。

(5) 消防水利の整備

積雪の多い区域において多段式消火栓の整備を推進する。

3 緊急活動対策

(1) 緊急輸送道路の確保

国及び県と相互に協議して、積雪期の地震の初動活動に必要な緊急輸送道路を設定し、優先的に道路除排雪を行うとともに、積雪寒冷地に適した道路整備を推進する。

(2) 通信手段の確保

積雪期の災害による通信途絶に備え、通信施設・設備の耐震化を推進するとともに、山間地域集落の防災関係機関等との無線施設による通信手段の確保に努める。また、地域住民による情報収集、伝達方法等の体制の確立を図る。

(3) 雪上交通手段等の確保

積雪期の初動活動では、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、スノーモービル等の確保に努める。

(4) 避難所の整備

ア 集落単位での避難所の整備

山間豪雪地においては、集落間の交通が途絶する可能性があり、救助活動の遅延も予想されるため、集落センター等の避難所の耐震性を強化するとともに、食料及び救助資機材等の整備、備蓄に努める。

また、臨時ヘリポートの整備等、ヘリコプターによる航空輸送体制の整備に努める。

イ 避難所の寒冷対策

積雪寒冷期の使用をも考慮して指定避難所を指定するとともに、その運営に当たっては特に被災者の寒冷対策に留意し、避難所で使用する暖房設備、燃料及び携帯暖房品等の整備、備蓄に努める。

(5) 積雪期用資機材の整備

電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ及び救出用スノーボート等）の整備に努める。

4 総合的雪対策

町は、雪対策の総合的かつ長期的推進を図るため、「山形県雪対策基本計画」及び「山形県雪対策アクションプラン」に基づき、県及び関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消に努める。

第23節 職員の配備計画

担当部署	全課
------	----

1 計画の概要

地震災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この計画の定めるところにより、その所掌に係る応急対策を速やかに実施するための体制の整備を図る。

2 職員の非常参集体制の整備

(1) 課長等の責務

課長等は、毎年4月あるいは人事異動の行われた場合は、非常参集の伝達方法等を定め、職員に周知しておく。

(2) 職員の心構え

職員は、報道機関等の災害情報に注意し、次の場合は速やかに職場に参集する。

ア 非常参集の命令を受けたとき。

イ 町域に重大な災害が発生すると見込まれるとき。

(3) 応急活動マニュアル等の整備

応急対策活動マニュアル等の整備を図り、これに基づく職員の訓練を実施する。

3 防災組織の整備

防災活動を総合的かつ有機的に行うために必要な体制を確立するとともに、防災に関係ある機関の防災対策上の組織の整備を図り、関係機関相互の連携と、自主防災組織の確立により災害対策の万全を期する。

(1) 大石田町防災会議

大石田町防災会議の組織及び運営に関しては、関係法令、大石田町防災会議条例の定めるところによる。

組織の概要は次のとおりであり、その運営については町の地域に係る総合的かつ計画的に防災を実現するため、これら関係法令に基づく事務の円滑な推進を図る。

ア 防災会議の組織

(ア) 会長（町長）

(イ) 委員（大石田町防災会議条例第3条第5項の規定により選出されたもの）

(ウ) 防災会議の庶務（総務課（大石田町防災会議条例第5条））

イ 防災関係機関相互の連携

防災対策の総合性から、防災に関係ある機関と相互に積極的な連絡、協調を図る。

ウ 防災体制の確立

防災対策は、防災関係機関の個々又は相互の協力だけではその効果を十分に発揮できるものではなく、特に災害応急対策及び復旧活動の実施に当たっては、協力団体の特徴、性格に応じた協力体制の確立に努める。

4 防災中枢機能等の確保

本部となる町庁舎の災害に対する安全性の確保及び設備の充実等に努める。
庁舎がその機能を果たせないときを想定し、代替施設の確保を図る。

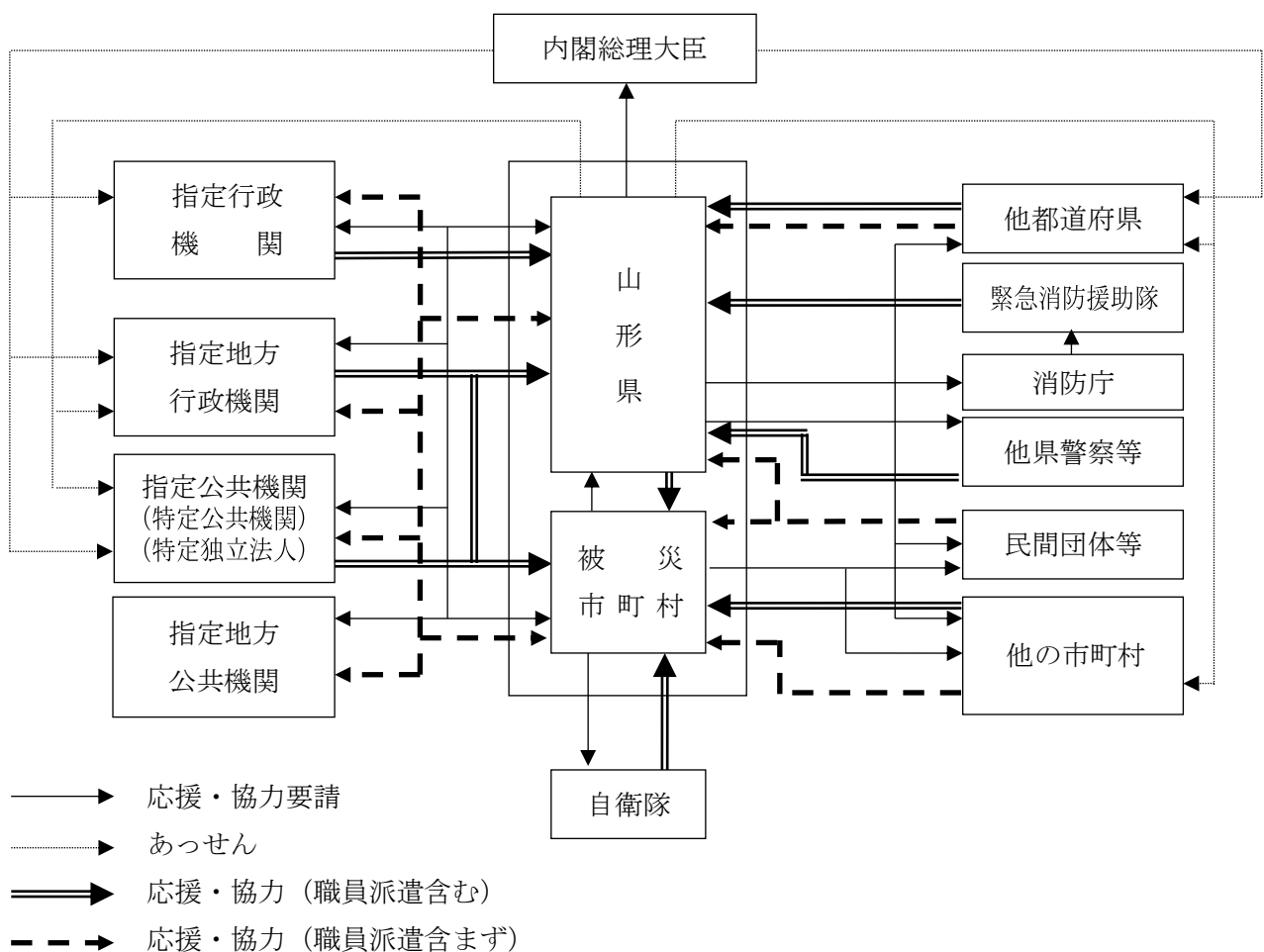
第24節 相互応援体制・受入体制の整備計画

担当部署	総務課
------	-----

1 計画の概要

大規模な地震災害が発生し、町単独ではその応急対策が十分に果たせない場合、また、町外からの被災者の受入等に備え、他の市町村等と相互応援協定を締結し、迅速かつ円滑な応急対策の実施を図る。

2 広域応援計画フロー



3 相互応援体制・受援体制の整備

町は、市町村間の相互応援・協力が円滑に行われるよう、「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」等の応援・受援体制の整備をはじめ、同時被災の可能性が少ない県外市町村間との協定を結ぶ等その体制を整えておく。

4 広域応援・受援の準備

町は、他の地方公共団体と協力し、応援・受援に関する連絡・要請の手順、連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援・受援に係る内容についてあらかじめ定め、必要な準備を整える。

第2章 災害応急対策計画

第1節 活動体制関係

第1節1 災害対策本部

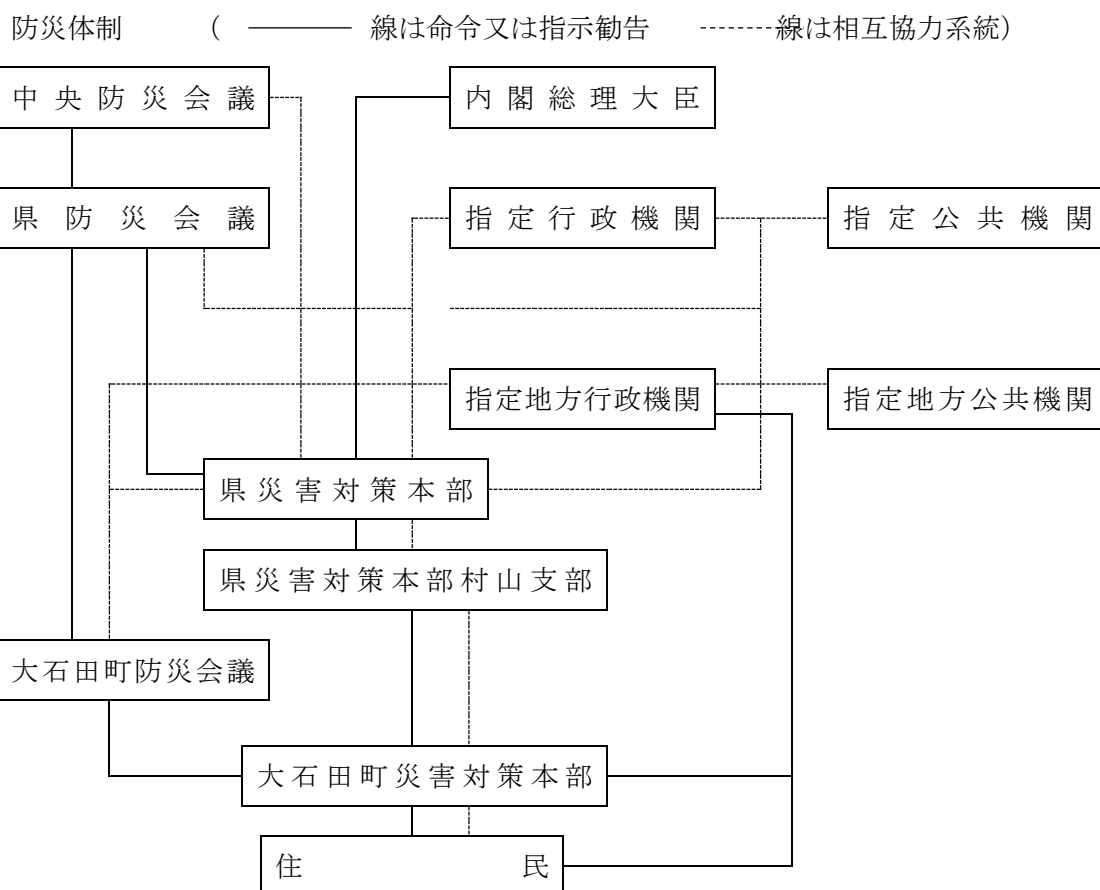
担当部署	全課
------	----

1 計画の概要

地震により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策を強力に推進するため設置される災害対策本部の組織及び運営等並びに防災関係機関の活動体制について定める。

2 組織計画

町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における応急対策を実施するための体制及び編成次のとおりである。



3 災害対策本部

(1) 設置及び廃止基準

町長は、次の基準により大石田町災害対策本部（以下「本部」という。）を設置又は廃止する。
また、町長に事故がある場合には副町長が実施するものとし、町長、副町長ともに事故ある場合は教育長が実施する。

設置基準	①町内で震度5強以上の地震が観測されたとき。 ②大規模な災害が発生し、または発生するおそれのあるとき。 ③町長が特に必要と認めたとき。
廃止基準	①災害応急対策が概ね完了したとき。 ②その他必要がなくなると認められたとき。 ③町長が特に必要がなくなると認めたとき。

(2) 本部の設置場所

本部は、役場庁舎内に設置し、本部事務局は総務課内に置く。ただし、庁舎が被災し使用不能となった場合の予定位置は次のとおりとする。

第1 予定場所 大石田町町民交流センター

第2 予定場所 尾花沢市消防署大石田分署

(3) 本部の設置及び廃止の連絡及び公表

本部を設置及び廃止した時は、速やかに本部員、関係機関及び住民に対し、その旨を通知及び公表する。

また、本部を設置した場合は、標示板を設置場所の玄関前に掲げるものとする。

通知及び公表先	方 法	担 当	備 考
町本部の各部	庁内放送又は電話	総務課長	
県防災危機管理課	文書又は防災無線、電話	〃	
尾花沢警察署	文書又は電話	〃	
町防災会議委員	文書又は電話	〃	
一般住民	巡回広報又は報道機関、防災放送	〃	
報道機関	文書又は電話	〃	

(4) 本部員会議

ア 組織

本部長、副本部長 本部員とする。

イ 開催

- (ア) 本部員会議は本部長が招集し開催する。
- (イ) 本部員が本部員会議の開催を求める場合は、副本部長又は事務局長に申し出る。
- (ウ) 本部員は、それぞれの分掌事項について、会議に必要な資料を提出しなければならない。
- (エ) 本部長が必要と認めるときは、防災関係機関の出席を求める。

ウ 協議事項

- (ア) 災害情報の分析と、これに伴う対策活動の基本方針に関すること
- (イ) 本部の非常配備体制の切替え及び閉鎖に関すること
- (ウ) 各関係団体に対する応急対策の要請、又は避難の勧告に関すること
- (エ) 災害救助法の適用に関すること

- (f) 県及び他市町村、地方行政機関、公共機関に対する応援の要請に関すること
- (g) 自衛隊の災害派遣要請に関すること
- (h) 災害対策に要する経費に関すること
- (i) その他災害対策の重要事項に関すること

エ 決定事項の周知

会議の決定事項のうち関係職員に周知を要する事項については、関係班を通じ、すみやかにその徹底を図る。

(5) 初動体制の確立

大規模地震災害発生時には、町災害対策本部の初動機能を強化するため、「統括部」「情報部」「対策部」を設置し、本部長及び本部員会議の指示に基づき、優先的な応急対応行動を実施する。大規模地震災害時における行政機能と地域需要との質・量のギャップを縮小し、特に、災害発生時から3日程度までの初動対応期について、限定した防災対応力の集中投入に関することを目的とする。

また、地震発生時から3日程度以降に、本部事務局による初動対応が一定の機能を果たせたと本部長が判断した場合は、町災害対策本部各部の事務分掌による対応に移行する。

なお、初期対応時における職員の配備動員等の人的な指揮命令については、総務課長が各課長へ指示する。

組織		主な事務・役割
本部事務局 (事務局長：総務課長)		大規模地震災害発生時における行政機能と地域需要との質・量のギャップを縮小し、限定した防災対応力の集中投入を図る。 (概ね3日程度を目安として機能させる。その後の状況を踏まえ、本部長の指示により町災害対策本部各部の体制へ移行する。)
統括部 (部長：総務課長) (副部長：まちづくり推進課長) (副部長：議会事務局長)	総務課 まちづくり推進課 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置・運営 ・危機対応方針決定の補佐 ・避難勧告、避難指示の発令 ・情報部及び対策部及び各課等への具体的対応の指示及び総合調整 ・職員家族の情報収集 ・消防団と連携した災害対応 ・国、県等との連絡調整 ・町有財産の被害状況調査 ・議会対応 ・その他本部長の指示対応
情報部 (部長：総務課長) (副部長：議会事務局長)	総務課 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集、整理 ・関連施設の被害状況調査・情報収集 ・活動状況の記録（時系列情報、写真）、各部の進行管理 ・伝送映像の収集、配信 ・通信機器や通信回線の確保 ・広報活動、マスコミ対応 ・その他本部長の指示対応
対策部 (部長：建設課長) (副部長：産業振興課長) (副部長：保健福祉課長)	建設課 産業振興課 保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・関連施設の被害状況調査 ・ライフライン被害状況の調査 ・福祉施設の被害状況調査 ・避難所の開設・運営

組織		主な事務・役割
(副部長：町民税務課長) (副部長：教育文化課長)	町民税務課 出納室 教育文化課	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の開設・運営 ・救護所の開設 ・医療品等の調達 ・飲料水、食料、緊急物資の確保 ・その他本部長の指示対応

(6) 防災会議構成機関連絡員

防災会議を構成する機関等は、本部との緊密な連携の下に災害応急対策を実施するために、必要に応じ本部に職員を派遣する。

(7) 各課等

各課等の職員は、本部員会議又は本部事務局から指示を受けて、その事務分掌に係る災害応急対策に従事する。

(8) 動員配備

災害対策本部が設置された場合における職員の動員配備は次のとおりとする。

第1次非常配備

ア 配備時期	<ul style="list-style-type: none"> ①町内に震度5弱の地震が観測されたとき。 ②本部長が、災害応急対策活動のために職員の動員が必要であると指令したとき。
イ 動員配備と業務	全課主査以上の職員及び事前に参集命令を受けた職員。 業務は対策本部の事務分掌に定めるとおりとする。
ウ 配備の解除	災害対策本部が閉鎖されたとき、又は第2次非常配備が指令されたとき。

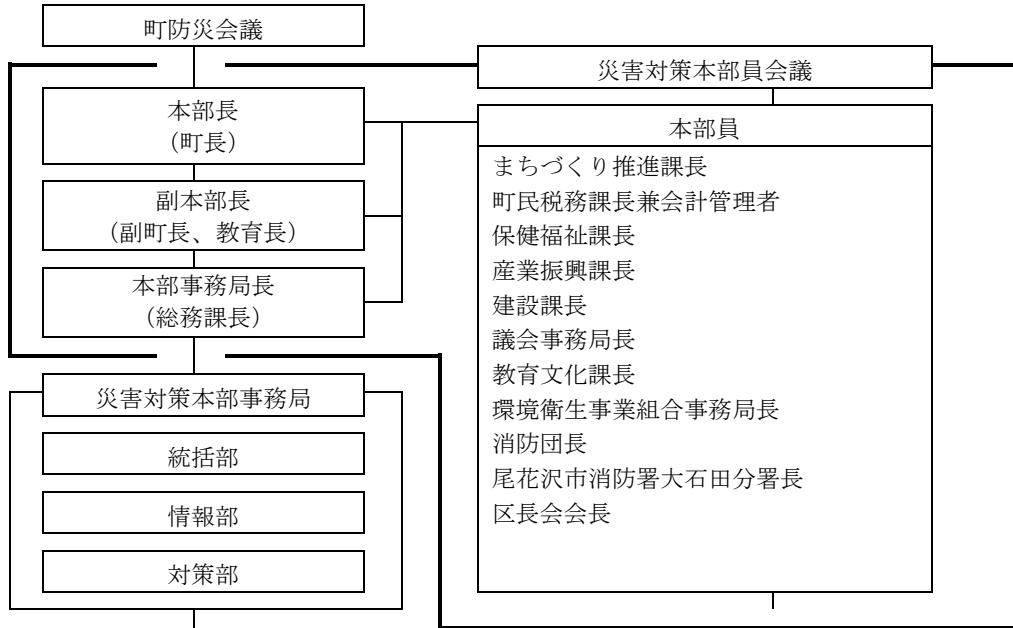
第2次非常配備

ア 配備時期	<ul style="list-style-type: none"> ①町内に震度5強以上の地震が観測されたとき。 ②本部長が、第1次非常配備をもって対策を講ずるのに不十分であると判断したとき。
イ 動員配備と業務	全所属の全職員をもってあてる。業務は対策本部の事務分掌に定めるとおりとする。
ウ 配備の解除	災害対策本部が閉鎖されたとき、又は第1次非常配備切り替えたとき。

(9) 災害対策本部の組織及び編成

大石田町災害対策本部の組織及び編成は次のとおりとする。

ア 本部の構成



各課等	グループ	班
総務課 議会事務局	総務グループ 財政グループ 議会グループ	総務班 財政班 輸送班
まちづくり推進課	政策推進グループ 生活安全グループ	生活安全班
町民税務部課 出納室	住民グループ 税務グループ 出納グループ	住民班 税務班
保健福祉課	福祉グループ 保健医療グループ	福祉班 保健医療班
産業振興課 農業委員会事務局	農林グループ 商工観光グループ	農林班 商工観光班
建設課	建設グループ 管理グループ	建設班 管理班
教育文化課	学校教育グループ 生涯学習グループ 学校給食センター	学校教育班 生涯学習班 給食班
環境衛生事業組合 水道課、下水道課		上下水道班
消防団	消防団	消防班

イ 各課及び班の事務分掌

課	班	事務分掌
総務課 議会事務局	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部長、副本部長の秘書に関する事。 2. 災害時における職員の動員計画に関する事。 3. 災害時における職員の非常招集に関する事。 4. 災害関係文書の受理発送に関する事。 5. 町議会との連絡調整に関する事。 6. 避難勧告、避難指示等に関する事。 7. 自衛隊、警察官、県職員並びに他市町村職員の災害派遣要請及び活動状況の把握に関する事。 8. 災害対策本部の電話交換に関する事。 9. 被災職員の公務災害補償及び福利厚生に関する事。 10. 災害関係者の視察等に関する事。 11. 災害救助法の適用に関する事。 12. 災害情報のとりまとめ及び関係機関等への報告に関する事。 13. 災害写真の撮影及び収集、記録に関する事。 14. 住民に対する災害広報に関する事。 15. 通信の確保に関する事。 16. 報道機関との連絡に関する事。 17. 災害対策本部の開設並びに閉鎖に関する事。 18. 防災会議に関する事。 19. 避難計画に関する事。 20. 被害状況の収集及び報告に関する事。 21. 関係機関との連絡調整に関する事。 22. 各部間の連絡調整に関する事。 23. 気象情報及び災害情報の集約に関する事。 24. 本部事務局となり、本部員会議に関する事。 25. 水防情報、河川水位、降雨量等の情報収集及び通報に関する事。 26. その他、他の部局に属しない事項。
	財政班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害応急対策の予算経理に関する事。 2. 庁舎機能の保全に関する事。 3. 災害応急復旧に要する資金の調達に関する事。 4. 町有財産の被害調査及び応急復旧に関する事。 5. 義援金の出納に関する事。 6. 仮設住宅用地の確保に関する事。 7. 関係機関に対する要望、陳情等に関する事。 8. その他課長の命ずる応急対策に関する事。
	輸送班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町有自動車の配車に関する事。 2. 災害対策用自動車の配車、運行計画の樹立に関する事。 3. 災害対策用車両の借上に関する事。 4. 災害対策用人員物資の輸送に関する事。 5. その他課長の命ずる応急対策に関する事。
まちづくり 推進課	生活安全班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消防団の動員に関する事。 2. 消防及び水防資機材の確保に関する事。 3. 災害に伴う治安維持への協力に関する事。 4. 被災地の清掃に関する事。 5. ごみ、し尿の収集並びに処理に関する事。 6. 仮設トイレの設置に関する事。 7. し尿処理業者との連絡調整に関する事。 8. へい獣の処理に関する事。 9. 水防全般の調査及び対策に関する事。 10. その他課長の命ずる応急対策に関する事。

課	班	事務分掌
町民税務課 出納室	住民班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の開設に関する事。 2. 災害時の被災者相談に関する事。 3. その他課長の命ずる応急対策に関する事。
	税務班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町税の減免措置及び納期延長に関する事。 2. 家屋被害の調査に関する事。 3. 被災者の調査及び被害状況調査の取りまとめに関する事。 4. 罹災者台帳の作成に関する事。 5. 罹災・被災証明書の発行に関する事。 6. 避難所の開設に関する事。 7. その他課長の命ずる応急対策に関する事。
保健福祉課	福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 2. 災害対策用物資の調達確保に関する事。 3. 災害による行路死病人及び身元不明死体の処理に関する事。 4. ボランティアの受入及び活動に関する事。 5. 日赤県支部との連絡調整に関する事。 6. 義援金品の授受及び配分に関する事。 7. 災害時要配慮者の支援に関する事。 8. 児童関係施設の災害対策に関する事。 9. 保育施設の被害調査に関する事。 10. 保育施設の避難所設置に関する事。 11. 保育園児の保護に関する事。 12. その他福祉全般に関する事。 13. その他課長の命ずる応急対策に関する事。
	保健医療班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療及び助産に関する事。 2. 医師及び助産師の協力要請に関する事。 3. 被災者の保健指導に関する事。 4. 医療施設の被害調査及び応急対策に関する事。 5. 環境衛生及び食品衛生の保持に関する事。 6. 医療品、その他衛生資材の確保配分に関する事。 7. 感染症、その他疾病の予防対策に関する事。 8. 応急救護所の開設に関する事。 9. 医療班の編成、派遣に関する事。 10. 遺体の捜索、収容並びに火葬、埋葬に関する事。 11. その他、医療全般に関する事。 12. その他課長の命ずる応急対策に関する事。
産業振興課 農業委員会 事務局	農林班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農業施設の被害調査に関する事。 2. 災害時における応急食料の調達及び応急措置に関する事。 3. 災害時における種苗、生産資材、肥料等の対策に関する事。 4. 家畜の飼料の調達確保並びに家畜防疫に関する事。 5. 災害時における農業技術の指導及び対策に関する事。 6. 農地、林地等の被害調査及び応急復旧に関する事。 7. 林道の応急対策に関する事。 8. 災害時における燃料調達に関する事。 9. 災害時における病害虫の発生、予防及び防除に関する事。 10. 応急対策資材の調達、輸送に関する事。 11. 災害に関連する金融措置に関する事。 12. 罹災農家に対する各種農業災害資金の融資あっせんに関する事。 13. 集落排水施設の被害調査及び復旧作業に関する事。 14. 災害に伴う集落排水使用料金の減免に関する事。 15. その他課長の命ずる応急対策に関する事。
	商工観光班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害商工業者の経営相談に関する事。 2. 生活必需品の流通及び物価の安定対策に関する事。

課	班	事務分掌
		3. 商工観光関係施設の被害調査及び応急復旧に関する事 4. 応急対策に要する労働力の確保に関する事 5. その他課長の命ずる応急対策に関する事
建設課	建設班	1. 道路、河川、橋梁等の被害調査及び応急復旧に関する事 2. 地すべり並びに雪崩防止施設の被害調査及び応急復旧に関する事 3. 災害応急復旧対策のため建設業者との連絡調整に関する事 4. 災害応急復旧資材の確保に関する事 5. 応急仮設住宅の建設に関する事 6. その他課長の命ずる応急対策に関する事
	管理班	1. 道路、橋梁、河川等の障害物の除去に関する事 2. 雪害応急対策に関する事 3. 町営住宅の被害調査及び応急復旧に関する事 4. 公園、緑地等の被害調査及び応急復旧に関する事 5. 災害住宅復旧資金の融資に関する事 6. 災害応急復旧資材の確保に関する事 7. 交通不能箇所が発生した場合の通行路線の決定、交通う回路線の標示並びに周知に関する事 8. 災害救助用仮設住宅への入居者選定に関する事 9. 簡易水道施設の被害調査及び復旧に関する事 10. 災害に伴う簡易水道料金の減免に関する事 11. その他課長の命ずる応急対策に関する事
教育文化課	学校教育班	1. 災害時の児童、生徒の避難等安全に関する事 2. 文教応急対策に関する事 3. 県教育委員会との連絡調整に関する事 4. 教育施設の避難所、あっせん貸与に関する事 5. 学校教育施設の被害調査及び応急復旧に関する事 6. 教職員の災害対策のための確保、動員計画に関する事 7. 児童・生徒の保健衛生に関する事 8. 教材、学用品の調達及び支給に関する事 9. 通学路の安全確保に関する事 10. 教育関係義援金及び物品の配分に関する事 11. その他課長の命ずる応急対策に関する事
	生涯学習班	1. 災害活動に協力する社会教育団体等の連絡調整に関する事 2. 公民館に避難所を設ける場合の協力に関する事 3. 社会教育及び社会体育施設の被害調査及び応急復旧に関する事 4. 文化財の保護と被害調査及び応急復旧に関する事 5. 避難所の開設に関する事 6. その他課長の命ずる応急対策に関する事
	給食班	1. 災害時における学校給食に関する事 2. 被災者に対する炊き出しに関する事 3. その他課長の命ずる応急対策に関する事
環境衛生事業組合 水道課 下水道課	上下水道班	1. 上下水道施設の被害調査及び復旧に関する事 2. 災害地に対する飲料水の供給及び周知に関する事 3. 水源地及び配水管等の維持管理に関する事 4. 応急給水所等の設置及び広報に関する事 5. 災害復旧資材の確保に関する事 6. 災害に伴う料金の減免に関する事 7. その他課長の命ずる応急対策に関する事
消防団	消防班	1. 災害の警戒、防衛並びに負傷者の救助救出活動に関する事 2. 危険区域住民の避難誘導に関する事 3. その他団長の命ずる応急対策に関する事

4 災害対策連絡本部

(1) 設置及び廃止基準

ア 町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害対策本部の設置基準に達しない場合で、当該災害の調査と諸般の対策を総合的に推進する必要があると認める場合は、次の基準により大石田町災害対策連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置し、又は廃止する。

設置基準	①町内で震度5弱の地震が観測されたとき。 ②相当な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ③副町長が特に必要と認めたとき。
廃止基準	①災害応急対策が概ね完了したとき。 ②災害対策本部が設置されたとき。 ③その他必要がなくなったと認められたとき。

イ 連絡本部は、副町長が設置または廃止する。なお、副町長に事故があるときは教育長が実施するものとし、副町長、教育長ともに事故があるときは総務課長が実施する。

(2) 連絡本部の設置場所

連絡本部は、役場庁舎内に設置する。

(3) 連絡本部の設置及び廃止の連絡及び公表

本部の設置及び廃止の例に準じる。

(4) 連絡本部の組織

ア 組織

連絡本部員会議、連絡本部事務局及び各課等とする。

イ 連絡本部員会議

(ア) 組織

連絡本部長 副町長

連絡副本部長 教育長

連絡本部員 各課・局・室長

(イ) 活動内容

活動内容は、町災害対策本部の活動内容に準じるものとする。

(5) 連絡本部事務局

ア 事務局長 総務課長

イ 事務局員 総務課職員

5 配備体制と基準

区分	災害対策組織設置基準	職員配備基準	活動内容	体制	
第1次配備	災害対策警戒班	1 東北圏又は関東圏で震度5弱以上の地震が観測され、町内で震度3の地震が観測されたとき。	(1) 総務課 (課長、総務グループ主幹・主査)	・被害情報等の災害関連情報の収集、伝達等を実施。	
第2次配備		1 町内で震度4の地震が観測されたとき。 2 町長が特に必要と認めたとき。	(1) 全課主査以上の職員	・被害情報等の災害関連情報の収集、伝達等及び応急対策を実施。	
第3次配備	災害対策連絡本部	1 町内で震度5弱の地震が観測されたとき。 2 町域に相当な災害が発生し、さらに被害区域の拡大が予想されるとき。 3 町長が特に必要と認めたとき。	(1) 副町長、教育長 (2) 全課主査以上の職員 ・第1次非常配備(全課主査以上の職員及び事前に参集命令されている職員)	・副町長を本部長とする連絡本部を設置し、各部において災害に関する情報の収集、伝達及び応急対策を実施する。 ・各部長は、状況により災害対策本部の設置に移行できる体制をとる。	・本部長：副町長 ・副本部長：教育長 ・本部員：各課所局室長 ・事務局長：総務課長 ・事務局員：総務課員
第4次配備		災害対策本部	1 町内で震度5強以上の地震が観測されたとき。 2 大規模な災害が発生し、または発生する恐れがあるときで、町長が災害対策本部による応急対策活動が必要であると認めたとき。 3 災害救助法による救助適用する災害が発生したとき。	(1) 町長、副町長、教育長 (2) 全課主査以上の職員 ・第2次非常配備(全職員)	・町長を本部長とする対策本部を設置し、本部員及び班員は、事務分掌に基づき災害に対する情報の収集、伝達及び応急対策を実施する。

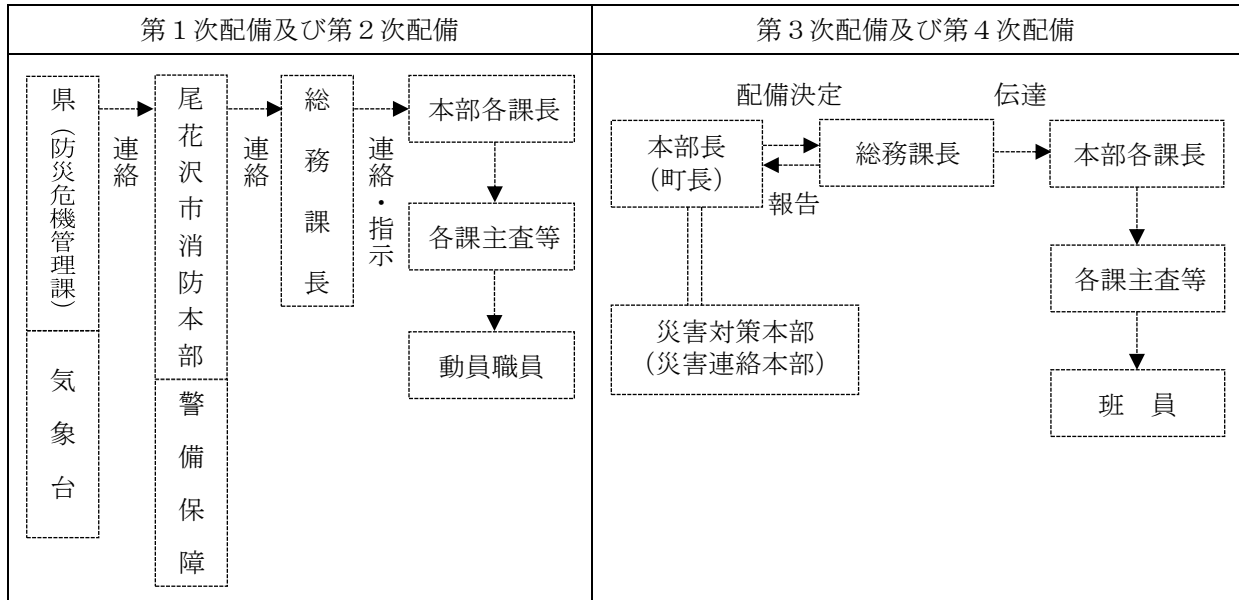
6 職員の動員

(1) 執務時間中

動員配備の伝達は、第3次及び第4次配備については、庁内放送、電話等により総務課長が行い、第1次及び第2次配備の伝達は、口頭、電話等により各課長が行う。

(2) 執務時間外

電話による場合は次の伝達経路のとおりとする。



(3) 自主参集

テレビ・ラジオの地震情報等を非常配備基準に照らし、動員指令を待つことなく自己の判断により直ちにあらゆる手段をもって登庁する。

(4) 通信並びに交通途絶の場合

テレビ・ラジオ等周囲の状況から被害甚大と判断され、通信、交通が途絶し連絡の取れない場合は次により参集する。

ア 本部長、副本部長、本部員並びに各課主査以上の職員は、直ちに登庁する。

イ 総務課及びまちづくり推進課は、直ちに登庁する。

ウ その他の職員も登庁することに努めるが、交通機関の途絶により、登庁することが困難な場合は、その地域に残り被害状況の収集にあたる。

(5) 応援職員の要請

災害対策本部の各部員は、災害活動を実施するにあたり職員が不足し他部班の職員の応援を受けようとするときは総務課長あて次の要領で要請する。

ア 各課長は所掌事務を処理するにあたり職員が不足し、自課内他班の職員を動員してもなお不足するときは総務課長に要請する。

イ 総務課長は、上記の応援要請を受けたときは、次の要領により職員を派遣する。

(ア) 他の班の職員

(イ) 町の職員をもって不足するときは、県又は他の市町村の職員の派遣を要請する。

7 業務継続性の確保

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画等を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

また、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

加えて、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

また、災害時の拠点となる施設等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

8 複合災害への対応

- (1) 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、災害対策本部の運営にあたる。
- (2) 複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合は、要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。現地災害対策本部についても、同様の配慮を行う。
- (3) 災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、要員・資機材の配分に留意するとともに、外部からの支援を早期に要請することも検討しておく。
- (4) 複合災害を想定した机上訓練を行うとともに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定（積雪時の地震等）し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上等の実動訓練の実施に努める。

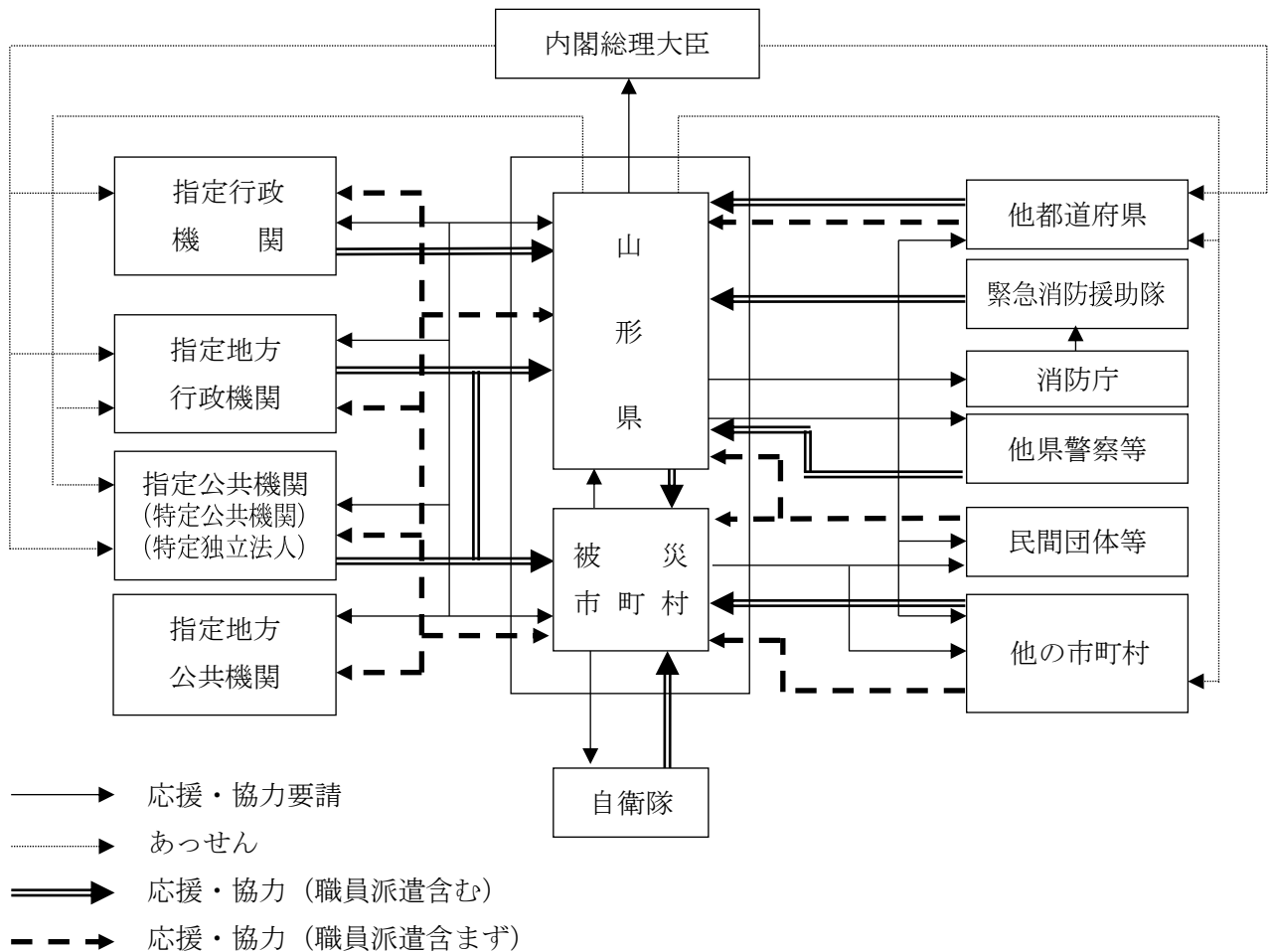
第1節2 広域応援計画

担当部署	総務課
------	-----

1 計画の概要

地震による大規模災害発生時に、県、他市町村及び民間団体等の協力を得て、町内での災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、防災関係機関等が実施する広域応援について定める。

2 広域応援計画フロー



3 町による広域応援要請

(1) 県に対する要請

ア 町長は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、知事に対して次により応援又は県が実施すべき応急措置の実施を要請する。

(イ) 連絡先及び方法

県（防災危機管理課。災害対策本部が設置された場合は同本部）に対し、口頭（防災行政無線、電話を含む）又は文書（FAXを含む）により連絡する。口頭（防災行政無線、電話

を含む)で要請した場合は、事後速やかに文書を送付する。

a 応援要請事項

- ・ 応援を必要とする理由
- ・ 応援を必要とする場所
- ・ 応援を必要とする期間
- ・ その他応援に関し必要な事項

b 応急措置要請事項

- ・ 応急措置の内容
- ・ 応急措置の実施場所
- ・ その他応急措置の実施に関し必要な事項

イ 町長は、応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、知事に対し、次の事項を明らかにして、指定地方行政機関又は指定公共機関（特定公共機関に限る）からの職員派遣のあっせんを要請する。

(ア) 派遣を要請する理由

(イ) 派遣を要請する職員の職種別人員

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣について必要な事項

(2) 他市町村に対する要請

町長は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」等に基づき、他の市町村長に対して応援を要請するとともに、県に報告する。

(3) 指定地方行政機関等に対する要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長又は特定公共機関の長に対し、次の事項を明らかにして、当該機関の職員の派遣を要請する。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他職員の派遣について必要な事項

(4) 民間団体等に対する要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、必要があると認める場合は、民間団体に協力を要請する。

(5) 知事に対する自衛隊の災害派遣要請依頼

ア 町長は、災害の発生に際し、町の住民の生命又は財産を保護するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

イ 町長は、災害状況から事態が切迫し、かつ、通信の途絶等で県との連絡が物理的に不可能な場合に限り、直接自衛隊に災害の状況等を通知することができる。その場合は、事後速やかに、知事に対し通知する。

(6) 町の支援体制の構築に係る留意点

- ア 他市町村における大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係市町村等により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。
- イ 応援を求められた場合は、正当な理由が無い限り応援を行うものとし、応援に従事するのは、災害応急対策の応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動する。
- ウ 職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。
- エ 県、防災関係機関及び国との密接な連携のもと、迅速な意思決定を行うため、関係機関相互で情報共有を図るよう努める。

4 消防の広域応援

(1) 県内市町村相互の広域応援体制

町長は、自らの消防力では対応できない場合は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づき、協定締結市町村に応援を要請する。

(2) 都道府県に対する応援要請及び応援受入体制

- ア 町長は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づく応援をもってしても対処できない場合は、知事に対し、他都道府県への応援要請を依頼する。
- イ 町長は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、次により応援受入体制を整備する。
 - (ア) 山形県消防応援活動調整本部の設置
 - (イ) 応援隊の集結場所、誘導方法の明確化
 - (ウ) 応援隊との指揮命令・連絡体制の明確化
 - (エ) 応援隊の野営場所、ヘリポートの確保

5 広域応援・受援体制

災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、相互応援協定により応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援・受援に係る内容についてあらかじめ定めておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。

第1節3 広域避難計画

担当部署	総務課
------	-----

1 計画の概要

地震による大規模な災害発生時に、自治体の区域を越えて住民が避難する「広域避難」が円滑に行われるよう、発災時の具体的な避難又は避難受入の手順等について定める。

2 他の自治体への広域避難要請

(1) 受入に係る協議

災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町内で可能な応急対策をとつてもなお、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合は、次の方法により広域避難を行う。

ア 県内の他の市町村への受入については当該市町村に直接、受入を要請する。

イ 他の都道府県（以下「他県等」という。）への広域避難については、県に対し他県等への避難要請を行う。

(2) 広域避難者への配慮

ア 広域に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難先の地方公共団体と共有する。

イ 被災者のニーズを十分把握し、以下の情報など被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

(ア) 被害の情報

(イ) 二次災害の危険性に関する情報

(ウ) 安否情報

(エ) ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況に係る情報

(オ) 医療機関等の生活関連情報

(カ) 各機関が講じている施策に関する情報

(キ) 交通規制に関する情報

(ク) 被災者生活支援に関する情報

(3) 広域避難に係る事前の備え

広域避難に関する手順、移動方法をあらかじめ定めておくとともに、他の地方公共団体との応援協定や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結する。

3 他県等からの避難受入要請への対応

(1) 避難者への情報提供

町及び防災関係機関は、他県からの被災者のニーズを十分把握し、以下の情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝

達を行う。

- ア 被害の情報
- イ 二次災害の危険性に関する情報
- ウ 安否情報
- エ ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況に係る情報
- オ 医療機関等の生活関連情報
- カ 各機関が講じている施策に関する情報
- キ 交通規制に関する情報
- ク 被災者生活支援に関する情報

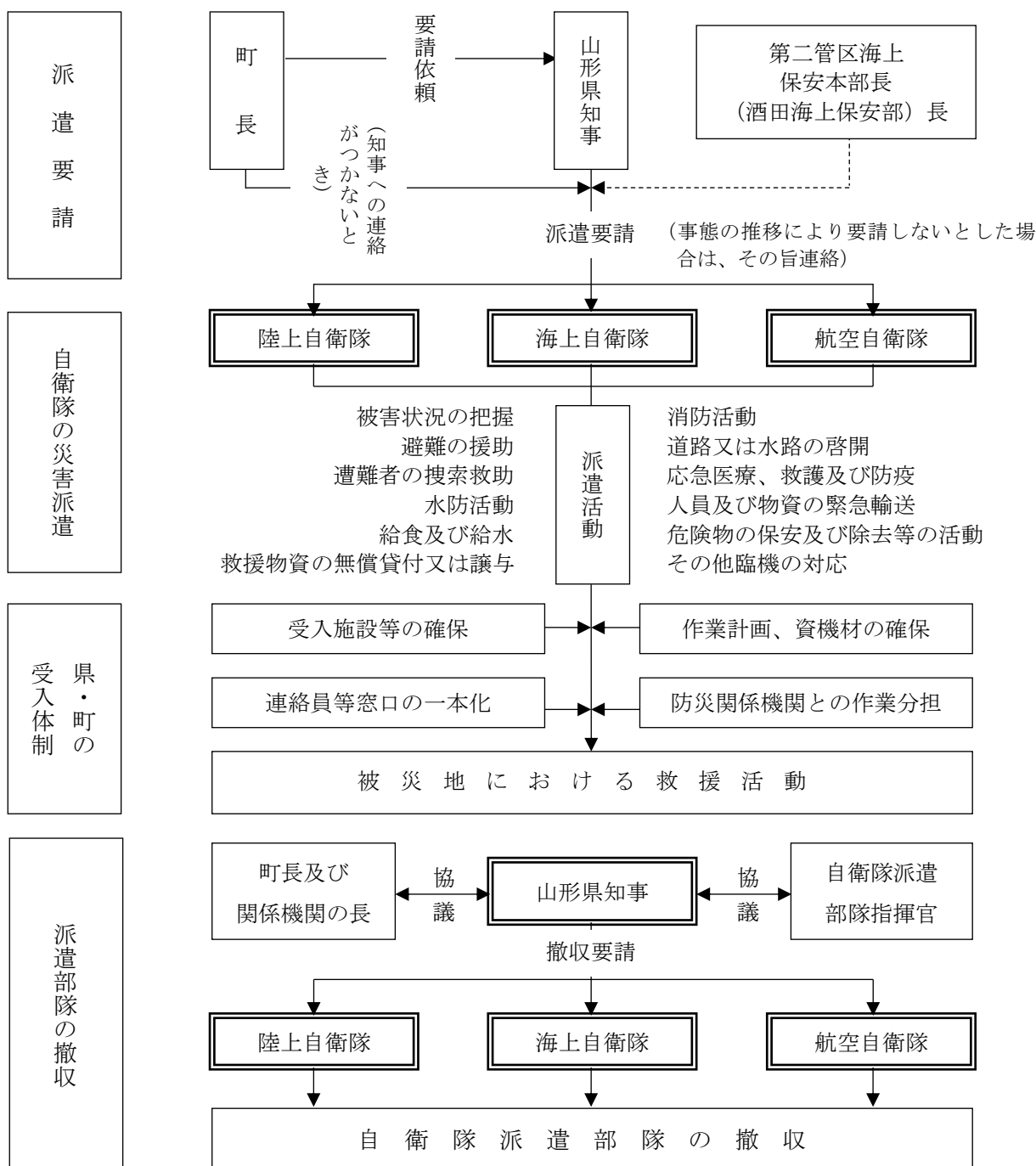
第1節4 自衛隊災害派遣計画

担当部署	総務課
------	-----

1 計画の概要

地震による大規模災害発生時に、自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き及び受入体制等について定める。

2 自衛隊災害派遣計画フロー



3 自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることを基本として実施される。

- (1) 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること（公共性の原則）
- (2) 差し迫った必要性があること（緊急性の原則）
- (3) 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと（非代替性の原則）

4 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

救援活動区分	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難勧告等が発令され、避難、立退き等が行われる場合に、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬及び積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）を用いて、消防機関に協力し、消火に当たる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する）。
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する）。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う（航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合に行う。）。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上対応可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

5 自衛隊災害派遣要請の手続き

(1) 町長の知事に対する災害派遣要請依頼

町長は、知事に対して自衛隊法第68条の2第1項に基づく自衛隊の災害派遣要請依頼を行うときは、次の事項を明らかにし、県（防災危機管理課）に文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、防災行政無線又は電話による口頭もしくは、ファクシミリ等により行い、事後速やかに文書を送付するものとする。なお、防災行政無線又は電話による口頭の依頼をした場合は、速やかにファクシミリ等で関係文書を送付するものとする。

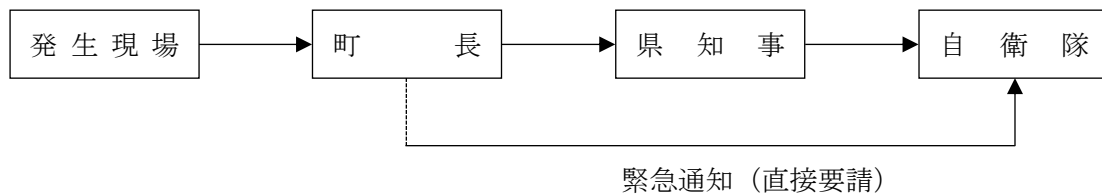
ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(2) 町長の自衛隊に対する緊急通知

町長は、通信の途断等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼ができない場合は、法第68条の2第2項に基づき、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合、町長は事後速やかにその旨を知事に通知する。

【自衛隊の災害派遣要請系統図】



6 自衛隊災害派遣部隊の受入体制の整備

(1) 他の防災関係機関との競合重複の排除

町長は、自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう調整し、効率的な作業分担を定める。

(2) 作業計画及び資機材の準備

町長は、自衛隊の支援活動が円滑に実施できるよう、次の事項について可能な限り調整のとれた作業計画を定めるとともに、資機材の準備、関係者への協力を求めるなど、必要な措置を講ずる。

- ア 作業箇所及び作業内容
- イ 作業の優先順位
- ウ 作業実施に必要な図面の確保
- エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所の確保
- オ 派遣部隊との連絡責任者（窓口の一本化）、連絡方法及び連絡場所の決定

(3) 受入施設等の確保

町長は、自衛隊の派遣部隊を受け入れるために、次の施設等を確保する。

- ア 事務室
- イ ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート（1機あたり）
 - ・小型機（OH-6）：周囲に仰角10度以上の障害物が存しない直径30m以上の空地
 - ・中型機（UH-1）：周囲に仰角8度以上の障害物が存しない直径50m（応急の場合30m）以上の空地
 - ・大型機（CH-47）：周囲に仰角6度以上の障害物が存しない直径100m以上の空地
- ウ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
- エ 幕営地又は宿泊施設（学校、公民館等）

7 救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町（災害救助法が適用された場合は県）が負担し、その内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕料
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料
- (4) 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と町長が協議する。

【派遣要請先及び連絡窓口】

災 害 派 遣 の 要 請 先	電 話 番 号
陸上自衛隊第6師団 (第3部防衛班)	電 話 0237-48-1151 内線5075 (夜間・休日 当直 内線5207・5019) F A X 0237-48-1151 内線5754

第1節5 防災ヘリコプター・ドクターヘリコプターの活用計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課、保健福祉課
------	--------------------

1 計画の概要

大規模な地震災害が発生した場合、防災ヘリコプター・ドクターヘリコプターを効果的に運用し、被害情報等の情報収集、救出・救助活動、負傷者の搬送、緊急輸送等の救援活動に活用できる体制を迅速に確立する。

2 防災ヘリコプターの運用

(1) 活動内容

防災ヘリコプター・ドクターヘリコプターを活用した防災活動の内容としては、次のものが該当する。

- ア 災害対策活動（被害状況等の情報収集・伝達、避難指示、緊急輸送等）
- イ 火災防衛活動（空中消火、消火資機材搬送等）
- ウ 救助活動（事故等による捜索・救助等）
- エ 救急活動（傷病者の救急搬送、転院搬送等）
- オ その他

(2) 離発着場の選定

災害時においては、事前に整備・指定済みの夜間離発着場（ヘリポート）の中から、適当な場所を選定し活用する。また、離発着場の選定後は、速やかに関係者・機関にその旨を周知する。

第1節6 労働力の確保計画

担当部署	総務課
------	-----

1 計画の概要

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、広域応援協定に基づく職員等の派遣やボランティア等の協力を得ても、必要な人員が確保できない場合は、この計画により労働者の確保を図る。

2 労働者の雇用

町長は災害の状況により応急対策にあたる要員が不足するときは、総務課長に指示し、労働者を雇用する。

(1) 労働者雇用の範囲

- ア 被災者の避難誘導に関する労務
- イ 医療及び助産における患者の移送に関する労務
- ウ 被災者の救出に関する労務
- エ 飲料水の供給に関する労務
- オ 救助物資の整理、輸送及び配分等に関する労務
- カ 行方不明者の捜索に関する労務
- キ 遺体の処理（洗浄、消毒及び移送）に関する労務

(2) 労働者の貸金

雇用労働者に対する賃金、報酬は、法令その他に規定されているものを除き、町域における通常の実費額とする。

3 従事命令等

町長は、災害応急対策活動の実施にあたり緊急の必要があると認めるときは、住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置に従事させることができる。

【従事命令等の種類と執行者】

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	町長
		災害対策基本法第65条第2項	警察官
		警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条第1項	自衛官（災害派遣の際、その場に警察官がいない場合のみ）
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第24条	知事
	協力命令	災害救助法第25条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第71条第1項	知事
	協力命令	災害対策基本法第71条第2項	町長（委任を受けた場合）
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法第17条	水防管理者 水防団長 消防機関の長

【従事命令等の区分対象者】

命令区分（作業対象）	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）	1 医師・歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木、技術者又は建築技術者 4 大工、左官、とび職 5 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 6 地方鉄道業者及びその従業者 7 軌道経営及びその従業者 8 自動車運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による町長、警察官の従事命令（災害応急対策全般）	町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の措置命令（災害緊急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令（水防作業）	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

第2節 情報収集伝達関係

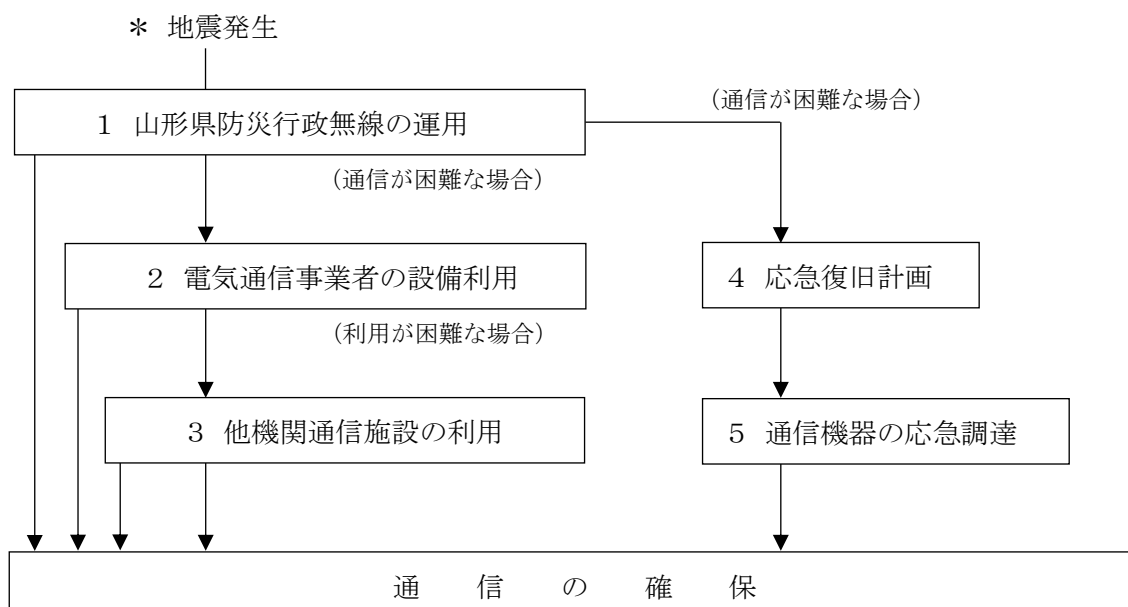
第2節1 通信計画

担当部署	総務課
------	-----

1 計画の概要

地震による災害発生時に、応急対策の基本となる情報収集伝達活動を、迅速かつ的確に実施するために、通信手段の運用及び通信施設の復旧等について定める。

2 通信計画フロー



3 防災通信施設の運用体系

災害発生時には、県防災行政無線を中心に使用し、電気通信事業者の設備（災害時優先電話、各種携帯電話、衛星携帯電話等を含む）が利用可能かどうか確認しながら、確保可能な通信手段の拡大を図る。

4 災害発生時の通信連絡

(1) 災害に関する緊急の通信を行う必要がある場合は、電気通信事業法第8条、災害対策基本法第57条、消防組織法第41条又は災害救助法第11条に基づき、東日本電信電話株式会社山形支店等の電気通信事業者、山形県警尾花沢警察署、尾花沢市消防本部、東北地方整備局新庄河川国道事務所、山形地方气象台、東日本旅客鉄道株式会社山形支店又は東北電力株式会社山形支店の所有する通信設備を利用することができる。

(2) 知事に対して、自衛隊災害派遣要請の一環として通信支援を依頼することができる。

- (3) 通信は、災害等の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合で、他に手段がない場合等は、東北地方非常通信協議会策定の「山形県内非常通信ルート」の活用により通信を確保する。
- (4) 防災情報連絡のための防災行政無線等の通信手段に支障が生じた場合、東北総合通信局に連絡するものとし、東北総合通信局は必要な措置を講じる。

5 通信施設の被害対応

防災放送の疎通状況の監視及び機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧に努める。

災害発生時に利用する通信機器が不足する場合は、東北総合通信局及び電気通信事業者に通信機器の貸与等を依頼する。また、災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

第2節2 地震情報等伝達計画

担当部署	総務課
------	-----

1 計画の概要

地震による被害を最小限にとどめるため、地震情報を迅速かつ正確に伝達するための方法について定める。

2 地震情報

(1) 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、報道機関等の協力によりテレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

住民への緊急地震速報の伝達に当たっては、町防災放送をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ確かな伝達に努める。

(2) 地震情報の種類と内容

種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない） ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報 （注）	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報 （注）	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
長周期地震に関する観測	・震度3弱以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

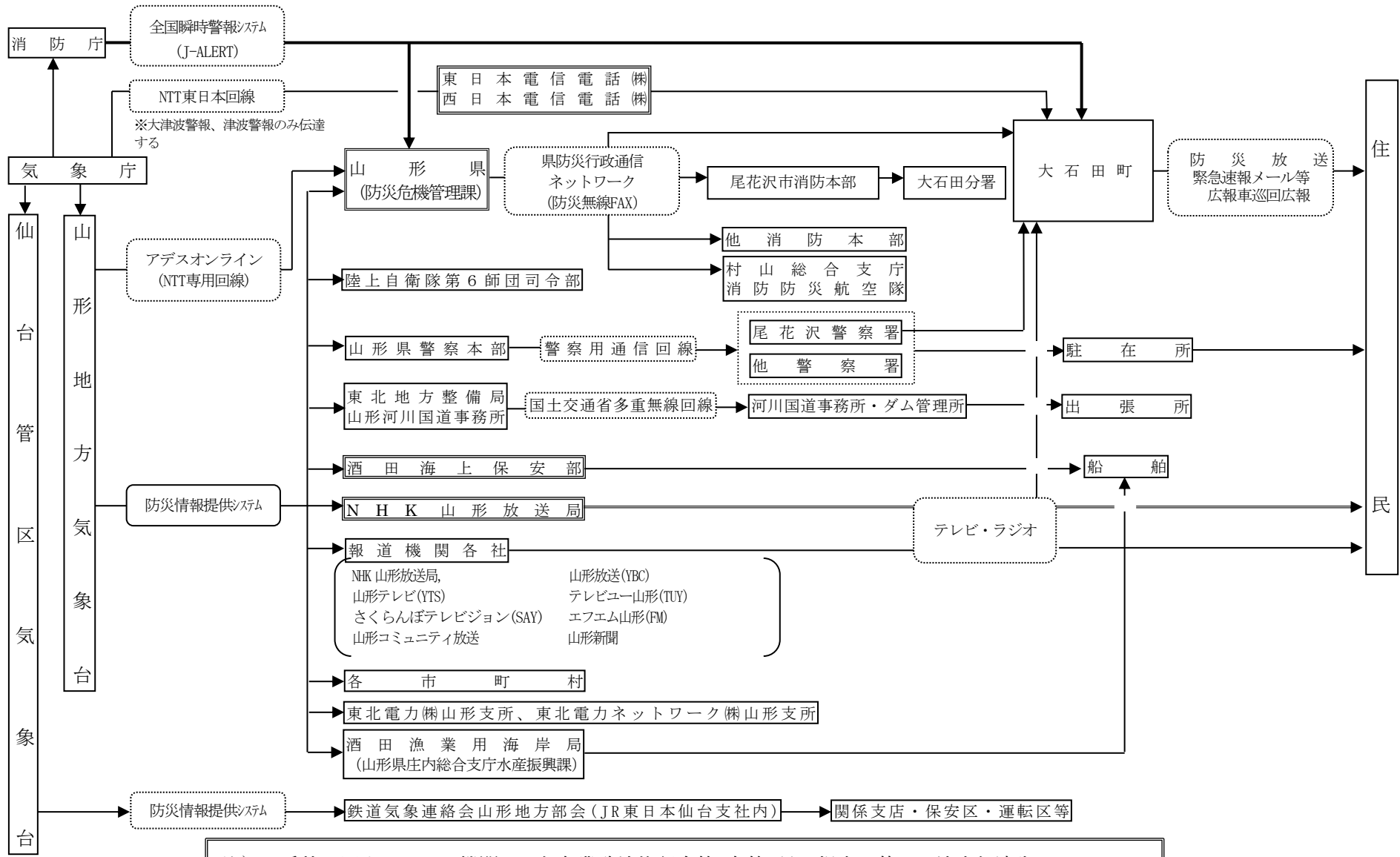
(注) 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

(3) 地震情報の伝達

山形地方気象台及び防災関係機関は、「地震に関する情報」について別図「地震に関する情報の伝達経路図」により伝達する。

町は、伝達された「地震に関する情報」等を防災放送、緊急速報メール等により速やかに住民に周知する。

【地震情報の伝達経路図】



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先
 注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路

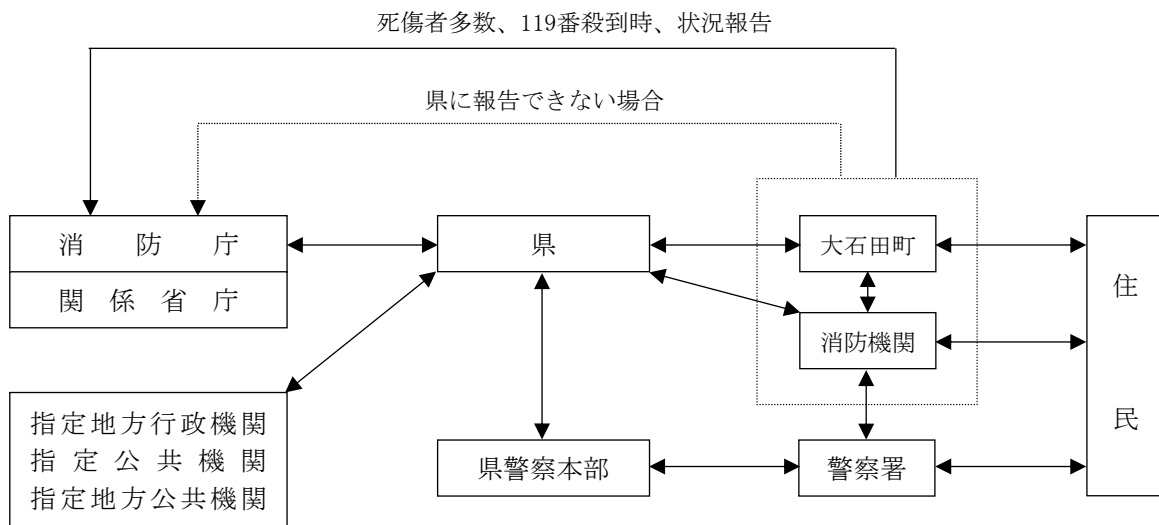
第2節3 災害情報の収集・連絡活動計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課、町民税務課、保健福祉課、産業振興課、建設課、教育文化課、尾花沢市消防本部、環境衛生事業組合
------	--

1 計画の概要

地震による災害発生時に、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、被災状況等の情報収集及び伝達について定める。

2 災害情報収集・伝達計画フロー



3 被害状況等情報収集活動の概要

消防機関と連携し、地域の自主防災組織の協力を得て、管内における人的被害、建物被害、ライフラインの被災状況及び医療機関の被災状況等に係る情報を収集する。

4 災害発生直後の情報収集・伝達

(1) 県本部（防災危機管理課）への「第一報」情報等の提供

大規模な災害や事故等が発生し、以下のような場合、直ちに県本部（防災危機管理課）へ情報を提供する。（大きな状況変化時も同じ）

- ア 大規模な災害発生初期において、住民の死傷、火災発生、建物倒壊、土砂災害発生等、被害程度を概観する上で重大な情報（「第一報」）を把握した場合
- イ 人命救助、被害拡大阻止（火災発生・延焼、土砂災害等）の救援に関する情報を発する場合
- ウ 被害が甚大で通信網が混乱し、通常の情報収集伝達体制が機能しない場合

(2) 町における情報収集・伝達

ア 災害情報及び被害状況等の収集と調査は消防機関、警察等の関係機関と連携し、自主防災組織の協力を求めて、人的被害、建物被害、ライフライン及び医療機関の被災状況等に係わる情報を収集する。

イ 被災状況等により防災ヘリコプターの出動等、県に応援を要請する。

ウ 震度4以上を観測する地震が発生した場合は、人的被害、建物被害状況並びに火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、村山総合支庁に報告する。

ただし、緊急を要する場合には、県本部（防災危機管理課）に直接報告する。発災直後で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況や個別の災害情報等の概括情報を報告する。

なお、通信途絶等により県本部（防災危機管理課）との連絡がとれない場合は、直接総務省消防庁に報告する。

エ 災害が同時多発し又は多くの死傷者が発生し、消防機関への119番通報が殺到した場合には、その状況を最も迅速な方法により、直ちに県本部（防災危機管理課）及び総務省消防庁に報告する。

オ 本部長は収集した情報にもとづいて、防災組織関係住民及び、その他の団体に対してとるべき措置を指示し、又は必要な通知、警告を発し災害の防御及び拡大防止に努める。

(3) 孤立集落に係る情報収集対策

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国及び県の所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者等、要配慮者の有無の把握に努める。

5 被害状況等の報告の種類

(1) 災害により被害が発生した場合に報告するもので、次の三種類に区分する。

ア 発生報告…被害発生後、直ちに報告するもの

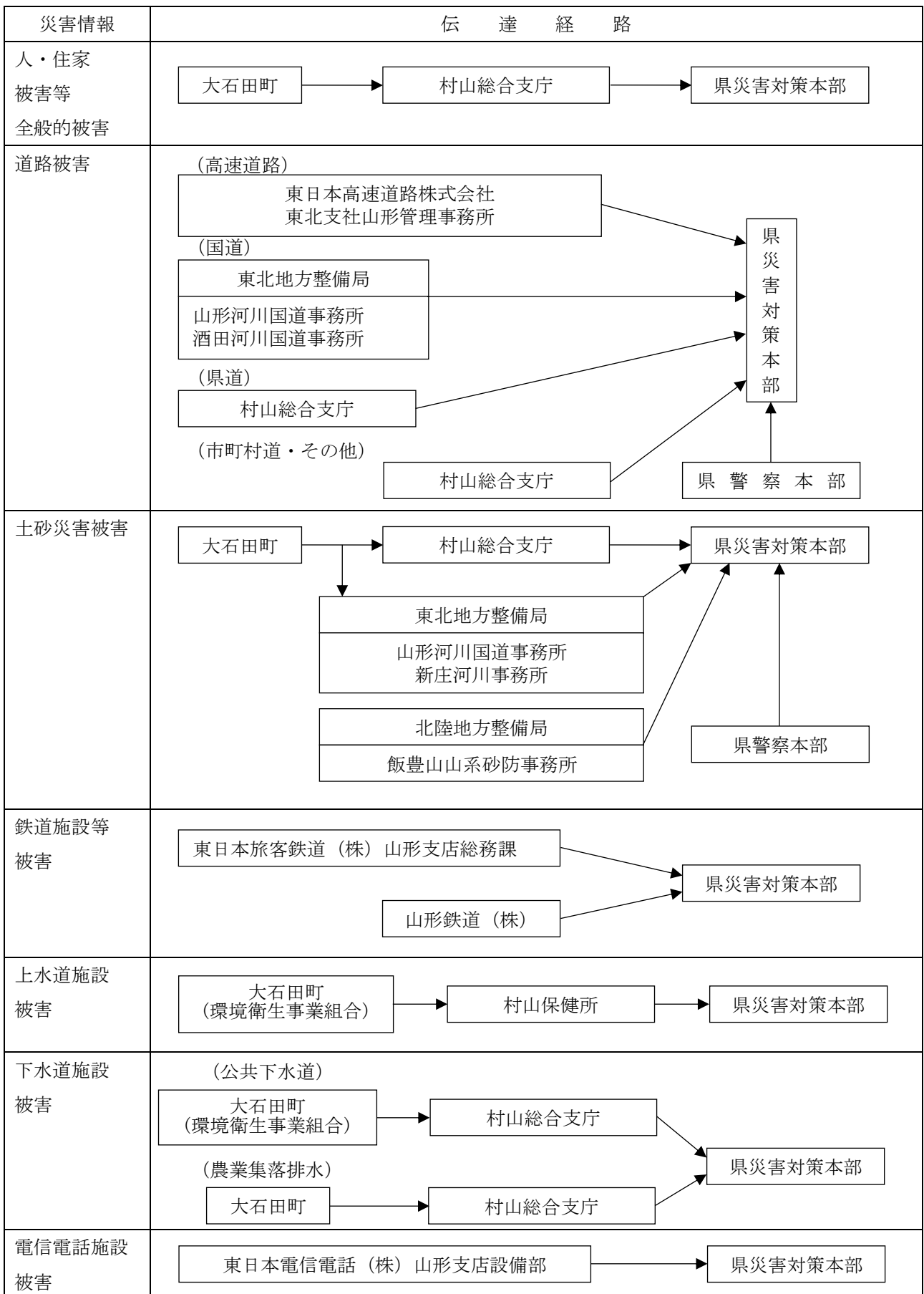
イ 中間報告…被害状況の変動に伴い逐次報告し、応急対策の変更等の基礎となるもので、その都度変更の報告をするもの

ウ 確定報告…災害に対する応急措置が完了し、被害状況も確定した後十日以内に報告するもの

(2) 被害の報告の順位

災害の種類別、規模等により一定でないが、人的被害、住家の被害を優先的に報告する。

主な災害情報の収集・伝達経路



災害情報	伝 達 経 路	
電力施設被害	東北電力（株）山形支店企画管理部門、 東北電力ネットワーク（株）山形支社（総務・広報）	→ 県災害対策本部
医療機関関係 被害	大石田町	←-----→ 村山保健所 → 県災害対策本部
公立文教施設 被害	大石田町教育委員会	←-----→ 村山教育事務所 → 県災害対策本部

第2節4 広報計画

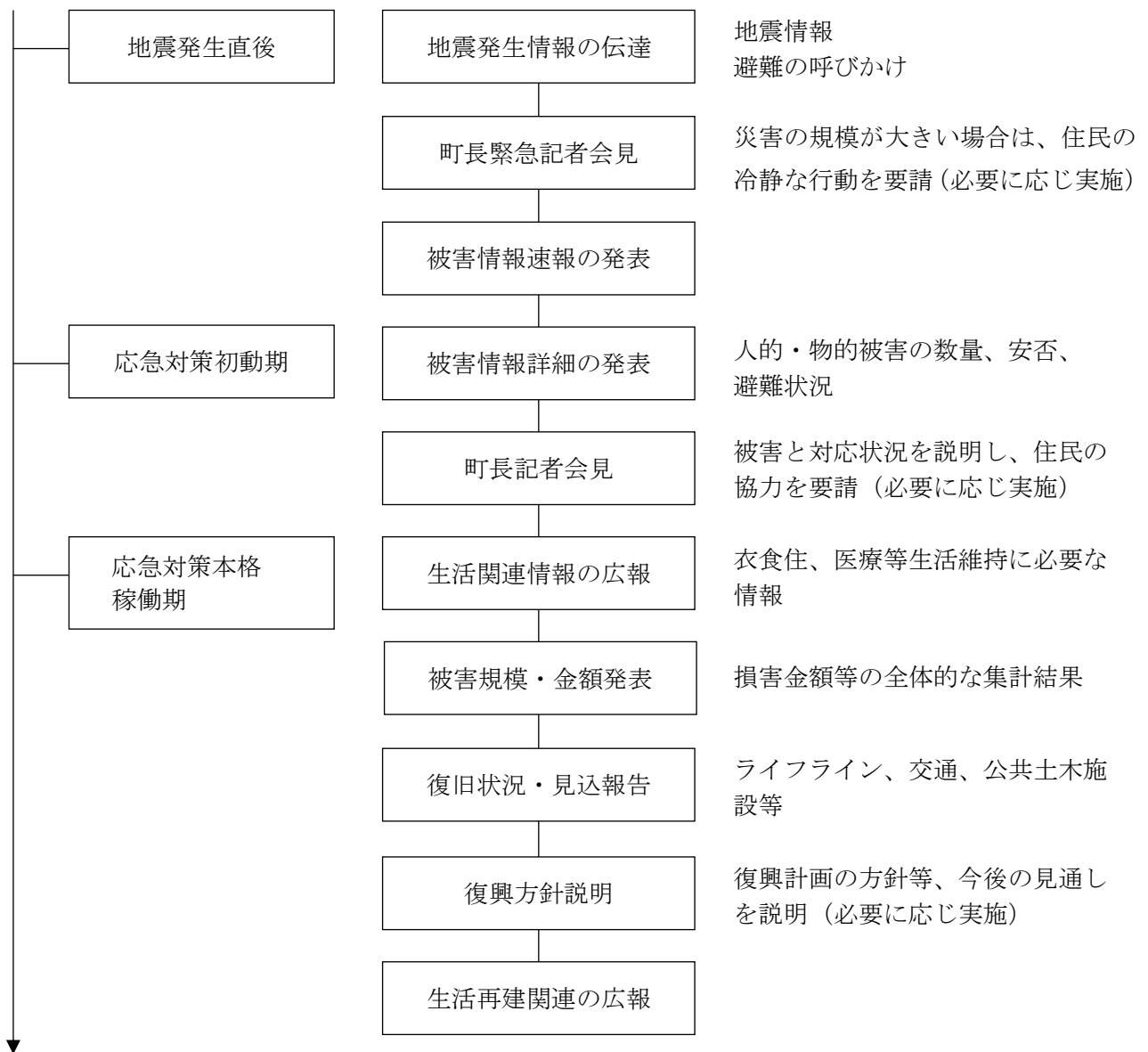
担当部署	総務課、出納室、議会事務局
------	---------------

1 計画の概要

地震による災害発生時に、迅速かつ的確に避難行動及び救援活動を実施し、流言飛語等による社会的混乱を防止するために行う広報活動について定める。

2 広報計画フロー

* 地震発生



3 基本方針

(1) 広報活動の目的

災害発生時における広報活動の目的は、被災者の避難行動及び関係者の救援活動が迅速かつ的確に行われるよう、その判断を助けるとともに、流言飛語等による社会的混乱を防止することにある。また、災害に対する社会的な関心を喚起し、救援活動又は復興事業に対する社会的な協力を促進する効果もある。

(2) 広報活動の対象者

住民及び滞在者並びに被災者等

(3) 広聴活動の展開

被災者等の意見・要望を積極的に取り入れ、災害応急対策や復旧活動に反映させるため、様々な手段を使って広聴活動を展開する。

4 町の広報活動

災害時の情報ニーズに応えるため、防災放送、掲示板、広報誌、広報車等、多様な手段を活用して次により広報活動を行う。活動にあたって、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営者の協力を得る。

(1) 役割

主に被災者に対する直接的な広報活動を行う。

(2) 手段

ア 広報車による呼びかけ、チラシ等印刷物の配布・掲示

イ ハンドマイクによる広報

ウ 町内会等を通じた情報伝達

エ 住民相談所の設置

被災者のための住民相談所を設置し相談に対応するとともに、自主防災組織等からの相談に対応する。

オ 町防災放送、インターネット（町ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS））による広報、緊急速報メール（災害・避難情報）の活用

カ 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接依頼）

(3) 項目

ア 安否情報

イ 避難、医療、救護及び衛生に関する情報

ウ 給水、炊き出し及び物資配給の実施状況

エ 生活再建、仮設住宅、医療、教育及び復旧・復興計画に関する情報

オ 被災地支援に関すること（支援物資を小口・混載しないことやボランティア情報等）

カ その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

5 放送機関、通信事業者等による災害時の情報提供

放送機関、通信事業者等は、被害情報、被災者の安否情報等の災害に関する情報について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるとともに、災害に関する情報を入手したときは、それぞれの計画に基づいて、速やかに災害に関する報道又は通信を行う。

要請は、原則として県を通じて行うものとし、放送依頼の理由、内容及び日時等を明らかにし、誤報防止のため極力文書で行う。

【各放送機関の連絡先】

機 関 名	所 在 地	電 話	FAX
NHK山形放送局	山形市桜町2-50	023-625-9515	023-633-2842
山形放送(YBC)	山形市旅籠町2-5-12	023-622-6360	023-632-5942
山形テレビ(YTS)	山形市城西町5-4-1	023-647-1315	023-644-2496
		023-643-2821 (夜間電話)	
テレビユー山形(TUY)	山形市白山1-11-33	023-624-8114	023-624-8372
さくらんぼテレビジョン(SAY)	山形市落合町85	023-628-3900	023-628-3910
エフエム山形	山形市松山3-14-69	023-622-0804	023-624-0805

6 被災者等への情報伝達活動

被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努める。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

7 地震発生後の各段階における広報

(1) 地震発生直後

- ア 山形地方気象台は、気象庁、県及び国立研究開発法人防災科学技術研究所の観測した震度の情報を、各放送機関に防災情報提供システム等で速やかに配信する。
- イ 放送機関は、配信された地震情報を速やかに放送する。
- ウ 県は、入手した被害状況等の情報を速やかに各放送機関に提供する。
- エ 各放送機関は、提供された情報を「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、速やかに放送する。

(2) 災害応急対策初動期（地震発生後概ね2日以内）

- ア 安否情報
- イ 住民に対する避難勧告等
- ウ 給水・炊き出しの実施、物資の配給情報
- エ 避難所の開設状況

(3) 災害応急対策本格稼働期（地震発生後概ね3日目以降）

- ア 消毒、衛生及び医療救護情報
- イ 小中学校の授業再開予定
- ウ 被害認定・罹災証明書の発行
- エ 応急仮設住宅等への入居に関する情報

(4) 復旧対策期

- ア 罹災証明書の発行
- イ 生活再建資金の貸付け
- ウ 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
- エ その他生活再建に関する情報

8 安否情報の提供

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

(1) 死亡者、行方不明者等の個人に関する情報を把握し、安否情報として提供する。

なお、行方不明者等の安否情報については、必要により報道機関の協力を得て公表する。

(2) 県と連携して、「災害発生時における情報の公表に関するガイドライン」により安否情報を提供する。

(3) 通信事業者は、地震災害により通信設備が被害を受け電話が輻輳し繋がりにくくなった場合、被災地内外からの安否確認に対応するため、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等を開設する。

9 広報活動実施上の留意点

(1) 避難所等において視覚・聴覚障がい者等にも情報が十分に伝わるよう、必要に応じて、点字、音声、ラジオによる伝達、文字や絵を組み合わせた情報の伝達、掲示板、文字放送テレビの設置、手話通訳者、誘導員等の配置等の措置を講ずる。

(2) 外国人の被災者のために、関係機関と協力して、通訳者の配置、図やイラストの使用、多様な言語による表示・放送等の措置に努める。

(3) 被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建及び復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう、情報伝達経路の確保に努める。

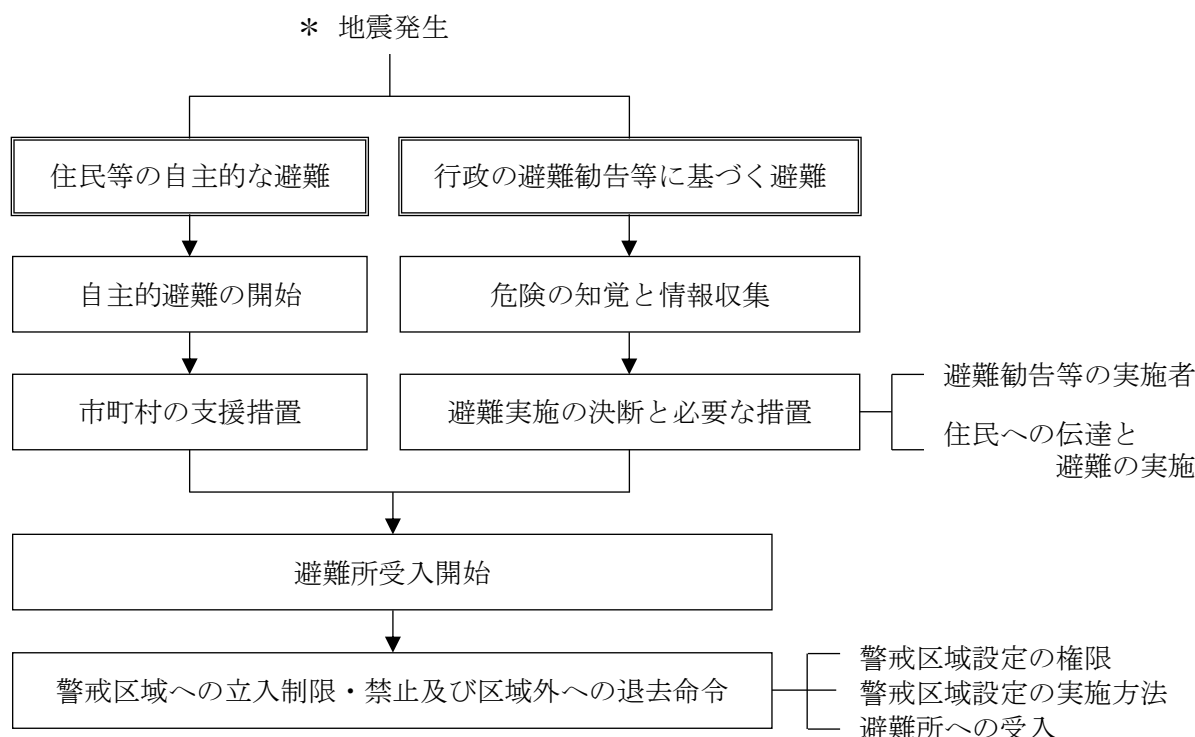
第3節 避難計画

担当部署	総務課、町民税務課、保健福祉課、まちづくり推進課、尾花沢市消防本部
------	-----------------------------------

1 計画の概要

地震後さらに続いて起こる地震、地震に伴う二次被害から地域住民の生命・身体等を保護するための、住民等の自主的な避難並びに町及び防災関係機関が実施する避難活動等について定める。

2 避難勧告等応急対策フロー



※避難勧告等：避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）

3 住民等の自主的な避難

(1) 自主的避難の開始

住民等は、危険が切迫し又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、町へ避難先、避難人数等を連絡するように努める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全確保と避難の補助等を心掛ける。

(2) 町の支援措置

町は、住民等から自主的避難を開始した旨の連絡を受けた場合は、直ちに職員等を被災地あるいは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び指定避難所の開放等の措置を行う。指定避難所は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらうなど、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに受け入れられるようにしておく。

4 行政の避難勧告等に基づく避難

(1) 危険の覚知と情報収集

ア 地震等の情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化して危険箇所の把握に努めることで、避難勧告等を適切なタイミングで発令するよう留意する。

避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努める。

イ その後の地震活動による建築物等の倒壊及び宅地の倒壊に関して、建築技術者等による被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、必要に応じて応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

(2) 避難実施の決定と必要な措置

避難勧告等の発令は、法第60条に基づき、原則として町長が実施する。

避難勧告等の発令は、町長のほか、法令に基づき知事、警察官、海上保安官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が実施する場合もある。

具体的には、次の表のとおり。

	実施責任者	措置	実施の基準
			勧告等を実施した場合の通知等
高齢者等避難開始 避難準備・	町長	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき。 (避難勧告等に関するガイドライン)
避難指示(緊急) 避難勧告及び	町長	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの勧告 立退き及び立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合。 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示。 (法第60条)
	知事	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの勧告 立退き及び立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> (報告) 町長→知事 町長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合。 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示。 →町長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示。 (法第60条)
避難の指示等	警察官	<ul style="list-style-type: none"> 立退き及び立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 町長が立退きを指示することができないと認める場合、又は町長から要求があった場合。(法第61条)
		<ul style="list-style-type: none"> 避難等の措置 	<ul style="list-style-type: none"> (通知) (報告) 警察官→町長→知事 重大な被害が切迫すると認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受けるおそれがある者に対し必要な限度で避難等の措置。 (警察官職務執行法第4条)
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	<ul style="list-style-type: none"> 避難等の措置 	<ul style="list-style-type: none"> (報告) 警察官→公安委員会
			<ul style="list-style-type: none"> 警察官がその場にはいない場合、「警察官職務執行法第4条」による避難等の措置。 (自衛隊法第94条)
			<ul style="list-style-type: none"> (報告) 自衛官→防衛大臣の指定する者(第6師団長等)

(3) 住民等への伝達と避難の実施

ア 避難準備・高齢者等避難開始の内容

- (ア) 要避難準備対象地域
- (イ) 避難準備理由
- (ウ) 避難先
- (エ) 避難経路
- (オ) 避難時の注意事項等

イ 避難勧告又は避難指示（緊急）の内容

- (ア) 要避難対象地域
- (イ) 避難理由
- (ウ) 避難先
- (エ) 避難経路
- (オ) 避難時の注意事項等

ウ 避難の広報

- (ア) 関係機関は、防災行政無線（戸別受信機を含む）をはじめ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、サイレン、警鐘、無線、標識、広報車、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）及びワンセグ等あらゆる広報手段の複合的な活用を図り、住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に対して迅速に避難勧告等を周知・徹底する。
- (イ) 避難行動要支援者への勧告又は指示にあたっては、あらかじめ指定した避難支援者、地域の消防団、自主防災組織等を通じ確実に伝達する。

エ 避難誘導

避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、誘導にあたっては、可能な限り町内会、職場、学校等を単位とした集団避難に努める。

さらに、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

- (ア) 地域単位に避難集団を形成するため、消防機関等の協力を得て、指定避難所等に誘導員を配置して住民等を誘導する。

また、必要に応じて、自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への応援を依頼する。

- (イ) 消防機関は、避難勧告等が発令された場合は、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる方向を町及び警察署に通報するとともに、住民等の避難誘導にあたる。
- (ウ) 警察は、避難道路の要所に誘導員を配置して避難者の通行を確保する。

オ 避難路の安全確保

町長は、迅速かつ安全な避難を確保するため職員を派遣するとともに、国及び県の道路管理者等の協力を得て、避難道路上の障害物を排除する。

また、必要に応じ、知事に対して車両、舟艇及びヘリコプター等の支援の確保を要請する。

5 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

(1) 警戒区域設定の権限

災害の種類に応じた警戒区域設定権者は次のとおりである。

ただし、知事は、町長が事務の全部又は大部分を行うことができないと認める場合は、警戒区域設定の全部又は一部を代行する。

災害種別	設定権者	実施の基準
災害全般	町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるとき。(法第63条)
	警察官	町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。(法第63条)
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	町長又は町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限る。(法第63条)
火 災	消防長・消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合で、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときに火災警戒区域の設定。(消防法第23条の2)
	消防職員・消防団員	火災の現場において消防警戒区域の設定(消防法第28条)
	警察官	火災の現場において消防警戒区域の設定について、消防職員又は消防団員が火災の現場にいないときに限る。(消防法第28条)
水 災	水防団長・水防団員 消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定。(水防法第21条)
	警察官	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。(水防法第21条)

(2) 警戒区域の設定と周知

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場においてバリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行うとともに、警戒区域内への立入の制限・禁止及び区域内からの退去について拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図る。

また、警察官、自衛官が、町長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(3) 避難所への受入

町長は警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合、必要に応じて避難所を開設しこれらの者を受け入れる。

6 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

(1) 帰宅困難者に対する避難情報等の提供

公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、多様な手段、経路を通じて避難所に関する情報や道路状況、鉄道等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供するよう努める。

(2) 外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

地理に不案内で、かつ日本語の理解も十分でない外国人及び地理に不案内な旅行者、出張者に対

し多様な言語及び手段、経路を通じて避難所に関する情報や鉄道等の交通の運行、復旧状況等移動手段に関する情報を提供するよう努める。

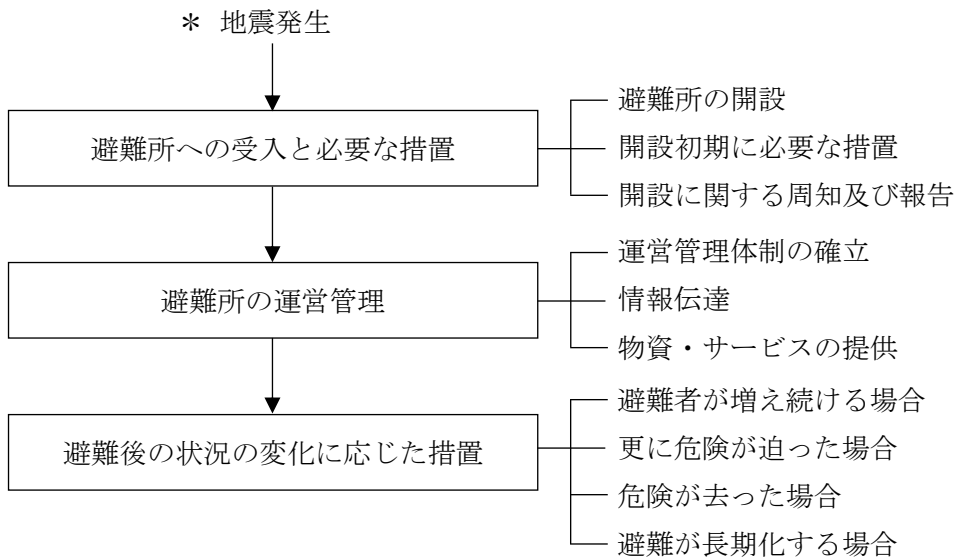
第4節 避難所運営計画

担当部署	町民税務課、保健福祉課、教育文化課
------	-------------------

1 計画の概要

地震による災害発生時に、開設する避難所の的確かつ円滑な運営について定める。

2 避難所運営計画フロー



3 避難所への受入と必要な措置

(1) 避難所の開設場所

ア 避難所として利用する建物はあらかじめ町が指定する指定避難所となるが、当該建物で不足する場合、またその他の状況により当該建物が使用できない場合は、神社寺院、工場、倉庫等の既存の建物を応急整備して使用する。

イ 施設が得がたい場合は、野外にバラックの建物を仮設し、又は天幕張りによる応急避難所を開設する。

ウ 避難所の開設のための必要な作業はできる限り、労働奉仕による。ただし、応急的補修、改造野外仮設、便所等仮設等のため特別技術者を要する場合は、この限りでない。

(3) 避難所の開設

住民に避難勧告等を発令した場合、又は避難場所に避難した住民を、家屋の倒壊等により、さらに避難所へ受け入れる必要が生じた場合は、指定避難所の管理者に連絡し、原則として屋内施設に避難者を受け入れるよう指示するとともに、速やかに町職員を指定避難所に派遣し、迅速な開設に努める。避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県はその情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。併せて、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制等、感染

症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。

また、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。ただし、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

なお、災害救助法が適用された場合の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内に限られるが、期間を延長する必要がある場合は、知事に要請し所要の手続きをとる必要がある。

(4) 開設初期に必要な措置

ア 避難者数の把握

避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳（男女別・年齢別等）を把握する。

また、避難所以外で生活している被災者も想定されるため、これら被災者にかかる情報の把握に努める。

イ 避難所の運営リーダーの選出

避難所の避難者、地域住民、施設管理者、自主防災組織及びボランティア等の中から統率力、実行力及び判断力を有する者を運営リーダーとして選出する。

ウ 物資等の調達

避難所の状況を確認後、必要とする物資等の調達を早急に行う。なお、初期段階で特に必要な物資としては、次のようなものが考えられるが、早期に調達することが困難な状況も想定されることから、避難所毎又はその近傍の地域完結型の備蓄施設を確保し、必要最低限の物資を備蓄しておくように努める。特に、災害発生時に孤立化が懸念される集落においては、重点的に備蓄を行うよう努める。

(ア) 食料（パン、おにぎり等すぐ食べることのできるもの）

(イ) 毛布

(ウ) 日用品（紙コップ、紙皿及び割り箸）

(エ) 医薬品（常備薬、救急箱等）

(オ) 生理用品

(カ) 暖房器具、カイロ（冬期の場合）

(キ) 簡易トイレ（トイレトペーパー）

(ク) 飲料水

(ケ) 燃料

(コ) アルコール消毒液、マスク、フェイスシールド等

エ 通信手段の確保

避難所と町役場等との通信手段を確保する。

オ 避難所以外で生活している被災者への配慮

避難者の事情により避難所外で車中泊を行っているなどやむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(5) 開設に関する周知及び報告

速やかに指定避難所を開設した旨を住民等に周知徹底するとともに、関係機関に設置場所及び設置期間等を周知し、避難所に受け入れるべき者を誘導し保護する。

また、避難所開設に係る次の事項を県に速やかに報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 開設箇所数及び避難所の名称

ウ 避難者数

4 避難所の運営管理

避難者名簿を作成し、受入人員を調査し、避難者の傷病の有無、給水・給食の必要数量等を把握する。また、避難所以外で生活している被災者も想定されるため、これら被災者にかかる情報の把握に努める。

(1) 運営管理体制の確立

避難施設の管理者及び避難所の運営リーダーと協議し、女性を含めた避難所の運営管理チームを設け、運営管理に協力を依頼する。

(2) 情報伝達

避難所の運営管理チームと協力し、避難者に対して被害状況、安否情報及び生活情報等を口頭で説明するほか、テレビ、ラジオを設置することなどにより情報を提供する。また、聴覚障がいをもつ避難者に配慮し、掲示板の設置やチラシの配布も考慮する。東日本電信電話株式会社に対し特設公衆電話の設置を要請し、避難所における通信手段の確保に努める。

(3) 物資・サービス等の提供

避難所の運営管理チームを通して避難者のニーズを把握し、必要な物資・サービスを提供する。また、日本赤十字社も、奉仕団を避難所に派遣し、物資・サービスの提供に努める。

5 避難後の状況変化に応じた措置

(1) 避難者が増え続ける場合

地区外からの避難者の流入等により、避難所の受入可能人員を超えるおそれがあると判断した場合は、受入人員に余裕ある他の避難所又は新たに開設する避難所で受け入れられるよう手配し、避難者にその旨を伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。

また、町内の避難所だけでは不足する場合、又は要配慮者を町以外の社会福祉施設等に避難させる必要がある場合は、被災地外の市町村に被災者の受入を要請し、又は県にあっせんを依頼する。

(2) 更に危険が迫った場合

被害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは、必要に応じ県及び県警察等に避難者移

動用の車両及びヘリコプター等の提供を依頼する等、輸送手段を確保し、速やかに避難者を他の安全な避難場所等へ再避難させる。また、県は、必要に応じ自衛隊に協力を要請する。

(3) 危険が去った場合

被害の拡大が沈静化した場合は、避難所の運営管理チームを通して避難者に連絡するとともに、避難勧告等を発令していた場合は、その解除について、関係機関と協議して判断する。

避難者は、避難所から退去する場合は、必ず避難所の運営管理チームに届け出る。また避難所の運営管理チームは、避難者の退去状況を逐次町に連絡する。

(4) 避難が長期化する場合

災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて旅館等への移動を避難者に促すとともに、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

6 避難所運営に係る留意点

(1) 町等のとるべき措置

ア 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努め、同行避難があった場合の対応について具体的な検討を進める。

また、発災時には、同行避難の状況について把握に努める。

イ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め、適切に受け入れることとする。

ウ 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

エ 住民の避難が数日以上にわたる場合は、避難所運営にあたって次の点に留意し、特に、高齢者、障がい者、病人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の処遇について十分に配慮する。

また、県は、町を積極的に支援するとともに、必要に応じて自らが避難者の保護・救援を図る。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるとともに、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じるよう努める。

(ア) 避難者の栄養、健康等

避難者のニーズに応じ、年齢、性別、サイズ等に配慮した生活必需品（下着、生理用品等）の確保に努めるとともに、栄養及び健康状態に留意する。特に、高温多湿期や寒冷期においては、冷暖房等に配慮し、健康管理に十分留意するよう努める。

(イ) 衛生、給食及び給水等対策

a 入浴機会の確保及びごみ処理等の衛生面に十分配慮する。

b 炊出し施設を設ける等により、応急的な食料供給体制を確保する。

- c 配食等にあたっては、管理栄養士の関与に努める。
 - d トイレの確保及び衛生面に十分配慮する。
 - e インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染対策として、可能な限り密集・密接を避けるためのスペースを確保し、換気や衛生対策の徹底等に努める。
- (f) 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策
被災者のプライバシー保護やメンタル相談等の対応について配慮する。
- (e) 要配慮者に配慮した運営、環境整備
- a 掲示板、チラシ、通訳者の配置等要配慮者の特性に応じた多様な情報提供手段を用いる。
 - b 食料や救援物資が平等に配分されるように配慮する。
 - c 施設のバリアフリー化を図るとともに、要配慮者専用スペースの確保について配慮する。
 - d 医療・保健福祉サービスが適切に実施されるよう配慮する。
- (f) 避難所運営への女性の参画促進
避難所の運営において、男女共同参画の観点から運営リーダーを男女両方の配置に努めるとともに、女性の運営役員への参画等、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。
- (g) 男女のニーズの違いに配慮
男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮した避難所の運営管理に努める。
特に、女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。
- (h) 各機関等への協力要請
避難所運営に際し、必要に応じて、県に対し日本赤十字社山形県支部、山形県医師会、山形県歯科医師会、山形県看護協会、山形県薬剤師会、栄養士会及びNPO・ボランティア等関係機関の協力について要請を行う。また、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。
- (i) 自治的な運営組織の立上支援
避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上を支援する。
- (2) 住民の心得
避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止のため、次の点に心掛けるよう努める。
- ア 運営管理チームを中心とした組織の結成とリーダーへの協力
 - イ ごみ処理、洗濯及び入浴等生活上のルールへの遵守
 - ウ その他避難所の秩序維持に必要な事項の遵守
 - エ インフルエンザや新型コロナウイルスへの対応としてのマスクの着用や健康状態の確認、手洗い、咳せきエチケット等の基本的な対策の徹底

第5節 救助・救急計画

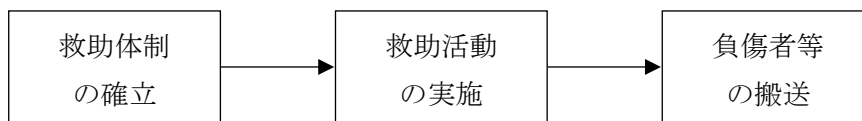
担当部署	保健福祉課、まちづくり推進課、尾花沢市消防本部
------	-------------------------

1 計画の概要

大規模な地震による被災者に対する救助・救急活動について定める。

特に大規模な災害が発生した場合は、通信や交通が途絶し、救急需要が急増するとともに、防災関係機関自体も被災し、救助隊の到着遅延や活動困難が予想されることに留意する。

2 救助・救急計画フロー



3 救助体制の確立

(1) 救助隊の編成等

消防機関は、「大石田町と尾花沢市との間の消防事務の委託に関する規約」等の定めるところにより、直ちに救助隊を編成する。

その際、救助対象者の発生状況、出動対象の選択と優先順位、現地における地域住民又は自主防災組織の協力の活用等を考慮する。

町は、医療救護所を開設する。また、必要な場合は、自衛隊による医療救護所開設のための派遣要請を知事に依頼するものとする。

(2) 医療機関の状況の確認

消防機関は、最寄の救急病院等の重傷者等受入れの可否を直接確認する。

(3) 応援要請

災害が大規模で町の組織力のみでは対処できないと判断する場合は、関係機関に応援を要請する。

ア 消防機関への要請

町長は、「山形県広域消防相互応援協定」により、近隣又は他ブロック地域の消防本部へ応援を要請する。

要請を受けた消防本部は、可能な限り直ちに出勤する。また、大規模な災害発生時には、自主的に出勤を準備し、必要と判断する場合は、要請を待つことなく出勤する。

イ 民間組織への要請

町長は、必要と判断する場合は、地元建設業者に、パワーショベル等の重機を操作して、埋没者の救助活動に協力するよう要請する。

4 救助活動の実施

(1) 緊急交通路の確保

県警察は、被災地内外で直ちに交通規制を実施し、緊急交通路を確保するとともに、救急・救助活動のための緊急車両を誘導する。

(2) 救助隊の誘導

消防機関及び県警察は、自主防災組織の協力を得ながら、町外から救助活動の応援に派遣された自衛隊、消防機関及び警察の部隊を災害現場に誘導する。

(3) 救助活動の実施

ア 県は、町又は消防本部等からの要請を受け、若しくは自らの判断により必要と認めた場合は、消防防災航空隊を派遣する。この際、消防防災航空隊は、派遣先の消防本部の指揮下に入って救助活動に当たる。

イ 消防機関、県警察及び自衛隊の部隊は、自主防災組織等の協力を得ながら、連携して救助活動を展開する。また消防団員は、器具置場（車庫）等への参集途上に要救助者を発見した場合は、地域住民や自主防災組織の協力を得て救助活動を実施する。

ウ 自主防災組織は、通行人等と協力して速やかに救助活動を実施する。また、消防機関等救助・救急活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応ずるよう努める。

5 負傷者等の搬送

(1) 搬送先

消防機関は、救助活動の初期における、被災地内の医療救護所の設置が進んでいない段階では、負傷者を最寄りの救急病院等に搬送し、その設置が進んだ段階では、原則として負傷者を最寄りの医療救護所に搬送する。医療救護所におけるトリアージを経た負傷者のうち重傷者等については、山形県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンが負傷者の搬送先の調整を行った上で、災害拠点病院等に搬送する。

(2) 搬送における留意点

消防機関は、重傷者等を救急病院等に搬送する場合、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に交通規制を行うよう協力を求める。なお、救急車による搬送が困難で、ヘリコプターの利用を必要とするときは、別途定める「大規模災害発生時におけるヘリコプター等の災害対策活動計画」に基づき、県が設置する「ヘリコプター等運用調整班」に対して搬送調整を依頼する。

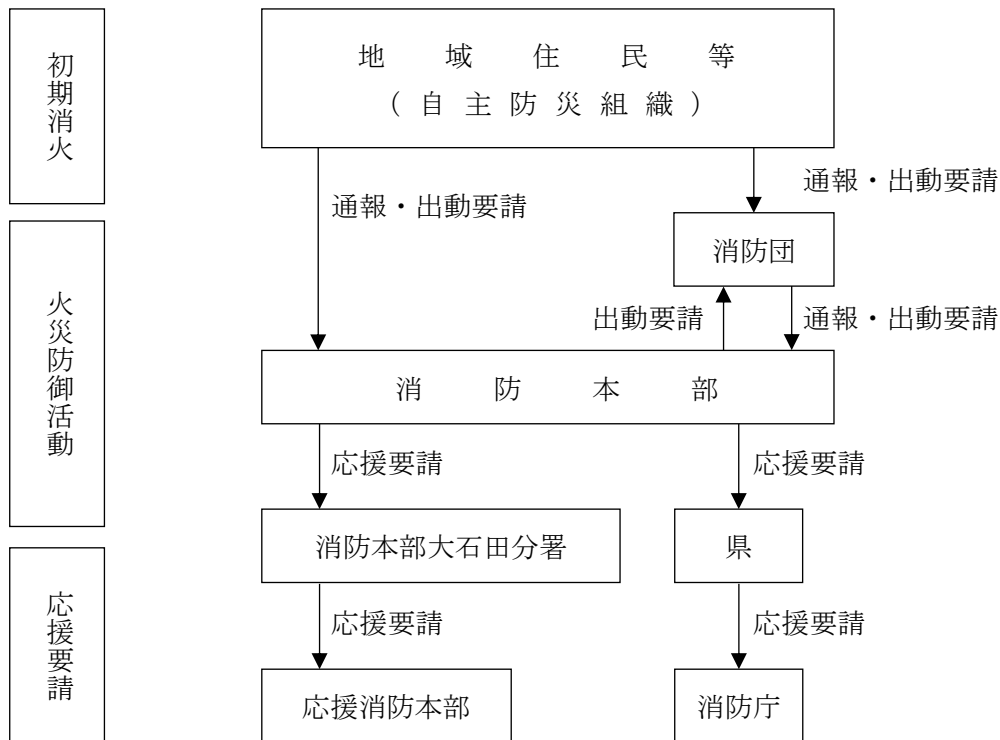
第6節 消火活動計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課、尾花沢市消防本部
------	-----------------------

1 計画の概要

地震発生時の火災による被害を防止し、又は被害の軽減を図るため実施する消火活動について定める。

2 消火活動計画フロー



3 初期消火

(1) 地域住民等による活動

家庭、職場等においては、地震が発生した場合は、コンロや暖房器具等の火を消すなど、出火を防止するとともに、出火した際は次により対処する。

ア 消防機関等へ速やかに通報（電話、駆け込み）するとともに、自身の安全を確保しながら、近隣住民等に協力を求めて消火に努める。

イ ブレーカーを切る、ガスの元栓を閉める等により、二次災害の防止に努める。

(2) 自主防災組織等による活動

地域の自主防災組織及び職場等の自衛消防組織は、消防機関が到着するまでの間、自身の安全を確保しながら、耐震性貯水槽等の消防水利、可搬式小型動力ポンプその他の防災資機材を活用して初期消火にあたり、火災の延焼を防止するとともに付近住民の避難誘導及び救助活動を行う。

4 火災防御活動

(1) 消防本部による活動

ア 消防吏員は、地震が発生した場合は、出動規定に基づき各部署に速やかに参集して、消防資機材等を準備する。

イ 次の方法により火災情報の収集にあたる。

(ア) 119番通報及び駆け込み通報

(イ) 消防吏員の参集途上における情報収集

(ウ) 消防団及び住民等からの電話又は無線等による連絡

ウ 県警察及び道路管理者等の情報を基に、火災現場までの交通路を確保するとともに、必要に応じて県警察に対して交通規制を要請する。

また、消防吏員は、警察官がその場にはいない場合において、消防用緊急通行車両の通行妨害等応急対策の実施に著しい支障が生ずると認められる場合は、法第76条の3第4項に基づき、通行の妨害となる車両等の所有者等に対し必要な措置命令を行う。

エ 火災防御活動に当たり、次の事項に留意する。

(ア) 火災の延焼状況及び活動障害の有無等、火災の状況に対応した消防力を適切な位置に配置して、消火活動を行うとともに延焼の防止に努める。

(イ) 火災現場において要救護者がある場合は、他のいかなる行動にも優先し、全機能をあげて人命救助活動を行う。

(ウ) 火災建物の状況が分かる者から聴取を行い、当該建物の人命検索及び残留者の避難誘導を行う。

(エ) 上水道施設が被災した場合でも、火災状況に応じた消防水利を迅速かつ的確に確保するよう努める。

(オ) 地域住民の安全確保のため必要と認められる場合は、消防法第28条に基づき消防警戒区域を設定して、住民等を退去させ又は出入りを禁止若しくは制限する。

(2) 消防団による活動

ア 消防団員は、地震が発生した場合は、出動規定に基づき速やかに機材置場（車庫）等に参集し、消防資機材等を準備する。この際、参集途上において周囲の被害状況等の情報を収集するよう努める。

イ 出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼の警戒を呼びかける。

ウ 現地の火災の状況を把握し、電話や無線等によりその内容を消防本部等へ連絡する。

エ 火災防御活動にあたっては、地域住民や自主防災組織等と協力するとともに、常備消防が到着した場合は、消防長又は消防署長の所轄の下、協力して活動する。

5 広域応援要請

大規模な地震により災害が発生した場合には、火災及び負傷者の同時多発等により出動対象が激増する一方、被災地域の消防機関は、職員や施設・資機材の被災、通信・交通の遮断等によりその機能が低下し、火災防御活動を十分に行えなくなることが予想される。

このような場合、町長等は躊躇することなく他の市町村長等に対して広域応援を要請する。

また、被災地域以外の消防本部は、大規模な地震の発生を覚知したときは、広域応援要請に応じることができる体制を速やかに整える。

(1) 県内市町村等への応援要請

町長は、自らの消防力のみでは十分に防御し得ないと認める場合は、「山形県広域消防相互応援協定」「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」等に基づき、知事又は他市町村長等に対して広域応援を要請する。

(2) 応援受入体制

知事又は町長は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、次により応援受入体制を整備する。

- ア 応援隊の集結場所、誘導方法の明確化
- イ 応援隊との指揮命令・連絡体制の明確化
- ウ 応援隊の野営場所、ヘリポートの確保

第7節 医療救護計画

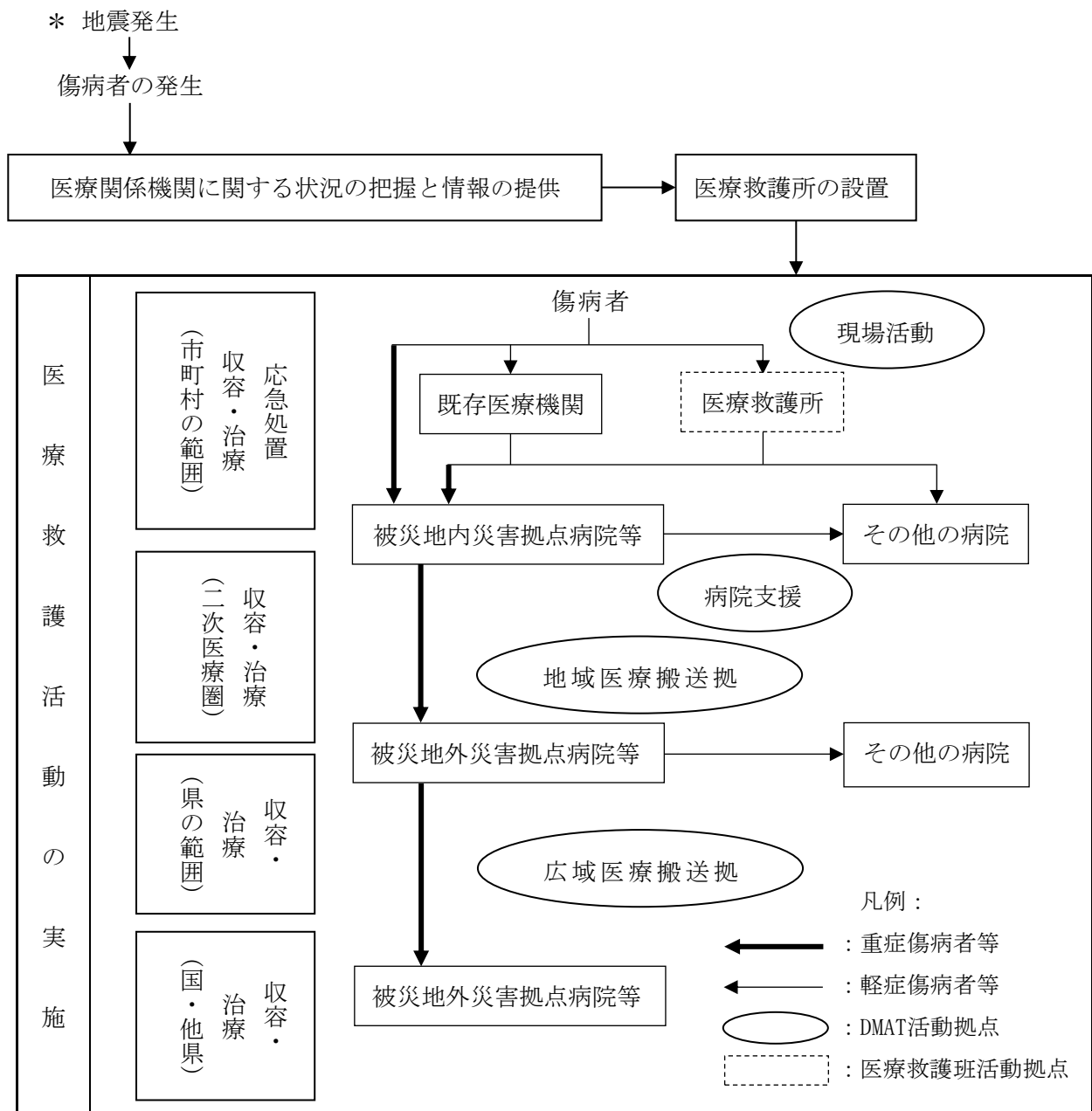
担当部署	保健福祉課
------	-------

1 計画の概要

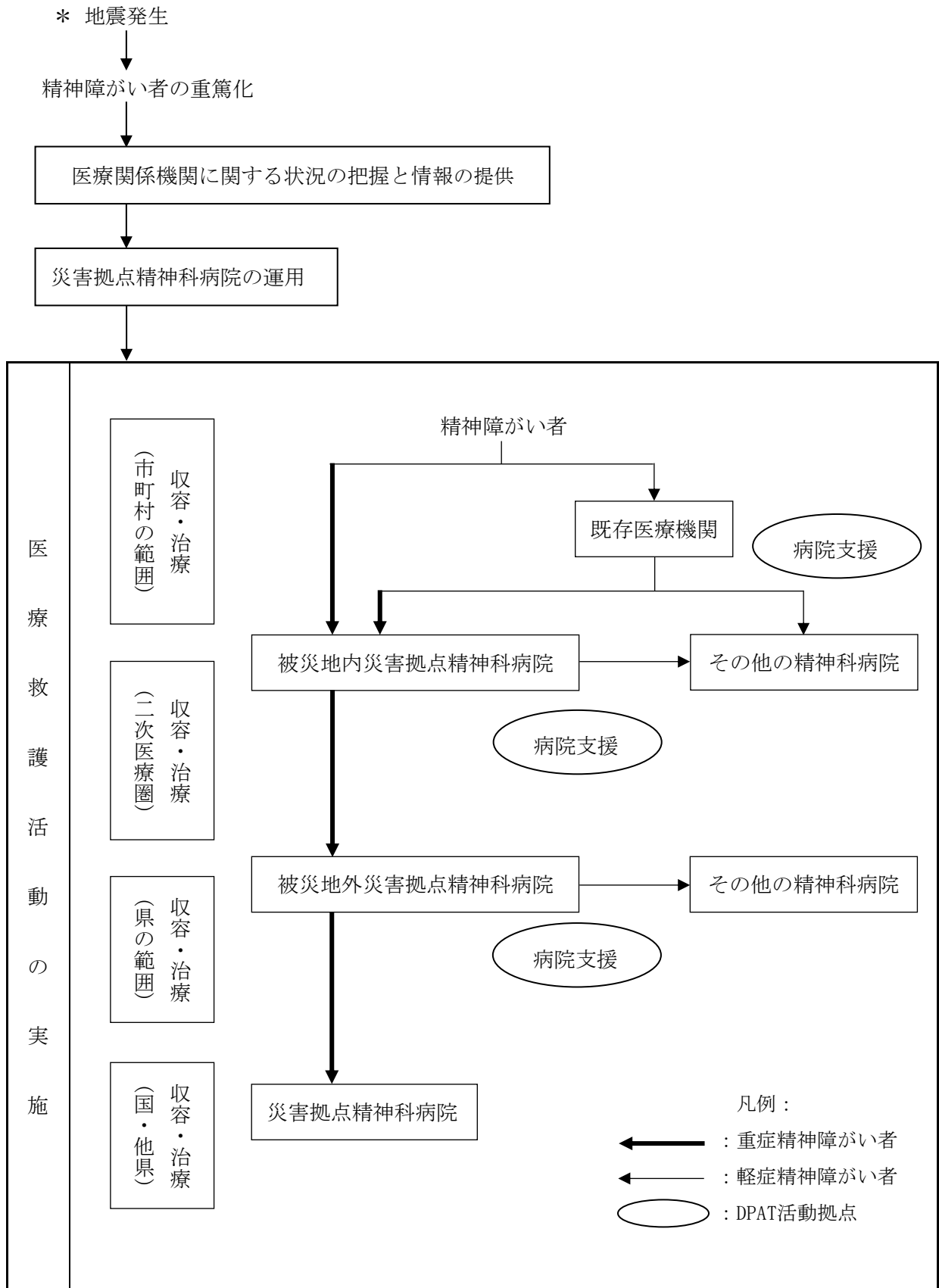
大規模な災害が発生した場合の困難な条件の下で、一人でも多くの人を救命及び治療することを最優先の目的とし、多数の傷病者等にその時々の状況下における最大限の医療を提供するために実施する医療救護活動について定める。

2 医療救護計画フロー

(1) 傷病者への対応



(2) 精神障がい者への対応



3 医療関係機関に関する状況の把握と情報の提供

県及び医療関係機関・団体と協力し、国の広域災害救急医療情報システム及び災害精神保健医療情報支援システムや山形県医療機関情報ネットワークを活用するなどして、次の事項について速やかに情報を収集する。

- (1) 医療機関及び薬事関係業種の被害状況
- (2) 被災地内外の医療機関の診療状況、患者搬送・医療スタッフ派遣の需給状況及び他県の医療機関の診療状況
- (3) 医療救護所の設置状況

4 医療救護所の設置

災害の様態から予想される傷病者の状況等を速やかに想定し、必要と判断した場合は、町の適当な場所に医療救護所を設置する。また、医療救護所に必要な医療従事者については、町自らの協定等に基づき確保するほか、必要に応じ、県に対して、日本赤十字社や自衛隊による医療救護班の派遣要請並びに自衛隊による医療救護所開設の派遣要請を行うものとする。

5 医療救護活動の実施及び調整

医療機関等は、町、県、医師会等関係団体・機関等と連携し、住民の生命・健康を確保するため、次により医療救護活動を行う。

- (1) 各医療関係施設等における活動

ア 医療救護所

医療救護所は、救急救命期（発災から概ね3日間程度）においては、傷病者に対してトリアージを行い、傷病の程度に応ずる応急処置を施すとともに、重篤・重症等の傷病者をその緊急度に応じ後方支援病院に搬送する窓口となる。

また、救急救命期以降においては、避難所等における内科系診療、健康管理が必要となる可能性があることから、医療救護所の避難所への移設を考慮する。

イ 町内の一般の医療機関

(ア) 患者・職員の安全を踏まえ二次災害を防止したうえで、傷病者に対しトリアージを行い、傷病の程度に応じ応急処置を施すとともに、後方支援病院への搬送手続きの実施、又は自らの病院等への収容等の対応を図る。

また、後方支援病院となる場合は、傷病者の受入、手術・処置等の治療、入院措置等について可能な限り対応する。

(イ) 自らの施設が被災し診療不能等となった場合は、町の設置する医療救護所で医療を提供する等の活動を行う。

(ウ) 歯科診療所及び歯科を有する病院においては、歯科口腔外科等に係る救急傷病者に対応して応急処置・治療を提供するとともに、災害による義歯の破損・紛失について対応する。

ウ 被災地二次医療圏内の災害拠点病院等

町を圏内に含む当該二次医療圏における災害医療の中核として、圏内の他の病院、診療所及び医療救護所と有機的に連携して次により傷病者に対する医療を提供する。

- (ア) 24時間緊急対応し、重篤な傷病者に救命医療を提供すること
- (イ) 傷病者等の二次医療圏内での受入の拠点となること
- (ウ) 重症傷病者等の広域搬送の窓口となること
- (エ) 傷病者に対するトリアージ、応急手当及び治療を行うこと
- (オ) 状況に応じ、自己完結型の医療救護班を派遣すること

エ 被災地二次医療圏内の災害拠点精神科病院

町を圏内に含む当該二次医療圏における精神科医療の中核を担う病院として、次により精神障がい者に対する精神科医療を提供する。

- (ア) 24時間応急対応し、重篤又は発病した精神障がい者に精神科医療を提供すること
- (イ) 急性期の精神障がい者の優先受入及び診療を実施すること
- (ウ) 精神障がい者の広域搬送の調整を図ること
- (エ) DPAT活動を指揮・総括する活動拠点本部を設置すること
- (オ) 他関係機関との調整を図ること

オ 被災地外の災害拠点病院等

被災地外の災害拠点病院等は、次により傷病者の広域搬送の受入拠点として活動する。

- (ア) 搬送された重篤傷病者に対して24時間緊急対応し、救命医療を行うこと
- (イ) 搬送された重症傷病者等に対し、必要に応じトリアージを実施して応急手当・治療を行うとともに、二次医療圏内の他の医療機関、他の災害拠点病院、更に後方の医療機関等への搬送手続を行うこと
- (ウ) 被災地へ自己完結型の医療救護班を派遣すること

カ 被災地外の災害拠点精神科病院

被災地外の災害拠点精神科病院は、精神障がい者の広域搬送に係る受入拠点として、24時間応急対応し、受け入れた精神障がい者に対し精神科医療を提供する。

キ DMAT指定病院

DMAT指定病院は、県の要請により、DMATを被災地内外に派遣する。

派遣されたDMATは、県の要請等により県外から派遣されたDMATとともに、山形県災害医療コーディネーターの調整の下、被災地内外での現場活動、病院支援、地域医療搬送及び広域医療搬送を行う。

ク DPAT指定病院

DPAT指定病院は、県の要請により、DPATを被災地内の災害拠点精神科病院に派遣する。

派遣されたDPATは、県の要請等により県外から派遣されるDPATとともに、山形県災害医療コーディネーターの調整の下、精神科医療機関の情報収集とアセスメント及び精神科医療機能に対する後方支援を行う。

ケ 被災地外の一般医療機関

- (ア) 災害拠点病院等から再搬送される傷病者を受け入れ、治療を行う。
- (イ) 協定等に基づき又は自らの判断により、被災地へ自己完結型の医療救護班を派遣する。

(2) 医薬品・医療資器材等の確保

医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材等を調達し、必要な場合は県に支援要請を行う。

(3) 傷病者等の受入及び搬送の調整

ア 傷病者等の緊急度に応じた後方支援病院への搬送については、山形県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンが一元的に搬送先を調整した上で、原則、消防機関に傷病者の搬送を依頼する。

ただし、搬送する傷病者が精神障がい者の場合は、県が手配したバスやジャンボタクシー等の搬送手段により、精神科医療従事者の同乗を条件に搬送を行う。

イ 消防機関の救急隊等による傷病者の搬送が円滑に行われるよう努める。

(4) 医療救護班の派遣

被災地への医療救護班の派遣要請及び調整は、町の要請を受けて、原則として県の災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンが一元的に行う。

(5) 医療ボランティア等の受入調整

医療ボランティア等が必要な場合、県は受入窓口を設置するとともに、町又は医療機関等と調整を行い、当該ボランティアに対して活動を要請する。

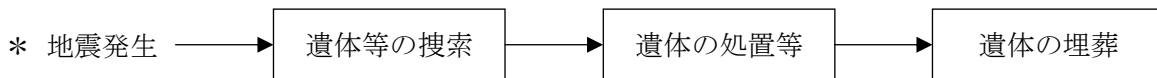
第8節 遺体対策計画

担当部署	保健福祉課
------	-------

1 計画の概要

大規模な地震に伴う建造物の倒壊、火災等により発生する多数の遺体について、主として町が実施する災害応急対策について定める。

2 遺体対策計画フロー



3 遺体等の搜索

県警察及び関係機関の協力を得て、遺体等（災害により被災して行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者を含む。）の搜索を行うとともに、県に対して搜索の対象人員、搜索地域及び搜索状況を報告する。町長は、必要により自衛隊に対する搜索活動への応援要請を行うよう知事に依頼する。

4 遺体の処置等

(1) 遺体の安置

ア 遺体安置所を確保・設置し遺体を搬送・安置するとともに、県及び県警察と連携の上、検視（死体見分）・検案（医師による死因等の医学的検査）業務を行える体制を整備する。この際、遺体の搬送車、棺、ドライアイス等必要な資機材が不足する場合は、広域的に在庫情報等を収集し確保するよう努める。

イ 遺体安置所の設置にあたり、以下の事項に考慮する。

(ア) 避難所、医療救護所とは別の場所

(イ) 可能な限り水、通信及び交通手段を確保できる場所

(ウ) 検視・検案業務のほか、身元不明遺体安置所、身元確認のためのDNA型鑑定等資料・遺留品の保管場所として使用可能な場所、膨大な数になる可能性を考慮し選定する。

(エ) 遺体安置所として適当な建物がない場合は、天幕、幕張等の設備を設ける。

ウ 県及び県警察と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等について報道機関等を通じ住民に対する広報に努める。

(2) 遺体の検案・処置等

ア 警察官は、関係法令等に基づき遺体の検視を行う。

イ 町は、医師会等の協力を得て、遺体の検案を行うとともに、検視及び検案を終了した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。

(3) 身元不明遺体の処理

ア 県警察その他関係機関に連絡しその取扱について協議する。

イ 県警察は、DNA型鑑定資料や指紋等の採取、歯牙の確認、遺品の保存等を行い、関係機関と協力してその身元確認を行う。

ウ 身元確認の結果として身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱い、被災地域以外に漂着した遺体（例えば、河川の上流沿岸地域において災害が発生し、下流沿岸の市町村に漂着したような場合）で、身元が判明しない場合も行旅死亡人として取り扱う。

5 遺体の埋葬

- (1) 災害による犠牲者の遺族等は、死亡に係る所定の手続きを経て速やかに遺体の埋葬を行う。
- (2) 埋葬が適切に行われるよう、死亡者の正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して埋葬を支援し、埋葬を行う者がいない場合又は判明しない場合は町が埋葬する。
- (3) 死亡者が多数のため、通常の手続では、遺体の腐敗等、公衆衛生上の問題が発生するおそれがある場合、火葬・土葬許可手続の簡略化について、県を通じて厚生労働省に協議する。
- (4) 災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、応急的処理程度のものを行い、棺及び骨つぼ等の現物を実際に埋葬する者に支給する。

6 広域応援体制

自らのみによる遺体の搜索、処理及び埋葬の実施が困難な場合は、県に対して、これらの業務に要する要員及び資機材の確保について、応援を要請する。

第9節 交通輸送関係

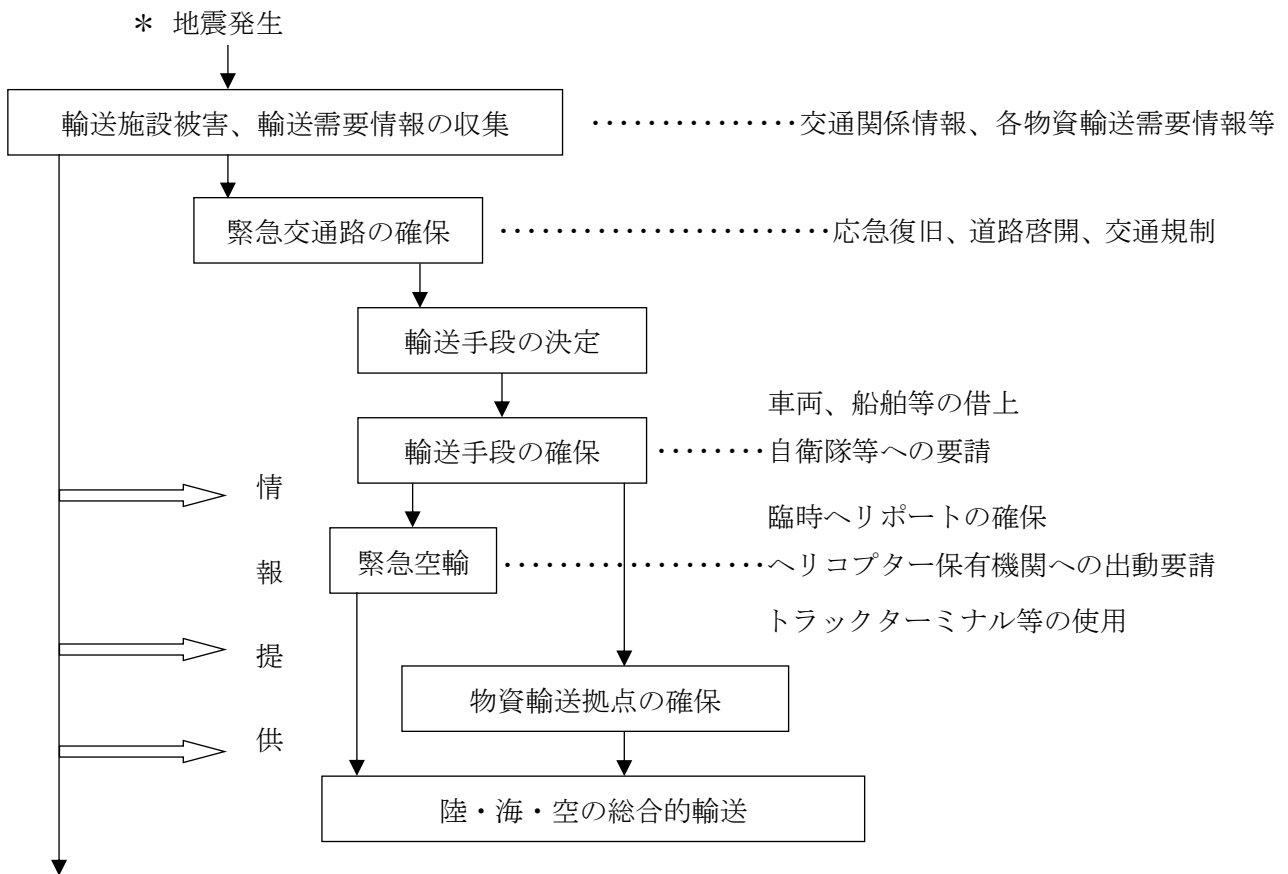
第9節1 輸送計画

担当部署	総務課、議会事務局
------	-----------

1 計画の概要

救急・救助、医療救護及び消火活動等の応急活動並びに被災者に対する水、食料及び生活物資の供給等を迅速に展開することを目的として、使用可能な交通資源が限られた状態で、迅速かつ効率的な輸送を確保するために実施する災害応急対策について定める。

2 輸送計画フロー



3 優先すべき輸送需要

災害応急対策の各段階において優先すべき輸送需要は次のとおりとする。

(1) 災害応急対策活動期

- ア 救急・救助活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員・物資
- イ 消防及び水防活動等被害拡大防止に要する人員・物資
- ウ 被災地外の医療機関へ搬送する重症傷病者

- エ 食料及び水等避難生活に必要な物資
 - オ 傷病者及び被災者の被災地域外への移送
 - カ 自治体等の災害対策要員及びライフライン応急復旧要員等の応急対策要員並びに関連物資
 - キ 緊急輸送に必要な輸送施設の維持、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員・物資
- (2) 復旧活動期
- ア 上記(1)の続行
 - イ 災害復旧に必要な人員・物資
 - ウ 生活用品
 - エ 郵便物
 - オ 廃棄物の搬出

4 輸送計画

(1) 輸送の方法

災害時における輸送は次の方法による。

- ア 自動車等による輸送
- イ 鉄道による輸送
- ウ ヘリコプターによる輸送

(2) 輸送力の確保順位

災害輸送のための自動車輸送力の確保は次の順位とする。

- ア 町有車両による輸送
- イ 応急災害対策実施機関所有の車両による輸送
- ウ 公共団体所有の協力による輸送
- エ 民間団体の協力による輸送
- オ その他借上車両による輸送

(3) 輸送車両等の要請要領

ア 災害輸送を要する物資調達等主務担当は、輸送班に次の要件を明示して配車の要請をする。

- (ア) 輸送区間及び借上期間
- (イ) 輸送人員又は輸送量
- (ウ) 車両等の種類及び台数
- (エ) 集積場所及び日時
- (オ) その他必要事項

イ 町所有の車両で、輸送の確保が困難な場合、輸送班は自動車等車両の借上を実施する。

ウ 災害救助法が適用され、車両等が不足し、又は借上が不可能な場合は、村山総合支庁経由のうえ、県又は他市町村に前記、(3)のアの条件を明示して要請する。

(4) 輸送の実施

ア 自動車による輸送は、町有車両状況を考慮し使用車両を決定する。

イ 鉄道による輸送を要する場合は、県その他関係機関の応援を求めて実施する。

(5) 初動期における緊急空輸の実施と臨時ヘリポートの確保

被害規模が甚大で、道路が輸送路として機能しない地域への輸送は、緊急輸送手段として防災関係機関が保有するヘリコプターを集中的に投入し、緊急交通路啓開までの緊急輸送を空輸により実施する。

あわせて、臨時ヘリポートを早期に確保し、受入体制を整える。

5 物資輸送拠点の確保

被災地内の避難所等へ迅速かつ効率的に物資を輸送するため、町及び県は物資輸送拠点を確保する。

拠点の選定に当たっては、「災害時における救援物資等の緊急輸送及び保管に関する協定」に基づき、公益社団法人山形県トラック協会、山形県倉庫協会に対して物流専門家の派遣を要請し、適宜助言を得ながら、被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物量及び当該輸送拠点施設の規模等を勘案し、最も適切な施設を開設する。

拠点施設を開設した場合には関係機関等に対してその周知徹底を図る。

(1) 輸送の実施

県は、運営責任者等の職員を派遣し、国や他都道府県等から届く支援物資（救援物資）等を受け入れ、地域内輸送拠点等へ送り出す広域物資輸送拠点を設置する。

(2) 地域内輸送拠点

町は、運営責任者等の職員を派遣し、直接搬入される支援物資や広域物資輸送拠点から届く物資等を受入避難所等へ送り出す地域内輸送拠点を設置する。

(3) 物資輸送拠点設置の判断

被害の状況や物資需要の規模等によっては、関係機関等と協議の上、広域物資輸送拠点又は地域内輸送拠点のみを設置する必要があることに留意する。

(4) 協定に基づく応援要請

あらかじめ締結した協定に基づき、物資輸送拠点の運営に必要な人員及び資機材等について派遣・供給するよう協定締結団体等に要請する。

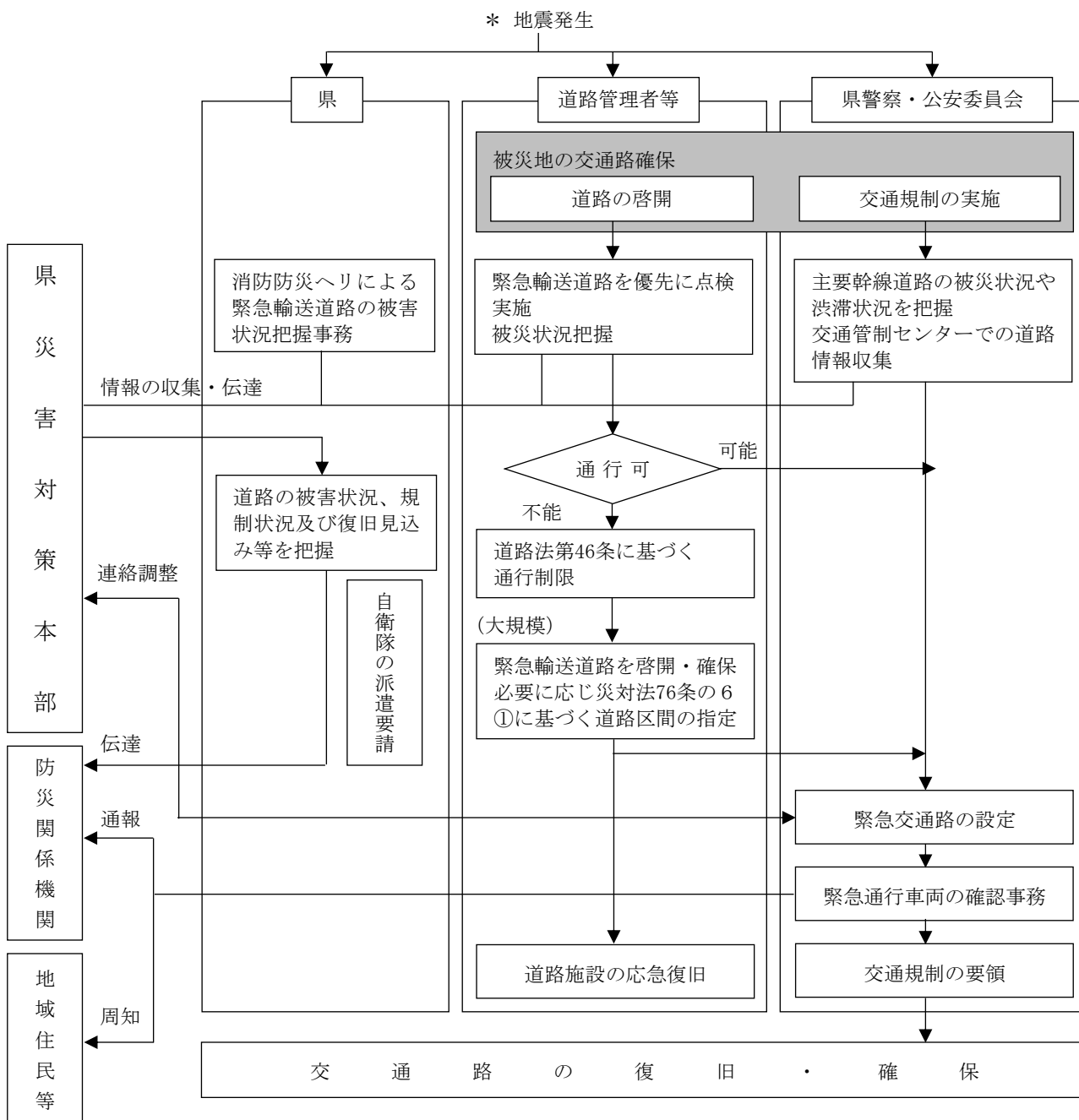
第9節2 道路交通計画

担当部署	総務課、建設課
------	---------

1 計画の概要

道路交通機能の確保を図るため、道路交通の応急対策について定める。

2 道路交通計画フロー



3 災害の未然防止

災害等により被災するおそれがあると認めるときは、危険箇所等を主に点検実施し、危険性が高いと認められた箇所については、道路法第46条に基づき管理する道路の保全と交通の危険防止のため、区間を定めて通行制限を行う。

4 発災直後の被災地の交通路確保

(1) 道路の啓開

県警察、消防機関及び業者等の協力を得て、通行上の障害となる道路上の障害物を除去し、交通路を確保する。

(2) 交通規制の実施

警察官は、被災地における道路の混乱を防止し、救急車及び消火活動車両等災害応急対策車両の優先通行及び避難者の安全を確保するため、道路交通法に基づき、速やかに被災地内での一般車両の交通を規制し、又は被災地内への一般車両の流入を規制する。

5 情報の収集・伝達

道路情報を収集し、災害対策本部に伝達する。この際、緊急輸送道路の情報については、その応急対策業務を実施する関係機関にも伝達する。

道路管理者等は、管理する道路について優先して被災実態を把握するとともに、応援協定等により関係団体から協力を得られる場合は、連携を図りながら点検を実施する。

6 道路法に基づく緊急措置

道路が損壊等により通行が危険な状態であると認める場合は、道路法第46条に基づき、管理する道路の保全と交通の危険防止のため、区間を定めて通行制限を行う。また、通行制限を行った場合は、県及び関係機関に報告・情報提供をする。

7 災害対策基本法に基づく交通の規制等の措置

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等を命令する。

また、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

8 緊急輸送道路等の啓開

(1) あらかじめ定められた緊急輸送道路等について、県警察及び消防機関の協力を得て、次により2車線（やむを得ない場合は1車線）を啓開する。

ア 道路上の落下物、倒壊家屋等の障害物の除去

イ 通行の障害となる車両の移動

ウ 仮設橋の架橋

(2) あらかじめ定めた「災害発生時の緊急啓開と啓開作業分担」に基づき啓開作業を推進する。この際、啓開作業に長時間を要して緊急輸送に重大な支障となる箇所がある場合は、当該箇所の迂回路

を指定する。

9 緊急車両の確認及び標識

災害対策基本法第76条に基づき、公安委員会が道路の区間を指定して、緊急輸送を行う、車両以外の車両の通行禁止、または制限を行った場合、同法施行令第33条に規定する緊急輸送、車両の確認事務については、県防災計画の定めるとおりであり、県及び警察関係の取扱課等は次のとおりである。

県関係	警察関係
防災危機管理課	県公安委員会、警察本部
総合支庁、総務課	警察署交通担当課、災害現場の幹部

10 道路施設の応急復旧

道路を啓開した後に、施設の重要性や被災状況等を勘案して順次実施する。

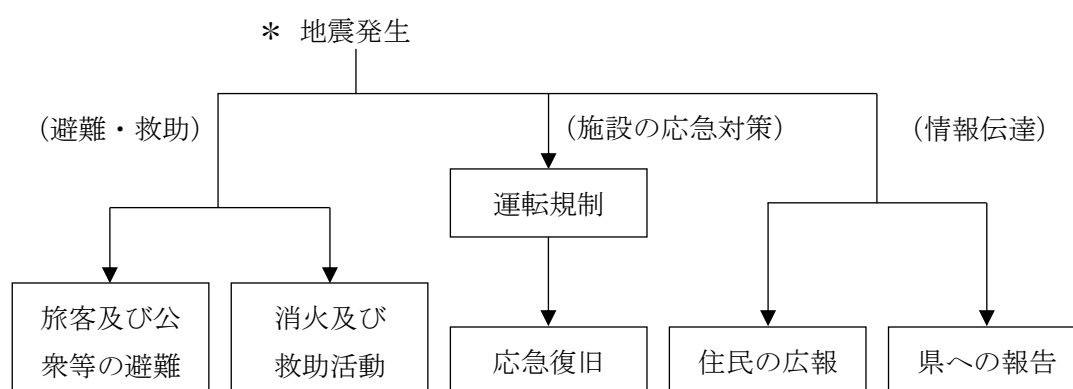
第9節3 鉄道路災害応急計画

担当部署	総務課、建設課
------	---------

1 計画の概要

地震による被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るために、鉄道事業者が実施する災害応急対策について定める。

2 鉄道路災害応急計画フロー



3 災害対策本部の設置

災害が発生し又は発生が予想される場合は、鉄道事業者は、その状況に応じて、次により応急対策及び復旧対策を推進する組織を設置する。

(1) 東日本旅客鉄道株式会社

ア 仙台支社対策本部

(ア) 本部長は仙台支社長とし、仙台支社対策本部の業務を統括する。

(イ) 副本部長は総務部長及び運輸車両部長とし、本部長を補佐するとともに、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。

(ウ) 班長は関係部長、本部付は関係課長又は担当者とする。

イ 現地対策本部

現地対策本部長は、地区駅長又は地区駅長が指定する者又は営業所長とし、現地対策本部の業務を統括する。

本部付は関係箇所長とし、現地対策本部が設置されるまでは、各箇所長が情報連絡の責任者となる。

4 情報の伝達

- (1) 施設指令は、気象台等から地震発生に関する情報の伝達を受けたときは、速かに関係箇所に伝達する。
- (2) 輸送指令は、SI値（カイン）が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び係箇所長に指令する。

※SI値…地震による構造物の揺れの程度を表す指標で単位をkine（cm/sec）とする。

5 旅客及び公衆等の避難

駅長等は、地震の発生に伴い、建物の倒壊、火災その他二次災害が発生するおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客及び公衆等を誘導案内する。

また、町長等から避難勧告等があった場合又は自駅の避難場所も危険な状態になる場合は、駅長等は町長等と協議、調整のうえ、最寄の適切な避難地へ旅客及び公衆等を誘導案内する。

6 消火及び救助活動

- (1) 地震その他の原因により火災が発生した場合、鉄道事業者は通報及び避難誘導を行うとともに、延焼拡大を防止するため消火体制を整える。
- (2) 災害等により負傷者が発生した場合、鉄道事業者は消防機関、警察、県、町及びその他防災関係機関に連絡するとともに、負傷者の救出・救護に努める。
- (3) 大規模地震により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、鉄道事業者は県、町及びその他防災関係機関に対し応援要請を行う。

7 運転規制の実施

鉄道事業者は、地震が発生した場合の運転規制を「運転規制等取扱」に基づき実施する。

8 応急復旧

鉄道事業者は、災害の復旧にあたっては、応急工事を実施して早期に運転を再開させるとともに、その終了後速やかに本復旧計画を確立し、復旧工事を推進する。

9 住民に対する広報

鉄道事業者は、運転の状況及び復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て住民への周知を図る。

10 県への報告

鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況及び復旧見込み等を速やかに県へ報告する。

第10節 各種施設災害応急対策関係

第10節 1 土砂災害防止施設災害応急計画

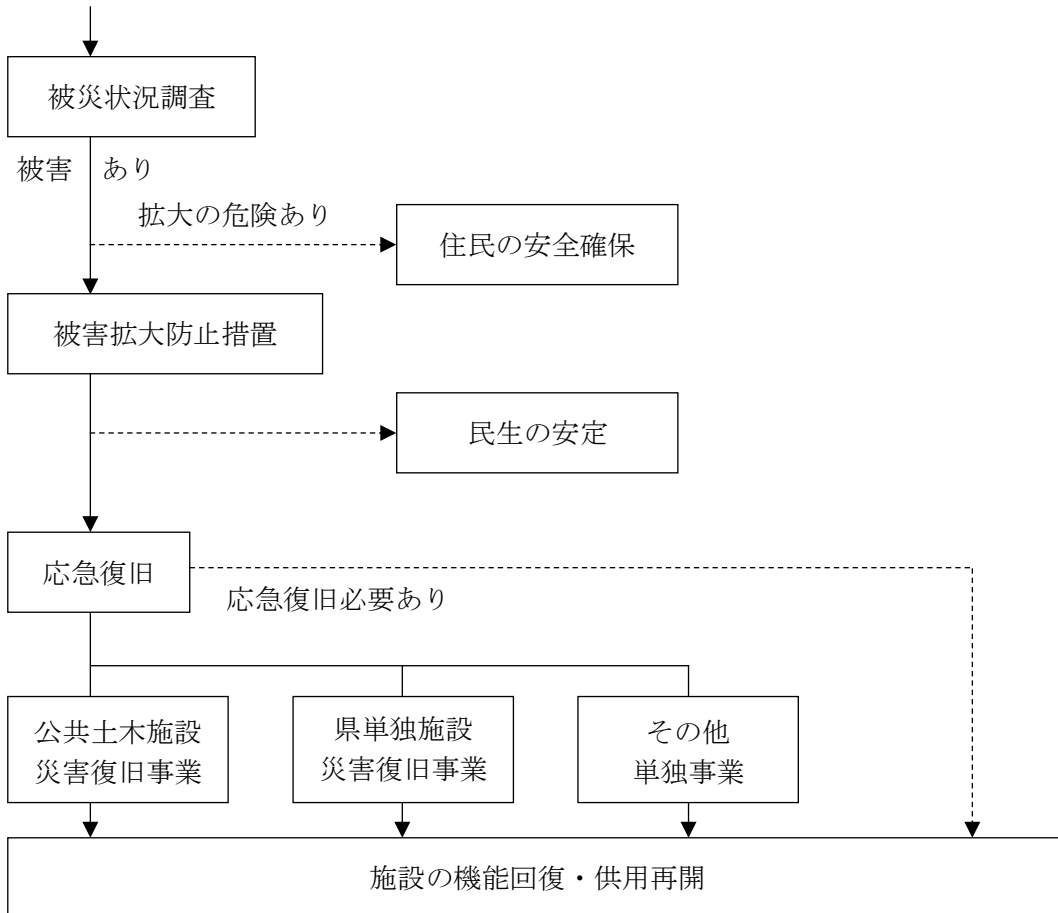
担当部署	産業振興課、建設課
------	-----------

1 計画の概要

地震により被災した土砂災害防止施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、施設管理者が実施する災害応急対策について次に定める。

2 土砂災害防止施設災害応急計画フロー

* 地震発生



3 被災状況調査

施設管理者は、震度4以上を観測する地震が発生した場合は、防災関係機関と連携・協力して、必要に応じて現地パトロール等を実施し、施設の被災状況を把握するとともに、構造上の安全性及び施設の機能性について緊急点検を実施する。

4 住民の安全確保

施設管理者は、施設等が被災し又は地震後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、管理する施設又は所有地への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立ち入りを禁止し、防災関係機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

また、知事は、必要と認める場合は、地すべり等防止法（昭和33年法第30号）第25条に基づき、地すべりが発生し著しい危険が切迫している区域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

5 被害拡大防止措置

施設管理者は、現地パトロール及び緊急点検によって施設の異常や被災が確認された場合には、その危険度を調査して適切な対策を講じるほか、二次災害による住民への被害を防止するため、公共土木施設災害復旧事業等を実施して施設の機能回復に努める。

(1) 二次災害の予防

余震情報に配慮するとともに、大雨注意報・警報及び土砂災害警戒情報等に注意して応急対策を進める。

ア 危険箇所の応急対策

県は、地震に伴って発生する地すべりの兆候、斜面の亀裂及び湧水等を確認した場合は、関係機関や住民に周知を図り、必要に応じ警戒避難の注意を促すとともに、地盤変動の抑止対策や感知器・警報器等の設置等必要な応急対策を実施する。

イ 監視の継続

県は、町と連携して、地震発生直後のみならず、一定期間は監視を継続し、住民に注意を呼びかける。また、市町村は、避難場所・避難経路等の周知徹底を図る。

(2) 施設の応急措置

ア 治山施設

倒木、流木等により治山施設が損壊するおそれがある場合は、発見次第速やかにそれらの除去に努める。治山施設の被災が拡大するおそれがある場合は、状況に応じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。

治山施設の被災によって上流に堆積した不安定土砂が下流域に流下するおそれがある場合は、被災施設の補強又は治山施設の新設を行い、土石流等の発生を防止する。

イ 地すべり防止施設

地震により地すべりが発生し又はその兆候が確認された場合には、監視体制を強化して地盤変動の推移を観測するとともに、住民に対する情報提供や状況に応じて、避難のための立ち退きの指示を行う。

亀裂が生じた場合はシートを張り、落石には仮設防護柵を設置する。地すべり拡大の兆候がある場合は、土塊の排土や押さえ盛土、蛇籠の設置等を行う。

ウ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地が崩壊し又は急傾斜地崩壊防止施設が被災した場合は、巡回パトロールや要員の配置等により監視を強化する。落石があった場合は、防護柵や仮設的な補強を行う。

エ 砂防施設

砂防施設が被害を受けた場合は、その程度に応じて、巡回パトロールや河川の濁りの変化及び水量変化を観測する等の監視を行う。

砂防堰堤に生じた亀裂等については、堤体グラウト、基礎グラウト等により補強を行う。

また、流路や護岸に異常堆積や侵食がある場合は、流水の方向が変わらないよう河道の修正を行う。

オ 土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所

山腹において、表面流が亀裂に流入することを防止するため、シート張りや排水路工事を行う。渓流において、崩落土砂等により災害の危険性がある場合は、水位低下や土砂流出防止のため、開削、排土、その他必要な対策を実施する。

カ 規制誘導

応急措置で対応できない場合は、住民が被災箇所に立ち入ることができないよう、バリケード等で規制誘導を行う。

6 応急復旧

施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材や機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

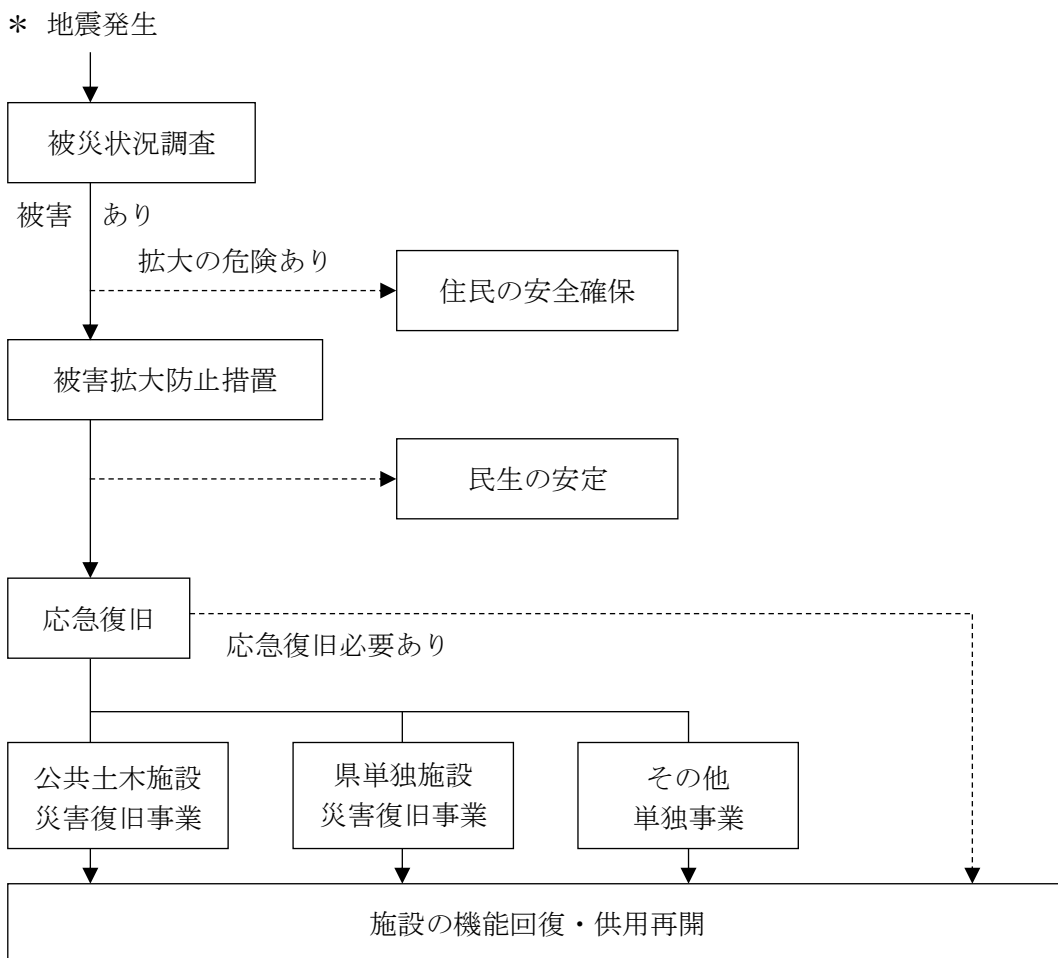
第10節 2 河川施設災害応急計画

担当部署	建設課
------	-----

1 計画の概要

地震により被災した河川・海岸施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために実施する災害応急対策及び復旧対策について次に定める。

2 河川施設災害応急計画フロー



3 被災状況調査

施設管理者は、震度4以上を観測する地震が発生した場合、民間協業者と連携し必要に応じて巡回等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設や重要水防箇所等の防災上重要な施設又は箇所について緊急点検を実施する。

4 住民の安全確保等

施設管理者は、施設等が被災し又は地震後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、管理する施設又は所有地への立入を禁止するための柵、立て看板を設置するなどにより立入を禁止し、町、警察及び消防機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

5 被害拡大防止措置

施設管理者は、巡回及び緊急点検で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、関係機関及び民間業務協定業者等と密接に連携し、必要な応急措置を実施する。

(1) 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷は、資材や施工規模を考慮し適切な応急措置を実施する。

(2) 低標高地域の浸水対策

低標高地域を重視して浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

(3) 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所については、人的な事故の発生を防止するため立入り禁止等の措置を実施する。

(4) 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

施設占有者に対し、被災地の早急な復旧・復興を期すために必要な指導及び助言を行う。

頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設の管理者は、速やかに応急的措置を行うとともに、河川管理者及び周辺施設の管理者と協議を行い、二次災害の防止に努める。

(5) 危険物、油等流出事故対策

地震により危険物や油等が流出した場合は、二次災害を防止するため、その状況を速やかに関係各機関に通報・連絡するとともに、必要に応じ、報道機関等を通じて住民へ周知し、汚染拡大防止対策を実施する。

(6) その他河川管理に関する事項の調整

河川管理に関する事項の調整にあたっては、できる限りライフラインや地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

6 応急復旧

施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材や機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

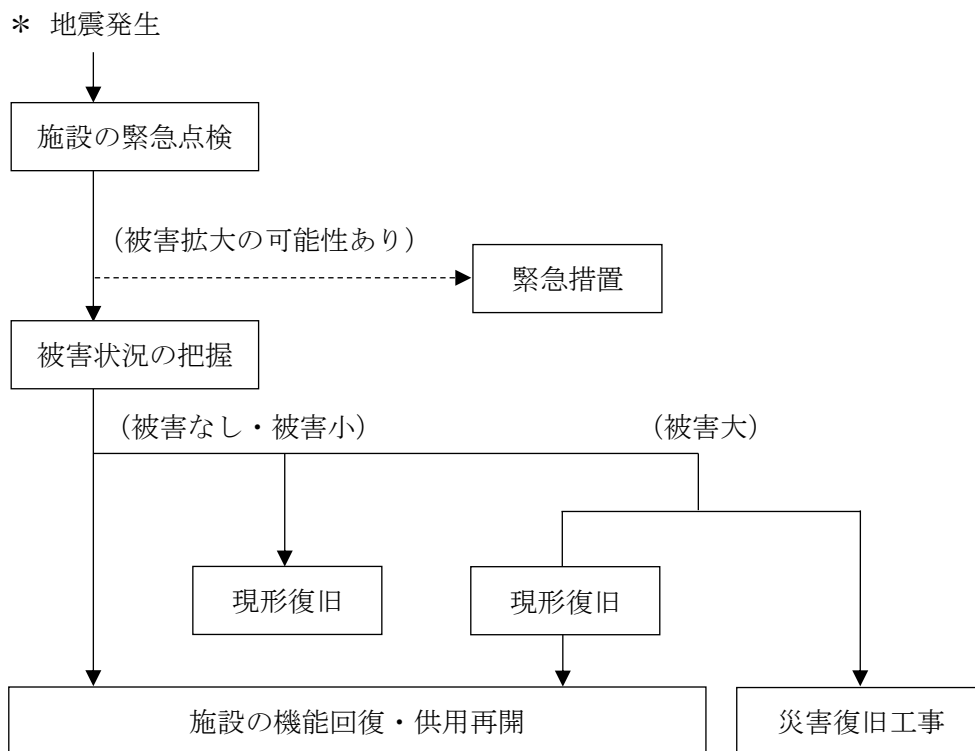
第10節 3 農地・農業用施設災害応急計画

担当部署	産業振興課
------	-------

1 計画の概要

地震により被災した農地・農業用施設の機能を回復し、被害の拡大や二次災害の防止を図るために、町及び土地改良区等が実施する災害応急対策及び復旧対策について次に定める。

2 農地・農業用施設災害応急計画フロー



3 施設の緊急点検

施設管理者は、震度4以上を観測する地震が発生した場合、直ちにパトロールを実施し、主要構造物や地すべり危険箇所等について緊急点検を行う。その結果、危険と認められる箇所については、町、警察及び消防機関等の関係機関へ通報するとともに、住民に対して自主避難を呼びかけ、適切な避難誘導を実施する等、緊急措置を迅速に実施する。

4 被災状況の把握

町は、関係土地改良区等と連携して農地・農業用施設等の被害状況を把握し、県に報告する。

5 応急対策及び応急復旧対策の実施

(1) 施設管理者は、関係機関と連携し、被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設等の機能を確保するため、被災状況に応じた所要の人員体制をとるとともに、復旧資機材を確保して、次により応急対策を実施する。

ア 集落間の連絡農道及び基幹農道の管理者は、避難路や緊急輸送路を確保するため、優先して障害物の除去及び応急復旧を行う。通行が危険な農道については、町、県及び警察等の関係機関に通報するとともに、通行禁止等の措置を講ずる。

イ 用排水施設、ため池等の被災により、下流域に浸水被害が拡大するおそれがある場合は、決壊箇所等の締切り工事を行うとともに、排水対策を行う。

ウ 施設管理者は、必要に応じ、地震や降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検及び主要構造物・建築物の危険度判定を、専門技術者等を活用して行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知し、不安定土砂の除去、仮設防護柵又は構造物の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策をとる。

エ 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所についてパトロール要員を配置し、巡回・監視による危険防止の措置を講ずる。

オ 応急工事は、被害の拡大防止に重点をおき、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模及び資機材の確保を考慮し、適切な工法により実施する。

(2) 農地・農業用施設の被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手段をとり、災害査定前に復旧工事に着手する。

第10節 4 ライフライン施設の応急対策計画

担当部署	総務課、産業振興課、建設課、まちづくり推進課、環境衛生事業組合
------	---------------------------------

1 計画の概要

生活を維持する上で不可欠な電気、ガス、水道等のライフライン施設は、災害による被害を受けやすい。これらの施設の安全確保や被害を受けた場合の応急対策は、各事業体においてそれぞれの防災業務計画等に基づき行われるものである。

町としては、各事業体に対し施設の早期復旧のための要請及び協力を行う。

また、ライフライン事業者は場合によって、町災害対策本部に連絡員の派遣や対策組織の設置を行う。

2 緊急連絡先及び方法

各施設の緊急連絡先及び方法は、以下のとおりとする。

【各施設の緊急連絡先及び方法】

施設	連絡先名称	電話番号
電力	東北電力ネットワーク（株）新庄電力センター	(0233) 23-7119
通信	NTT東日本山形支店	(023) 621-9181 土日夜間 113
水道	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合	(0237) 23-2161
下水道	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合	(0237) 23-2161
ごみ	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合	(0237) 25-2737

3 広報への協力

各施設管理者等の要請により、施設の被害（電力施設の被害による停電、管路の破損等）の状況や復旧状況等を、広報活動をとおしてできる限り協力する。

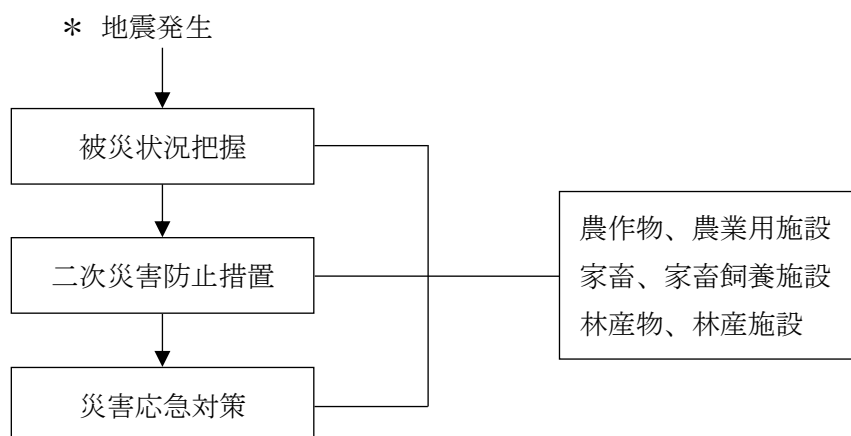
第11節 農林業災害応急計画

担当部署	産業振興課
------	-------

1 計画の概要

地震による農作物等の被害、農業用施設の損壊、家畜のへい死及び飼養施設の損壊並びに林産施設の被災等に対応するために実施する災害応急対策について定める。

2 農林業災害応急計画フロー



3 被害状況の把握

県及び農林業関係団体と連携し、国の関係機関の協力を得て、山形県農林水産業被害報告取りまとめ要領に基づき、速やかに被災状況を把握する。

4 二次災害防止措置

二次災害を防止するために必要と認めるときは、次の措置をとる。

(1) 農作物及び農業用施設

農業協同組合及び農家に対し、余震等による農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置並びに農業用燃料及び農薬の漏出防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

(2) 家畜及び家畜飼養施設

農業協同組合及び農家に対し、余震等による畜舎の二次倒壊防止、生存家畜の速やかな救出措置、家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲並びに収容による住民への危害防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

(3) 林産物及び林産施設

森林組合及び林家に対し、林産施設の倒壊防止措置並びに林業用燃料、電気及びガス等の漏出防止措置を講ずるよう指導又は指示を行う。

5 災害応急対策

県及び農林業関係団体と連携し、次の応急対策を講じ又は関係者を指導する。

(1) 農作物及び農業用施設

農業協同組合等と連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導する。

- ア 農作物の病虫害発生予防措置
- イ 病虫害発生予防等用薬剤の円滑な供給
- ウ 応急対策用農業用資機材の円滑な供給
- エ 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導
- オ 種苗の供給体制の確保
- カ 冠水・浸水した圃場の排水対策、倒木、枝折れした場合の樹勢回復措置等、被害の拡大を防ぐための適切な措置

(2) 家畜及び家畜飼養施設

農業協同組合等と連携・協力し、次の応急対策を講じ又は関係機関に要請等を行う。

- ア 死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分
 - (ア) 家畜死体の受入体制の確保
 - (イ) 家畜死体の埋却許可
 - (ウ) 傷害による廃用家畜の緊急と殺に対する検査（県食肉衛生検査所）
 - (エ) 家畜廃用認定（山形県農業共済組合）
 - (オ) 家畜緊急輸送車両の確保（山形県家畜商業協同組合）
- イ 家畜伝染病発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒等
 - (ア) 家畜飼養農家に対する指導（県家畜保健衛生所）
 - (イ) 被災家畜の健康診断及び畜舎消毒（県家畜保健衛生所）
 - (ウ) 家畜伝染病予防接種体制の確保（山形県畜産協会）
- ウ 動物用医薬品及び器材の円滑な供給（山形県動物薬品器材協会）
- エ 家畜飼料及び飼養管理用資器材の円滑な供給（全農山形県本部、山形県酪農業協同組合、山形県配合飼料価格安定基金協会）

(3) 林産物及び林産施設

森林管理署、県、森林組合等と連携し、林産物（林地）及び林産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者の指導を行う。

- ア 林地等に地すべり又は亀裂が生じている場合は、シートで覆うなどその拡大を防止する措置
- イ 苗木、立木及び林産物等の病虫害発生予防措置
- ウ 病虫害発生予防用薬剤の円滑な供給
- エ 応急対策用資機材の円滑な供給
- オ 林産物の生育段階に対応する生産管理技術指導

第12節 生活支援関係

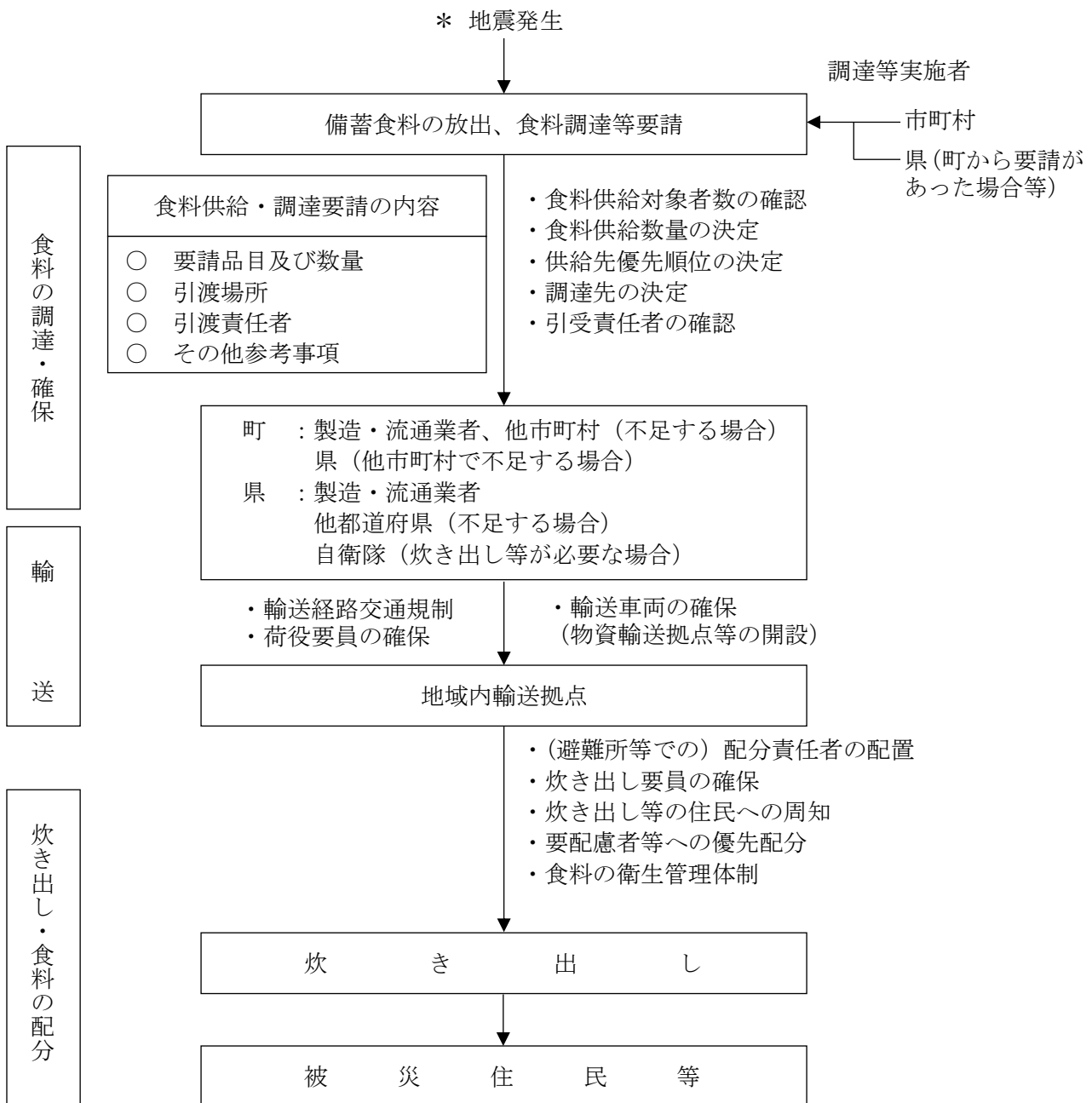
第12節 1 食料供給計画

担当部署	総務課、保健福祉課、産業振興課
------	-----------------

1 計画の概要

災害により食料を確保することが困難となった場合における、災害応急対策について定める。

2 食料供給計画フロー



3 食料の調達及び配分

(1) 調達

食料供給対象者数を確認し食料供給数量を決定した後、備蓄食料の放出を行うとともに、不足する場合はあらかじめ優先供給に関する協定を締結している製造・流通関係業者（以下「協定締結業者」という。）等からの調達を実施する。

町のみで対応しきれない場合は、以下の手順で対応する。

ア 山形県市町村広域応援協定に基づき、他市町村に応援要請を行う。

イ 応援要請する際は、次の事項を明示して行う。

(ア) 食料の応援要請

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

(イ) 炊出し用具等の応援要請

人員、器具、数量、期間、場所、その他参考となる事項

ウ 被害が広範囲に及び他市町村の応援が困難な場合、又は他市町村の応援だけでは不足が見込まれる場合は県に対して必要な食料の供給応援要請を行う。

エ 調達については、関係業者と常に密接な連絡をとり、必要に応じて供給できる体制をとり、もよりの小売業者の在庫品を対象とする。ただし不足する場合は他の業者、生産業者より補充するものとし、調達先をあらかじめ定めておくように努める。

(2) 調達食料品目

避難所の設置状況や要配慮者等を考慮し、以下の品目を参考に調達する。また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ可能な限り調達する。

ア 弁当、米穀、食パン、麺類（即席麺・そば・乾うどん）、飯缶、乾パン

イ 乳幼児ミルク、牛乳

ウ 副食品（缶詰・漬物・佃煮・野菜）、調味料（味噌・醤油・塩・砂糖）

(3) 対象者

調達の対象者は次のとおりとする。

ア 避難所に受け入れられた者

イ 災害のため炊事ができない者

ウ 被害を受け、一時縁故先に避難する必要のある者

エ 救助作業、災害防止及び緊急復旧作業の従事者

オ その他、町長が必要と認めた罹災者

(4) 調達数量

ア 炊き出し用として給食を行う必要がある場合。

1食当たり精米 200gの範囲内で本部が定める数量

イ 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合。

1食当たり精米 300gの範囲で本部が定める数量

(5) 配達方法

調達支援物資の配給は、罹災者の実情にあわせ、配給計画を立て、係員、警察官の監視のもとに自主防災組織等の協力を得て迅速、的確な配給を行う。

(6) 調達、支援物資の集積場所

災害の状況に応じ、町長が指示する場所に集積する。

必要に応じて地域内輸送拠点を速やかに開設し、食料の輸送体制を確保する。

(7) 炊出し

炊出しにより食料の供給を実施する場合は、次により行う。

ア 炊出しは、原則として避難所内又はその付近の適当な場所を選定し、仮設給食施設を設置して行う。

イ 大量に炊き出しが必要となり炊き出し要員等が不足する場合は、既存の給食施設を利用し、日本赤十字社山形県支部及びボランティアの協力を得て炊き出しを実施するとともに、必要に応じ、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

ウ 炊き出しの場所は、職員等責任者が立合い、その実施に関して指揮する。また、炊き出しは必要に応じ、自主防災組織等に協力を求める。

エ 町は、炊き出し、食品の給与を要する場合、速やかに本部事務局長に報告するとともに、必要帳簿を整備する。

(8) 配分

被災住民への食料配分にあたっては、次の事項に留意する。

ア 避難所等における食料の受入確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

イ 住民への事前周知等による公平な配分

ウ 要配慮者への優先配分

エ 避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等への配分

4 食料の衛生管理、栄養指導

食料の衛生管理体制及び栄養指導については、本節4「保健衛生計画」の食品衛生対策及び栄養指導対策による。

5 国によるプッシュ型支援

国は、地方自治体において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要することや、民間供給能力の低下により、必要な食料の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、食料の供給を確保し、輸送を開始する。(プッシュ型支援)

町は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援(プル型支援)へ早期に切り替えるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行う。

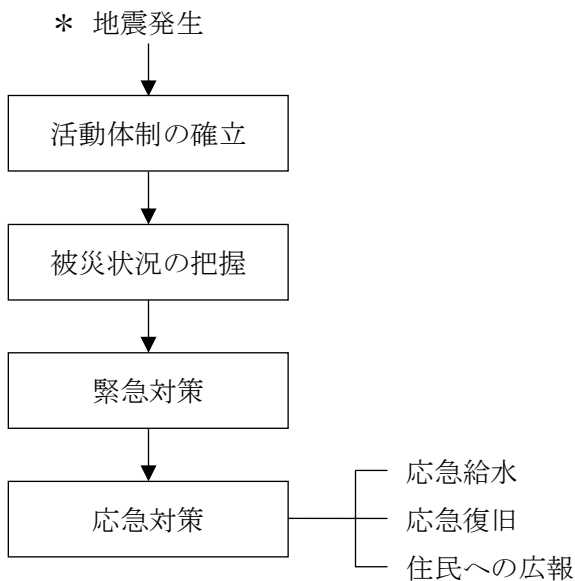
第12節 2 給水・上水道施設応急対策計画

担当部署	まちづくり推進課、建設課、環境衛生事業組合
------	-----------------------

1 計画の概要

地震による災害が発生した場合に、被災者の生命維持及び人心安定の基本となる飲料水、医療用水、消火用水及び生活用水等を確保するために実施する災害応急対策について定める。

2 給水・上水道施設応急対策フロー



3 活動体制の確立

関係機関と連絡調整を図り、必要に応じて公益社団法人日本水道協会山形県支部（以下「日水協県支部」という。）の「災害時相互応援協定」に基づき、次により、関係機関に要員及び応急対策用資機材の応援を要請し、応急体制を組織する。必要な場合は、尾花沢大石田管工事協同組合に応援協力を依頼する。

4 被災状況の把握

水道事業者は、次により迅速かつ的確に上水道施設等の被災状況を把握する。

- (1) 遠隔監視システム等による運転状況の把握
- (2) 職員等の巡視点検による被災状況の把握
- (3) 住民からの通報による、配水管や給水管等の漏水又は断水等被災状況の把握

5 緊急対策

- (1) 二次災害の防止対策
 - ア 浄水場等で火災が発生した場合、速やかに消火活動を行う。

イ 水道用薬品及び水質分析用薬品等の漏出防止対策を講じる。

ウ 緊急遮断弁を全閉し、配水池で浄水を確保する。

(2) 被害発生地区の分離

被害状況の情報収集により、被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水不可能な地区を選別し、制水弁の開閉により配水区域を切り離し、配水池からの浄水の漏出防止を図る。

6 応急対策

(1) 応急給水

衛生対策、積雪等の気候条件及び要配慮者の状況について十分配慮し、給水の優先順位を決定するとともに、被災状況に応じて地区別に給水方法を選定し、次により被災者に飲料水等の生活用水を給水する。

ア 応急給水の準備

- (ア) 既存水源及び緊急代替水源の確保
- (イ) 既存浄水施設及び他水道事業者からの緊急受水の確保
- (ウ) 配水池及び耐震貯水槽等の貯水施設の確保
- (エ) 給水車等による応援給水の確保
- (オ) 水質の衛生確保
- (カ) 備蓄飲料水の量の確認

イ 給水方法

被害状況に応じ、地区別に拠点給水、運搬給水、仮設給水及び備蓄飲料水の供与を効率的に組み合わせ給水する。

(ア) 拠点給水

配水池、耐震性貯水槽及び指定避難所に給水施設を設置して給水を行う。また、緊急代替水源等には浄水装置等を稼働させ、給水基地を設営して給水する。

(イ) 運搬給水

給水車、給水タンク搭載車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。

(ウ) 仮設給水

応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。

(エ) 備蓄飲料水の供与

町は、備蓄飲料水を避難所等において配布する。

ウ 優先順位

医療施設、社会福祉施設及び避難所へ優先的に給水する。

エ 飲料水及び応急給水用資材の確保

(ア) 飲料水の確保

被災直後は配水池や耐震性貯水槽等で飲料水を確保し、その後は被災しなかった上水道施設及び緊急代替水源等により飲料水を確保する。

(イ) 応急給水用資材の確保

確保している応急給水用資材で不足する場合は、速やかに日水協県支部に応援を要請し、飲料水運搬容器等の応急給水資材を調達する。

オ 飲用井戸及び受水槽等による給水

飲用井戸及び受水槽については、地震による水質悪化や汚染が懸念されるため、水質検査を行い、水質基準に適合していた場合に給水する。やむをえず飲用する場合は、煮沸消毒を実施し又は滅菌剤を添加したうえで飲用に供する。

カ 飲料水の衛生確保

給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、残留塩素が確保されていない場合は、簡易型滅菌設備又は塩素滅菌剤等により滅菌を徹底したうえで応急給水する。

キ 生活用水の確保

区域内の井戸水、工業用水等の水道水源以外の水及び雨水等に滅菌剤を添加した水を、生活用水に利用する。

ク 地域性及び積雪期への配慮

山間地へは、必要により、飲料水の空輸、浄水装置による給水等を行う。

ケ 要配慮者等に対する配慮

要配慮者への給水にあたっては、ボランティア活動の協力を得るなどにより、優先的な応急給水ができるよう配慮する。また、中高層住宅の利用者への給水にあたっては、住民相互の協力を得るなどにより、円滑な応急給水ができるよう配慮する。

(2) 応急復旧

応急復旧の優先順位を明確にし、衛生対策や積雪期の対応等に十分配慮して、関係機関と連絡調整を図りながら、次により迅速に応急復旧を行う。

ア 応急復旧計画の準備

(ア) 応急復旧用図面、配水管図面及び応急復旧マニュアル等の準備

(イ) 復旧用資機材の調達

イ 応急復旧範囲の設定

水道事業者による応急復旧は、災害救助法が適用された場合を除き、配水管までを原則とし、給水装置の復旧は所有者が行う。

ウ 復旧作業手順

原則として取水施設、導水施設及び浄水施設を最優先に復旧し、次に送水管、配水管及び給水装置の順に作業を進める。

エ 優先順位

医療施設、社会福祉施設、避難所及び応急給水拠点等の復旧作業を優先的に行う。

オ 積雪期における配慮

積雪期の応急復旧作業には除雪作業が必要となるため、除雪要員を確保するとともに、道路管理者等の関係機関と連絡調整を行う。

カ 応急復旧後の衛生確保

応急復旧後の通水にあたっては、飲料水の残留塩素濃度を測定し、基準値以上になるよう滅

菌を徹底する。

キ ライフライン関係機関相互の情報交換

電気、ガス及び下水道等ライフライン施設の管理者間で、相互に被害状況及び復旧状況を情報交換し、総合的に応急復旧計画を策定する。

(3) 住民への広報

住民に対し、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し及び飲料水の衛生対策等について広報し、住民の不安の解消に努める。

ア 被災直後の広報

(ア) 局地的な断減水の状況、応急給水計画及び飲料水の衛生対策等の情報を防災放送、チラシ、掲示板及び広報車等により迅速に広報する。

(イ) ラジオ、テレビ等の報道機関の協力を得て、多元的に広報するよう努める。

イ 長期的復旧計画の広報

長期的かつ広域的な復旧計画等の情報を広報誌、報道機関及びインターネット等を利用して広報する。

ウ 情報連絡体制の確立

被害状況、応援要請及び住民への広報等について密接な連絡調整を図るため、相互の連絡体制を確立する。

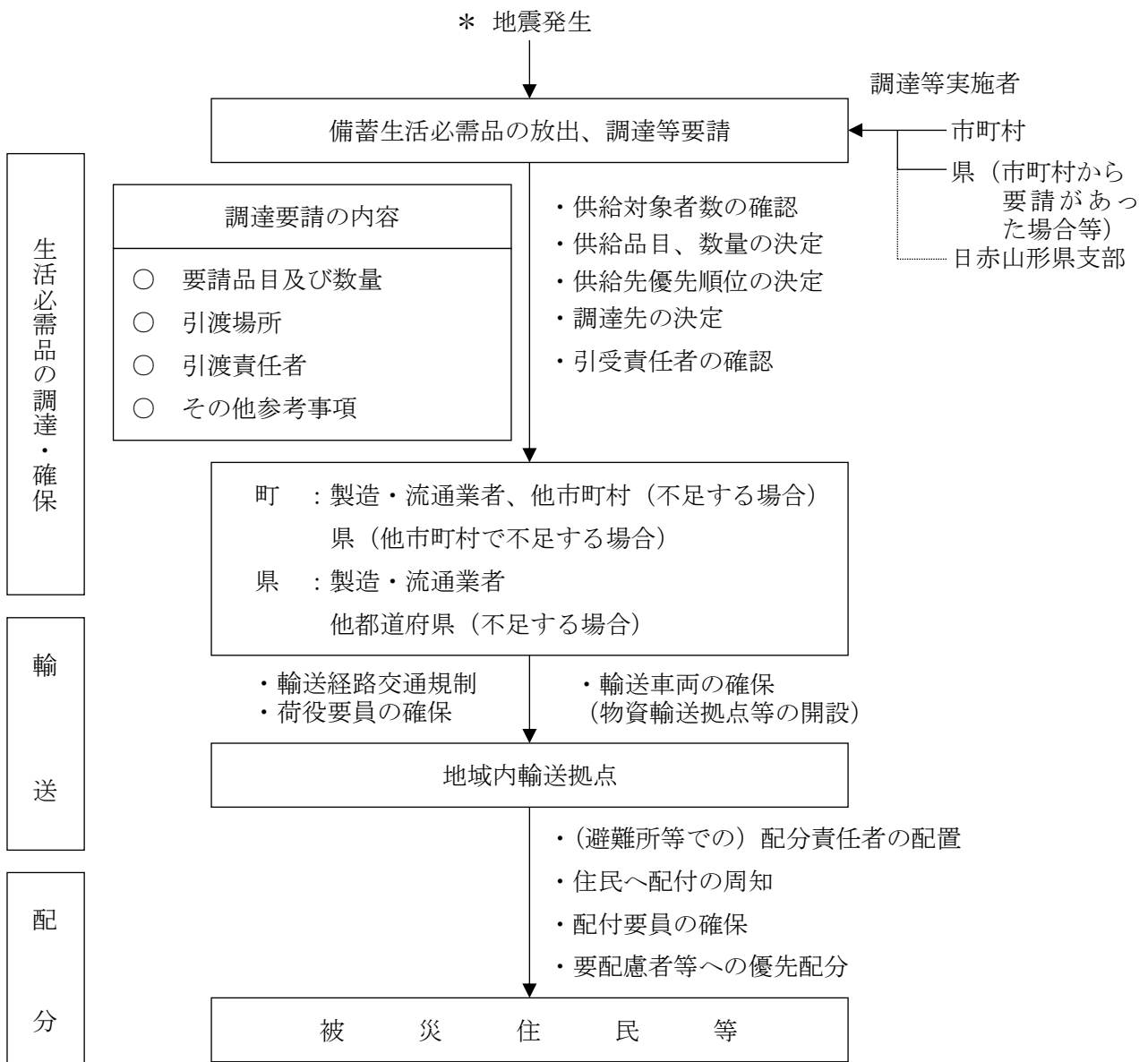
第12節 3 生活必需品等物資供給計画

担当部署	保健福祉課、産業振興課
------	-------------

1 計画の概要

地震により被災した住民等が、生活必需品等を確保することが困難となり、日常生活に支障を生じ又は支障を生ずるおそれがある場合に生活必需品等の物資を住民等に供給するための対策について定める。

2 生活必需品等物資供給計画フロー



3 調達及び配分

(1) 調達

生活必需品等の供給対象者数を確認して供給品目及び数量を決定した後、備蓄している生活必需品等物資の放出を行うとともに、不足する場合は、協定締結業者等からの調達を実施する。

なお、発災からの期間により必要な物資が異なることから、ニーズ及び不足している物資を把握し必要とされている物資の調達に留意する。

町のみで対応しきれない場合は、次の手順で対応する。

ア 山形県市町村広域応援協定に基づき、他市町村に応援要請を行う。

イ 応援要請する際は、次の事項を明示して行う。

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

ウ 被害が広範囲に及び市町村間の応援が困難な場合又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合は、県に対して必要な物資の供給応援要請を行う。

(2) 調達生活必需品等物資品目例

避難所の設置状況や要配慮者の状況等及び避難者の年齢、性別、サイズ等を考慮し、次の品目を参考に調達する。

ア 寝具（毛布、布団等）

イ 被服（肌着等）

ウ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）

エ 食器（茶碗、皿、はし等）

オ 保育用品（ほ乳びん、紙おむつ等）

カ 光熱器具・材料（マッチ、ローソク、コンロ、液化石油ガス等）

キ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）

ク 生理用品

ケ 暖房器具

コ 衛生用品（アルコール消毒液、マスク等）

(3) 経費の負担区分

災害救助法が適用された場合（限度額内）は県負担となる。

(4) 地域内輸送拠点の開設

必要に応じて地域内輸送拠点を速やかに開設し、食料の輸送体制を確保する。

(5) 配分

被災住民への生活必需品等物資の配分にあたっては、次の事項に留意する。

ア 避難所等における生活必需品等物資の受入確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

イ 住民への事前周知等による公平な配分

ウ 要配慮者への優先配分

エ 避難所で生活せず生活必需品等のみ受け取りに来ている被災者等への配分

(6) 輸送及び集積

ア 物資の調達先に車両配送を依頼する。ただし、調達先が輸送できない場合は、町有車両又は民間借上車両で輸送する。

イ 交通事情等により陸路輸送が困難な場合は、防災ヘリコプターを活用し、又は自衛隊に対して要請を行い空路輸送を行う。

4 国によるプッシュ型支援

国は、地方自治体において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要することや、民間供給能力の低下により、必要な食料の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、物資の供給を確保し、輸送を開始する。(プッシュ型支援)

町は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援(プル型支援)へ早期に切り替えるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。

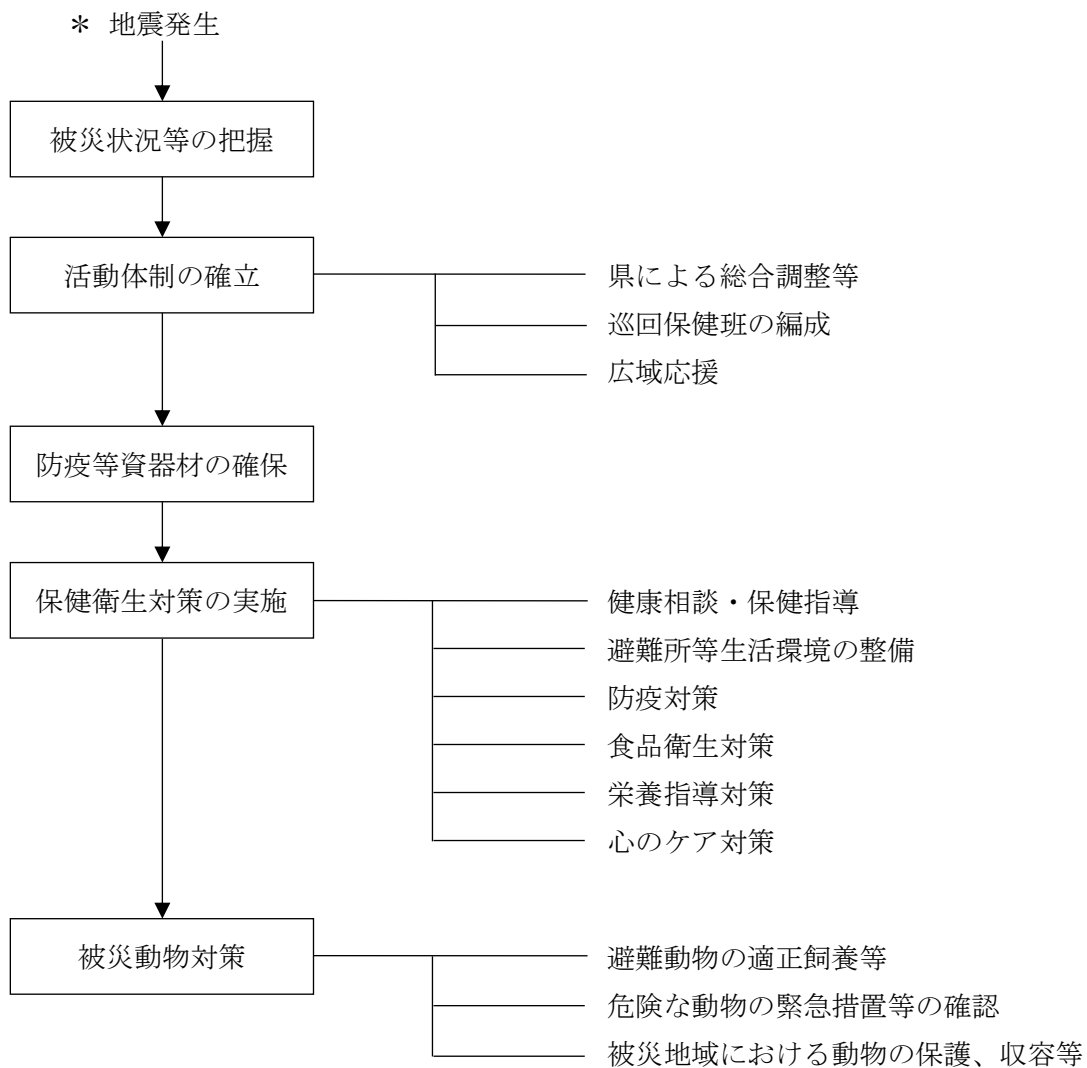
第12節 4 保健衛生計画

担当部署	保健福祉課
------	-------

1 計画の概要

地震による災害が発生した場合において、被災地住民の心身の健康を保つために実施する防疫、食品衛生及び精神保健等の保健衛生対策について定める。

2 保健衛生計画フロー



3 被災状況の把握

災害発生時における保健衛生対策を的確に実施するため、町は、以下の事項について被害状況等を把握する。

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 避難所の設置及び受入状況
- (3) 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
- (4) 防疫用資器材取扱店等の被害状況
- (5) 特定給食施設の被害状況
- (6) 食品及び食品関連施設の被害状況

4 活動体制の確立（巡回保健班の編成）

保健師を中心とし、必要に応じ医師、栄養士、精神保健福祉相談員等を加えた巡回保健班を編成する。

5 防疫等資器材の確保

防疫及び保健衛生資器材を関係業者から調達するが、不足する場合は、保健所に確保を要請する。

6 保健衛生対策の実施

被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、高齢者、障がい者、子ども等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得ながら、計画的に実施する。

(1) 健康相談・保健指導

巡回保健班は、計画を立てて被災地域の避難所、仮設住宅等を巡回し、健康相談や保健指導を行う。

巡回健康相談では、被災者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、適切な処遇を行うため、必要に応じ、医療救護、感染症予防、栄養指導及び福祉対策の各関係者と連絡調整を図る。

ア 寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等要配慮者の健康状態の把握と保健指導

イ 結核患者、難病患者、精神障がい者等に対する保健指導

ウ 感染性胃腸炎・インフルエンザ等感染症予防の保健指導

エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導

オ 不安除去等メンタルヘルスへの対応

カ 口腔保健指導

キ 急性肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）予防の保健指導

(2) 避難所等生活環境の整備

巡回保健班は、避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言をするとともに、町と連携して適切な生活環境を確保する。

- ア 食生活の状況（食中毒の予防）
- イ 衣類、寝具の清潔の保持
- ウ 身体の清潔の保持
- エ 室温、換気等の環境
- オ 睡眠、休養の確保
- カ 居室、便所（仮設トイレを含む）等の清潔
- キ プライバシーの保護

(3) 防疫対策

ア 感染症発生予防対策

感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に、次の感染症予防対策を実施する。

(ア) パンフレット、リーフレット等を利用して、飲み水や食物への注意、手洗いやうがいの励行を指導するとともに、台所、便所及び家の周りの消毒を指導する。

(イ) 道路、溝渠及び公園等の公共の場所を中心に消毒を実施する。

なお、消毒の実施にあたっては、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施する。

イ 疫学調査・健康診断の実施

保健所は、感染症を早期に発見しまん延を防止するため、必要に応じ、疫学調査及び健康診断を実施する。

(4) 食品衛生対策

保健所は、被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する食中毒を防止するため、食品衛生班を編成して次の活動を行う。なお、食品安全衛生課は、必要に応じて、食品衛生班への他保健所等からの要員応援体制を確保する。

ア 緊急食品の配給に対する食品衛生確保

町の被災地区への弁当等緊急食品の調達・確保計画に基づき、町及び食品調製施設に対して監視指導を実施する。

イ 炊き出し施設の把握と食品衛生指導

町と連携し、被災地内での炊き出し施設の把握と衛生指導を実施するとともに、特に、仮設の炊き出し施設に対しては、原料の調達、保管、調理について重点的に指導する。

ウ 井戸水等の水質の安全確保と滅菌の指導

炊き出し施設等の食品提供施設で井戸水等を使用する場合は、その水質の安全確保と滅菌を指導する。

エ 食品関連被災施設に対する監視指導

営業施設の被災状況を確認し、次により施設・設備等の監視指導を実施する。

(ア) 包装が破れ土砂等に汚染した食品等の廃棄等の指導

(イ) 機能損失食品（冷蔵、冷凍品）の取扱状況の監視

(ウ) 施設・設備等の洗浄消毒の実施指導

オ 食品衛生協会との連携

地区食品衛生協会へ被災状況の把握を要請し、食品衛生指導員の協力を得て、被災施設に対する指導を実施する。

(5) 栄養指導対策

保健所は町と連携し、次により被災者の栄養指導を行う。災害の状況により必要な場合は、県栄養士会の協力を得て栄養指導班を編成し、被災地を巡回指導する。

ア 炊き出しの栄養管理指導

町が設置した炊き出し実施現場へ栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を行うとともに、給食業者への食事内容の指導を実施する。

イ 巡回栄養相談の実施

避難所、応急仮設住宅及び被災家屋を巡回し、栄養相談を実施する。

なお、高血圧、糖尿病、高齢者等の要配慮者の在宅食事療法必要者に対しては、食生活指導や栄養面からの健康維持指導を行う。

(6) 心のケア対策

被災者に対する心のケアとして、次の対策を講じる。

ア 被災者を対象とした相談

(ア) 不安や精神的な課題を抱えた被災者に対する電話相談を保健所・精神保健センターで実施する。

(イ) 避難所や応急仮設住宅等で生活している被災者に対して、保健所の精神保健福祉相談員等による巡回相談を実施する。

イ 被災地への心のケアチームの派遣

(ア) 県は、町の要請に基づき、県内外のDPAT及び心のケアチームを被災地に派遣し、避難所又は在宅で避難している精神障がい者の精神科医療を確保するとともに、急性ストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える一般住民及び地域の医療従事者、消防・警察・保健・行政職員等の災害時の支援者に対して、精神保健活動を実施する。

(イ) 日本赤十字社山形県支部は、日本赤十字社本社及び他県支部から派遣された心のケアチームの活動について、県（障がい福祉課）と連絡調整を行う。

ウ 被災者への普及啓発

(ア) 被災者に対して、被災後の心理的反応とその対処法・心のケア対策情報をパンフレットやチラシ等で伝達する。

(イ) ボランティア・開業医・行政職員等の支援者に対し、支援者自身の心のケアに関する情報を提供する。

(ウ) 新聞・テレビ等報道機関を通じて被災者の心のケアに関する情報を提供する。

エ 援助者への教育研修

(ア) 保育士・学校教師・ケアマネージャー等関係者に対し、「被災ストレスとその対処法」等の研修を実施する。

(イ) ボランティア・開業医・行政職員等の支援者に対し、支援者自身の心のケアに関する研修

を実施する。

7 被災動物対策

動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずるとともに、県等関係機関や県獣医師会等関係団体との協力関係を確立する。

(1) 避難動物の適正飼養等

保健所は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、町や県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所及び応急仮設住宅に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言、人と動物の共通感染症を予防する上で必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分等に関する必要な措置を行う。

(2) 危険な動物の緊急措置等の確認

保健所は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。

(3) 被災地域における動物の保護、収容等

保健所は、町等関係機関や県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある愛護動物を動物救護施設に保護、収容するとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、指導を行う。

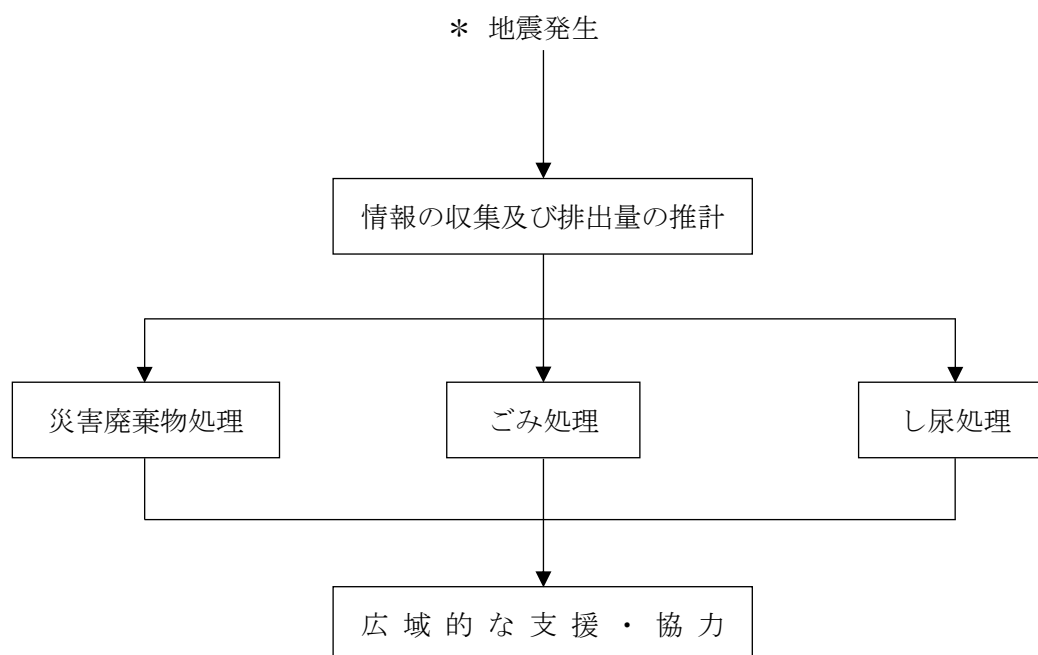
第12節 5 廃棄物処理計画

担当部署	まちづくり推進課、産業振興課、環境衛生事業組合
------	-------------------------

1 計画の概要

地震に伴い発生する被災地の災害廃棄物、ごみ及びし尿等の廃棄物を、迅速かつ適正に収集・処理し、生活環境の保全を図るために実施する廃棄物処理対策について定める。

2 廃棄物処理計画フロー



3 清掃班の編成

災害によりごみ、し尿等が生じた場合、速やかに清掃班を編成し、地区衛生組織の協力を得て廃棄物の処理に関する法律に基づく清掃の実施にあたる。編成基準については、災害の規模、状況に応じその都度生活安全班が決定する。

4 災害廃棄物処理

(1) 災害廃棄物処理計画

国が定める「災害廃棄物対策指針」（以下「指針」という。）に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

また、県は、指針に基づき、適正かつ円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、指針に基づき、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物

の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等を「山形県災害廃棄物処理計画」に示すとともに、町の災害廃棄物処理計画の策定を支援するなど、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な支援を行うとともに、災害時における廃棄物の処理に係る対応、民間事業者等との連携・協力のあり方、市町村からの協議に基づく災害廃棄物の処理事務の受託等について「山形県災害廃棄物処理計画」に示す。

(2) 災害廃棄物の処理

ア 大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるとともに、平時の処理能力について把握し、災害時における廃棄物処理の多重性や代替性の確保を図る。また、町は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努める。

イ 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

ウ 発生した災害廃棄物の種類、性状（腐敗物、有害物質の含有、固形状、泥状等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物の処理計画等に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

また、ごみ処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用するよう努める。

エ 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

オ 損壊建物数等の情報を速やかに収集し、災害廃棄物の排出量を推計する。

カ 災害等により損壊した建物から発生した災害廃棄物については、原則として被災者が町の指定する収集場所に搬入する。ただし、被災者自ら搬入することが困難な場合で、かつ、被災者から要請があったときは、社会福祉協議会（ボランティア）と連携し、その建物に関する権利関係等を確認したうえで搬出する。

また、この際、放置された災害廃棄物のうち、周辺住民の人命等に危害を及ぼす可能性の高いもの及び道路の通行に支障があるものについては適切な場所に移動する。

キ 災害廃棄物の処理は、長期間を要する場合があることから、必要により、生活環境保全上支障のない場所に、災害廃棄物の選別や保管可能な仮置場を確保するとともに、その管理について衛生面のほか、火災予防等に十分な配慮を行う。なお、あらかじめ、災害廃棄物の仮置場の候補地を選定しておく。

ク ごみ処理施設について、耐震性の確保を図るとともに、被災した場合の対処として、処理系統の多重化や補修等に必要な資機材の備蓄を行う。ごみ処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

ケ 特定の大規模災害が発生した場合、町長は、町における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を町に代わって国が行う

よう要請する。

コ 災害廃棄物処理に当たっては、関係機関と緊密に連携し、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

5 ごみ処理

- (1) 避難所等の設置場所及び避難人員を速やかに確認し、被災地域におけるごみの排出量を推計する。
- (2) 廃棄物処理施設の臨時点検等を早急に行い、その処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、速やかに応急復旧を行う。(環境衛生事業組合)
- (3) 避難者の生活に支障が生じることのないよう、避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについて、必要な人員及び収集運搬車両を確保し、円滑な収集を行う。
- (4) 生活ごみ等を早期に処理できない場合は、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理について衛生面のほか、周辺環境の保全、火災予防等に十分な配慮を行う。
- (5) 生活ごみ等の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両が不足する場合、及びごみ焼却施設又は最終処分場の処理能力を超える場合には、他の市町村及び一部事務組合に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

6 し尿処理

- (1) 避難所等の設置場所及び避難人員を速やかに確認し、避難所等におけるし尿の排出量を推計する。
- (2) し尿処理施設の臨時点検等を早急に行い、その処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、速やかに応急復旧を行う。
- (3) 上水道、下水道及びし尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用を自粛するよう地域住民等に協力を要請するとともに、避難所や住宅密集地等に仮設(簡易)トイレを設置する。また、仮設(簡易)トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、衛生上十分な配慮を行う。
- (4) くみ取り便槽及び浄化槽の被害状況の把握に努め、し尿のくみ取りや清掃等必要な措置を行う。
- (5) 必要な人員及び収集運搬車両を確保し、円滑な収集を行う。
- (6) し尿の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両が不足する場合、又はし尿処理施設の処理能力を超える場合には、他の市町村、一部事務組合及び山形県環境整備事業協同組合等に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。
- (7) 一過性の浸水地域、又は冠水地域であって排水の完了した地域においては、し尿処理能力に比格しその範囲が広範囲にわたっている場合は、早急に各戸のトイレの使用を可能にするため、便池容積の1/5～1/4程度の汲み取りを全戸について実施する。

(8) 収集運搬車によることのできない冠水地域については、舟艇に桶、ドラムカンを登載し、収集を検討する。

(9) 収集したし尿は、下水道処理場に投入、又は一定の地下投棄等の方法によって処分し、この収集及び処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。

7 応援要請

廃棄物等の運搬及び処理に必要な人員、運搬車両及び処理施設等が不足する場合は、近隣市町村や建設業者等に応援要請を行う。応援体制を確保できない場合は、県に応援を要請する。

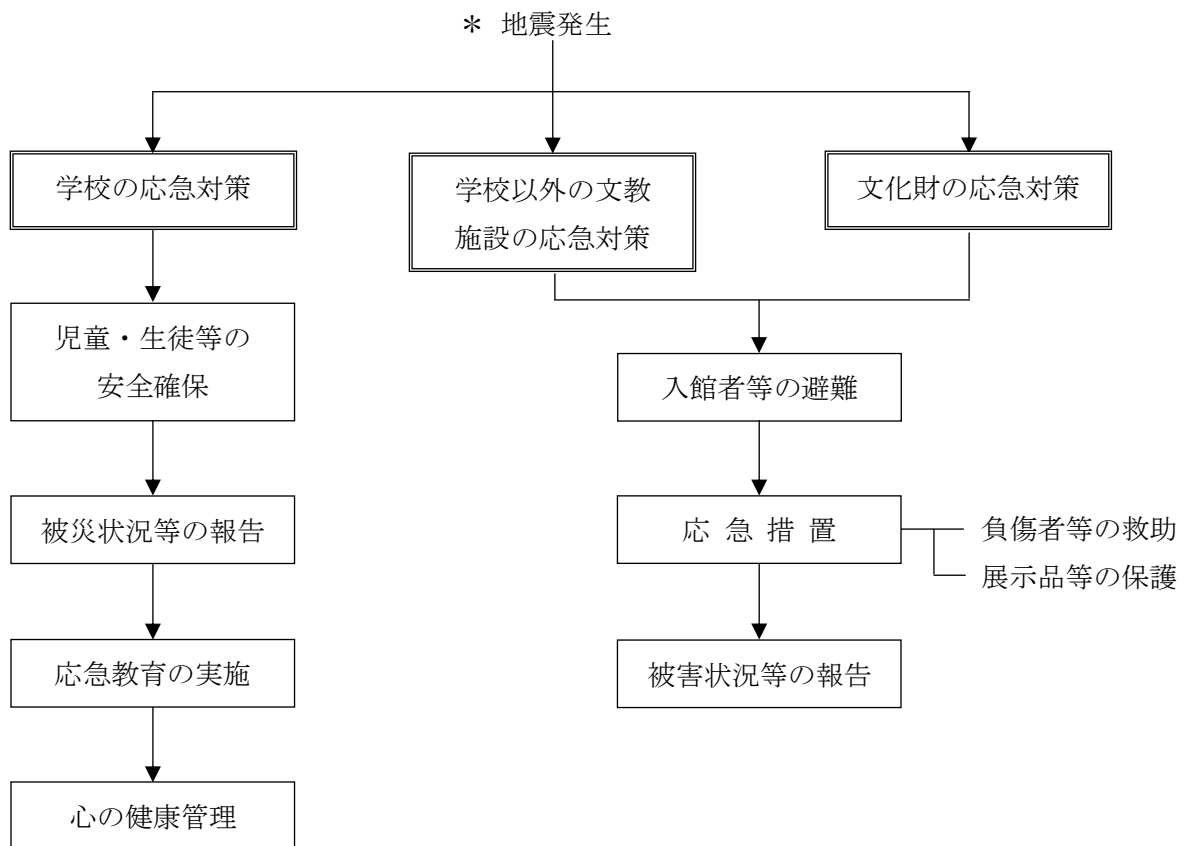
第13節 文教施設における災害応急計画

担当部署	教育文化課
------	-------

1 計画の概要

地震発生時における児童・生徒等の安全確保及び学校教育活動の早期回復並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るために、各施設の管理者等が実施する災害応急対策について定める。

2 文教施設における災害応急計画フロー



3 学校の応急対策

地震発生時における学校の基本的役割は、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにある。従って、指定避難所として指定を受けた学校においても、避難所の運営は、町が主体となり自主防災組織等と連携して行い、学校は可能な範囲内で協力することを基本とする。

(1) 児童・生徒等の安全確保

ア 在校時の措置

地震発生後、直ちに全教職員で児童・生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。児童・生徒等が避難・集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当て等を行う。

火災が発生した場合及び重傷者、埋没者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに消防機関及び県警察等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・捜索活動等を行う。

また、非常持出品については、あらかじめ指定された者が適切に取り扱う。

イ 登下校時の措置

登下校中の児童・生徒等のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認のうえ保護者に連絡する。避難してきた児童・生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ、行方不明となった児童・生徒等の情報を得たときは、直ちに消防機関及び県警察等に通報するとともに、状況に応じ現場へ教職員を派遣して安否を確認する。

ウ 勤務時間外の措置

校長並びに学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）であらかじめ指定された教職員は、自分自身・家族等の安全を確保した上で、直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

エ 下校及び休校の措置

児童・生徒等の在校時に大規模な災害が発生した場合、校長は、帰宅経路等の安全を確認したうえで、児童・生徒等を速やかに下校させる。幼稚園、小学校及び特別支援学校については、できる限り緊急時連絡先に連絡をとり、保護者に迎えに来てもらう。その際、限られた時間での対応が迫られる災害が発生した場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童・生徒等を引き渡さず、保護者とともに安全が確保される学校に留まることや、避難行動を促すなどの対応を行う。

また、児童・生徒等の自宅に連絡をとるなどして安否を確認し、災害の状況及び施設の被災状況等を考慮したうえで、状況により休校等の措置をとる。

(2) 被災状況等の報告

校長は、児童・生徒等の安否状況や学校施設の被災状況等を把握し、下記の連絡経路で速やかに県に報告する。

【連絡経路】



(3) 応急教育の実施

ア 校長は、学校及び地域の復旧状況を考慮し、次により応急教育の実施に必要な措置を講じる。

(ア) 短縮授業、二部授業又は分散授業等の実施

(イ) 校区の通学路や交通手段等の確保

(ウ) 児童・生徒等に対する衛生・保健管理上の適切な措置と指導

(エ) 学校給食の応急措置

災害救助法が適用された場合、応急の学校給食を実施する学校は、県教育委員会に協議・報告する。

イ 教育委員会等は被災状況により次の措置を講ずる。

- (ア) 適切な教育施設の確保（現施設の使用が困難なとき）
 - 例 公民館、体育館等
- (イ) 授業料の免除や奨学金制度の活用
- (ウ) 災害発生時における児童・生徒等の転校手続き等の弾力的運用
- (エ) 教職員の確保等
 - 教職員自身が被災し、人員が不足する場合は次の措置をとる。
 - a 複式授業の実施
 - b 昼夜二部授業の実施
 - c 近隣県及び市町村等に対する人的支援の要請
 - d 非常勤講師又は臨時講師の発令
 - e 教育委員会事務局職員等の派遣

ウ 災害救助法に基づく措置

町長は、学校及び教育委員会と協力し、次により学用品の調達及び給与を行う。

- (ア) 学用品給与の対象者
 - 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む）により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校の生徒
- (イ) 学用品の品目
 - 教科書、教材、文房具、通学用品及びその他の学用品（運動靴、体育着等）
- (ウ) 学用品給与の時期
 - 災害が発生した日から、原則として、教科書（教材を含む）は1か月以内に、文房具、通学用品及びその他の学用品は15日以内に支給を完了する（ただし、交通又は通信等の途絶によって、学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで必要な期間を延長することができる。）。
- (エ) 学用品給与の方法
 - 県教育委員会は、町教育委員会等を通し、補給を要する教科書の数量等を取りまとめて、文部科学省に報告するとともに、県内の教科書特約供給所に必要な指示を行う。

(4) 心の健康管理

学校においては、災害等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該災害等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図る。

4 学校以外の文教施設の応急対策

学校以外の文教施設の管理者は、大規模な災害が発生した場合には、各施設の防災計画等に基づき、次により人命の安全確保及び施設等の保全を図り、被害の防止又は軽減に努める。

- (1) 館内放送等により、施設内の入館者等に施設外の状況を伝えるとともに、必要に応じてハンド

- マイク等を使用し、施設外へ安全に避難させる。
- (2) 要救助者及び負傷者がいる場合は、消防機関及び県警察等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員等により救助作業及び負傷者の手当て等を行う。
 - (3) 収蔵物、展示品及び蔵書等の被害状況を調査するとともに、直ちに被害拡大防止のための応急措置をとる。
 - (4) 人的及び物的被害状況等を集約し、速やかに施設の設置者に報告する。
 - (5) 応急危険度判定等により安全性を確認した施設にあっては、町から指示があったとき又は近隣住民等が施設に避難してきたときは、可能な範囲内で施設を避難所として開放し、その運営に協力する。

5 文化財の応急対策

- (1) 指定文化財等の所有者及び管理者は、地震が発生した場合は、次により文化財の被災の防止又は軽減に努める。
 - ア 建造物及び搬出不可能な文化財
防災設備が設置してあるものについてはその設備により、未設置ものについては所有者又は管理責任者等の定める自衛防災組織の活動により、被災の防止又は軽減に努める。
 - イ 搬出可能な文化財
指定文化財ごとに、その性質や保全等についての知識を有する搬出責任者が、あらかじめ準備された器具等により、定められた避難場所に搬出する。
- (2) 建造物等に観覧者等がいる場合は、人命の安全確保の措置を行う。
- (3) 被害が発生した場合は、直ちに町教育委員会を経由して、県教育委員会に報告するとともに、被害拡大防止のための応急措置をとる。

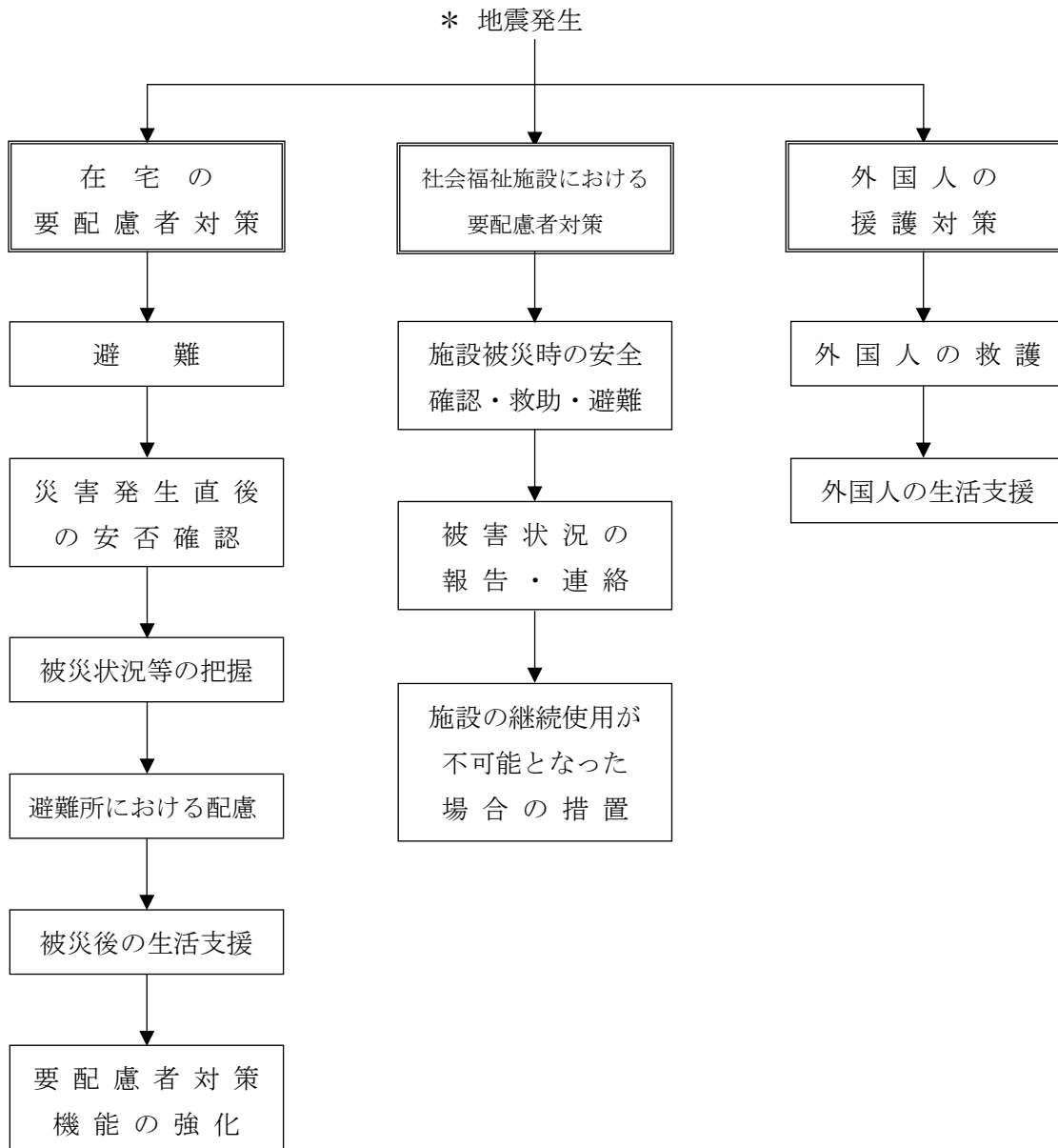
第14節 要配慮者の応急対策計画

担当部署	保健福祉課、まちづくり推進課
------	----------------

1 計画の概要

地震による災害が発生した場合に、要配慮者の被害軽減や生活支援を図るために、町、県及び社会福祉施設等の管理者が、地域住民等の協力を得て実施する災害応急対策について定める。

2 要配慮者の応急対策計画フロー



3 在宅の要配慮者対策

(1) 避難誘導等

地震による災害が発生して住民の避難が必要となった場合、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

また、近隣住民、自主防災組織等は避難行動要支援者の避難行動に協力するよう努める。避難の誘導にあたっては、身体等の特性に合わせた適切な誘導を行う。

(2) 災害発生直後の安否確認

発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を活用し、近隣住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等の協力を得て、避難行動要支援者について、避難所への受入状況や在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。

(3) 被災状況等の把握

避難所や要配慮対象者の自宅等に、地域包括支援センターの職員や保健師、ホームヘルパー等を派遣し、次の事項を把握する。

- ア 要配慮者の身体及びメンタルヘルスの状況
- イ 家族（介護者）有無及びその被災状況
- ウ 介護の必要性
- エ 施設入所の必要性
- オ 日常生活用具（品）の状況
- カ 常時服用している医薬品等の状況
- キ その他避難生活環境等

(4) 避難所における配慮

福祉施設職員等の応援体制等要配慮者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。また、必要に応じて福祉避難所を設置し、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を避難させる。

(5) 被災後の生活支援

ア 社会福祉施設等への緊急入所

高齢者や障がい者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時入所等の措置を講じる。

イ 相談体制の整備

被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。

特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や寝たきり者、車椅子使用者等については、手話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配慮する。

ウ サービスの提供

県の指導・助言を受け、在宅の要配慮者の被災状況等に応じて、地域包括支援センターの職員や保健師、ホームヘルパー等の派遣、必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

また、被災した要配慮者に対して、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努める

4 社会福祉施設等における要配慮者対策

(1) 施設被災時の安全確認・救助・避難

ア 施設が被災した場合、施設長は直ちに防災活動隊を編成して、入（通）所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入（通）所者の不安解消に努める。

イ 入（通）所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じ消防機関等へ救助を要請する。

ウ 施設長は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所（屋内、屋外、避難所等）を選択し、避難誘導を行う。

エ 夜間又は休日等で、在施設職員数が少数のときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 被害状況の報告・連絡

施設長は、入（通）所者及び施設の被災状況を町及び県等に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者に入（通）所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

(3) 施設の継続使用が不能となった場合の措置

施設長は、施設の継続使用が不能となった場合、町を通じて、他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、保護者による引取等の手続きを講じる。

また、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

5 外国人の援護対策

(1) 外国人の救護

地域の自主防災組織やボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認、救助活動及び避難誘導等に努める。

(2) 外国人の生活支援

ア 外国人への情報提供

報道機関及びボランティア等の協力を得て、被災した外国人に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

イ 相談体制の整備

被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握するため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。

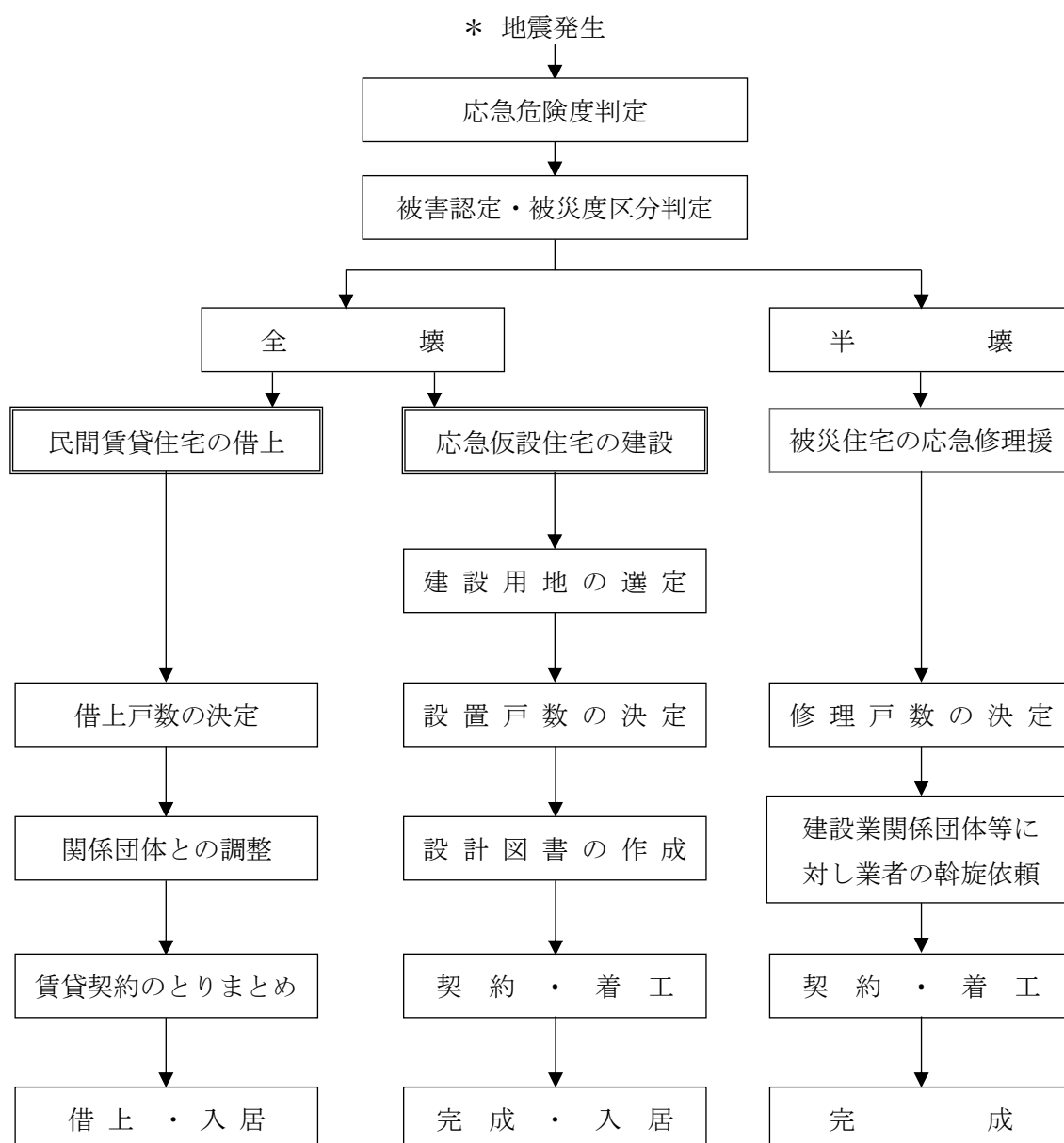
第15節 応急住宅対策計画

担当部署	総務課、建設課
------	---------

1 計画の概要

大規模な災害により住家が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者について、災害救助法が適用された場合に、応急仮設住宅を設置してこれを提供し、又は被害家屋の応急修理を実施し、又は公営住宅等のあっせん等により、その援護を推進するために実施する災害応急対策について定める。

2 応急仮設住宅建設・被災住宅応急修理の計画フロー



3 住宅被災状況等の把握

(1) 被災住宅の調査

地震により住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等に必要な下記事項について早急に調査を実施する。

ア 地震情報及び被害状況

イ 避難場所の状況

ウ 住宅に関する緊急対応状況（予定を含む）

エ 被災建築物応急危険度判定

(ア) 被災建築物の応急危険度判定業務は、「山形県被災建築物応急危険度判定要綱」「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（全国被災建築物応急危険度判定協議会策定）」及び「山形県被災建築物応急危険度判定実施マニュアル」等に基づき、基本的に町が実施し、県は必要な各種の支援を行う。

(イ) 実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行い、県は支援実施計画を作成する。

(ウ) なお、判定の実施にあたっては、指定避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被災地の住宅について判定を行い、自宅の使用が可能な者については自宅への帰宅を促す。

オ 被災宅地危険度判定

敷地の被害の状況により、宅地の危険度判定を行う。

カ 被害認定

「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき被災建築物の被害認定を行う。

キ 被災度区分判定

建築構造技術者は、住宅所有者の依頼により、地震で被害を受けた住宅が修理により恒久的継続使用が可能かどうか判定を行う。

ク 当面の応急仮設住宅の必要戸数

ケ 要配慮者に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数

コ 住宅に関する県への要望事項

サ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

(2) 公的住宅等の活用の可否に係る調査

住家が滅失した被災者に対する当面の仮設住宅として、町営住宅及び公的宿泊施設等を使用させることの可否について調査を実施し、県に報告する。

(3) 応急仮設住宅の必要戸数・規模等についての見積もり

被害認定の状況、住民からの要望等を踏まえて、応急仮設住宅の必要戸数や規模等について見積もりを行う。

4 応急仮設住宅の提供

県は、応急仮設住宅を提供する必要があるときは、発災後、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上、応急仮設住宅を提供し、その円滑な入居の促進に努める。

(1) 応急仮設住宅

応急仮設住宅の供給は下記による。ただし、被害の程度や住民の経済的能力、町の住宅事情等により下記によりがたいと知事が認める場合はこの限りでない。

なお、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

①民間賃貸住宅の借上

ア 借上方法

(ア) 県は、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山形県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「関係団体等」という。）の協力を得て借上住宅を供給する。

(イ) 関係団体等は、借り上げる住宅の選定、賃貸契約等の取りまとめに関する事務を行う。

イ 借上住宅の入居者資格等

(ア) 入居の資格

借上住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

ただし、災害地における住民登録の有無は問わない。

- a 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。
- b 居住する住家がない者であること。
- c 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない次の者であること。
 - ・生活保護法の被保護者及び要保護者
 - ・特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等
 - ・前各号に準ずる者

(イ) 入居者の選定

- a 町は、借上住宅の入居者の選定及び申込み受付を行う。
- b この場合、身体障がい者、難病患者及び高齢者等を優先的に入居させる等要配慮者に十分配慮するとともに、必要に応じ民生委員等関係者の意見を参考にする。
- c 県は、町から入居申込みの報告を受け、入居の許可及び借上住宅の契約締結等を行う。

(ウ) 供与の期間

借上住宅を被災者に供与できる期間は、入居可能日から2か年以内とする。

ただし、知事が必要と認める場合は1年毎の延長ができる。

ウ 入居者への配慮

県は、借上住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性参画を推進し、女性を始め生活者の意見を反映できるよう配慮する。

町は、住民ニーズの把握や孤立防止を図るため、巡回訪問等を行う生活支援相談員の配置に努める。

②応急仮設住宅の建設

ア 建設用地の選定

次の事項に十分留意して建設用地を選定する。

- (ア) 保健衛生、交通、医療及び教育等、居住者の生活環境について考慮するとともに、要配慮者に適応したバリアフリー対応に配慮する。また、福祉仮設住宅やグループホーム等の設置についても検討する。
- (イ) 降雨等による二次災害を受けないよう、土石流危険渓流等の災害危険箇所を避ける。
- (ウ) 原則として公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は私有地を利用するが、その際には、所有者等と十分に協議の上、2か年程度の土地使用契約書を取り交わす。
- (エ) 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

イ 規模及び費用

- (ア) 応急仮設住宅一戸当たりの規模及び費用の限度等の建設条件は、県災害救助法施行細則に定める基準による。
- (イ) ただし、世帯の構成人数により基準運用が困難な場合は、内閣総理大臣と協議し、規模及び費用の限度等の建設条件に関する調整を行うことができる。
- (ウ) また、建設資材を県外調達したことにより輸送費がかさみ、限度額内で施工することが困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて、当該輸送費を別枠とすることができる。

ウ 建設の時期

- (ア) 応急仮設住宅は、災害が発生した日から、原則として20日以内に着工する。
- (イ) ただし、大災害等の事由により期間内に着工することができない場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

エ 応急仮設住宅の入居者選定

(ア) 入居の資格

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

ただし、災害地における住民登録の有無は問わない。

- a 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。
- b 居住する住家がない者であること。
- c 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない次の者であること。
 - ・生活保護法の被保護者及び要保護者
 - ・特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等
 - ・前各号に準ずる者

(イ) 入居者の選定

- a 町は、地域のコミュニティを十分考慮し、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。
- b 障がい者、難病者及び高齢者等を優先的に入居させるなど要配慮者に十分配慮すると

もに、必要に応じ民生委員等関係者の意見を参考にする。

(ウ) 供与の期間

応急仮設住宅を被災者に供与できる期間は、その建築工事が完了した日から2か年以内とする。ただし、知事が必要と認める場合は1年毎の延長ができる。

カ 応急仮設住宅の管理

県は、町の協力を求めて、県営住宅に準じて応急仮設住宅の管理を行う。ただし、状況に応じて町に管理を委任することができる。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性参画を推進し、女性を始め生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

町は、住民ニーズの把握や孤立防止を図るため、巡回訪問等を行う生活支援相談員の配置に努める。

(2) 公営住宅、職員住宅、民間賃貸住宅の空家等のあっせん等

県、町、関係団体等は、被災者用の居住として利用可能な公営住宅や職員住宅、民間賃貸住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせん等できるように努める。

5 被災住宅の応急修理

(1) 修理の方針

ア 範囲及び費用

(ア) 被災住宅の応急修理の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(イ) 被災住宅の応急修理のため支出できる費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

イ 修理の期間

(ア) 被災住宅の応急修理は、災害が発生した日から、原則として1か月以内に完了する。

(イ) ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって1か月の期間内に修理を完了することができない場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

(2) 修理の方法

被災住宅の応急修理については、現物給付をもって、建築関係業者と直接契約するなどして実施する。

(3) 応急修理の戸数

町域内の半壊、半焼戸数の3割以内とする。

(4) 修理の対象者

ア 対象者の範囲

被災住宅の応急修理の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

(ア) 災害によって住家が半壊又は半焼し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営む

ことができない者であること。

(イ) 自らの資力をもっては、応急修理をすることができない次の者であること。

- a 生活保護法の被保護者及び要保護者
- b 特定の資産のない高齢者及び障がい者等
- c 前各号に準ずる者

イ 対象者の選定

被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定する。

6 建築関係障害物の除去

災害により土石や竹木等の障害物が住居又はその周辺に運び込まれ、日常生活に著しい支障をきたしている者に対し、これを除去することによって、その被災者を保護する。

(1) 障害物除去の方針

ア 範囲及び費用

(ア) 障害物の除去の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(イ) 障害物の除去のため支出できる費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

イ 障害物の除去の実施期間

(ア) 障害物の除去は、災害が発生した日から原則として10日以内である。

(イ) ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって10日の期間内に除去を完了することができない場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

(2) 障害物除去の方法

障害物の除去については、現物給付をもって、作業員あるいは技術者を動員して実施する。

(3) 障害物除去の戸数

町域内の半壊、床上浸水世帯の1.5割以内とする。

(4) 障害物除去の対象者

ア 対象者の範囲

障害物の除去の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

(ア) 災害によって住宅が半壊又は床上浸水し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。

(イ) 自らの資力をもっては、障害物の除去をすることができない次の者であること。

- a 生活保護法の被保護者及び要保護者
- b 特定の資産のない高齢者及び障がい者等
- c 前各号に準ずる者

イ 対象者の選定

被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定する。

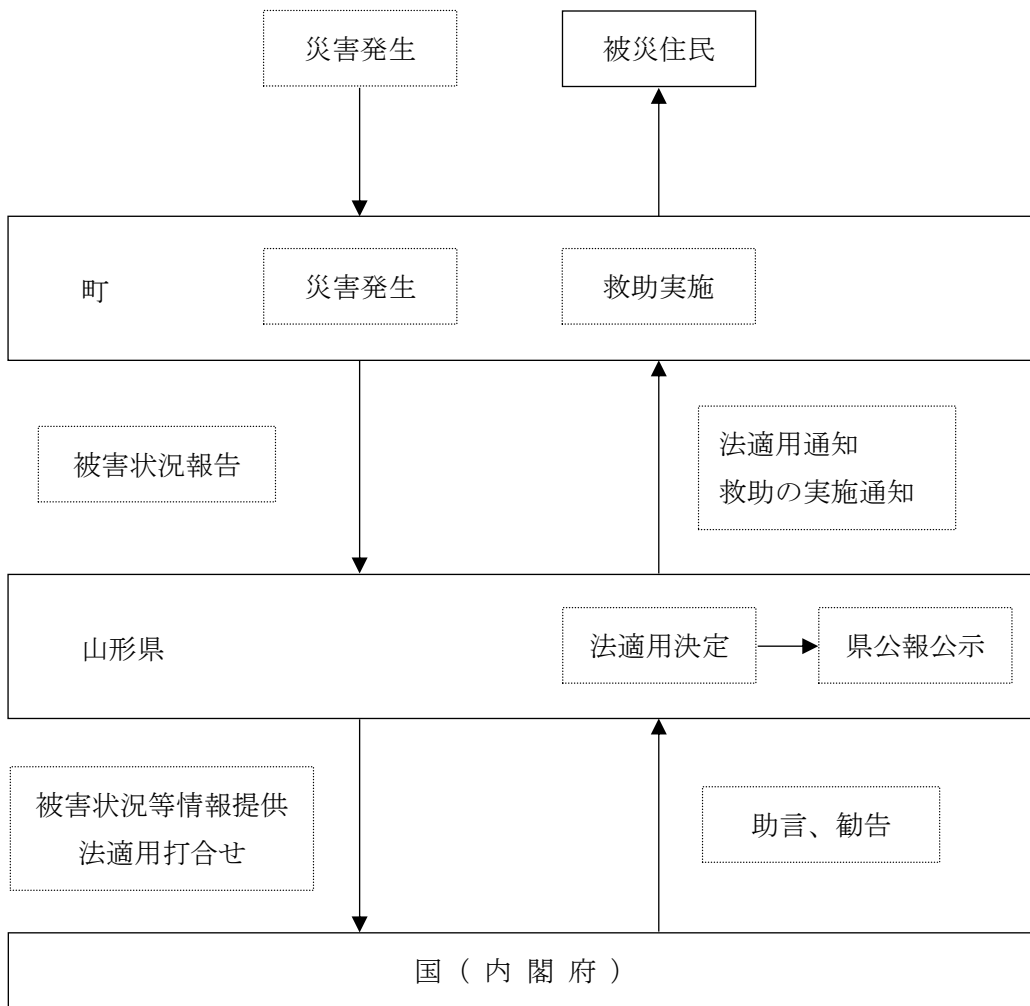
第16節 災害救助法の適用に関する計画

担当部署	総務課
------	-----

1 計画の概要

一定規模以上の災害が発生した場合の応急救助措置に適用される災害救助法に係る町の運用について定める。

2 災害救助法による救助フロー



3 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、次のとおりとなっている。

- (1) 大石田町の区域内で住家の滅失した世帯数が、40世帯以上であるとき。(施行令第1条第1項第1号)
- (2) 被害が広範囲にわたり、県の区域内で住家の滅失世帯の総数が1,500世帯以上に達した場合であつて、かつ、大石田町の区域内で滅失世帯数が20世帯以上であるとき。(施行令第1条第1項第2

号)

- (3) 被害が県下全域に及ぶ大災害で、県の区域内で住家の滅失世帯数が7,000世帯以上に達した場合。
(大石田町の条件に関わらず適用) (施行令第1条第1項第3号前段)
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。(施行令第1条第1項第3号後段)
- (5) 多数のものが生命又は身体に危害を受けるおそれが生じたときであって、厚生労働省で定める基準に該当するとき。(施行令第1条第1項第4号)

[厚生労働省で定める基準]

災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者(最低5世帯以上[厚生労働省の見解])が、避難して継続的に救助を必要とするとき。

ただし、滅失の算定方法は次の方法により行う。

$$\text{滅失世帯数} = (\text{全壊、全焼、流出世帯数}) + (\text{半壊、半焼世帯数}) \times 1/2 \\ + (\text{床上浸水世帯数}) \times 1/3$$

※ [山形県豪雪災害時における災害救助法の適用に係る運用基準]

(大石田町の場合：平成25年2月)]

- ア 積雪深が200cmを超え、217cm(平均167cm×1.3倍)に達し、要援護世帯が5世帯以上屋根の雪下ろしが必要な事態が発生した場合(※要援護世帯：町民税の非課税世帯で、親族等からの労力や金銭面の援助を得られない世帯[近所に子ども、隣町に兄弟がいるなどは非該当])
- イ 空き家は該当しない(なお、該当する5世帯以上の間に空き家が存在していれば可能)
- ウ 除雪範囲は対象家屋の屋根と玄関付近

4 災害救助法の適用手続き

(1) 被害の報告

町長は、災害の発生に際し、災害救助法の適用基準に該当し、又は該当する見込みがあるときは、速やかにその旨を知事に報告する。

(2) 適用の決定

ア 知事は、(1)により町長から報告があった場合等で必要があると認めたときは、速やかに厚生労働大臣と協議し、法の適用を決定する。

イ 知事は、法を適用したときは、県広報に公表するとともに、直ちに法に基づく救助の実施を町長に指示する。

5 災害救助法による救助の種類

法による救助の種類は次のとおりであり、(1)イ以外は知事から町長が救助の実施を委任されている。

(1) 収容施設の給与

ア 避難所の設置

イ 応急仮設住宅の設置

(2) 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給

- (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかったものの救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 遺体の捜索及び処理
- (10) 障害物の除去

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹林等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

※救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要であると認めた場合においては、特例的に救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

第19節 自発的支援の受入計画

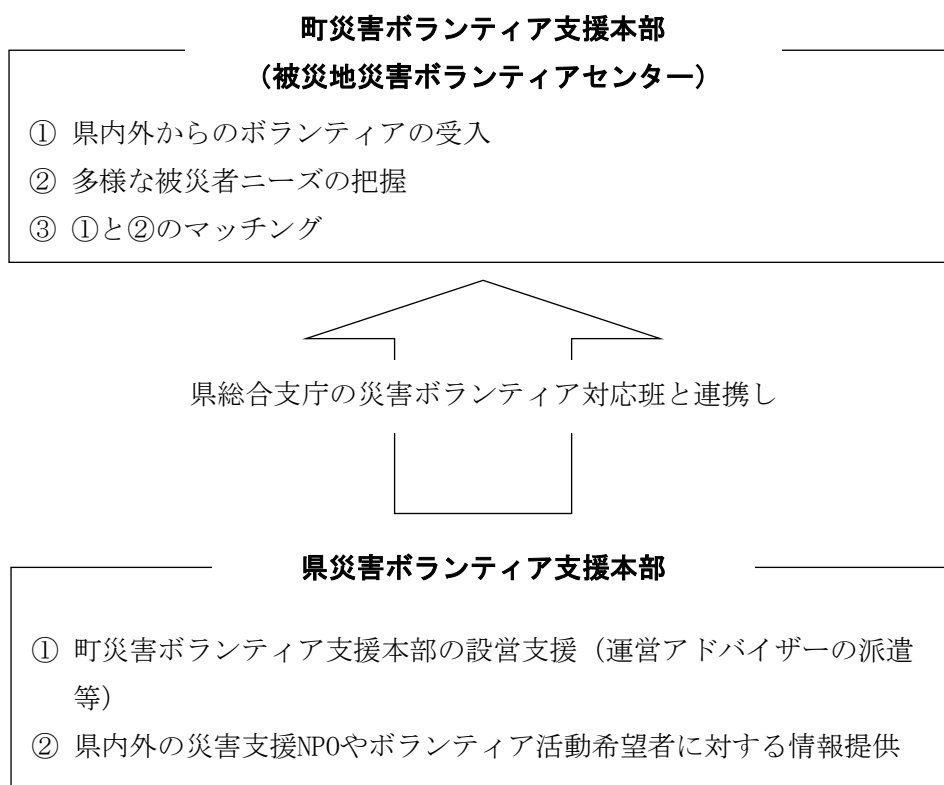
第19節 1 災害ボランティア活動支援計画

担当部署	保健福祉課
------	-------

1 計画の概要

地震による災害発生時に、増大する被災地のさまざまな援助ニーズに対応できるよう、山形県災害ボランティア活動支援指針に基づき実施するボランティアの受入及び活動支援対策について定める。

2 災害ボランティア活動計画フロー



3 町災害ボランティア支援本部

(1) 設置

大規模な災害が発生した場合、市町村社会福祉協議会と密接に連携し、必要に応じて町災害ボランティア支援本部を設置する。

(2) 運営

町災害ボランティア支援本部は関係機関と連携し、次の活動を行う。

ア ボランティアの受入

イ 避難所及び被災者の状況調査、被災者ニーズの把握

(ア) 町、県、社会福祉協議会、ボランティア団体等と連携し、被災地のボランティア派遣の要望把握に努める。

(イ) 各種ボランティア団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

ウ ボランティア活動の調整及び派遣要請等

(ア) 把握した被災者ニーズやボランティアの受入状況を踏まえて需給調整を行う。

(イ) 登録ボランティアのみで対応できない、又は対応できないおそれがあると判断される場合は、必要に応じて県災害ボランティア支援本部に運営アドバイザーやボランティアの派遣要請を行う。

エ ボランティア活動への支援・協力

ボランティアに対し、活動拠点の提供、物資の確保等の必要な支援・協力を行うとともに、活動上の安全確保を図る。

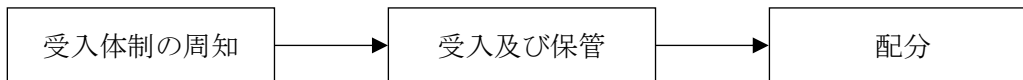
第19節 2 義援金の受入・配分計画

担当部署	総務課、保健福祉課、出納室
------	---------------

1 計画の概要

大規模な災害による被災者に、全国から寄せられる義援金を円滑かつ適切に受入及び配分するために実施する対策について定める。

2 義援金の受入、配分計画フロー



3 義援金

(1) 受入体制の周知

県、町及び日本赤十字社山形県支部は、義援金の受入が必要と認められる場合は、国の非常災害対策本部又は報道機関等を通じて、義援金の受入窓口となる振込金融機関口座（銀行名等、口座番号、口座名等）を公表する。

(2) 受入

ア 一般からの受入窓口を開設する。

イ 一般から直接受領した義援金については、寄託者へ領収書を発行する。

(3) 配分

ア 町は、義援金配分委員会を組織し、義援金の総額及び被災状況等を考慮した配分対象及び配分基準等を定め、適切かつ速やかに配分する。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

委員については下記の機関から選出する。

(ア) 区長会

(イ) 連合婦人会（女性団体）

(ウ) 社会福祉協議会

(エ) 町教育委員会

(オ) 議会代表

(カ) 民生委員・児童委員代表

イ 町に寄託された義援金は、速やかに委員会に送金する。また、報道機関及び各団体が募集した義援金も同様とする。

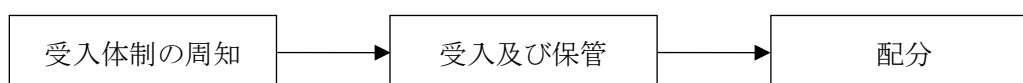
第19節 3 義援物資の受入・配分計画

担当部署	総務課、保健福祉課、出納室
------	---------------

1 計画の概要

大規模な災害による被災者に、全国から寄せられる義援物資を円滑かつ適切に受入及び配分するために実施する対策について定める。

2 義援物資の受入、配分計画フロー



3 義援物資

(1) 受入の基本方針

必要に応じて義援物資の受入体制を構築する。

ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合わせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、まずは応援協定等に基づき民間企業や他自治体等から必要量を調達することを基本とする。

(2) 受入体制の周知

義援物資の受入が必要と認められる場合は、国の非常災害対策本部等又はホームページや報道機関等を通じて適切な広報に努める。

特に、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対しては、その旨に配慮した情報提供を要請する。

また、義援物資受入の必要がない場合も、その旨公表する。

(3) 受入及び保管

町は、次により義援物資を受け入れる。

ア 受入・照会窓口を開設する。

イ 受入要員を確保する。

ウ 義援物資輸送、保管に適した集積場所を確保する。

(4) 配分

ア 自己調達物資及び応援要請物資等を調整し、被災地におけるニーズに配慮した効果的な配分を行う。

イ 物資輸送拠点から避難所への輸送を行う。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課、町民税務課、保健福祉課、産業振興課、建設課
------	------------------------------------

1 計画の概要

地震により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、県、町及び防災関係機関が実施する被災者の相談の受付、見舞金の支給及び雇用の確保等の民生安定化対策について定める。

2 被災者のための相談

(1) 住民相談窓口の設置

町の関係各課及び関係機関に協力を要請して、町役場その他適当な場所に、臨時の住民相談窓口を設置し、被災者の多分野にわたる相談に応じる体制を確立する。

(2) 相談事項

相談窓口は次のような事項等について対応する。

- ア 生活相談：各種見舞金、災害援護資金・福祉資金等、生活保護、要配慮者への対応、租税の特例措置及び公共料金等の特例措置等
- イ 職業相談：雇用全般にわたる相談
- ウ 金融相談：各種農林漁業資金及び商工業資金の利用
- エ 住宅相談：住宅の安全診断、住宅の補修、住宅関係資金、公営住宅及び応急仮設住宅

(3) 罹災証明書の発行

罹災証明書は、被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急修理、義援金の配分等の支援措置の適用の判断材料として幅広く活用され、被災者支援の適切かつ円滑な実施を図る上で極めて重要な役割を果たしており、町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるとともに、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果を活用するなど、適切な手法により実施する。

(4) 被災者台帳の整備

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(5) 被災者等の生活再建等の支援

被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

3 見舞金等の支給及び生活資金の貸付

(1) 災害弔慰金

自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

対象となる災害	1 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した自然災害 2 山形県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 3 山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 4 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害 (平成12年3月31日厚生省告示第192号)
根拠法令等	1 根拠法令 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 市町村(条例) 3 経費負担 国1/2 県1/4 市町村1/4
支給対象者	死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれもが存しない場合に限る。)
支給限度額	死亡者1人につき 主たる生計維持者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円 〔支給の制限〕 1 当該死亡の原因がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不適当と認めた場合
窓口	総務課

(2) 災害障害見舞金

自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

対象となる災害	1 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した自然災害 2 山形県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 3 山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 4 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害 (平成12年3月31日厚生省告示第192号)
根拠法令等	1 根拠法令 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 市町村(条例) 3 経費負担 国1/2 県1/4 市町村1/4
支給対象者	法別表に掲げる程度の障がいがある者
支給限度額	障がい者1人につき 主たる生計維持者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円 〔支給の制限〕 1 当該障がいの原因がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不適当と認めた場合
窓口	保健福祉課

(3) 被災者生活再建支援金

一定規模以上の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、自立した生活の開始を支援する目的から被災者生活再建支援金を支給する。町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

対象となる 自然災害	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 2 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村 3 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県 4 上記1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 5 上記1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 6 上記1若しくは2の市町村を含む都道府県又は上記3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村及び2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口5万人未満の市町村 																		
根拠法令等	<ol style="list-style-type: none"> 1 根拠法令 被災者生活再建支援法 2 実施主体 山形県（被災者生活再建支援法人に支援金支給に関する事務を委託） 3 経費負担 被災者生活再建支援法人1/2 国1/2 																		
支給対象世帯	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅が全壊した世帯 2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯） 																		
支給限度額	<p>支給額は、基礎支援金（住宅の被害に応じて支給する支援金）と加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）の合計額となる。（ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額となる。）</p> <p>1 基礎支援金</p> <table border="1" data-bbox="459 1413 903 1597"> <thead> <tr> <th>被害程度</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>解体</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>長期避難</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 加算支援金</p> <table border="1" data-bbox="459 1664 903 1809"> <thead> <tr> <th>再建方法</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>賃借（公営住宅以外）</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円となる。</p>	被害程度	支給額	全壊	100万円	解体	100万円	長期避難	100万円	大規模半壊	50万円	再建方法	支給額	建設・購入	200万円	補修	100万円	賃借（公営住宅以外）	50万円
被害程度	支給額																		
全壊	100万円																		
解体	100万円																		
長期避難	100万円																		
大規模半壊	50万円																		
再建方法	支給額																		
建設・購入	200万円																		
補修	100万円																		
賃借（公営住宅以外）	50万円																		
窓 口	建設課																		

(4) 災害援護資金の貸付

災害救助法が適用される災害により家財等に被害を受けた世帯のうち、一定の所得要件を満たすものに対し、生活の建て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。

貸付対象	山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害により家屋等に被害を受けた世帯で、市町村民税における前年の総所得金額が次の額以内のもの 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合には1,270万
根拠法令等	1 根拠法令 災害弔慰金の支給に関する法律 2 実施主体 市町村（条例） 3 経費負担 国2/3 県1/3
貸付金額	〔貸付区分及び貸付限度額〕 1 世帯主の1ヶ月以上の負傷 150万円 2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失又は流失 350万円 3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円 4 次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円
貸付条件	1 据置期間 3年（特別の事情がある場合は5年） 2 償還期間 10年（据置期間を含む） 3 償還方法 年賦又は半年賦 4 貸付利率 町長が別に定める（据置期間中は無利子） 5 延滞利息 年10.75%
窓口	総務課

(5) 生活福祉資金（福祉資金福祉費）貸付

県社会福祉協議会は、災害救助法の適用に至らない災害により家財等に被害を受けた低所得世帯等に対し、生活の建て直し資金として、生活福祉資金（福祉資金福祉費）を貸し付ける

貸付対象	低所得世帯（概ね市町村民税非課税程度、又は生活保護基準額の2倍以下）
根拠法令等	1 根拠法令 生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号） 2 実施主体等 (1) 実施主体 県社会福祉協議会 (2) 窓口 市町村社会福祉協議会（民生委員・児童委員）
貸付金額	貸付限度 1世帯150万円
貸付条件	1 据置期間 貸付の日から6月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%（据置期間経過後） 4 連帯保証人 原則必要 借受人とは別世帯に属する者であって、原則として同一都道府県に居住し、その世帯の生活の安定に熱意を有する者 5 償還方法 月賦（又は年賦、半年賦） 6 必要書類 官公署の発行する被災証明書、見積書他

(6) 母子寡婦福祉資金の償還猶予

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法施行令第19条及び第38条
特例措置の内容	災害により借主が支払期日までに償還することが困難となった場合、償還を猶予する。 1 猶予期間 1年以内（1年後も、さらにその事由が継続し、特に必要と認めるときは改めて猶予できる。） 2 添付書類 市町村長の被災証明書
備考	災害救助法の適用は要しない。

(7) 母子寡婦福祉資金の違約金不徴収

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法施行令第17条及び第38条
特例措置の内容	支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 添付書類 市町村長の被災証明書
備考	災害救助法の適用は要しない。

(8) 母子寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法施行令第8条第37条
特例措置の内容	災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年を超えない範囲で厚生労働大臣が定める期間の延長ができる。 住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間を延長できる。 1 事業開始資金 15,000円以上 30,000円未満 6ヶ月 30,000円以上 1年 2 事業継続資金・住宅資金 15,000円以上 30,000円未満 6ヶ月 30,000円以上 45,000円未満 1年 45,000円以上 1年6ヶ月
備考	災害救助法の適用は要しない。

4 雇用の確保等

町及び県は、国と連携し被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせ実施する。

5 住宅対策

(1) 住宅資金の貸付

ア 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金）の貸付

県及び町は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、被害状況踏査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。この場合において、町は、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。

融資対象	<ol style="list-style-type: none"> 1 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」の交付を受けた者 <ul style="list-style-type: none"> ・建設、新築住宅購入、中古住宅購入 住宅が「全壊」「大規模半壊」(※)又は「半壊」(※)した旨の罹災証明書の交付を受けた者 ※被災住宅の修理が不能又は困難である旨を借入申込書に記入することが必要 ・補修 住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」の交付を受けた者 2 建設 床面積に関する制限なし 3 新築住宅購入 床面積に関する制限なし 4 中古住宅購入 床面積に関する制限なし 竣工から2年を超える住宅又は人が住んだことのある住宅 機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅 5 補修 床面積・築年数に関する制限なし
融資限度額	<ol style="list-style-type: none"> 1 建設資金 <ol style="list-style-type: none"> (1) 土地を取得する場合 3,700万円 (2) 土地を取得しない場合 2,700万円 2 新築・中古住宅購入資金 3,700万円 3 補修資金 1,200万円
貸付条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 建設、新築住宅購入、中古住宅購入 <ol style="list-style-type: none"> (1) 返済期間 「35年」又は「年齢に応じた最長返済期間」いずれか短い年数以内 (2) 据置期間 3年間（その分返済期間延長） 2 補修 <ol style="list-style-type: none"> (1) 返済期間 「20年」又は「年齢に応じた最長返済期間」いずれか短い年数以内 (2) 据置期間 1年間

※金額は、令和2年10月現在。東日本大震災の被災者の場合は別に定めあり。

イ 生活福祉資金（福祉資金福祉費）貸付

県社会福祉協議会は、災害により住家に被害を受けた低所得世帯、高齢者世帯及び障がい者世帯に対し、家屋の補修等資金として、生活福祉資金(福祉資金福祉費)を貸し付ける。

貸付対象	1 対象世帯 (1) 低所得世帯（概ね市町村民税非課税程度、又は生活保護基準額の2倍以下） (2) 高齢者世帯（日常生活上介護を要する65歳以上の高齢者がいる世帯（所得制限あり）） (3) 障がい者世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者がいる世帯（所得制限あり））
根拠法令	1 根拠法令 生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号） 2 実施主体 県社会福祉協議会 3 窓口 市町村社会福祉協議会（民生委員・児童委員）
貸付金額	貸付限度 250万円
貸付条件	1 据置期間 貸付の日から6月以内（災害の状況に応じ2年以内） 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%（据置期間経過後） 4 連帯保証人 原則必要 借受人とは別世帯に属する者であって、原則として同一都道府県に居住し、その世帯の生活の安定に熱意を有する者 5 償還方法 月賦（又は年賦、半年賦） 6 必要書類 官公署の発行する被災証明書、見積書他

ウ 母子寡婦福祉資金（住宅資金）貸付

貸付対象	1 母子家庭の母、寡婦 2 被災した家屋の増築、改築、補修又は保全するために必要な資金
根拠法令	1 母子及び寡婦福祉法施行令第7条及び第36条 2 法施行令通知
貸付金額	貸付限度 200万円
貸付条件	1 災害救助法の適用を要しない 2 据置期間 6か月 3 償還期間 7年以内 4 利率 無利子

(2) 災害公営住宅の建設

県及び町は、災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあっては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当する場合は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

(3) 県及び町は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できるかぎり早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

6 租税の特例措置

国及び町は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、災害の状況に応じて、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は税の納付若しくは納入に関する期日の延長、徴収猶予及び減免の措置を講じる。

7 被災者への各種措置の周知

県、町及び防災関係機関は、それぞれが行う前記の措置が効果的に実施されるよう、各種の広報手段を活用し、被災者に対する周知を図るよう努める。

第2節 金融支援計画

担当部署	総務課、産業振興課
------	-----------

1 計画の概要

地震により被害を受けた農林漁業者及び中小企業等の早期復旧及び事業経営の維持安定を図るため、県及び町が実施する金融支援対策について定める。

2 農林業関係

(1) 天災融資制度による融資

ア 天災資金の貸付

県及び町は、天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）が適用された場合、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給及び損失補償を行うことにより、被害を受けた農林業者（以下「被害農林業者」という。）に対し、その再生産に必要な低利の経営資金を融通するほか、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会であって当該天災によりその所有し管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたもの（以下「被害組合」という。）に対し、天災により被害を受けたために必要となった事業資金を融通する。

資金の種類	経営資金	事業資金
融資対象となる事業	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるもの）等の購入費等農林業経営に必要な資金	天災により被害を受けたため必要とする事業運営資金
貸付の相手方	被害農林業者であって、減収による損失額が平年の当該収入額の1割以上である等の要件を満たし、町長の認定を受けた者	被害組合であって、その所有又は管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたもの
貸付利率（年利）	特別被害者 3.0%以内 3割被害者等 5.5%以内 その他 6.5%以内	6.5%以内
償還期間	6年以内 激甚災害の場合は7年以内	3年以内
償還期間のうち据置期間	—	—

（注）1 上記表の貸付利率については、その都度適用時の金利情勢によって決定。

2 特別被害者：都道府県知事が農林水産大臣の承認を得て指定する特別被害地域内の、農業にあっては年収の5割（開拓者は3割）以上の損失額のある者又は5割（開拓者は4割）以上の樹体損失額のある者をいい、林業にあっては年収の5割以上の損失額のある者又は7割以上の施設損失額のある者をいう。

3 3割被害者等：年収の3割以上の損失額のある被害農林業者（特別被害地域内の特別被害者を除く）及び開拓者（特別被害地域内の特別被害者を除く）をいう。

4 天災融資法が適用された災害が、さらに激甚法の適用も受けかつ山形県が激甚災害対象

都道府県となった場合には、償還期間及び貸付限度額等の特例を受けることができる。

(貸付限度額)

区分	貸付対象者		貸付限度額 (単位：万円)	
			天災融資法適用	激甚災害法適用
経営資金	農業者	果樹栽培者、家畜等飼業者	500(2,500)	600(2,500)
		一般農業者	200(2,000)	250(2,000)
	林業者	200(2,000)	250(2,000)	
事業資金	被害組合		個別組合 2,500 連合会 5,000	個別組合 5,000 連合会 7,500

(注) 1 経営資金の()内は法人に対する貸付限度額

イ 山形県農林漁業天災対策資金の貸付

県及び町は、当該天災が山形県経済に及ぼす影響が大であると認められる場合には、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給を行うことにより、被害農林業者に対し、低利の経営資金を融通する。

融資対象となる事業	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（要綱で定めるもの）等の購入費等農林漁業経営に必要な資金
貸付の相手方	被害農林業者であって、減収による損失額が平年の当該収入額の1割以上である等の要件を満たし、町長の認定を受けた者
貸付利率（年利）	特別被害者 3.0%以内 3割被害者等 5.5%以内 その他 6.5%以内
償還期間	6年以内（天災融資法が適用された場合には、同法による経営資金の貸付実行日まで）
償還期間のうち据置期間	—

(注) 1 上記表の貸付利率については、その都度適用時の金利情勢によって決定。

2 特別被害者：都道府県知事が指定する特別被害地域内の、農業にあっては年収の5割（開拓者は3割）以上の損失額のある者又は5割（開拓者は4割）以上の樹体損失額のある者をいい、林業にあっては年収の5割以上の損失額のある者又は7割以上の施設損失額のある者をいう。

3 3割被害者等：年収の3割以上の損失額のある被害農林業者（特別被害地域内の特別被害者を除く）及び開拓者（特別被害地域内の特別被害者を除く）をいう。

(貸付限度額)

区分	貸付対象者		貸付限度額 (万円)
			個人、()内は法人
経営資金	農業者	果樹栽培者、家畜等飼業者	500(2,500)
		一般農業者	200(2,000)
	林業者	200(2,000)	

(2) 日本政策金融公庫災害復旧資金の融資

日本政策金融公庫は、被害農林業者に対し、農林業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等を融資する。

区分	資金の種類		融資対象事業	貸付の相手方	貸付利率 (年利)	償還期間	償還期間のうち 据置期間
農業関係資金	農業基盤整備資金		農地又は牧野の復旧	農業を営む者、農業振興法人、土地改良区、農協、農協連等	0.16～0.30%	25年以内	10年以内
	農林漁業施設資金		[共同利用施設] (1) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区、土地連、農協、農協連、農林漁業振興法人等	0.16～0.30%	20年以内	3年以内
			[主務大臣指定施設] (1) 農業用施設等の復旧	農業を営む者、農協、農協連等	0.16～0.30%	15年以内	3年以内
			(2) 災害を受けた果樹の改植又は補植			25年以内	10年以内
林業関係資金	林業基盤整備資金	造林	復旧造林	林業を営む者、森組、森連、農協	0.16～0.30%	35年以内	20年以内
			樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森組、森連、農協等	0.16～0.24%	15年以内	5年以内
		林道	林道の復旧	林業を営む者、森組、森連、農協	0.16～0.30%	20年以内	3年以内
	農林漁業施設資金		[共同利用施設] 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協、農協連、森組、森連等	0.16～0.30%	20年以内	3年以内
			[主務大臣指定施設] 造林、林産物の処理加工等に必要な機械その他施設の復旧	林業を営む者	0.16～0.24%	15年以内	3年以内
農林漁業セーフティネット資金			不慮の災害により農林漁業経営の維持が困難になっている場合、経営の維持安定に必要な長期の運転資金	農林漁業者であって農林漁業所得が総所得（法人にあっては農林漁業に係る売上高が総売上高）の過半を占める者又は粗収益が200万円以上（法人1,000万円以上）である者 認定農業者、認定新規就農者、林業経営	0.16%	10年以内	3年以内

			改善計画の認定を受けた者、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に定める改善計画の認定を受けた者等			
(申込方法)	日本政策金融公庫、農林中央金庫、農業協同組合又は銀行					
(貸付限度)	農業基盤整備資金： 貸付を受ける者の負担する額（以下「負担額」という。）に別に定める割合を乗じて得た額 農業セーフティネット資金：600万円 農林漁業施設資金のうち共同利用施設： 貸付を受ける者の負担する額の80%に相当する額 農林漁業施設資金のうち主務大臣指定施設分： 負担額の80%に相当する額又は1施設あたり300万円（特例600万円、漁船の場合1,000万円）のいずれか低い額 ※金利は、令和2年7月20日現在のものであり、変動することがある。					

(3) 各融資機関に対する円滑な融資の要請

県及び町は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、審査手続きの簡便化、貸付けの迅速化及び貸付条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた農林業者への円滑な融資が図られるよう努める。

(4) 既貸付金の条件緩和

ア 既貸付制度資金の条件緩和措置

県及び町は、被害の状況に応じて、被害を受けた農林業者に対する既貸付資付制度資金について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を実施するよう農業協同組合及び銀行等の融資機関に要請を行う。

イ 各金融機関に対する条件緩和措置の要請

県及び町は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、被害を受けた農林業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

(5) 農林業者への各種措置の周知

県及び町は、農林業の早期復旧と経営の維持安定を図るため、農林業関係団体及び融資機関と連携しながら、各種の広報手段を活用し、被害を受けた農林業者に対し各種災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

3 中小企業関係

(1) 各金融機関に対する円滑な融資の要請

県及び町は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた中小企業者に円滑な融資が図られるよう努める。

(2) 各金融機関に対する条件緩和措置の要請

県及び町は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び県内の各金融機関に対し、被害を受けた

中小企業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

(3) 中小企業者への各種措置の周知

ア 各種広報手段を活用した周知

県及び町は、商工会、中小企業団体中央会及び各金融機関と連携し、各種の広報手段を活用し、被害を受けた中小企業者に対し、災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

イ 被災地への中小企業金融相談窓口の設置

県及び町は、被害の状況に応じ、商工会、中小企業団体中央会、信用保証協会及び金融機関と連携し、中小企業金融相談窓口を設置し、各種金融支援措置の周知に努めるとともに、必要な助言、調整を行う。

機関名	資金名	融 資 条 件 等	申込窓口	
山形県 (中小企業振興課)	山形県 商工業振興資金 (災害対策資金)	1 資金使途	<p>物的被害の原形復旧に必要とする設備資金及び原形復旧までの間必要とする運転資金</p> <p>県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業であって、県が指定する災害等により、事業所又は主要な事業用資産について全壊、半壊その他これらに準ずる被害を受け、経営の安定に著しい支障をきたしているもの</p> <p>※県は、中小企業者の受けた被害の状況に応じ、必要があると認め時は、災害対策資金を発動し、貸付限度等の融資条件を定める。</p>	<p>取扱金融機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内に本店を有する銀行、信用金庫及び信用組合 ・七十七銀行、北都銀行、東邦銀行及び商工中金の県内各支店
		2 貸付対象		
		3 貸付限度		
		4 貸付利率		
		5 貸付期間		
		6 取扱期間		
	山形県 商工業振興資金 (経営安定資金第4号)	1 資金使途	<p>物的被害の原形復旧に必要とする設備資金及び原形復旧までの間必要とする運転資金</p> <p>県が指定する局地的な災害により事務所又は主要な事業用資産について被害を受け、経営の安定に支障をきたしているもの</p> <p>8,000万円以内</p> <p>年1.6%</p> <p>10年以内（うち据置期間2年以内）</p> <p>県がその都度指定</p>	
		2 貸付対象		
		3 貸付限度		
		4 貸付利率		
		5 貸付期間		
		6 取扱期間		

日本政策金融公庫(国民生活事業)	災害貸付	1 資金使途	災害復旧のための設備資金及び運転資金	日本政策金融公庫各支店の国民生活事業の窓口及び代理店
		2 貸付対象	別に指定される災害により被害を受けた方	
		3 貸付限度	それぞれの融資制度の融資限度額に、1 災害につき3,000万円を加えた額	
		4 貸付利率	それぞれの融資制度の利率 (閣議決定により特別利率が適用される場合がある。)	
		5 貸付期間	それぞれの融資制度の貸付期間	
		6 担保	必要により徴する	
		7 保証人	必要により徴する	
日本政策金融公庫(中小企業事業)	災害復旧貸付	1 資金使途	災害復旧のための設備資金及び長期運転資金	日本政策金融公庫各支店の中小企業事業の窓口及び代理店
		2 貸付対象	公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者	
		3 貸付限度	直接貸付:別枠1億5,000万円 (組合4億5,000万円) 代理貸付:上記限度の範囲内で 別枠7,500万円(組合2億2,500万円)	
		4 貸付利率	基準金利 但し災害の実績に応じ、閣議決定により当該災害復旧貸付として特別利率が設定される場合がある。	
		5 貸付期間	設備資金 15年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金 10年以内(うち据置期間2年以内)	
		6 担保	必要により徴する	
		7 保証人	必要により徴する	
商工組合中央金庫	災害復旧貸付	1 資金使途	災害復旧に伴い必要となる設備資金及び運転資金	商工組合中央金庫各支店及び代理店
		2 貸付対象	災害により被害を受けた方	
		3 貸付限度	なし	
		4 貸付利率	所定の利率	
		5 貸付期間	設備資金 20年以内(据置3年以内) 運転資金 10年以内(据置3年以内)	
		6 担保	必要により徴する	
		7 保証人	必要により徴する	

第3節 公共施設等災害復旧計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課、保健福祉課、産業振興課、建設課
------	------------------------------

1 計画の概要

地震により被害を受けた公共施設等の早期復旧を図るため、被害状況の調査、激甚災害指定の調査及び災害査定等、災害復旧に向けた一連の手続きを定める。

2 被害状況の調査と県への報告

災害復旧事業の対象となる公共施設等に被害が発生した場合、施設の管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、その状況を町又は県（所管課（次の災害復旧事業一覧に掲げる所管課。以下同じ。）又は出先機関）に対し速やかに報告する。

また、町は、施設の管理者から被害状況の報告を受けたときは、その内容を速やかに県（所管課又は出先機関）に対し報告する。

3 激甚災害指定の調査と推進

(1) 激甚災害指定の調査の実施

県の所管課は、被害状況報告に基づいて町の被害状況等を検討し、県内において著しく激甚である災害が発生したと判断される場合には、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、必要な調査を実施する。

町は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(2) 激甚災害指定の手続き

激甚災害指定の手続きは、おおよそ次のとおり行われることになる。

ア 本部長（本部設置前は町長）は、災害が発生した場合は、速やかにその災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を、県知事に報告する。

イ 県知事は、本部長（本部設置前は町長）からの報告内容により、必要と認められた時は、内閣総理大臣に報告する。（基本法第53条）

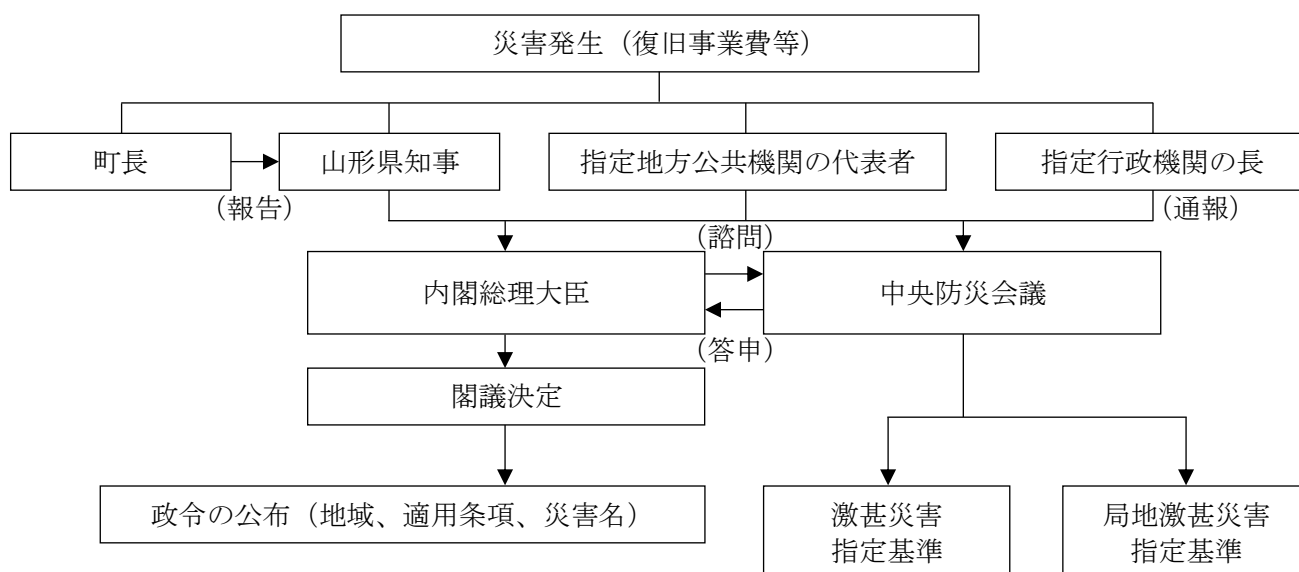
ウ 内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき、必要と認められた時は中央防災会議の意見を聞いて、その災害が激甚法第2条第1項に規定する激甚な災害に指定すべきかどうか判断する。

エ この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうか答申する。

オ 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定され、政令として公布される。

以上のように行われる手続きの流れを図に示すと次のようになる。

【激甚災害指定手続きの流れ】



※局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1～2月ごろに手続を行う。

(3) 申請手続等

本部長（本部設置前は町長）は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けた時は、速やかに関係調書等を作成し、県に提出し、県はこれを受け事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金、補助金等を受けるための手続を行う。

なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は、次のとおりである。

- ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- イ 農林水産業に関する特別の助成
- ウ 中小企業に関する特別の助成
- エ その他財政援助及び助成

(4) 激甚災害指定の基準

いわゆる激甚災害については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つの指定基準がある。

【激甚災害の指定基準】

（昭和37年12月7日 中央防災会議決定）

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
激甚法第2章（3条～4条） （公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助）	次のいずれかに該当する災害 A 基準 当該災害の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5% B 基準 当該災害の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県分の査定見込額 > 当該都道府県標準税収入 × 25% (2) 都道府県内市町村分の査定見込総額 > 当該都道府県内市町村標準税収入総額 × 5%

<p>激甚法第5条 (農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>A 基準 査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>B 基準 査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上</p> <p>(1) 都道府県内査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4%</p> <p>(2) 都道府県内査定見込額 > 10億円</p>
<p>激甚法策6条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)</p>	<p>次の1及び2の要件に該当する災害。但し、当該災害における被害見込額5,000万円以下のものは除く。</p> <p>(1) 激甚法第5条の措置が適用される場合</p> <p>(2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額×1.5%で激甚法第8条の措置が適用される場合</p>
<p>激甚法策8条 (天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。但し、特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>A 基準 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額×0.5%</p> <p>B 基準 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額×0.15%</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上</p> <p>1つの都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県内の農業者 × 3%</p>
<p>激甚法第11条の2 (森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>A 基準 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額×5% (樹木に係るもの) (木材生産部門)</p> <p>B 基準 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額×1.5% (樹木に係るもの) (木材生産部門)</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上</p> <p>(1) 都道府県林業被害見込額 > 当該都道府県生産林業所得推定額×60%</p> <p>(2) 都道府県内林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額×1%</p>
<p>激甚法第12条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例)</p> <p>激甚法第13条 (小規模企業者等設備導入資金助成法による災害特例関係)</p> <p>激甚法第15条 (中小企業者に対する資金の融通に関する特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>A 基準 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額×0.2%</p> <p>B 基準 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額×0.06%</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上</p> <p>1つの都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額×2% 又は、その中小企業関係被害額>1,400億円</p>

<p>激甚法第16条 （公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助） 激甚法第17条 （私立学校施設災害復旧事業の補助） 激甚法第19条 （市町村施行の伝染病予防事業に関する負担の特例）</p>	<p>激甚法第2章の措置が適用される場合 但し、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外</p>
<p>激甚法第22条 （罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 A 基準 被災地全域滅失住宅戸数 $\geq 4,000$戸 B 基準 次の1又は2のいずれかに該当する災害 1 被災地全域滅失住宅戸数 $\geq 2,000$戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 200戸 (2) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 $\geq 10\%$ 2 被災地全域滅失住宅戸数 $\geq 1,200$戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 400戸 (2) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 $\geq 20\%$</p>
<p>激甚法第24条 （小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）</p>	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚法第2章の措置が適用される場合 2 農地農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される場合</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>災害発生のつど、被害の実情に応じて個別に考慮される。</p>

【局地激甚災害の指定基準】－市町村災害が対象－

(昭和43年11月22日 中央防災会議決定)

適用条項 (適用措置)	指 定 基 準
激甚法第2章(3条～4条) (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助)	(1) 次のいずれかに該当する災害 ①(イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入×50% (査定事業費が1,000万円未満のものを除く) (ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費が2億5,000万円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入×20% (ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入×20% + (当該市町村の標準税収入－50億円) ×60% ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額が概ね1億円未満である場合を除く。 ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額(※)からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所数が概ね10未満のものを除く)
激甚法第5条 (農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置) 激甚法第6条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	農地等の災害復旧事業に要する経費の額 > 当該市町村の農業所得推定額 × 10% (但し、災害復旧事業に要する経費が1,000万円未満は除外) 但し、当該査定事業費の額を合算した額が概ね5,000万円未満である場合を除く。
激甚法第11条の2 (森林災害復旧事業に対する補助)	林業被害見込額 > 当該市町村の生産林業所得推定額×150% (但し、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額の概ね0.05%未満の場合は除く) かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあつては概ね300ha、その他の災害にあつては当該市町村の私有林面積(人工林に係るもの)の概ね25%を超える場合
激甚法第12条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例) 激甚法第13条 (小規模企業者等設備導入資金助成法による災害関係特例) 激甚法第15条 (中小企業者に対する資金の融通に関する特例)	中小企業関係被害額 > 当該市町村の中小企業所得推定額 ×10% (但し、被害額が1,000万円未満は除外) に該当する市町村が1つ以上 但し、上記に該当する市町村の当該被害額を合算した額が、概ね5,000万円未満である場合を除く。
激甚法第24条 (小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)	法第2章又は第5条の措置が適用される場合

4 災害復旧の基本方針の決定

- (1) 町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者等の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。
- (2) 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行う。

5 災害復旧関係技術職員等の確保

町において、災害復旧事業に係る測量、設計書の作成及びその他の業務を担当する技術職員等に不足を生じたときは、当該災害復旧事業を所管する県の部局の主管課に対し、技術職員等の応援派遣について協力を要請する。

また、町は、重要物流道路及びその代替・補完路の災害復旧に対して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。

6 資金計画

(1) 町の資金計画

町は、県に準じて、災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し、全体の資金量を把握するとともに、各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、全体の資金計画を策定する。

また、各種災害復旧事業制度及び地方財政措置制度等に基づく必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて、県に準じて短期資金の確保を行う。

(2) 東北財務局山形財務事務所の措置

ア 東北財務局山形財務事務所は、町と緊密に連絡し、その災害対策に係る資金計画を把握するとともに、町の地方債について必要な措置を講ずる。

イ 町の資金計画において一時的に資金が不足する場合は、町の要請に応じ、災害つなぎ資金として財政融資資金を融通する措置を講ずる。

ウ 町において国有財産（普通財産）を応急措置や復旧・復興対策の実施の用に供する場合は、町の要請に応じ、適切な貸付けの措置を講ずる。

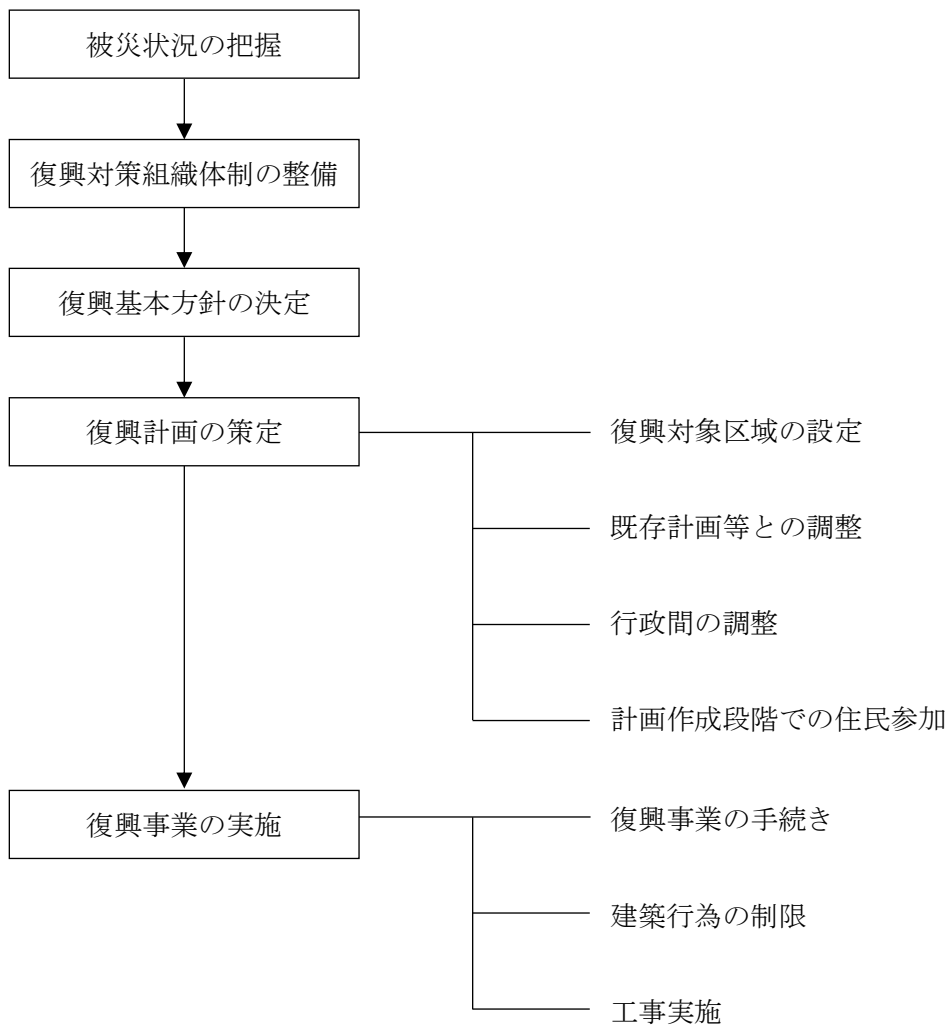
第4節 災害復興計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課、建設課
------	------------------

1 計画の概要

大規模な地震により社会経済活動に甚大な被害が発生した場合に、町が県、住民、民間事業者及び施設管理者等と連携して実施する災害復興対策について定める。

2 災害復興計画フロー



3 復興対策組織体制の整備

被災地の復旧・復興は、町が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

町は、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、必要に応じ復興本部等の総合的な組織体制を整備する。その際、復興対策の円滑な実施を期すため、自治体内

部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画策定のための検討組織を併せて設置する。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者や高齢者等の要配慮者の参画についても促進する。

また、復興対策の遂行にあたり必要な場合は、他の市町村、県、国及び関係機関等に職員の派遣を要請する等の協力を得る。

4 復興基本方針の決定

被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

5 復興計画の策定

被災地域の復興に当たっては、上位計画や他の個別計画等との調整を図りながら、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、「まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを住民の理解を求めながら実施する。

6 住民合意の形成

復興対策を円滑に実施するためには、地域住民の合意形成を図ることが重要である。

町は、地域住民に対して、新たなまちづくりの展望や計画作成までの手続き、スケジュール等の情報を提供し、その参加と協力を得て復興計画を策定し、各種の復興施策を推進していく。

風水害等対策編

第 1 編 風水害等共通対策編

第1章 災害予防計画

第1節 気象等観測体制整備計画

担当部署	総務課
------	-----

1 計画の概要

災害発生時における迅速な初動体制の構築に資するため、町及び防災関係機関は、気象等観測体制の整備を推進する。

2 町の気象等観測体制の整備・強化

(1) 気象観測体制

気象観測体制の整備に努めるとともに、関係機関の協力を得ながら気温、湿度、雨量、降雪量及び積雪深等のデータを随時収集し、災害が発生した場合の応急対策を実施する際のデータとして活用する。

(2) 観測体制の充実

自動観測装置や遠隔監視システムの導入等、観測体制の充実・強化及び観測施設の信頼性の確保を図るとともに、観測情報を相互に提供できるシステム構築の推進に努める。

第2節 防災知識の普及計画

担当部署	総務課、教育文化課
------	-----------

1 計画の概要

災害時応急対策の主体となる職員に行う防災教育及び地域住民の防災意識の向上を図るために行う防災知識の普及・啓発について定める。

なお、普及・啓発に当たっては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の推進、学校における防災教育等の充実により防災意識の向上を図る。

2 防災関係機関職員に対する防災教育

震災対策編第1章第3節「2 防災関係機関職員に対する防災教育」を準用する。

※以下、震災対策編を準用する場合、地震を風水害、土砂災害等に読み替えて対応する。

3 一般住民に対する防災知識の普及

被害の防止、軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識をもち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得る。

また、大規模な災害が発生した場合には、すべての応急対策について行政が対応することが困難であり、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、防災訓練や啓発活動等を通して一般住民に対する防災知識の普及を図る。

なお、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう分かりやすい水害リスクに関する情報の提供に努めるとともに、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

想定される被害の危険区域及び指定緊急避難場所、避難経路等を示した災害予想区域図（ハザードマップ）、防災マップ、災害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

その他については、震災対策編第1章第3節「3 一般住民に対する防災知識の普及」を準用する。

4 事業所等に対する防災知識の普及

想定される被害の危険区域及び指定緊急避難場所、避難経路等を示した災害予想区域図（ハザードマップ）、防災マップ、災害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか確認を促すよう努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや建物の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

その他については、震災対策編第1章第3節「4 事業所等に対する防災知識の普及」を準用する。

5 学校教育における防災教育

震災対策編第1章第3節「5 学校教育における防災教育」を準用する。

6 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

震災対策編第1章第3節「6 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育」を準用する。

7 洪水予報河川等に指定されていない中小河川における対策

洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川に指定されていない中小河川について、洪水警報等が発表されたときに、洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）にて、どこで危険度が高まるかを確認する。

また、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、水位情報や浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

第3節 地域防災力強化計画

担当部署	総務課
------	-----

1 計画の概要

震災対策編第1章第4節「1 計画の概要」を準用する。

2 自主防災組織の育成

町は、法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、町内会等に対する指導・助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成・強化に努め、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、各地域において自主防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

防災関係機関は、町が行う自主防災組織の育成整備活動への協力に努める。

その他については、震災対策編第1章第4節「2 自主防災組織の育成」を準用する。

3 企業（事業所）等における防災の促進

企業等は、豪雨や暴風等で屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等、不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

その他については、震災対策編第1章第4節「3 企業（事業所）等における防災の促進」を準用する。

第4節 災害ボランティア受入体制整備計画

担当部署	保健福祉課
------	-------

1 計画の概要

震災対策編第1章第5節「1 計画の概要」を準用する。

2 一般ボランティア

震災対策編第1章第5節「2 一般ボランティア」を準用する。

3 専門ボランティア

震災対策編第1章第5節「3 専門ボランティア」を準用する。

4 専門ボランティアとの連携体制の整備

震災対策編第1章第5節「4 専門ボランティアとの連携体制の整備」を準用する。

5 活動環境の整備

震災対策編第1章第5節「5 活動環境の整備」を準用する。

第5節 防災訓練計画

担当部署	全課
------	----

1 計画の概要

震災対策編第1章第6節「1 計画の概要」を準用する。

2 町の防災訓練

震災対策編第1章第6節「2 町の防災訓練」を準用する。

3 県の防災訓練

震災対策編第1章第6節「3 県の防災訓練」を準用する。

4 防災関係機関の防災訓練

震災対策編第1章第6節「4 防災関係機関の防災訓練」を準用する。

5 学校の防災訓練

学校長は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保する。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に、防災訓練と合わせた防災教育を実施するよう努める。

町、県及び関係機関は、学校における防災訓練等について、必要に応じて助言等を行う。

なお、以下の点に留意して年1回以上防災訓練を実施する。

- (1) 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。
- (2) 児童・生徒の避難誘導を実施すること。
- (3) 季節を考慮した訓練を実施すること。
- (4) できる限り地域との連携に努めること。

6 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

不特定多数の者が利用する施設等、防災対策上特に注意を要する施設の管理者等は、大地震が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。

要配慮者利用施設の避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するとともに、洪水及び土砂災害発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画作成に関して、必要な支援・働きかけを行う。

7 実践的な訓練の実施と事後評価

震災対策編第1章第6節「5 実践的な訓練の実施と事後評価」を準用する。

8 自主防災組織の実施する防災訓練

震災対策編第1章第6節「6 自主防災組織の実施する防災訓練」を準用する。

第6節 避難体制整備計画

担当部署	総務課、町民税務課、保健福祉課、教育文化課
------	-----------------------

1 計画の概要

震災対策編第1章第7節「1 計画の概要」を準用する。

2 避難場所及び避難所の指定と事前周知

震災対策編第1章第7節「2 避難場所及び避難所の指定と事前周知」を準用する。

なお、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮する。

3 避難勧告等発令体制の整備

震災対策編第1章第7節「3 避難勧告等発令体制の整備」を準用する。

なお、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定する。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に、直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じていくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

マニュアルの作成にあたり、災害の特性と住民に求められる避難行動（猛烈な豪雨が継続しているなど切迫した状況下では、計画された指定避難所等に避難することが必ずしも適切でない場合には、自宅や近隣の堅牢な建物の2階等に緊急的に避難するなどの行動）や具体的かつ確実な伝達手段（地震や豪雨時にはライフラインに著しい影響を与えるおそれがあり、また、防災行政放送の屋外スピーカや広報車は、豪雨時等に聞こえにくいという問題を考慮した伝達手段の確保）に関して留意するとともに、住民への十分な周知を行う。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

避難勧告等の発令判断・伝達マニュアルに記載すべき事項は以下のとおり。

項 目	洪 水	土 砂 災 害
①対象とする災害及び警戒すべき区間等	避難行動をとる必要がある河川とその区間を特定（ハザードマップ等、河川や内水発生等の特徴に関する情報）	土砂災害警戒区域及びその周辺
②避難すべき区域	水位観測所ごとに特定の水位到達時に避難が必要な区域を特定（避難行動要支援者に関する情報）	土砂災害警戒区域を原則としつつ、同一の避難行動をとるべき地区単位を設定（孤立箇所、自主防災組織、避難行動要支援者等地区の実情を考慮）
③避難勧告等の発令の判断基準等	1) 指定避難所等へ避難するため必要な時間を把握 2) 避難すべき区域ごとに避難勧告等の発令基準や考え方を策定	大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、土砂災害に関するメッシュ情報、近隣での土砂災害前兆現象、土砂災害発生状況等を用いた発令基準の設定
④避難勧告等の伝達方法	1) 伝達文の内容の設定 2) 伝達手段や伝達先の設定（伝達手段の整備や自主防災の体制等）	1) 伝達文の内容の設定 2) 伝達手段や伝達先の設定（伝達手段の整備や自主防災の体制等）
⑤災害特性等	外水氾濫、内水氾濫（水門操作のタイミングや水路の状況）等	1) 局地的・突発的に発生し、目視による確認が困難で家屋・人的被害が発生しやすい。 2) 深層崩壊等想定を超える規模の土砂災害が発生することもあるため、気象状況、近隣の災害発生状況や前兆現象等状況把握に努め、避難勧告等の発令を判断する。

4 指定避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備

震災対策編第1章第7節「4 指定避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備」を準用する。

5 避難行動要支援者の避難支援計画

震災対策編第1章第7節「5 避難行動要支援者の避難支援計画」を準用する。

6 避難誘導體制の整備

避難勧告等が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導體制を整備する。

特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等多様な主体の連携や協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。なお、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと住民自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

7 防災上特に注意を要する施設の避難計画

震災対策編第1章第7節「7 防災上特に注意を要する施設の避難計画」を準用する。

8 福祉避難所の指定

震災対策編第1章第7節「8 福祉避難所の指定」を準用する。

9 近隣市町村における指定緊急避難場所の指定

震災対策編第1章第7節「9 近隣市町村における指定緊急避難場所の指定」を準用する。

第7節 救助・救急体制整備計画

担当部署	総務課、保健福祉課
------	-----------

1 計画の概要

震災対策編第1章第8節「1 計画の概要」を準用する。

2 自主防災組織の対策

震災対策編第1章第8節「2 自主防災組織の対策」を準用する。

3 町及び消防機関の対策

震災対策編第1章第8節「3 町及び消防機関の対策」を準用する。

第8節 火災予防計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課、建設課
------	------------------

1 計画の概要

震災対策編第1章第9節「1 計画の概要」を準用する。

2 出火防止

震災対策編第1章第9節「2 出火防止」を準用する。

3 消防用設備等の適正な維持管理指導

震災対策編第1章第9節「3 消防用設備等の適正な維持管理指導」を準用する。

4 初期消火体制の強化

震災対策編第1章第9節「4 初期消火体制の強化」を準用する。

5 消防施設等の整備

震災対策編第1章第9節「5 消防施設等の整備」を準用する。

6 消防団の強化

震災対策編第1章第9節「6 消防団の強化」を準用する。

第9節 医療救護体制整備計画

担当部署	保健福祉課
------	-------

1 計画の概要

震災対策編第1章第10節「1 計画の概要」を準用する。

2 医療関係施設の役割

震災対策編第1章第10節「2 医療関係施設の役割」を準用する。

3 医療関係施設等の整備等

震災対策編第1章第10節「3 医療関係施設等の整備等」を準用する。

4 医療救護活動体制の整備

震災対策編第1章第10節「4 医療救護活動体制の整備」を準用する。

5 医療資器材等確保体制の整備

震災対策編第1章第10節「5 医療資器材等確保体制の整備」を準用する。

6 北村山地区医師会災害医療救護体制との連携

震災対策編第1章第10節「6 北村山地区医師会災害医療救護体制との連携」を準用する。

第10節 防災用通信施設災害予防計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課
------	--------------

1 計画の概要

震災対策編第1章第12節「1 計画の概要」を準用する。

2 防災通信施設の概要

震災対策編第1章第12節「2 防災通信施設の概要」を準用する。

3 通信施設の災害予防措置

震災対策編第1章第12節「3 通信施設の災害予防措置」を準用する。

4 通信機器の必要数の確保

震災対策編第1章第12節「4 通信機器の必要数の確保」を準用する。

5 電気通信設備等の活用

震災対策編第1章第12節「5 電気通信設備等の活用」を準用する。

第11節 地盤災害予防計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課、産業振興課、建設課
------	------------------------

1 計画の概要

震災対策編第1章第13節「1 計画の概要」を準用する。

2 土砂災害警戒区域等の調査・周知

震災対策編第1章第13節「2 土砂災害警戒区域等の調査・周知」を準用する。

3 山地災害危険地区の調査・周知

震災対策編第1章第13節「3 山地災害危険地区の調査・周知」を準用する。

4 防災体制の整備

(1) 推進体制の強化

町、国、県及び防災関係機関と連携を強化し、施策の緊急性等を勘案して、土砂災害対策を中長期的視野に立ち計画的かつ総合的に推進する。

また、自主防災組織の育成と活動の支援に努め、緊急時における連携体制を強化する。

(2) 情報収集・伝達体制の整備

災害若しくは警戒避難に係る情報の周知及び伝達体制について整備を推進する。

また、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努め、警戒避難に係る情報が具体的かつ確実に伝達できる体制を整備する（地震や豪雨時にはライフラインに著しい影響を与えるおそれがあり、また、防災放送の屋外スピーカーや広報車は、豪雨時等に聞こえにくいという問題を考慮した複数の伝達手段の確保等）。

(3) 警戒避難体制の整備

地域防災計画に土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定された区域ごとに次に掲げる事項について定める。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 土砂災害警戒区域内に、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設がある場合、これらの施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ その他必要な警戒避難体制に関する事項

また、町地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定める場合、施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。

さらに、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難

経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じる。

なお、避難場所及び避難経路を選定する際は、土砂災害の危険性及び二次災害の防止に配慮する。

5 国土保全事業等の推進

(1) 緊急用資機材の確保

発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するため、必要な資機材を確保し緊急時に備える。

(2) 地盤沈下の防止

山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の適正採取を図り、地下水の過剰採取による地盤の不等沈下を防止する。

6 調査、研究に関する計画

震災対策編第1章第13節「8 調査、研究に関する計画」を準用する。

第12節 孤立集落対策計画

担当部署	総務課、建設課
------	---------

1 計画の概要

震災対策編第1章第14節「1 計画の概要」を準用する。

2 孤立するおそれのある集落の把握

震災対策編第1章第14節「2 孤立するおそれのある集落の把握」を準用する。

3 防災資機材等の整備

震災対策編第1章第14節「3 防災資機材等の整備」を準用する。

4 孤立予防対策の推進

震災対策編第1章第14節「4 孤立予防対策の推進」を準用する。

5 防災体制の整備

震災対策編第1章第14節「5 防災体制の整備」を準用する。

第13節 都市防災計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課、産業振興課、建設課
------	------------------------

1 計画の概要

災害の拡大を防ぎ、また被害を軽減することのできる災害に強いまちづくりを推進するため防災環境整備を実施していく。また、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより、新規開発に伴う指導・誘導を行い適切な土地利用を進め、災害に備えた安全なまちづくりを目指す。

2 新規開発に伴う指導・誘導

造成地に発生する災害等、新規開発等の事業に際しての災害の防止については、都市計画及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成等の開発許可、建築確認等の審査ならびに当該工事の施工に関する指導監督を通じて行う。また、次に挙げる各種法令に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を実施する。特に、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等の各区域内の土地については都市計画法等に基づき、原則として開発計画を認めない。

なお、宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。また、造成後は、巡視等により違法開発行為の取締り、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

3 防災空間の確保

(1) 道路の整備

道路は、住民の生活と産業の基盤として重要な社会資本であるとともに、災害時には緊急用道路、避難路等の役割を發揮するほか、住宅密集地の火災においては延焼遮断帯としての機能を有する。

このため、道路管理者は、災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、町内の道路については多重性・代替性の確保が可能となるような整備を目指す。

(2) 公園・緑地・空地等の整備・確保

公園や緑地は、住民のレクリエーションやスポーツ等の場として重要な役割を果たすと同時に、災害時における土砂災害防止、延焼遮断あるいは避難地として防災上重要な役割をもっている。

都市緑地法に基づき、これらの公園等の計画的な配置・整備を積極的に推進するとともに緑地の保全を図るよう努める。

4 防災性の強化

町は、住民等のまちづくり活動の活性化を図るとともに、災害危険度等調査、住民等のまちづくり活動の支援、道路・広場等の地区公共施設や防災まちづくり拠点施設等の整備、避難地・避難路周辺等の建築物の耐震不燃化といった多様な整備事業を実施し、防災性の強化を図る。

5 河川構造物の災害予防対策

河川管理者は、次により河川構造物の災害予防対策を講じる。

(1) 堤防等河川構造物の点検及び整備による安全性の確保

河川管理施設の点検を実施し、安全性の確保を図るとともに、重要水防箇所や治水上改修が必要な箇所の整備を推進する。また、排水ポンプ等の確保についても検討する。

(2) 占用施設における管理体制整備

橋梁、排水機場及び頭首工等の占用施設について、災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作マニュアルの作成、関係機関との連絡体制の確立等、管理体制の整備徹底を図る。

(3) 防災体制等の整備

出水時における的確な情報収集と迅速な対応ができるよう体制を整備する。また、災害発生後の復旧活動に伴う基本的な対応方針を定めておく。

また、洪水予報等の伝達方法及び円滑な避難を確保するうえで必要な事項を地域防災計画に定めるほか、洪水ハザードマップの作成・周知に努める。

第14節 建築物災害予防計画

担当部署	総務課、建設課
------	---------

1 計画の概要

災害による建築物の被害の未然防止と軽減が図られるよう、庁舎、病院及び学校等の防災上重要な公共施設、一般建築物等の不燃性の強化等を促進するために、町及び県等が実施する災害予防対策について定める。

2 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

そのため、町は、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進する。

(1) 既存建築物に対する改善指導

町及び県は、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の安全性確保と施設の改善を指導する。

(2) 防火対象物定期点検報告制度等の実施指導

町及び尾花沢市消防本部は、防火対象物で一定規模以上の収容人員のあるもの、又は特定の防火対象物のうち一定の基準に適合するものには、防火対象物定期点検報告制度（セイフティマーク）等に基づく点検報告を実施させることにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

3 建築物の災害予防対策の推進

震災対策編第1章第16節「4 一般建築物等の耐震化の推進」を準用する。

なお、風水害対策として、特に次の留意事項により指導等を行う。

(1) 建築物の安全性の確保

施設設置者は、各種法令により規定されている技術基準を遵守するとともに、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努める。

(2) 著しく劣化している建築物の安全性の確保

防災パトロール等の機会を利用した防災点検の必要性の啓発

(3) 落下物等による災害の防止

建築物から外れやすい窓・戸及び看板類等の落下物並びに断線等による災害を防止するための安全性の確保の指導・啓発

(4) 水害常襲地の建築物における耐水化

床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土・基礎高の確保、又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導

第15節 輸送体制整備計画

担当部署	総務課、建設課、議会事務局
------	---------------

1 計画の概要

震災対策編第1章第17節「1 計画の概要」を準用する。

2 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検

震災対策編第1章第17節「2 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検」を準用する。

3 緊急輸送道路ネットワークの設定

震災対策編第1章第17節「3 緊急輸送道路ネットワークの設定」を準用する。

4 集積配分拠点の環境整備等

震災対策編第1章第17節「4 物資輸送拠点の環境整備等」を準用する。

5 臨時ヘリポート候補地の選定

震災対策編第1章第17節「5 臨時ヘリポート候補地の選定」を準用する。

6 輸送体制の整備

震災対策編第1章第17節「6 輸送体制の整備」を準用する。

7 緊急通行車両等確保のための事前対策

震災対策編第1章第17節「7 緊急通行車両確保のための事前対策」を準用する。

緊急輸送道路ネットワーク計画図

震災対策編に同じ。

第16節 ライフライン施設等の予防対策計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課、産業振興課、建設課
------	------------------------

1 計画の概要

震災対策編第1章第18節「1 計画の概要」を準用する。

2 主な取組

震災対策編第1章第18節「2 主な取組」を準用する。

3 行政面での協力

震災対策編第1章第18節「3 行政面での協力」を準用する。

4 事前の連携強化

震災対策編第1章第18節「4 事前の連携強化」を準用する。

5 その他

震災対策編第1章第18節「5 その他」を準用する。

第17節 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課、保健福祉課、産業振興課
------	--------------------------

1 計画の概要

震災対策編第1章第19節「1 計画の概要」を準用する。

2 基本的な考え方

震災対策編第1章第19節「2 基本的な考え方」を準用する。

3 食料等の確保品目及び方法

震災対策編第1章第19節「3 食料等の確保品目及び方法」を準用する。

第18節 文教施設における災害予防計画

担当部署	総務課、教育文化課
------	-----------

1 計画の概要

震災対策編第1章第20節「1 計画の概要」を準用する。

2 学校の災害予防対策

震災対策編第2編第20章「2 学校の災害予防対策」を準用する。

3 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策

震災対策編第2編第20章「3 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策」を準用する。

第19節 要配慮者の安全確保計画

担当部署	総務課、保健福祉課、まちづくり推進課
------	--------------------

1 計画の概要

震災対策編第1章第21節「1 計画の概要」を準用する。

2 在宅の要配慮者対策

震災対策編第1章第21節「2 在宅の要配慮者対策」を準用する。

3 社会福祉施設等における要配慮者対策

震災対策編第1章第21節「3 社会福祉施設等における要配慮者対策」を準用する。

なお、風水害対策として、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設であって、洪水時等にその利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について本計画にその名称及び所在地を定め、警戒避難体制の確立等、防災体制の整備に努める。

町は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援し、町長は、必要と認めるときは指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、町長はその旨を公表することができる。

4 外国人の安全確保対策

震災対策編第1章第21節「4 外国人の安全確保対策」を準用する。

第20節 職員の配備計画

担当部署	全課
------	----

1 計画の概要

震災対策編第1章第23節「1 計画の概要」を準用する。

2 職員の非常参集体制の整備

震災対策編第1章第23節「2 職員の非常参集体制の整備」を準用する。

3 防災組織の整備

震災対策編第1章第23節「3 防災組織の整備」を準用する。

4 防災中枢機能等の確保

震災対策編第1章第23節「4 防災中枢機能等の確保」を準用する。

第21節 相互応援体制・受入体制の整備計画

担当部署	総務課
------	-----

1 計画の概要

震災対策編第1章第24節「1 計画の概要」を準用する。

2 計画の体系・広域応援計画フロー

震災対策編第1章第24節「2 計画の体系・広域応援計画フロー」を準用する。

3 相互応援体制・受援体制の整備

震災対策編第1章第24節「3 相互応援体制・受援体制の整備」を準用する。

4 広域応援・受援の準備

震災対策編第1章第24節「4 広域応援・受援の準備」を準用する。

第2章 災害応急対策計画

第1節 活動体制関係

第1節1 災害対策本部

担当部署	全課
------	----

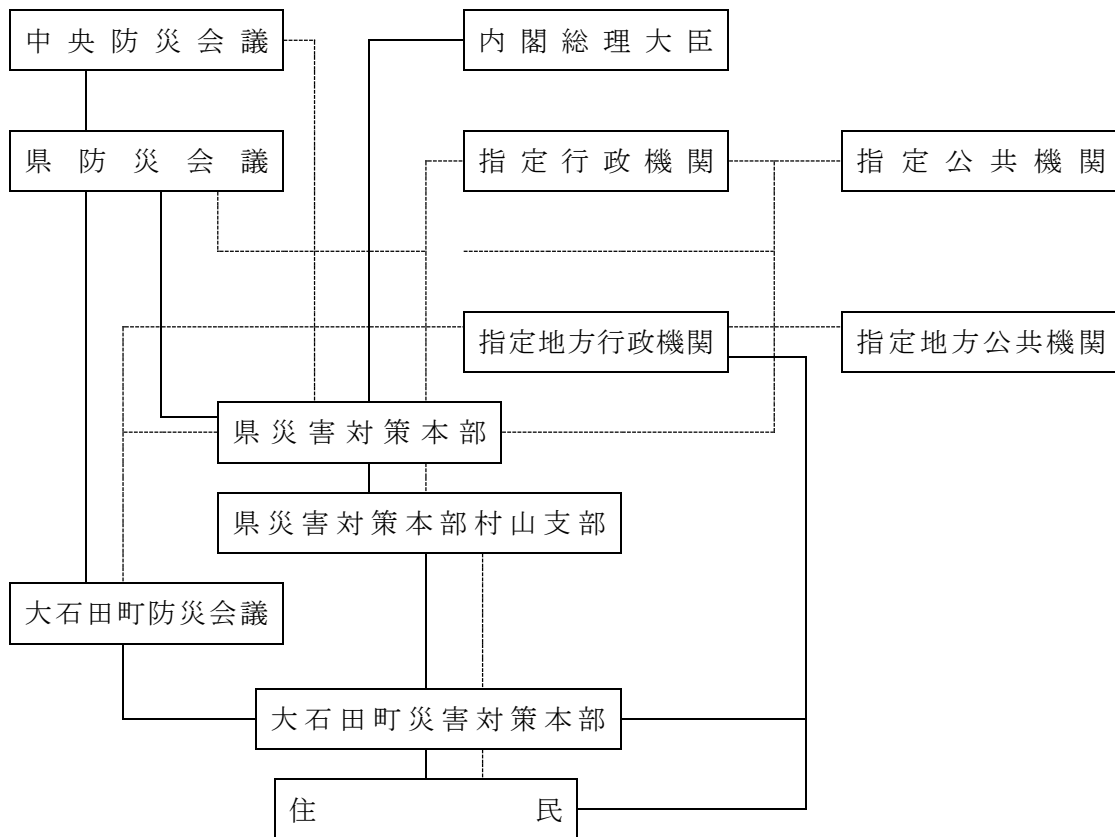
1 計画の概要

震災対策編第2章第1節1「1 計画の概要」を準用する。

2 組織計画

町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における応急対策を実施するための体制及び編成は次のとおりである。

防災体制 (———— 線は命令又は指示勧告 - - - - - 線は相互協力系統)



3 災害対策本部

(1) 設置及び廃止基準

町長は、次の基準により大石田町災害対策本部（以下「本部」という。）を設置又は廃止する。また、町長に事故がある場合に副町長が実施するものとし、町長、副町長ともに事故がある場合は教育長が実施する。

設置基準	①大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。 ②町長が特に必要と認めたとき。
廃止基準	①災害応急対策が概ね完了したとき。 ②その他必要がなくなったと認められたとき。

(2) 本部の設置場所

本部は、役場庁議室に設置し、本部事務局は総務課内に置く。ただし、庁舎が被災し使用不能となった場合の予定位置は次のとおりとする。

第1 予定場所 大石田町町民交流センター

第2 予定場所 尾花沢市消防署大石田分署

(3) 本部設置及び廃止の報告及び連絡

本部を設置及び廃止した時は、直ちにその旨を次の区分により報告及び連絡する。また、本部の標示板を町庁舎正面玄関に掲げる。

通知及び公表先	方法	担当	備考
町本部の各部	庁内放送又は電話	総務課長	
県（防災危機管理課）	文書又は防災無線、電話	〃	
尾花沢警察署	文書又は電話	〃	
町防災会議委員	文書又は電話	〃	
一般住民	巡回広報又は報道機関、防災放送	〃	
報道機関	文書又は電話	〃	

(4) 本部員会議

ア 組織

本部長、副本部長、本部員とする。

イ 開催

(ア) 本部員会議は本部長が招集し開催する。

(イ) 本部員が本部員会議の開催を求める場合は、副本部長又は事務局長に申し出る。

(ウ) 本部員は、それぞれの分掌事項について、会議に必要な資料を提出しなければならない。

(エ) 本部長が必要と認めるときは、防災関係機関の出席を求める。

ウ 協議事項

(ア) 災害情報の分析と、これに伴う対策活動の基本方針に関すること

(イ) 本部の非常配備体制の切替え及び閉鎖に関すること

(ウ) 各関係団体に対する応急対策の要請、又は避難の勧告に関すること

(エ) 災害救助法の適用に関すること

(オ) 県及び他市町村、地方行政機関、公共機関に対する応援の要請に関すること

(カ) 自衛隊の災害派遣要請に関すること

- (キ) 災害対策に要する経費に関すること
- (ク) その他災害対策の重要事項に関すること

エ 決定事項の周知

会議の決定事項のうち関係職員に周知を要する事項については、関係班を通じ、すみやかにその徹底を図る。

(5) 初動体制の確立

大規模災害発生時及び特別警報発表時には、町災害対策本部の初動機能を強化するため、「統括部」「情報部」「対策部」を設置し、本部長及び本部員会議の指示に基づき、優先的な応急対応行動を実施する。大規模災害時における行政機能と地域需要との質・量のギャップを縮小し、特に、災害発生時から3日程度までの初動対応期について、限定した防災対応力の集中投入に関することを目的とする。

また、災害発生時から3日程度以降に、本部事務局による初動対応が一定の機能を果たせたと本部長が判断した場合は、町災害対策本部各部の事務分掌による対応に移行する。

なお、初期対応時における職員の配備動員等の人的な指揮命令については、総務課長が各課長へ指示する。

組織		主な事務・役割
本部事務局 (事務局長：総務課長)		大規模災害発生時における行政機能と地域需要との質・量のギャップを縮小し、限定した防災対応力の集中投入を図る。 (概ね3日程度を目安として機能させる。その後の状況を踏まえ、本部長の指示により町災害対策本部各部の体制へ移行する。)
統括部 (部長：総務課長) (副部長：まちづくり推進課長) (副部長：議会事務局長)	総務課 まちづくり推進課 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置・運営 ・危機対応方針決定の補佐 ・避難勧告、避難指示の発令 ・情報部及び対策部及び各課等への具体的対応の指示及び総合調整 ・職員家族の情報収集 ・消防団と連携した災害対応 ・国、県等との連絡調整 ・町有財産の被害状況調査 ・議会対応 ・その他本部長の指示対応
情報部 (部長：総務課長) (副部長：議会事務局長)	総務課 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集、整理 ・関連施設の被害状況調査・情報収集 ・活動状況の記録（時系列情報、写真）、各部の進行管理 ・伝送映像の収集、配信 ・通信機器や通信回線の確保 ・広報活動、マスコミ対応 ・その他本部長の指示対応
対策部 (部長：建設課長) (副部長：産業振興課長) (副部長：保健福祉課長) (副部長：町民税務課長) (副部長：教育文化課長)	建設課 産業振興課 保健福祉課 町民税務課 出納室	<ul style="list-style-type: none"> ・関連施設の被害状況調査 ・ライフライン被害状況の調査 ・福祉施設の被害状況調査 ・避難所の開設・運営 ・福祉避難所の開設・運営 ・救護所の開設

組織		主な事務・役割
	教育文化課	<ul style="list-style-type: none"> ・医療品等の調達 ・飲料水、食料、緊急物資の確保 ・その他本部長の指示対応

(6) 防災会議構成機関連絡員

防災会議を構成する機関等は、本部との緊密な連携の下に災害応急対策を実施するために、必要に応じ本部に職員を派遣する。

(7) 各課等

各課等の職員は、本部員会議又は本部事務局から指示を受けて、その事務分掌に係る災害応急対策に従事する。

(8) 動員配備

災害対策本部が設置された場合における職員の動員配備は次のとおりとする。

第1次非常配備

<p>ア 配備時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本部長が、災害応急対策活動のために職員の動員が必要であると指令したとき。 ②町の地域に避難準備、避難勧告等の発令が見込まれるとき。 ③台風が接近しているときに、大雨警報、洪水警報、土砂災害警戒情報のいずれかが発表されたとき。 ④特別警報が発表されたとき。
<p>イ 動員配備と業務</p> <p>全課主査以上の職員及び事前に参集命令されている職員。 業務は対策本部の事務分掌に定めるとおりとする。</p>
<p>ウ 配備の解除</p> <p>災害対策本部が閉鎖されたとき、又は第2次非常配備が指令されたとき。</p>

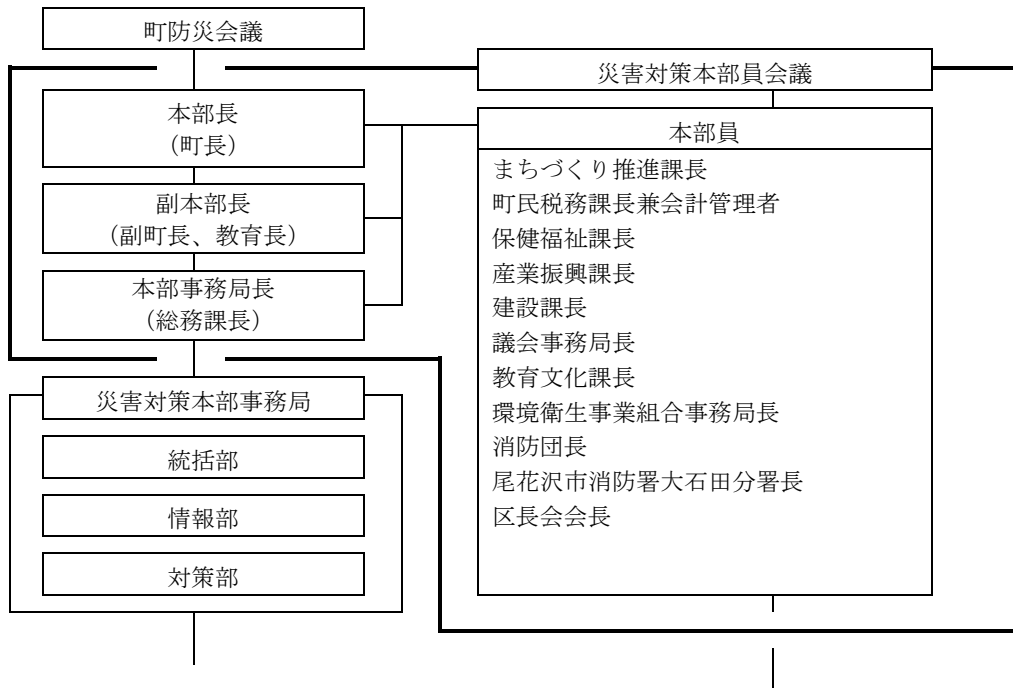
第2次非常配備

<p>ア 配備時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ①災害対策本部が設置されたとき。 ②本部長が、第1次非常配備をもって対策を講ずるのに不十分であると判断したとき。
<p>イ 動員配備と業務</p> <p>全所属の全職員をもってあてる。業務は対策本部の事務分掌に定めるとおりとする。</p>
<p>ウ 配備の解除</p> <p>災害対策本部が閉鎖されたとき、又は第1次非常配備切り替えたとき。</p>

(9) 災害対策本部の組織及び編成

大石田町災害対策本部の組織及び編成は次のとおりとする。

ア 本部の構成



課	グループ	班
総務課 議会事務局	総務グループ 財政グループ 議会グループ	総務班 財政班 輸送班
まちづくり推進課	政策推進グループ 生活安全グループ	生活安全班
町民税務部課 出納室	住民グループ 税務グループ 出納グループ	住民班 税務班
保健福祉課	福祉グループ 保健医療グループ	福祉班 保健医療班
産業振興課 農業委員会事務局	農林グループ 商工観光グループ	農林班 商工観光班
建設課	建設グループ 管理グループ	建設班 管理班
教育文化課	学校教育グループ 生涯学習グループ 学校給食センター	学校教育班 生涯学習班 給食班
消防団	消防団	消防班

イ 各課及び班の事務分掌

課	班	事務分掌
総務課 議会事務局	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部長、副本部長の秘書に関する事。 2. 災害時における職員の動員計画に関する事。 3. 災害時における職員の非常招集に関する事。 4. 災害関係文書の受理発送に関する事。 5. 町議会との連絡調整に関する事。 6. 避難勧告、避難指示等に関する事。 7. 自衛隊、警察官、県職員並びに他市町村職員の災害派遣要請及び活動状況の把握に関する事。 8. 災害対策本部の電話交換に関する事。 9. 被災職員の公務災害補償及び福利厚生に関する事。 10. 災害関係者の視察等に関する事。 11. 災害救助法の適用に関する事。 12. 災害情報のとりまとめ及び関係機関等への報告に関する事。 13. 災害写真の撮影及び収集、記録に関する事。 14. 住民に対する災害広報に関する事。 15. 通信の確保に関する事。 16. 報道機関との連絡に関する事。 17. 災害対策本部の開設並びに閉鎖に関する事。 18. 防災会議に関する事。 19. 避難計画に関する事。 20. 被害状況の収集及び報告に関する事。 21. 関係機関との連絡調整に関する事。 22. 各部間の連絡調整に関する事。 23. 気象情報及び災害情報の集約に関する事。 24. 本部事務局となり、本部員会議に関する事。 25. 水防情報、河川水位、降雨量等の情報収集及び通報に関する事。 26. その他、他の部局に属しない事項。
	財政班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害応急対策の予算経理に関する事。 2. 庁舎機能の保全に関する事。 3. 災害応急復旧に要する資金の調達に関する事。 4. 町有財産の被害調査及び応急復旧に関する事。 5. 義援金の出納に関する事。 6. 仮設住宅用地の確保に関する事。 7. 関係機関に対する要望、陳情等に関する事。 8. その他課長の命ずる応急対策に関する事。
	輸送班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町有自動車の配車に関する事。 2. 災害対策用自動車の配車、運行計画の樹立に関する事。 3. 災害対策用車両の借上に関する事。 4. 災害対策用人員物資の輸送に関する事。 5. その他課長の命ずる応急対策に関する事。
まちづくり 推進課	生活安全班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消防団の動員に関する事。 2. 消防及び水防資機材の確保に関する事。 3. 災害に伴う、治安維持への協力に関する事。 4. 被災地の清掃に関する事。 5. ごみ、し尿の収集並びに処理に関する事。 6. 仮設トイレの設置に関する事。 7. し尿処理業者との連絡調整に関する事。 8. へい獣の処理に関する事。 9. 水防全般の調査及び対策に関する事。

課	班	事務分掌
町民税務課 出納室	住民班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の開設に関する事。 2. 災害時の被災者相談に関する事。 3. その他課長の命ずる応急対策に関する事。
	税務班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町税の減免措置及び納期延長に関する事。 2. 家屋被害の調査に関する事。 3. 被災者の調査及び被害状況調査の取りまとめに関する事。 4. 罹災者台帳の作成に関する事。 5. 罹災・被災証明書の発行に関する事。 6. 避難所の開設に関する事。 7. その他課長の命ずる応急対策に関する事。
保健福祉課	福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 2. 災害対策用物資の調達確保に関する事。 3. 災害による行路死病人及び身元不明死体の処理に関する事。 4. ボランティアの受入及び活動に関する事。 5. 日赤県支部との連絡調整に関する事。 6. 義援金品の授受及び配分に関する事。 7. 災害時要配慮者の支援に関する事。 8. 児童関係施設の災害対策に関する事。 9. 保育施設の被害調査に関する事。 10. 保育施設の避難所設置に関する事。 11. 保育園児の保護に関する事。 12. その他福祉全般に関する事。 13. その他課長の命ずる応急対策に関する事。
	保健医療班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療及び助産に関する事。 2. 医師及び助産師の協力要請に関する事。 3. 被災者の保健指導に関する事。 4. 医療施設の被害調査及び応急対策に関する事。 5. 環境衛生及び食品衛生の保持に関する事。 6. 医療品、その他、衛生資材の確保配分に関する事。 7. 感染症、その他疾病の予防対策に関する事。 8. 応急救護所の開設に関する事。 9. 医療班の編成、派遣に関する事。 10. 遺体の捜索、収容並びに火葬、埋葬に関する事。 11. その他、医療全般に関する事。 12. その他課長の命ずる応急対策に関する事。
産業振興課 農業委員会 事務局	農林班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農業施設の被害調査に関する事。 2. 災害時における応急食料の調達及び応急措置に関する事。 3. 災害時における種苗、生産資材、肥料等の対策に関する事。 4. 家畜の飼料の調達確保並びに家畜防疫に関する事。 5. 災害時における農業技術の指導及び対策に関する事。 6. 農地、林地等の被害調査及び応急復旧に関する事。 7. 林道の応急対策に関する事。 8. 災害時における燃料調達に関する事。 9. 災害時における病虫害の発生、予防及び防除に関する事。 10. 応急対策資材の調達、輸送に関する事。 11. 災害に関連する金融措置に関する事。 12. 罹災農家に対する各種農業災害資金の融資あっせんに関する事。 13. 集落排水施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 14. 災害に伴う集落排水使用料金の減免に関する事。 15. その他課長の命ずる応急対策に関する事。

	商工観光班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害商工業者の経営相談に関する事。 2. 生活必需品の流通及び物価の安定対策に関する事。 3. 商工観光関係施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 4. 応急対策に要する労働力の確保に関する事。 5. その他課長の命ずる応急対策に関する事。
建設課	建設班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路、河川、橋梁等の被害調査及び応急復旧に関する事。 2. 交通不能箇所が発生した場合の通行路線の決定、交通う回路線の標示並びに周知に関する事。 3. 地すべり並びに雪崩防止施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 4. 災害応急復旧対策のため建設業者との連絡調整に関する事。 5. 災害応急復旧資材の確保に関する事。 6. 下水道施設の被害調査に関する事。 7. 下水道施設の復旧作業に関する事。 8. 災害に伴う下水道料金の減免に関する事。 9. その他課長の命ずる応急対策に関する事。
	管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防全般の調査及び対策に関する事。 2. 水防情報、河川水位、降雨量等の情報収集及び通報に関する事。 3. 応急仮設住宅の建設に関する事。 4. 道路、橋梁、河川等の障害物の除去に関する事。 5. 雪害応急対策に関する事。 6. 町営住宅の被害調査及び応急復旧に関する事。 7. 公園、緑地等の被害調査及び応急復旧に関する事。 8. 災害住宅復旧資金の融資に関する事。 9. 災害応急復旧資材の確保に関する事。 10. その他課長の命ずる応急対策に関する事。
教育文化課	学校教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時の児童、生徒の避難等安全に関する事。 2. 文教応急対策に関する事。 3. 県教育委員会との連絡調整に関する事。 4. 教育施設の避難所、あっせん貸与に関する事。 5. 学校教育施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 6. 教職員の災害対策のための確保、動員計画に関する事。 7. 児童・生徒の保健衛生に関する事。 8. 教材、学用品の調達及び支給に関する事。 9. 通学路の安全確保に関する事。 10. 教育関係義援金及び物品の配分に関する事。 11. その他課長の命ずる応急対策に関する事。
	生涯学習班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害活動に協力する社会教育団体等の連絡調整に関する事。 2. 公民館に避難所を設ける場合の協力に関する事。 3. 社会教育及び社会体育施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 4. 文化財の保護と被害調査及び応急復旧に関する事。 5. 避難所の開設に関する事。 6. その他課長の命ずる応急対策に関する事。
	給食班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における学校給食に関する事。 2. 被災者に対する炊き出しに関する事。 3. その他課長の命ずる応急対策に関する事。
消防団	消防班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害の警戒、防衛並びに負傷者の救助救出活動に関する事。 2. 危険区域住民の避難誘導に関する事。 3. その他団長の命ずる応急対策に関する事。

4 災害対策連絡本部

(1) 設置及び廃止基準

ア 町長は、町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害対策本部の設置基準に達しない場合で、当該災害の調査と諸般の対策を総合的に推進する必要があると認める場合は、次の基準により大石田町災害対策連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置し、又は廃止する。

設置基準	①相当な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ②町長が特に必要と認めたとき。
廃止基準	①災害応急対策が概ね完了したとき。 ②本部が設置されたとき。 ③その他必要がなくなると認められたとき。

イ 連絡本部は副町長が設置する。なお、副町長に事故があるときは教育長、副町長、教育長ともに事故があるときは総務課長が連絡本部を設置する。

(2) 連絡本部の設置場所

連絡本部は、役場庁議室に設置する。

(3) 連絡本部設置及び廃止の報告及び通知

町災害対策本部の設置及び廃止の例による。

(4) 連絡本部の組織

ア 組織

連絡本部長、連絡副本部長、連絡本部員とする。

イ 連絡本部員会議

(ア) 組織

連絡本部長 副町長

連絡副本部長 教育長

連絡本部員 各課・局・室長

(イ) 活動内容

活動内容は、町災害対策本部の定める組織、活動内容に準じる。

(5) 連絡本部事務局

ア 事務局長 総務課長

イ 事務局員 総務課職員

5 配備体制と基準

区分	災害対策組織設置基準	職員配備基準	活動内容	体制
第1次配備	災害対策警戒班	<ol style="list-style-type: none"> 総務課 (課長、総務グループ主幹・主査) まちづくり推進課 (課長、生活安全グループ主査、担当) 	<ul style="list-style-type: none"> 被害情報等の災害関連情報の収集、伝達等を実施。 	
第2次配備	災害対策警戒班	<ol style="list-style-type: none"> 第1次非常配備 (全課主査以上の職員及び事前に参集命令を受けた職員) 	<ul style="list-style-type: none"> 被害情報等の災害関連情報の収集、伝達等及び応急対策を実施。 	
第3次配備	災害対策連絡本部	<ol style="list-style-type: none"> 副町長、教育長 第1次非常配備 (全課主査以上の職員及び事前に参集命令を受けた職員) 	<ul style="list-style-type: none"> 副町長を本部長とする連絡本部を設置し、各部において災害に関する情報の収集、伝達及び応急対策を実施する。 各部長は、状況により災害対策本部の設置に移行できる体制をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> 本部長：副町長 副本部長：教育長 本部員：各課局室長 事務局長：総務課長 事務局員：総務課員
第4次配備	災害対策本部	<ol style="list-style-type: none"> 町長、副町長、教育長 第2次非常配備 (全職員) 	<ul style="list-style-type: none"> 町長を本部長とする対策本部を設置し、本部員及び班員は、事務分掌に基づき災害に対する情報の収集、伝達及び応急対策を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 本部長：町長 副本部長：副町長、教育長 本部員：各課所局室長、環境衛生事業組合事務局長、消防団長、分署長、区長、会長 事務局長：総務課長 事務局員：総務課員

6 職員の動員

震災対策編第2章第1節1「6 職員の動員」を準用する。

7 業務継続性の確保

震災対策編第2章第1節1「7 業務継続性の確保」を準用する。

8 複合災害への対応

震災対策編第2章第1節1「8 複合災害への対応」を準用する。

第 1 節 2 広域応援計画

担当部署	総務課
------	-----

1 計画の概要

震災対策編第 2 章第 1 節 2 「1 計画の概要」を準用する。

2 広域応援計画フロー

震災対策編第 2 章第 1 節 2 「2 広域応援計画フロー」を準用する。

3 町による広域応援要請

震災対策編第 2 章第 1 節 2 「3 町による広域応援要請」を準用する。

4 消防の広域応援

震災対策編第 2 章第 1 節 2 「4 消防の広域応援」を準用する。

5 広域応援・受援体制

震災対策編第 2 章第 1 節 2 「5 広域応援・受援体制」を準用する。

第 1 節 3 広域避難計画

担当部署	総務課
------	-----

1 計画の概要

震災対策編第 2 章第 1 節 3「1 計画の概要」を準用する。

2 他の自治体への広域避難要請

震災対策編第 2 章第 1 節 3「2 他の自治体への広域避難要請」を準用する。

3 他県等からの避難受入要請への対応

震災対策編第 2 章第 1 節 3「3 他県等からの避難受入要請への対応」を準用する。

第1節4 自衛隊災害派遣計画

担当部署	総務課
------	-----

1 計画の概要

震災対策編第2章第1節4「1 計画の概要」を準用する。

2 自衛隊災害派遣計画フロー

震災対策編第2章第1節4「2 自衛隊災害派遣計画フロー」を準用する。

3 自衛隊の災害派遣基準等

震災対策編第2章第1節4「3 自衛隊の災害派遣基準等」を準用する。

4 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

震災対策編第2章第1節4「4 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等」を準用する。

5 自衛隊災害派遣要請の手続き

震災対策編第2章第1節4「5 自衛隊災害派遣要請の手続き」を準用する。

6 自衛隊災害派遣部隊の受入体制の整備

震災対策編第2章第1節4「6 自衛隊災害派遣部隊の受入体制の整備」を準用する。

7 救援活動経費の負担

震災対策編第2章第1節4「7 救援活動経費の負担」を準用する。

第1節5 防災ヘリコプター・ドクターヘリコプターの活用計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課、保健福祉課
------	--------------------

1 計画の概要

震災対策編第2章第1節5「1 計画の概要」を準用する。

2 防災ヘリコプターの運用

震災対策編第2章第1節5「2 防災ヘリコプターの運用」を準用する。

第1節6 労働力の確保計画

担当部署	総務課
------	-----

1 計画の概要

震災対策編第2章第1節6「1 計画の概要」を準用する。

2 労働者の雇用

震災対策編第2章第1節6「2 労働者の雇用」を準用する。

3 従事命令等

震災対策編第2章第1節6「3 従事命令等」を準用する。

第2節 情報収集伝達関係

第2節1 通信計画

担当部署	総務課
------	-----

1 計画の概要

震災対策編第2章第2節1「1 計画の概要」を準用する。

2 通信計画フロー

震災対策編第2章第2節1「2 通信計画フロー」を準用する。

3 防災通信施設の運用体系

震災対策編第2章第2節1「3 防災通信施設の運用体系」を準用する。

4 災害発生時の通信連絡

震災対策編第2章第2節1「4 災害発生時の通信連絡」を準用する。

5 通信施設の被害対応

震災対策編第2章第2節1「5 通信施設の被害対応」を準用する。

第2節2 気象情報等伝達計画

担当部署	総務課、建設課、まちづくり推進課
------	------------------

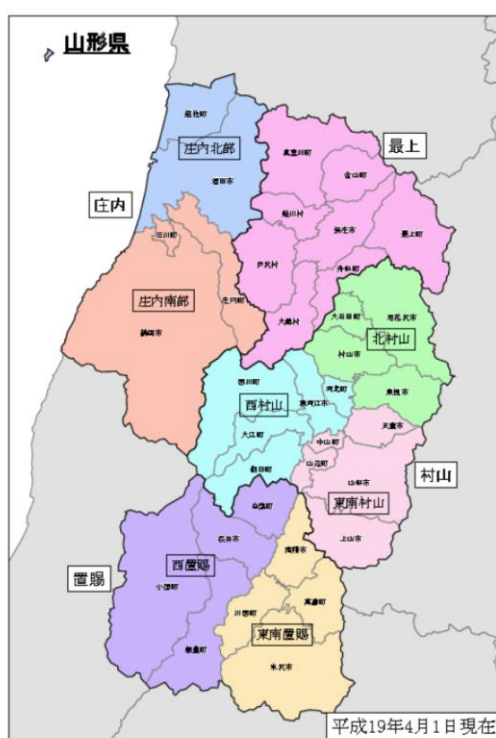
1 計画の概要

災害による被害を最小限にとどめるため、町、県及び放送機関等の防災関係機関が、気象に関する情報を、迅速かつ正確に関係機関及び住民等に伝達するための方法について定める。

2 特別警報・警報・注意報等

(1) 特別警報・警報・注意報の概要

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。



※「村山」「置賜」「庄内」「最上」はそれぞれ一次細分区域を示す。これ以外の地域を表す囲み文字は「市町村等をまとめた地域」を示す。

【特別警報・警報・注意報の概要】

警報等の種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要は以下のとおりである。

具体的な発表基準は「警報・注意報発表基準」に示す。

① 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報及び情報

【特別警報・警報・注意報の種類と概要】

警報等の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報の種類		概要
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着雪(氷)注意報	著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。

【特別警報基準】

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。

【警報・注意報等発表基準】

(一次細分区域として「村山」、市町村等をまとめた地域は「北村山」の名称を用いる場合がある。)

警報	大雨	表面雨量指数基準	12
		土壌雨量指数基準	102
	洪水	流域雨量指数基準	野尻川流域=11.1 次年子川流域=7.8
		複合基準	—

		指定河川洪水予報による基準	最上川上流[下野] 最上川中流 [大石田・堀内・岩ヶ袋]、 丹生川 [岩ヶ袋・行沢]		
	暴風	平均風速	18m/s		
	暴風雪	平均風速	18m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ35cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ45cm	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	8		
		土壌雨量指数基準	84		
	洪水	流域雨量指数基準	野尻川流域=8.8 次年子川流域=6.2		
		複合基準	野尻川流域= (7, 8.8) 最上川流域=(5, 41.5)		
		指定河川洪水予報による基準	最上川中流 [大石田・堀内・岩ヶ袋]、 丹生川 [岩ヶ袋・行沢]		
	強風	平均風速	12m/s		
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ20cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ30cm	
	雷	落雷等で被害が予想される場合			
	融雪	融雪により浸水等の被害が予想される場合			
	濃霧	視程	100m		
	乾燥	①最小湿度30% 実効湿度65% ②降雨雪の場合を除き、実効湿度70%、風速10m/s以上			
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さ30cm以上で肘折（アメダス）の積雪100cm以上 ②山形地方気象台の日平均気温5℃以上で肘折（アメダス）の積雪180cm以上 ③山形地方気象台の日最高気温5℃以上で肘折（アメダス）の積雪300cm以上 ④12月は日降水量30mm以上で肘折（アメダス）の積雪100cm以上			
	低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が-7℃以下、又は-4℃以下で平均風速5m/s以上のとき ②日平均気温が-3℃以下が数日続くとき			
霜	早霜，晩霜期に概ね最低気温2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）				
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm			

- (注1) 警報、注意報の発表は災害の発生状況、気象条件等を考慮して行うことがあり、必ずしもこの基準によらない場合がある。
- (注2) 警報や注意報は、気象要素が基準に達すると予想した区域に対して発表されるが、地震で地盤がゆるんだりし、災害発生に関わる条件が変化した場合、通常基準より引き下げた基準（暫定基準）で運用することがある。
- (注3) 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。
地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。
- (注4) 山沿いとは標高が概ね300m以上のところをいう。
- (注5) 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中にたまっている雨水の量を示す指数。流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

府県版警報・注意報基準一覧表の解説

- (1) 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (2) 地震等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

大雨、洪水警報・注意報基準の解説

- (1) 洪水警報・注意報の複合基準において基準を設定していないものについてはその欄を“－”で示している。
- (2) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (3) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (5) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1 km四方毎に設定しているが、本表の土壌雨量指数基準には町等の域内における基準の最低値を示している。
- (6) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- (7) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。
- (8) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
- (9) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

② 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

③ 全般気象情報、東北地方気象情報、山形県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

④ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（山形県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

⑤ 土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報】

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難勧告の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、大石田町を特定して警戒呼びかける情報で、山形県と山形地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

⑥ 記録的短時間大雨情報

大雨警報又は大雨特別警報発表中に、県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。

山形県では、100mm以上の1時間雨量を観測又は解析した場合に発表される。

⑦ 竜巻注意情報

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等の激しい突風に対して注意を呼びかけるものである。雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）を対象に発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加して発表する。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

⑧ 指定河川洪水予報【警戒レベル相当情報〔洪水〕】

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。最上川上流については山形河川国道事務所と山形地方気象台が、最上川中流については新庄河川国道事務所と山形地方気象台が丹生川については山形県と山形地方気象台が共同で下表の標題により発表される。警戒レベル2～5に相当する。

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	

予報基準となる河川の水位観測所

(単位：m)

洪水予報河川	観測所名	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別 警戒水位)	所 管
最上川上流	下野	14.00	16.20	16.70	山形河川国道 事務所
最上川中流	大石田	13.80	16.50	16.90	新庄河川 事務所
	堀内	4.40	7.60	7.80	
	古口	5.50	8.00	8.20	
丹生川	行沢	2.90	3.10	3.20	山形県
	岩ヶ袋	2.40	2.80	2.90	

⑨ 水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報

山形地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を東北地方整備局長及び県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させる。

発表する警報、注意報の種類及び概要は次のとおりであり、水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。

水防活動の利用に適合する 警報・注意報	一般の利用に適合する 警報・注意報	発表基準
水防活動用 気象警報	大雨警報又は 大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき。

⑩ 降雪量予想

降雪に対する防災効果を上げるため、12月から3月までの期間、県内4地点（山形、米沢、新庄及び酒田）での降雪量予想を発表する。

<発表時刻及び内容>

6時00分 → 当日の6時から当日18時までの12時間の予想降雪量

18時00分 → 当日の18時から翌日6時までの12時間の予想降雪量

(2) 特別警報・警報・注意報等の伝達

ア 山形地方気象台は、警報等を発表した場合は、県、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）、消防庁、NHK山形放送局、山形河川国道事務所、酒田海上保安部、放送機関及びその他必要と認める機関に伝達する。

ただし、NTTへの伝達は特別警報・警報に限る。

イ 県（防災危機管理課）は、警報等について気象台から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに県防災行政無線等により町や消防本部に通知するとともに、関係部局及び防災関係機関に通報する。

特に、特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに県防災行政無線等により町へ通知する。

また、県（各総合支庁河川砂防課）は、山形地方気象台からの通報及び自ら観測した水位、流量等により水防警報発令の判断をする。

ウ 町は、警報等について、県、消防庁、NTTから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、地域内の公共団体、行政機関、施設管理者、自主防災組織等に通報するとともに、住民へ周知する。

特に、特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災放送及び広

報車等により住民へ周知する。

エ NTTは、特別警報・警報を各支店、町に伝達する。

オ 山形河川国道事務所は、国土交通省の県内の河川及びダムを管理する事務所等に伝達する。

また、県内の河川を管理する事務所は、山形地方気象台からの通報及び自ら観測した水位、流量等により水防警報発令の判断をする。

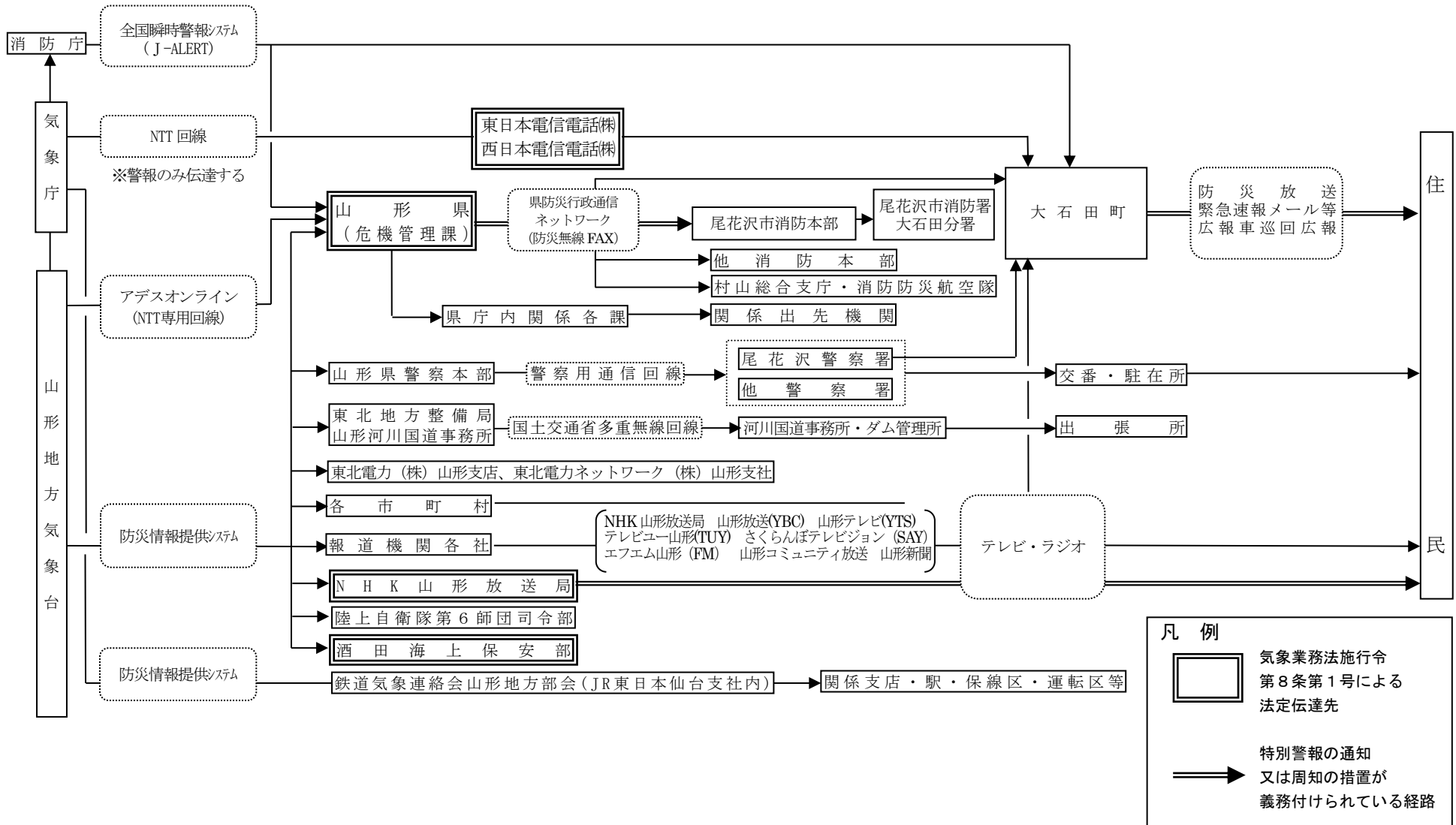
カ 放送機関は、住民への周知を図るため、放送時間、放送回数を考慮の上、放送する。

キ その他の機関にあつては、それぞれの災害担当業務に応じ適切な措置を講ずる。

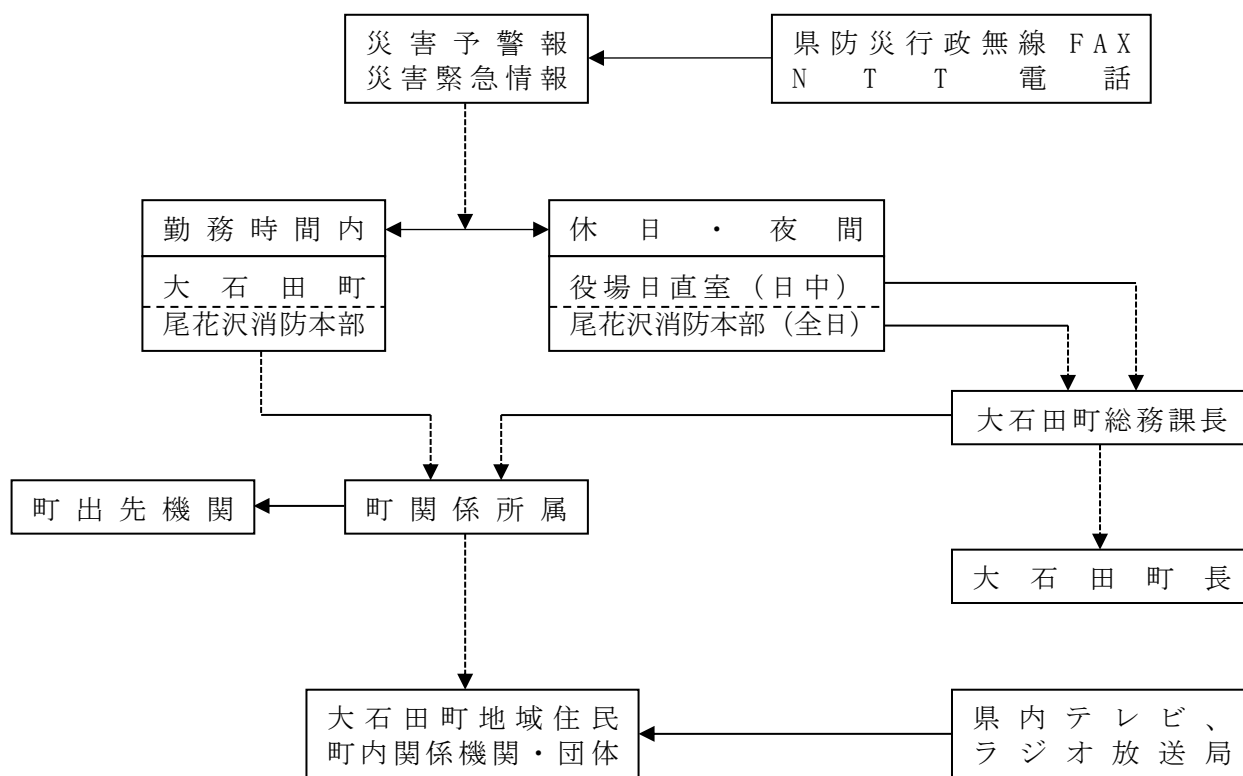
3 気象等予報、警報の伝達

(1) 伝達系統及び周知方法

【気象特別警報・警報・注意報等の伝達経路図】



【気象等、予警報を受けた時の住民、その他関係機関への伝達経路】



(2) 関係機関への伝達

本部事務局は前記により県、その他の関係機関から通知される警報及び情報を入手したときは前記に従い関係連絡先に速やかに伝達する。

4 消防法で定める火災気象通報及び火災警報

(1) 火災気象通報

ア 火災気象通報の概要

山形地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定により、その状況を「火災気象通報」として県（防災危機管理課）に通報し、県はこれを町及び消防本部に伝達する。

イ 火災気象通報を行う基準

山形地方気象台は、当日の気象状態が次のいずれかの条件を満たしたとき火災気象通報を行う。

- (ア) 実効湿度が65%以下で、最小湿度が30%以下になると予想される場合
- (イ) 降雨雪の場合を除き、実効湿度が70%以下で平均風速が10m/s以上になると予想される場合
- (ウ) 平均風速が12m/s以上になると予想される場合（雨又は雪を伴う場合は通報しないこともある。）

ウ 火災気象通報の伝達

(ア) 山形地方気象台

山形地方気象台は、火災気象通報を行う基準となる場合は、県(防災危機管理課)に対し、気象情報伝送処理システム(アデス)により速やかに通報する。

(イ) 県(防災危機管理課)

県(防災危機管理課)は、一般の気象注意報、警報等の伝達に準じて、県防災行政無線により速やかに町、消防本部に通報する。

(2) 火災警報

ア 火災警報の概要

町長は、県知事から火災気象通報を受けた場合又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火の使用の制限等により火災の発生を防止するため消防法第22条第3項の規定により、「火災警報」を発することができる。

イ 火災警報の伝達

町は、火災警報を発し、又は解除したときは、防災行政放送、巡回広報車及び消防自動車等により、速やかに住民等に対しその旨を周知するとともに、県(防災危機管理課)に対し通報する。

第2節3 災害情報の収集・連絡活動計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課、町民税務課、保健福祉課、産業振興課、建設課、教育文化課
------	--

1 計画の概要

震災対策編第2章第2節3「1 計画の概要」を準用する。

2 災害情報収集・伝達計画フロー

震災対策編第2章第2節3「2 災害情報収集・伝達計画フロー」を準用する。

3 被害状況等情報収集活動の概要

震災対策編第2章第2節3「3 被害状況等情報収集活動の概要」を準用する。

4 災害発生直後の情報収集・伝達

震災対策編第2章第2節3「4 災害発生直後の情報収集・伝達」を準用する。

5 被害状況等の報告の種類

震災対策編第2章第2節3「5 被害状況等の報告の種類」を準用する。

第2節4 広報計画

担当部署	総務課、出納室、議会事務局
------	---------------

1 計画の概要

震災対策編第2章第2節4「1 計画の概要」を準用する。

2 広報計画フロー

震災対策編第2章第2節4「2 広報計画フロー」を準用する。

3 基本方針

震災対策編第2章第2節4「3 基本方針」を準用する。

4 町の広報活動

震災対策編第2章第2節4「4 町の広報活動」を準用する。

5 放送機関、通信事業者等による災害時の情報提供

震災対策編第2章第2節4「5 放送機関、通信事業者等による災害時の情報提供」を準用する。

6 災害発生後の各段階における広報

(1) 災害応急対策初動期

- ア 安否情報
- イ 住民に対する避難勧告等
- ウ 給水・炊き出しの実施、物資の配給情報
- エ 避難所の開設状況

(2) 災害応急対策本格稼働期

- ア 消毒、衛生及び医療救護情報
- イ 小中学校の授業再開予定
- ウ 応急仮設住宅への入居に関する情報

(3) 復旧対策期

- ア 罹災証明の発行
- イ 生活再建資金の貸し付け
- ウ 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
- エ その他生活再建に関する情報

7 安否情報の提供

震災対策編第2章第2節4「8 安否情報の提供」を準用する。

8 広報活動実施上の留意点

震災対策編第2章第2節4「9 広報活動実施上の留意点」を準用する。

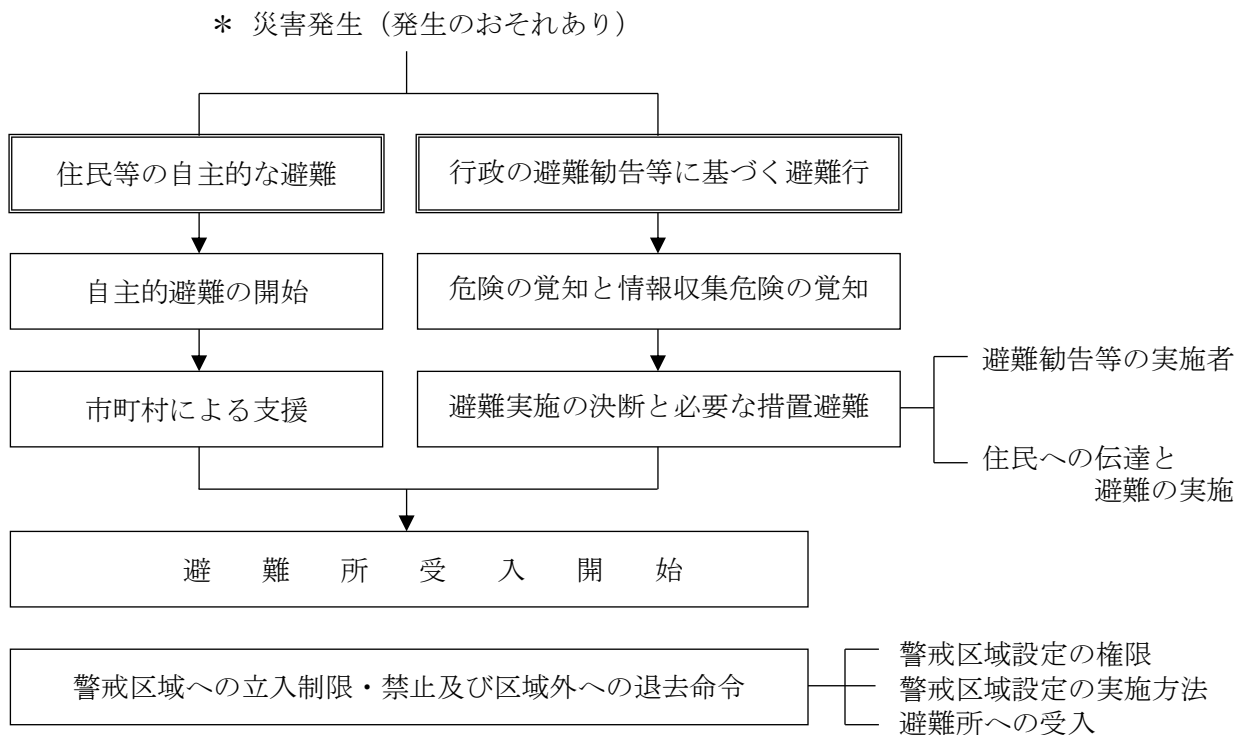
第3節 避難計画

担当部署	総務課、町民税務課、保健福祉課、まちづくり推進課、尾花沢市消防本部
------	-----------------------------------

1 計画の概要

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、避難しやすい時間帯での避難準備・高齢者等避難開始の発令による、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、町があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要であることから、住民の自主的な避難行動並びに町及び防災関係機関が実施する避難活動等について定める。

2 避難勧告等応急対策フロー



※避難勧告等：避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報

3 住民等の自主的な避難

住民等は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、災害発生のおそれの高まりに応じて、自らの判断で避難行動をとることを原則とする。

住民等の主体的な避難行動を支援するため、平時から防災教育の推進及び防災知識の普及を図るとともに、災害が発生又は発生するおそれがある場合は、主体的な避難行動を促す情報提供を行う。

(1) 自主的避難の開始

住民等は、危険が切迫し又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、町へ避難先、避難人数等を連絡するように努める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全確保と避難の補助等を心掛ける。

(2) 支援措置

住民等から自主的避難を開始した旨の連絡を受けた場合は、直ちに職員等を被災地あるいは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び指定避難所の開放等の措置を行う。

指定避難所は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらうなど、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに受け入れられるようにしておく。

4 行政の避難勧告等に基づく避難

(1) 危険の覚知と情報収集

災害情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化して、危険箇所の把握に努めることで、避難勧告等を適切なタイミングで発令するよう留意する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

伝達を受けた警報等を町防災放送等により、住民等への伝達に努めるものとし、大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合も同様とする。

また、大規模な土砂災害が急迫している状況においては、その情報を基に速やかに避難勧告又は避難指示（緊急）を発令するものとする。

(2) 避難実施の決定と必要な措置

ア 避難準備・高齢者等避難開始発令の実施者

町長は、管轄区域内において災害が発生するおそれがあり、高齢者等の避難行動要支援者が避難行動を開始する必要があると認められる場合は避難準備・高齢者等避難開始を発令し、速やかにその旨を知事に報告する。また、必要に応じて地元警察署長及び消防署長に、住民の避難誘導への協力を要請する。

必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

避難行動要支援者は、避難行動に時間を要することから、避難準備・高齢者等避難開始の発令をもって避難行動を開始し、また、その支援者は避難誘導等の措置を適切に実施する。

イ 避難勧告等発令の実施者

避難勧告等の発令は、法第60条に基づき、原則として町長が実施する。

その他、法令に基づき知事、警察官、海上保安官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が実施する場合もある。

具体的には、次の表のとおり。

	警戒 レベル	実施責 任者	措 置	実 施 の 基 準	
				勧告等を実施した場合の通知等	
避難準備・高齢者等避難開始	3	町長	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき。 	
屋内退避		町長	<ul style="list-style-type: none"> 屋内での待避等の安全措置 	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生又は発生しようとしている場合に、避難のための立退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき。 (災害対策基本法第60条第3項) 	
避難勧告及び避難指示 (緊急)	4	町長	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの勧告 立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合。 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示 	
		知事	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの勧告 立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 町長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合。 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示。 	
災害発生 情報	5	町長	<ul style="list-style-type: none"> 命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生している状況であり、町が災害の発生を把握した場合。 ※町が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意 	
避難の指示等		知事、その命を受けた 県職員又は 水防管理者	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの指示 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。(水防法第29条) 	
		知事又はその命を受けた 県職員	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの指示 	<ul style="list-style-type: none"> 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。(地すべり等防止法第25条) 	
		警察官	<ul style="list-style-type: none"> 立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 町長が立退きを指示することができないと認める場合、又は町長から要求があった場合。(災害対策基本法第61条) 	
			<ul style="list-style-type: none"> 避難等の措置 	<ul style="list-style-type: none"> 重大な被害が切迫すると認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受けるおそれがある者に対し必要な限度で避難等の措置。(警察官職務執行法第4条) 	
避難の指示等		災害派遣を命ぜられた 部隊等の自衛官	<ul style="list-style-type: none"> 避難等の措置 	<ul style="list-style-type: none"> 警察官がその場にはいない場合、「警察官職務執行法第4条」による避難等の措置。(自衛隊法第94条) 	
				自衛官(報告)→防衛大臣の指定する者	

なお、避難勧告等の発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告又は避難指示（緊急）を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

また、災害の状況に応じて避難勧告等が発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

他の事項については、震災対策編 第2章第3節「4 行政の避難勧告等に基づく避難」を準用する。

ウ 避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等 避難開始	<p>高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避難勧告 避難指示（緊急）	<p>全員避難</p> <p>○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」^{※1}への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」^{※2}を行う。 <p><町から避難指示（緊急）が発令された場合></p> <p>○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」^{※1}への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」^{※2}を行う。 ・避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。
【警戒レベル5】 災害発生情報	<p>災害発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難勧告等が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

エ 住民等への伝達と避難の実施

(ア) 避難準備・高齢者等避難開始の内容

- a 警戒レベル
- b 要避難準備対象地域
- c 避難準備理由
- d 避難先

- e 避難経路
- f 避難時の注意事項等
- (イ) 避難勧告又は避難指示（緊急）の内容
 - a 警戒レベル
 - b 要避難対象地域
 - c 避難理由
 - d 避難先
 - e 避難経路
 - f 避難時の注意事項等
- (ウ) 災害発生情報の内容
 - a 警戒レベル
 - b 災害発生区域
 - c 災害概況
 - d 命を守るための最善の行動をとること
- (エ) 避難の広報
 - a 関係機関は、防災行政無線（戸別受信機を含む）をはじめ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、サイレン、警鐘、無線、標識、広報車、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）及びワンセグ等あらゆる広報手段の複合的な活用を図り、住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に対して迅速に避難勧告等を周知・徹底する。
 - b 町は、避難行動要支援者への勧告又は指示にあたっては、あらかじめ指定した避難支援者、地域の消防団、自主防災組織等を通じ確実に伝達する。
 - c 町は、住民に対する避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。
 - d 町は、危険の切迫性に応じ避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- (オ) 避難誘導

町は、避難誘導にあたっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

町、消防機関及び県警察による誘導にあたっては、可能な限り自治会、町内会、職場、学校等を単位とした集団避難に努める。

また、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

a 町は、地域又は自治会単位に避難集団を形成するため、地元警察署及び消防機関（尾花沢市消防署大石田分署）の協力を得て、指定避難所等に誘導員を配置して住民等を誘導する。

また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への応援を依頼する。

b 消防機関は、避難勧告等が発令された場合は、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる方向を町及び警察署に通報するとともに、避難が開始された場合は、消防職員及び消防団員をもって住民等の避難誘導にあたる。

c 県警察は避難誘導にあたっては、避難道路の要所に誘導員を配置して避難者の通行を確保する。

(カ) 避難路の安全確保

町長は、迅速かつ安全な避難を確保するため職員を派遣するとともに、道路管理者及び警察官等の協力を得て、避難道路上の障害物を排除する。

また、必要に応じ、県知事に対して車両、舟艇及びヘリコプター等の支援の確保を要請する。

5 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

震災対策編第2章第3節「5 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令」を準用する。

6 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

震災対策編第2章第3節「6 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供」を準用する。

第4節 避難所運営計画

担当部署	町民税務課、保健福祉課、教育文化課
------	-------------------

1 計画の概要

震災対策編第2章第4節「1 計画の概要」を準用する。

2 避難所運営計画フロー

震災対策編第2章第4節「2 避難所運営計画フロー」を準用する。

3 避難所への受入と必要な措置

震災対策編第2章第4節「3 避難所への受入と必要な措置」を準用する。

4 避難所の運営管理

震災対策編第2章第4節「4 避難所の運営管理」を準用する。

5 避難後の状況変化に応じた措置

震災対策編第2章第4節「5 避難後の状況の変化に応じた措置」を準用する。

6 避難所運営に係る留意点

震災対策編第2章第4節「6 避難所運営に係る留意点」を準用する。

第5節 救助・救急計画

担当部署	保健福祉課、まちづくり推進課
------	----------------

1 計画の概要

震災対策編第2章第5節「1 計画の概要」を準用する。

2 救助・救急計画フロー

震災対策編第2章第5節「2 救助・救急計画フロー」を準用する。

3 救助体制の確立

震災対策編第2章第5節「3 救助体制の確立」を準用する。

4 救助活動の実施

震災対策編第2章第5節「4 救助活動の実施」を準用する。

5 負傷者等の搬送

震災対策編第2章第5節「5 負傷者等の搬送」を準用する。

第6節 消火活動計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課
------	--------------

1 計画の概要

震災対策編第2章第6節「1 計画の概要」を準用する。

2 消火活動計画フロー

震災対策編第2章第6節「2 消火活動フロー」を準用する。

3 初期消火

震災対策編第2章第6節「3 初期消火」を準用する。

4 火災防御活動

震災対策編第2章第6節「4 火災防御活動」を準用する。

5 広域応援要請

震災対策編第2章第6節「5 広域応援要請」を準用する。

第7節 医療救護計画

担当部署	保健福祉課
------	-------

1 計画の概要

震災対策編第2章第7節「1 計画の概要」を準用する。

2 医療救護計画フロー

震災対策編第2章第7節「2 医療救護計画フロー」を準用する。

3 医療関係機関に関する状況の把握と情報の提供

震災対策編第2章第7節「3 医療関係機関に関する状況の把握と情報の提供」を準用する。

4 医療救護所の設置

震災対策編第2章第7節「4 医療救護所の設置」を準用する。

5 医療救護活動の実施及び調整

震災対策編第2章第7節「5 医療救護活動の実施及び調整」を準用する。

第8節 遺体対策計画

担当部署	保健福祉課
------	-------

1 計画の概要

震災対策編第2章第8節「1 計画の概要」を準用する。

2 遺体対策計画フロー

震災対策編第2章第8節「2 遺体対策計画フロー」を準用する。

3 遺体等の搜索

震災対策編第2章第8節「3 遺体等の搜索」を準用する。

4 遺体の処置等

震災対策編第2章第8節「4 遺体の処置等」を準用する。

5 遺体の埋葬

震災対策編第2章第8節「5 遺体の埋葬」を準用する。

6 広域応援体制

震災対策編第2章第8節「6 広域応援体制」を準用する。

第9節 交通輸送関係

第9節1 輸送計画

担当部署	総務課、議会事務局
------	-----------

1 計画の概要

震災対策編第2章第9節1「1 計画の概要」を準用する。

2 輸送計画フロー

震災対策編第2章第9節1「2 輸送計画フロー」を準用する。

3 優先すべき輸送需要

震災対策編第2章第9節1「3 優先すべき輸送需要」を準用する。

4 輸送計画

震災対策編第2章第9節1「4 輸送計画」を準用する。

5 物資輸送拠点の確保

震災対策編第2章第9節1「5 物資輸送拠点の確保」を準用する。

第9節2 道路交通計画

担当部署	総務課、建設課
------	---------

1 計画の概要

震災対策編第2章第9節2「1 計画の概要」を準用する。

2 道路交通計画フロー

震災対策編第2章第9節2「2 道路交通計画フロー」を準用する。

3 災害の未然防止

震災対策編第2章第9節2「3 災害の未然防止」を準用する。

4 発災直後の被災地の交通路確保

震災対策編第2章第9節2「4 発災直後の被災地の交通路確保」を準用する。

5 情報の収集・伝達

震災対策編第2章第9節2「5 情報の収集・伝達」を準用する。

6 道路法に基づく緊急措置

震災対策編第2章第9節2「6 道路法に基づく緊急措置」を準用する。

7 災害対策基本法に基づく交通の規制等の措置

震災対策編第2章第9節2「7 災害対策基本法に基づく交通の規制等の措置」を準用する。

8 緊急輸送道路等の啓開

震災対策編第2章第9節2「8 緊急輸送道路等の啓開」を準用する。

9 緊急車両の確認及び標識

震災対策編第2章第9節2「9 緊急交通路の確保」を準用する。

10 道路施設の応急復旧

震災対策編第2章第9節2「10 道路施設の応急復旧」を準用する。

第9節3 鉄道路災害応急計画

担当部署	総務課、建設課
------	---------

1 計画の概要

震災対策編第2章第9節3「1 計画の概要」を準用する。

2 鉄道路災害応急計画フロー

震災対策編第2章第9節3「2 鉄道路災害応急計画フロー」を準用する。

3 災害対策本部の設置

震災対策編第2章第9節3「3 災害対策本部の設置」を準用する。

4 情報の伝達

施設指令は、気象台等から災害発生に関する情報の伝達を受けたときは、速やかに関係箇所に伝達する。

5 旅客及び公衆等の避難

震災対策編第2章第9節3「5 旅客及び公衆等の避難」を準用する。

6 救助活動

- (1) 災害等により負傷者が発生した場合、鉄道事業者は消防機関、警察、県、町及びその他防災関係機関に連絡するとともに、負傷者の救出・救護に努める。
- (2) 大規模地震により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、鉄道事業者は県、町及びその他防災関係機関に対し応援要請を行う。

7 運転規制の実施

震災対策編第2章第9節3「7 運転規制の実施」を準用する。

8 応急復旧

震災対策編第2章第9節3「8 応急復旧」を準用する。

9 住民に対する広報

震災対策編第2章第9節3「9 住民に対する広報」を準用する。

10 県への報告

震災対策編第2章第9節3「10 県への報告」を準用する。

第10節 各種施設災害応急対策関係

第10節 1 土砂災害防止施設災害応急計画

担当部署	産業振興課、建設課
------	-----------

1 計画の概要

震災対策編第2章第10節1「1 計画の概要」を準用する。

2 土砂災害防止施設災害応急計画フロー

震災対策編第2章第10節1「2 土砂災害防止施設災害応急計画フロー」を準用する。

3 被災状況調査

震災対策編第2章第10節1「3 被災状況調査」を準用する。

4 住民の安全確保

震災対策編第2章第10節1「4 住民の安全確保」を準用する。

5 被害拡大防止措置

震災対策編第2章第10節1「5 被害拡大防止措置」を準用する。

6 応急復旧

震災対策編第2章第10節1「6 応急復旧」を準用する。

第10節 2 河川施設災害応急計画

担当部署	建設課
------	-----

1 計画の概要

震災対策編第2章第10節2「1 計画の概要」を準用する。

2 河川施設災害応急計画フロー

震災対策編第2章第10節2「2 河川施設災害応急計画フロー」を準用する。

3 被災状況調査

震災対策編第2章第10節2「3 被災状況調査」を準用する。

4 住民の安全確保等

震災対策編第2章第10節2「4 住民の安全確保等」を準用する。

5 被害拡大防止措置

震災対策編第2章第10節2「5 被害拡大防止措置」を準用する。

6 応急復旧

震災対策編第2章第10節2「6 応急復旧」を準用する。

第10節 3 農地・農業用施設災害応急計画

担当部署	産業振興課
------	-------

1 計画の概要

震災対策編第2章第10節3「1 計画の概要」を準用する。

2 農地・農業用施設災害応急計画フロー

震災対策編第2章第10節3「2 農地・農業用施設災害応急計画フロー」を準用する。

3 施設の緊急点検

施設管理者は、24時間雨量が80mm、時間雨量が20mm以上の降雨を観測した場合、速やかに地すべり防止区域及び施設の緊急点検を行う。災害等により地すべり防止区域及び施設等に異常や変状が確認され、第三者への危険が予想される場合、関係機関と連携し、避難誘導、通行止め又は立入禁止等の安全対策を行う。

4 被災状況の把握

震災対策編第2章第10節3「4 被災状況の把握」を準用する。

5 応急対策及び応急復旧対策の実施

震災対策編第2章第10節3「5 応急対策及び応急復旧対策の実施」を準用する。

第10節 4 ライフライン施設の応急対策計画

担当部署	総務課、産業振興課、建設課、まちづくり推進課
------	------------------------

1 計画の概要

震災対策編第2章第10節4「1 計画の概要」を準用する。

2 緊急連絡先及び方法

震災対策編第2章第10節4「2 緊急連絡先及び方法」を準用する。

3 広報への協力

震災対策編第2章第10節4「3 広報への協力」を準用する。

第10節 5 水防活動計画

担当部署	全課
------	----

1 計画の概要

この計画は、水防法第3条及び第15条の規定に基づき、水防業務を円滑に実施するため必要な事項を定め管内各河川の洪水による水害を警戒し、防御しこれによる被害を最小限度にとどめることを目的とする。

2 水防組織

水防に関する気象注意報又は警報等が発令され、洪水等により水害の発生が予想されるときからその危険が解消されるまで、「大石田町水防対策本部」を設置する。ただし、町災害対策本部が設置された場合は、その組織に統合される。

(1) 水防対策本部

水防対策本部の組織は、事務隊及び水防団により構成し、水防団には消防団があたる。

(2) 業務分担

ア 事務隊の業務

班	班 員	分担業務
庶 務 班	総務課職員 まちづくり推進課職員	気象及び災害情報の収集並びに関係機関への報告、他班との調整に関すること。
連 絡 班	まちづくり推進課職員	水防団及び他班との連絡調整に関すること。
資 材 班	総務課職員 まちづくり推進課職員 産業振興課職員 建設課職員	水防に要する資材の調達、輸送及び配給に関すること。
救 護 班	保健福祉課職員 出納室職員 議会事務局職員	住民の避難誘導及び負傷者の救護に関すること。
調査第1班	産業振興課職員 建設課職員	現地の調査（農林・土木施設）及び応急対策に関すること。
調査第2班	町民税務課職員 教育文化課職員	現地の調査（一般住宅・公共施設等）及び応急対策に関すること。

イ 水防団（消防団）の業務

- (ア) 河川、ため池及びダム等の巡視、水位の観測及び状況報告
- (イ) 地区住民への情報伝達
- (ウ) 危険箇所の警戒及び状況連絡
- (エ) 地区住民の避難誘導
- (オ) 水防資機材の調達
- (カ) 水門、樋門等の操作及び調整
- (キ) 水防作業による災害拡大の防止

- (ク) 水害及び水防活動の連絡
- (ケ) その他特に命じられた事項

3 設備資材及び輸送

(1) 水防倉庫

ア 水防倉庫を設置し、水防に必要な資材、器材を常時備蓄する。

イ 水防倉庫の位置は、大石田町桂木町7-2とする。

(2) 資材、器材の確保

備蓄する資材、機材に不足を生じた場合は、これを速やかに補充、確保するため町は町内業者等に対し、何時でも、その需要に応じられるよう、あらかじめ協力を求めておく等、適宜の措置を講じておく。

(3) 輸送

資機材を緊急輸送するため、町有の車両を配備するほか、町内の業者に対し車両の優先、雇上げを予約しておく。

4 水防活動

(1) 巡視

ア 常に気象情報に注意し、洪水注意報、又は洪水警報がでた場合、その他洪水のおそれがあると認めるときは、水防団（消防団）に対し、区域内を巡視、警戒するよう指示する。

イ 水防団（消防団）は、あらかじめ巡視区域を定め危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに町に通報しなければならない。

(2) 通報連絡

前イ項の報告を受けたときは、関係機関に通知するとともに、必要に応じた関係住民にも周知する。

5 出動

(1) 出動区分

町長は水防警報が発せられたとき、その他必要と認めるときは、その状況に応じ、概ね次の区分により水防団（消防団）に出動命令を発し、警戒防御につかせる。

ア 第1種出動命令

水防警報が発生され、地域内の河川が、氾濫注意水位に達したとき、その他必要と認めるときは、その状況に応じ活動に必要な水防団員（消防団員）を召集する。

イ 第2種出動命令

関係区域に所属する全部の水防団員（消防団員）を召集する。

(2) 水防団長（消防団長）は、町長より特に出動の命令がない場合でも水害が発生するおそれがあると認めるときは、必要な水防団員（消防団員）を召集して警戒にあたらせ、又は待機を命じ、その他、水防資材の点検整備をするなどの措置をとり、その状況を町に報告しなければならない。

6 水防作業

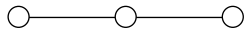
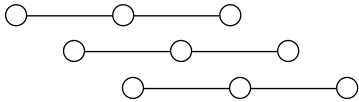
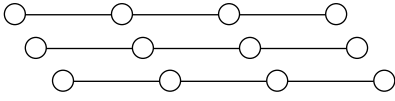
- (1) 出動した水防団（消防団）は、監視及び警戒を厳にし、既往の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心として巡回し、異常の箇所を発見したときは、直ちに水防作業を開始するとともに、その状況を町に報告する。
- (2) 水防作業は指揮者の指示に従い規律統制ある団体行動のもとに、資材、機材を活用し、迅速確実に行わなければならない。

7 避難立退

水防に関し、居住者に避難のため立ち退きを命じ、又はその準備を指示する場合は、指定の信号を用いるほか、口頭、その他の方法で速やかに伝達しなければならない。
また、立ち退きに際しては、最も安全な経路を選び誘導する。

8 水防信号

- (1) 県が定めた水防信号を一般に周知させるための措置を講じなければならない。
- (2) 水防信号は次のように区分する。
 - ア 第1信号 氾濫注意水位に達したとき知らせる。
 - イ 第2信号 水防団（水防対策）、消防機関に属する全員に出動すべきことを知らせる。
 - ウ 第3信号 当該水防団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせる。
 - エ 第4信号 必要と認められる区域内の居住者を避難のため、退去することを知らせる。
 以上の外、携帯電話、警鐘、サイレンを併用する。また危険が去ったときは、口頭伝達等により周知させることもある。なお、警鐘信号は次のとおり。

区 分	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号		○ <u>5秒</u> 15秒休止 ○ <u>5秒</u> 15秒休止 ○ <u>5秒</u>
第2信号		○ <u>5秒</u> 6秒休止 ○ <u>5秒</u> 6秒休止 ○ <u>5秒</u>
第3信号		○ <u>10秒</u> 5秒休止 ○ <u>10秒</u> 5秒休止 ○ <u>10秒</u>
第4信号	乱 打	○ <u>1秒</u> 5秒休止 ○ <u>1秒</u> 5秒休止 ○ <u>1秒</u>

9 水防解除

水位が氾濫注意水位以下に減じ、警戒の必要がないと認めるときは、水防を解除して、その旨を関係機関に通報するとともに、一般住民に周知する。

10 水防経過報告

水防団長（消防団長）は、水防が終結したときは、町に報告し、町はこれを取りまとめ、関係機関に報告する。

11 水防訓練

町長は必要に応じて、水防訓練を実施する。

第11節 農林業災害応急計画

担当部署	産業振興課
------	-------

1 計画の概要

震災対策編第2章第11節「1 計画の概要」を準用する。

2 農林業災害応急計画フロー

震災対策編第2章第11節「2 農林業災害応急計画フロー」を準用する。

3 被害状況の把握

震災対策編第2章第11節「3 被害状況の把握」を準用する。

4 二次災害防止措置

震災対策編第2章第11節「4 二次災害防止措置」を準用する。

5 災害応急対策

震災対策編第2章第11節「5 災害応急対策」を準用する。

第12節 生活支援関係

第12節 1 食料供給計画

担当部署	総務課、保健福祉課、産業振興課
------	-----------------

1 計画の概要

震災対策編第2章第12節1「1 計画の概要」を準用する。

2 食料供給計画フロー

震災対策編第2章第12節1「2 食料供給計画フロー」を準用する。

3 食料の調達及び配分

震災対策編第2章第12節1「3 食料の調達及び配分」を準用する。

4 食料の衛生管理、栄養指導

震災対策編第2章第12節1「4 食料の衛生管理、栄養指導」を準用する。

5 国によるプッシュ型支援

震災対策編第2章第12節1「5 国によるプッシュ型支援」を準用する。

第12節 2 給水・上水道施設応急対策計画

担当部署	まちづくり推進課、建設課、環境衛生事業組合
------	-----------------------

1 計画の概要

震災対策編第2章第12節2「1 計画の概要」を準用する。

2 給水・上水道施設応急対策フロー

震災対策編第2章第12節2「2 給水・上水道施設応急対策フロー」を準用する。

3 活動体制の確立

震災対策編第2章第12節2「3 活動体制の確立」を準用する。

4 被災状況の把握

震災対策編第2章第12節2「4 被災状況の把握」を準用する。

5 緊急対策

震災対策編第2章第12節2「5 緊急対策」を準用する。

6 応急対策

震災対策編第2章第12節2「6 応急対策」を準用する。

第12節 3 生活必需品等物資供給計画

担当部署	保健福祉課、産業振興課
------	-------------

1 計画の概要

震災対策編第2章第12節3「1 計画の概要」を準用する。

2 生活必需品等物資供給計画フロー

震災対策編第2章第12節3「2 生活必需品等物資供給計画フロー」を準用する。

3 調達及び配分

震災対策編第2章第12節3「3 調達及び配分」を準用する。

4 国によるプッシュ型支援

震災対策編第2章第12節3「4 国によるプッシュ型支援」を準用する。

第12節 4 保健衛生計画

担当部署	保健福祉課
------	-------

1 計画の概要

震災対策編第2章第12節4「1 計画の概要」を準用する。

2 保健衛生計画フロー

震災対策編第2章第12節4「2 保健衛生計画フロー」を準用する。

3 被災状況の把握

震災対策編第2章第12節4「3 被災状況等の把握」を準用する。

4 活動体制の確立（巡回保健班の編成）

震災対策編第2章第12節4「4 活動体制の確立（巡回保健班の編成）」を準用する。

5 防疫等資器材の確保

震災対策編第2章第12節4「5 防疫等資機材の確保」を準用する。

6 保健衛生対策の実施

震災対策編第2章第12節4「6 保健衛生対策の実施」を準用する。

7 被災動物対策

震災対策編第2章第12節4「7 被災動物対策」を準用する。

第12節 5 廃棄物処理計画

担当部署	まちづくり推進課、産業振興課、環境衛生事業組合
------	-------------------------

1 計画の概要

震災対策編第2章第12節5「1 計画の概要」を準用する。

2 廃棄物処理計画フロー

震災対策編第2章第12節5「2 廃棄物処理計画フロー」を準用する。

3 清掃班の編成

震災対策編第2章第12節5「3 清掃班の編成」を準用する。

4 災害廃棄物処理

震災対策編第2章第12節5「4 災害廃棄物処理」を準用する。

5 ごみ処理

震災対策編第2章第12節5「5 ごみ処理」を準用する。

6 し尿処理

震災対策編第2章第12節5「6 し尿処理」を準用する。

7 応援要請

震災対策編第2章第12節5「7 応援要請」を準用する。

第13節 文教施設における災害応急計画

担当部署	教育文化課
------	-------

1 計画の概要

震災対策編第2章第13節「1 計画の概要」を準用する。

2 文教施設における災害応急計画フロー

震災対策編第2章第13節「2 文教施設における災害応急計画フロー」を準用する。

3 学校の応急対策

震災対策編第2章第13節「3 学校の応急対策」を準用する。

なお、風水害発生前の事前措置対策として、以下のように児童・生徒等の安全を確保する。

(1) 気象情報等により風水害等の発生が予測される場合の措置

校長は、臨時休校や授業短縮による一斉下校等の措置をとり、児童・生徒等を保護者の元に帰す。

町教育委員会は、気象等に関する情報提供及び注意喚起等、必要とされる措置をとる。

下校措置にあたっては、中学生以上の生徒については集団下校、幼稚園児・小学生・特別支援学校(学級)生徒については教職員による引率又は学校での保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。その際、あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細にきめておく。

なお、帰宅しても保護者が家にいない児童については、緊急連絡先に連絡し、保護者が引き取りに来るまで学校で保護する。

(2) 校外活動中に風水害等の発生が予測される事態となった場合の措置

引率教職員は、活動を中止して本校に連絡をとり、児童・生徒等を安全に帰校させる。交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、児童・生徒等の安全を確保したうえ本校に連絡し、校長と協議して関係機関に協力を要請するなど臨機の対応を行う。

4 学校以外の文教施設の応急対策

震災対策編第2章第13節「4 学校以外の文教施設の応急対策」を準用する。

5 文化財の応急対策

震災対策編第2章第13節「5 文化財の応急対策」を準用する。

第14節 要配慮者の応急対策計画

担当部署	保健福祉課、まちづくり推進課
------	----------------

1 計画の概要

震災対策編第2章第14節「1 計画の概要」を準用する。

2 要配慮者の応急対策計画フロー

震災対策編第2章第14節「2 要配慮者の応急対策計画フロー」を準用する。

3 在宅の要配慮者対策

震災対策編第2章第14節「3 在宅の要配慮者対策」を準用する。

なお、風水害等が発生するおそれがある場合の対応として、避難準備・高齢者等避難開始を発令し、避難行動要支援者に対し確実に情報を伝達する。

4 社会福祉施設等における要配慮者対策

震災対策編第2章第14節「4 社会福祉施設等における要配慮者対策」を準用する。

なお、風水害等が発生するおそれがある場合の事前避難として、以下の対応を行う。

- (1) 施設長は、町等から避難勧告等が発令された場合又は入（通）所者を避難させる必要があると判断される場合は、直ちに要員を配置して、避難体制を整える。また、避難の誘導にあたっては、入（通）所者に不安を抱かせないよう配慮する。
- (2) 施設長は、風水害等の状況に応じて、適切な避難場所（屋内、屋外、避難所等）を選択し、避難の誘導を行う。
- (3) 夜間又は休日等で、在施設職員数が少数のときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

5 外国人の援護対策

震災対策編第2章第14節「5 外国人の援護対策」を準用する。

第15節 応急住宅対策計画

担当部署	総務課、建設課
------	---------

1 計画の概要

震災対策編第2章第15節「1 計画の概要」を準用する。

2 応急仮設住宅建設・被災住宅応急修理の計画フロー

震災対策編第2章第15節「2 応急仮設住宅建設・被災住宅応急修理の計画フロー」を準用する。

3 住宅被災状況等の把握

震災対策編第2章第15節「3 住宅被災状況等の把握」を準用する。

なお、被災住宅の調査について、町は、大規模な災害により住家に被害が生じた場合、県の協力を得て、次により、応急仮設住宅の建設及び住宅被災の応急処理に必要な調査を実施する。

- (1) 被害状況
- (2) 避難場所の状況
- (3) 住宅に関する緊急対応状況（予定を含む）
- (4) 当面の応急仮設住宅の必要戸数
- (5) 要配慮者に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数
- (6) 住宅に関する県への要望事項
- (7) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

4 応急仮設住宅の提供

震災対策編第2章第15節「4 応急仮設住宅の提供」を準用する。

5 被災住宅の応急修理

震災対策編第2章第15節「5 被災住宅の応急修理」を準用する。

6 建築関係障害物の除去

震災対策編第2章第15節「6 建築関係障害物の除去」を準用する。

第16節 災害救助法の適用に関する計画

担当部署	総務課
------	-----

1 計画の概要

震災対策編第2章第16節「1 計画の概要」を準用する。

2 災害救助法による救助フロー

震災対策編第2章第16節「2 災害救助法による救助フロー」を準用する。

3 災害救助法の適用基準

震災対策編第2章第16節「3 災害救助法の適用基準」を準用する。

4 災害救助法の適用手続き

震災対策編第2章第16節「4 災害救助法の適用手続き」を準用する。

5 災害救助法による救助の種類

震災対策編第2章第16節「5 災害救助法による救助の種類」を準用する。

第17節 竜巻・突風対策計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課、産業振興課
------	--------------------

1 竜巻突風に関する知識の普及啓発

竜巻は、大気が不安定になって発達した積乱雲の下で発生する。しかし、積乱雲は必ずしも竜巻を起こすわけではなく、発生を予測するのは困難である。

そのため、竜巻の発生に係る情報を可能な限り早く入手するとともに、迅速に住民に伝達し、避難誘導を図る。

竜巻における人的被害、家屋被害等の状況を踏まえ、竜巻に関する知識の普及啓発及び被災後の迅速な対応を図る。

(1) 住民への啓発

町、消防機関及び関係機関は、竜巻災害のメカニズムと過去の被害を広報し、住民への啓発を図る。

【竜巻からの身の守り方】

屋内にいる場合	屋外にいる場合
<ul style="list-style-type: none">・ 窓を開けない・ 窓から離れる・ カーテンを引く・ 雨戸・シャッターをしめる・ 地下室や建物の最下階に移動する・ 家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する・ 部屋の隅、ドア、外壁から離れる・ 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る	<ul style="list-style-type: none">・ 車庫、物置、プレハブを避難所にしない・ 橋や陸橋の下に行かない・ 近くの頑丈な建物に避難する・ (頑丈な建物が無い場合は) 近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る・ 飛来物に注意する

出典：内閣府「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」

(2) 安全な場所への誘導

竜巻来襲時、多くの住民が竜巻と認識せず、火事の煙と思い、窓の近くの危険な場所にとどまるケースが多いため、鉄筋コンクリート構造といった堅牢な建築物等の安全な場所への誘導を図る。

(3) 安全な場所の周知

低い階（2階よりも1階）、また、窓から離れた家の中心部等、安全性の高い場所の周知を図る。

(4) 堅牢な建築物への誘導

プレハブ等の強度が不足する建築物より、可能な限り堅牢な建築物へ誘導を図る。

2 竜巻突風に対する対策

(1) 竜巻情報等気象情報の取得

竜巻等の発生メカニズムについては未だ研究段階であるが、気象庁では、竜巻等突風が発生しやすい気象状況となった場合に、局地的な「竜巻注意情報」を発信している。竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、山形地方気象台が天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）を対象に発表されるもので、この情報は気象庁より防災機関に伝達される。

(2) 家屋・農作物等の被害防止対策

ア 防風ネット等の防風施設等、農作物被害防止施設の整備

イ 風速50m/s以上に耐える低コスト耐候性ハウスの設置

ウ 風害等を受けやすい地域における家屋・農用地の災害の未然防止や保全を目的とする防風施設等の整備

(3) 風倒木対策

風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去等、必要な対策をあらかじめ講ずる。

第18節 自発的支援の受入計画

第18節 1 災害ボランティア活動支援計画

担当部署	保健福祉課
------	-------

1 計画の概要

震災対策編第2章第19節1「1 計画の概要」を準用する。

2 災害ボランティア活動計画フロー

震災対策編第2章第19節1「2 災害ボランティア活動計画フロー」を準用する。

3 町災害ボランティア支援本部

震災対策編第2章第19節1「3 町災害ボランティア支援本部」を準用する。

第18節 2 義援金の受入・配分計画

担当部署	総務課、保健福祉課、出納室
------	---------------

1 計画の概要

震災対策編第2章第19節2「1 計画の概要」を準用する。

2 義援金の受入、配分計画フロー

震災対策編第2章第19節2「2 義援金の受入、配分計画フロー」を準用する。

3 義援金

震災対策編第2章第19節2「3 義援金」を準用する。

第18節 3 義援物資の受入・配分計画

担当部署	総務課、保健福祉課、出納室
------	---------------

1 計画の概要

震災対策編第2章第19節3「1 計画の概要」を準用する。

2 義援物資の受入、配分計画フロー

震災対策編第2章第19節3「2 義援物資の受入、配分計画フロー」を準用する。

3 義援物資

震災対策編第2章第19節3「3 義援物資」を準用する。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課、町民税務課、保健福祉課、産業振興課、建設課
------	------------------------------------

1 計画の概要

震災対策編第3章第1節「1 計画の概要」を準用する。

2 被災者のための相談

震災対策編第3章第1節「2 被災者のための相談」を準用する。

3 見舞金等の支給及び生活資金の貸付

震災対策編第3章第1節「3 見舞金等の支給及び生活資金の貸付」を準用する。

4 雇用の確保等

震災対策編第3章第1節「4 雇用の確保等」を準用する。

5 住宅対策

震災対策編第3章第1節「5 住宅対策」を準用する。

6 租税の特例措置

震災対策編第3章第1節「6 租税の特例措置」を準用する。

7 被災者への各種措置の周知

震災対策編第3章第1節「7 被災者への各種措置の周知」を準用する。

第2節 金融支援計画

担当部署	総務課、産業振興課
------	-----------

1 計画の概要

震災対策編第3章第2節「1 計画の概要」を準用する。

2 農林業関係

震災対策編第3章第2節「2 農林業関係」を準用する。

3 中小企業関係

震災対策編第3章第2節「3 中小企業関係」を準用する。

第3節 公共施設等災害復旧計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課、保健福祉課、産業振興課、建設課
------	------------------------------

1 計画の概要

震災対策編第3章第3節「1 計画の概要」を準用する。

2 被害状況の調査と県への報告

震災対策編第3章第3節「2 被害状況の調査と県への報告」を準用する。

3 激甚災害指定の調査と推進

震災対策編第3章第3節「3 激甚災害指定の調査と推進」を準用する。

4 災害復旧の基本方針の決定

震災対策編第3章第3節「4 災害復旧の基本方針の決定」を準用する。

5 災害復旧関係技術職員等の確保

震災対策編第3章第3節「5 災害復旧関係技術職員等の確保」を準用する。

6 資金計画

震災対策編第3章第3節「6 資金計画」を準用する。

第4節 災害復興計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課、建設課
------	------------------

1 計画の概要

震災対策編第3章第4節「1 計画の概要」を準用する。

2 災害復興計画フロー

震災対策編第3章第4節「2 災害復興計画フロー」を準用する。

3 復興対策組織体制の整備

震災対策編第3章第4節「3 復興対策組織体制の整備」を準用する。

4 復興基本方針の決定

震災対策編第3章第4節「4 復興基本方針の決定」を準用する。

5 復興計画の策定

震災対策編第3章第4節「5 復興計画の策定」を準用する。

6 住民合意の形成

震災対策編第3章第4節「6 住民合意の形成」を準用する。

第2編 個別災害対策編

第1章 水害対策計画

第1節 水防管理団体等体制整備計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課、産業振興課、建設課
------	------------------------

1 計画の概要

洪水による水害を防止するために、県及び水防管理団体である町が実施する水防活動体制の整備について定める。

2 水防管理団体の義務

(1) 水防管理団体の責務

水防管理団体である町は、その区域における水防を十分に果たすべき責務を有する。

(2) 水防管理者の責務

水防管理者である町長は、平時から消防団及び水防団による地域水防組織の整備を図る。

3 水防体制の整備

(1) 水防活動体制の整備

ア 水防管理者は、河川ごとに、重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討しておく。

イ 河川、砂防等の公共施設管理者は、平時及び出水期の巡視はもとより、災害時における所管施設の緊急点検や応急復旧等を実施する体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄に努める。

ウ 河川及び農業用排水施設管理者等は、ダム、堰及び水門等の適切な操作を定めたマニュアルを作成するとともに、その操作に習熟した人材の育成に努める。

(2) 消防団・水防団等の育成強化

ア 水防管理者は、平時から消防団・水防団の研修及び訓練を実施するとともに、広報活動を行い、水防団組織等の充実と習熟に努める。

イ 水防管理者は、自主防災組織が常に有効に機能するよう、リーダーに対する研修を定期的で開催するとともに、防災訓練を実施する。

ウ 青年層・女性層の団員への参加促進等消防団・水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

(3) 水防活動施設の整備

水防管理者は、水防活動の拠点となる河川防災ステーション等の施設の整備に努める。

4 浸水想定区域内の高齢者等利用施設等における取組

浸水想定区域内の高齢者等利用施設等においては、避難確保計画・浸水防止計画の作成や自衛水防組

織の設置に取り組むとともに、町からの洪水予報等の直接伝達により、自主的な判断による速やかな避難行動の促進を図る。

なお、国土交通省山形河川国道事務所及び新庄河川事務所は、高齢者等利用施設等に対し、避難確保計画・浸水防止計画作成、訓練実施等の技術的助言を行う。

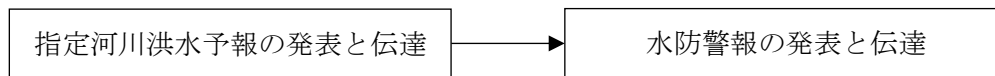
第2節 洪水予報・水防警報伝達計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課
------	--------------

1 計画の概要

災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に資するために、気象や水防情報等を水防関係機
関及び住民に迅速かつ適切に伝達するための計画について定める。

2 洪水予報・水防警報伝達計画フロー



3 洪水予報の発表と伝達

本計画の定めるところにより、想定し得る最大規模の洪水に係る浸水想定区域におけるハザードマ
ップ等を活用しながら指定緊急避難場所の周知等も含め、関係住民及び水防関係機関へ洪水予報を伝
達、周知する。

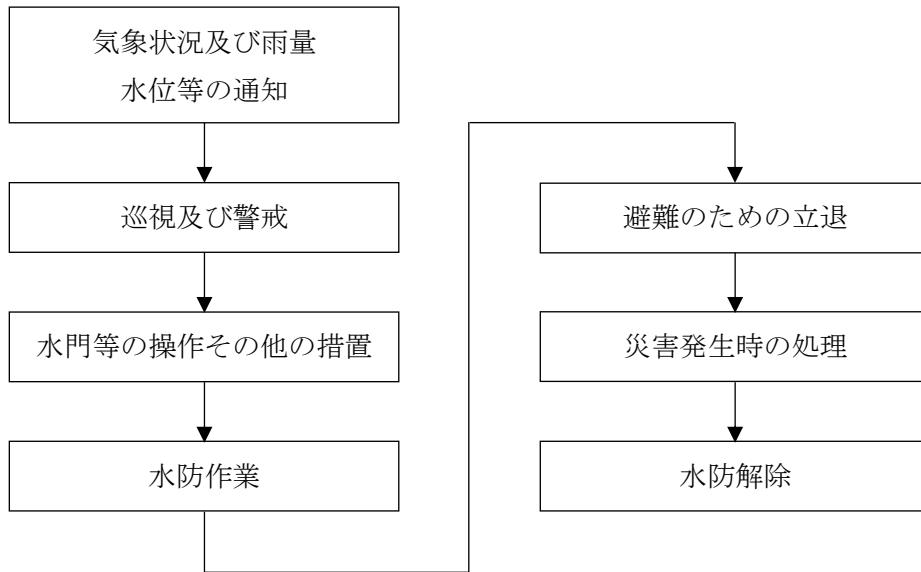
第3節 水防活動計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課、建設課
------	------------------

1 計画の概要

洪水による風水害が発生し又は発生が予想される場合に、水防管理団体等がこれを警戒・防御し、被害を軽減するための水防活動について定める。

2 水防活動計画フロー



3 水防管理団体の水防活動の基準

水防管理者は、次の段階に従って管下水防団体又は消防機関を出動させ、水防活動に万全を期さなければならない。

- (1) 常に管下河川を巡視すること。
- (2) 気象等に関する注意報、警報が発表された場合は、速やかに連絡員をおき関係機関の連絡を密にすると共に、水位、流量等の諸情報を集めて出動に備えること。
- (3) 洪水予報が発せられた場合は、連絡員は県水防支部（村山総合支庁建設部）と密接な連絡を保持し、併せて団員等の居所を明確にするなど出動の準備を整えておくこと。
- (4) 水防警報が発表されたとき又は水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあるときは、出動準備を連絡し団員の待機をもとめると共に一般に周知すること。

また、水位が氾濫注意水位に達した時は山形県水防信号規則第1信号により地域住民に周知する。

- (5) 氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるときは、状況判断の上、団員を出動させ水防作業を開始する。

- (6) 緊急の必要がある場合は、警察長に出動を要請し、又は他の水防管理団体、消防長に応援を要請することができる（水防法（以下「法」という。）第22条及び第23条）。
- (7) 水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場に居る者を水防活動に従事させることができる（法第24条）。
- (8) 堤防決壊等の場合は、できる限り被害の拡大を防止するよう努めるとともに、直ちに県水防支部（村山総合支庁建設部）、警察署、その他の関係機関に通報しなければならない（法第25、26条）。
- (9) 洪水等の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、警察署長に通知の上、避難のための立ち退きを指示することができる（法第29条）。
- (10) 堤防決壊等の場合は、できる限り被害の拡大を防止するよう努めるとともに、直ちに県水防支部（村山総合支庁建設部）、警察署、その他の関係機関に通報しなければならない（法第2条）。
- (11) 水位が氾濫注意水位を下回り危険が去ったと認められるときは、水防管理者は、水防団（消防団）又は他の協力者の出動を解除する。
- (12) 水防管理者は、随時水防活動に関する諸報告を行うと共に水防活動終了後、水防活動実施報告及び災害報告等を県水防支部（村山総合支庁建設部）を経由して県水防本部に提出しなければならない（法第47条第2項）。

4 巡視及び警戒

(1) 巡視

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、法第9条の規定により、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(2) 非常警戒

水防管理者は水防警報が発令された場合、水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在工事中の箇所及び既往災害箇所、その他特に必要な箇所を重点的に巡視するとともに、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに県水防支部（村山総合支庁建設部）に連絡すると共に水防作業を開始する。

- ア 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- イ 表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ウ 天端の亀裂又は沈下
- エ 堤防の越水状況
- オ 樋門の両軸又は低部よりの漏水と扉の絞り具合
- カ 橋梁その他の構造物との取付部分の異常

5 水門等の操作その他の措置

- (1) 県支部水防長は、堰、水門、樋門その他河川に設置されている工作物の管理者をして、毎年出水期に先立ち、その点検整備を十分行わせるとともに、必要に応じて検査を行うなど適切な指導を行う。
- (2) 県支部水防長は、利水専用ダムの管理者に対し、河川法の趣旨に基づき、次の事項に留意して管

理の適正を期すよう指導する。

ア 出水期に先立ち管理施設の点検整備を十分に行うとともに、気象水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

イ ダムの操作状況等の通報を迅速かつ的確に行い得るよう、あらかじめ通報系統を確立しておくこと。

ウ 堆砂の進んでいるダムにおいては、貯水池末端附近における水位の上昇による被害の有無、ダム越流面のコンクリート磨耗状況等を調査し、必要があるときは適切な措置を講ずること。

エ 貯水池内の浮上物件については、洪水時に流出して下流に被害を与えることのないよう陸上へ格納するなどの措置を講ずること。

(3) 県水防支部（村山総合支庁建設部）は、渡船、船艇等の管理者に対して、あらかじめそのけい留固定等の措置について十分指導すること。

6 水防作業

(1) 要旨

洪水時において堤防に異常が発生する時期は、洪水継続時間にもよるが、概ね水位が最大するとき又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水位の3/4位に減水したときが最も危険）ことから、洪水が最盛期を過ぎても警戒を厳にしなければならない。

(2) 工法

水防工法は、堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその付近で入手しやすい工法を選定するが、当初に施工した工法で成果が認められないときは、これに代わるべき工法を順次実施し、被害の防止に努める。

(3) 水防用資材器具及び運搬具

水防用資材器具及び運搬具は、原則として各水防管理団体において整備し、県は側面的に援助をなす。（法第41条及び第44条の2）。

県水防支部（村山総合支庁建設部）は、その所有している器具、運搬具等を非常時に際して有効に活用できるよう準備しておく。

7 避難のための立ち退き

(1) 退去の呼び掛け

町長は、河川が増水し危険が及ぶおそれがあると認められる場合は、河川管理者及び警察等と協力して、河川にいる者に退去するよう呼び掛ける。

(2) 避難のための立ち退きの指示

洪水等の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

水防管理者が指示する場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない（法第29条）。

(3) 避難及び立退

水防管理者はあらかじめ避難先及びその経路等を定め、地域住民に周知させておく。

8 災害発生時の処理

(1) 堤防、溜池、樋門又は角落し等が欠壊した場合は、水防管理者、水防団長及び消防機関の長等ができる限り被害の増大を防止するよう努めなければならない。

また県水防支部（村山総合支庁建設部）は、その状況を県水防本部、災害対策本部、その他必要な関係機関に急報すると共に応援、指導、水防資材の補給をしなければならない。

(2) この場合、水防管理者は直ちに次の処置をとらなければならない。

ア 居住者に対する立ち退き指示、避難誘導等

イ 県水防支部（村山総合支庁建設部）、国土交通省山形河川国道事務所、新庄河川事務所、隣接水防管理団体及び警察署への急報

9 水防解除

(1) 水防管理者は、水位が警戒水位を下回り水防活動の必要を認めないと判断したときは、水防解除を命ずる。

(2) 水防解除を命じたときは直ちに県水防支部（村山総合支庁建設部）に連絡するとともにこれを一般に周知する。

(3) 県水防支部（村山総合支庁建設部）は、水防解除が命じられたときは、これを直ちに県水防本部に報告する。

第4節 応援計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課
------	--------------

1 地元住民の応援

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のため止むを得ず必要がある時は、当該水防管理団体の区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる（法第24条）。

2 警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる（法第22条）。

3 他の水防管理団体の応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は他の水防管理者又は消防機関の長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者はでき得る限りその求めに応じ、応援に派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する（法第23条）。

4 協定

水防管理団体は、法第23条に規定する応援が円滑、迅速に遂行できるようあらかじめ協定を締結しておく。

5 指導

県水防支部（村山総合支庁建設部）、消防機関の長、警察署長は管轄区域内の水防管理団体と密接な連絡を図り、必要があると認めるときは各々部下を派遣して水防団（消防団）の配置、警戒、資材の管理支給、輸送及び作業の方法等の応援・指導を行う。

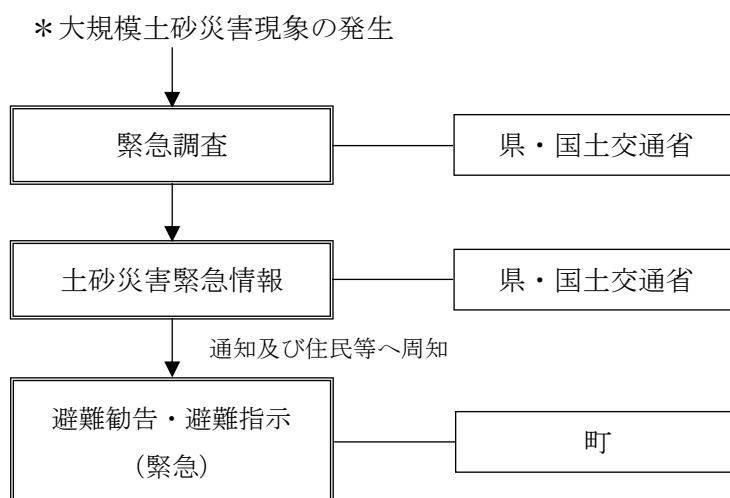
第2章 大規模土砂災害対策計画

担当部署	総務課、建設課
------	---------

1 計画の概要

土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において、土砂災害から住民等の生命及び身体を保護するために、県、国土交通省、町が実施する大規模土砂災害対策について定める。

2 大規模土砂災害対策フロー



3 緊急調査

県及び国土交通省は、大規模土砂災害現象の発生を覚知した場合は速やかに現地を確認し、下表に示す重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況があると認められるときは、緊急調査に着手する。

緊急調査は、重大な土砂災害が想定される区域及び時期を明らかにするための調査を実施する。

【重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況】

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況		緊急調査 実施機関
項 目	内 容	
河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流	<ul style="list-style-type: none"> ・河道閉塞の高さが概ね20m以上ある場合。 ・概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合。 	国土交通省
河道閉塞による湛水	<ul style="list-style-type: none"> ・河道閉塞の高さが概ね20m以上ある場合。 ・概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合。 	国土交通省
火山噴火に起因する土石流	<ul style="list-style-type: none"> ・河川勾配が10度以上である区域の概ね5割以上に1cm以上の降灰等が堆積した場合。 ・概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合。 	国土交通省
地すべり	<ul style="list-style-type: none"> ・地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合。 ・概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合。 	県

4 土砂災害緊急情報

県又は国土交通省は、災害対策基本法第60条第1項の規定による避難勧告、避難指示等の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報（土砂災害緊急情報）を県にあっては町に、国土交通省にあっては県及び町に通知するとともに、報道機関及びそれぞれのホームページ等により一般に周知する。

また、県及び国土交通省は、町が適切な避難判断を行うことができるよう、判断基準の設定について助言等を行う。

5 避難勧告・避難指示（緊急）

町は、県又は国土交通省からの土砂災害緊急情報を受け、法第60条第1項の規定による避難勧告、避難指示等を適切に実施し、住民等が速やかに避難できるようにするため、事前に避難判断基準の設定や避難所等を示したハザードマップの作成、住民等への伝達方法等、警戒避難体制を整備する。

6 避難勧告等の判断基準に基づいた避難勧告等の発令

土砂災害の発生するおそれのある場合は、以下の避難勧告等の判断基準に基づき、避難準備情報、避難勧告及び避難指示を発令する。避難勧告等の避難情報の発令にあたっては、以下の例を参考に、気象予測や土砂災害警戒情報等の情報を含めて総合的に判断する。

避難勧告等の伝達は、町防災放送、広報車、サイレン、警鐘、テレビ・ラジオ、緊急速報メール及び職員・消防団員による巡回等により住民へ伝達する。その場合、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意し、日本放送協会その他報道機関や自主防災組織の協力を得るなど、あらゆる手段を活用し、その内容の周知徹底を図る。

第3章 雪害対策計画

第1節 ライフライン等確保計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課、建設課
------	------------------

1 計画の概要

降雪期における交通、電力及び通信を確保するために、国、県、町及び関係機関が実施する雪害対策について定める。

2 交通の確保

豪雪等に対し、緊急に道路交通及び鉄道交通を確保できるよう、迅速かつ的確な除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員の動員、施設並びに連絡手続き等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の計画的な備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努める。

特に、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪に対しては、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

(1) 道路施設の交通確保

町は毎年「道路除雪計画」を定め、除排雪を実施して雪害予防に努める。

ア 除雪体制

町内の道路、公共施設及び住宅等の立地状況を勘案し、気象状況、積雪状況に応じた除雪体制を整える。

イ 除雪路線

路線の選定にあたっては、主な幹線道路、バス路線、地域的に主要な道路及び公共公益施設への道路を主体として選定する。

ウ 除雪目標

交通確保の重要度に応じ、除雪路線ごとの除雪目標を定め、迅速・効率的な除雪を実施する。

(2) 消融雪施設等の整備

国、県、町及び防災関係機関は、道路交通の確保が必要と認められる道路及び家屋、家屋周辺における除排雪を可能とするため、消融雪施設等の整備を推進する。

ア 消雪パイプの整備

(ア) 人家連たん区域、交通量の多い交差点及び急坂路等、機械除雪作業の効率が著しく低下する道路に、消雪パイプの整備を行う。

また、消雪パイプの地下水揚水に伴う地盤沈下の防止を図るため、無散水消雪施設等の拡充にも努める。

(イ) 消雪パイプは、降雪期前に点検整備を行うとともに、使用期間中においても定期的に維持管理を行う。

イ 流雪溝の整備

街区において迅速かつ的確な除排雪活動を実施するため、機械除雪、消雪パイプ及び無散水消雪施設の整備と組み合わせて、流雪溝の面的整備の促進に努める。

ウ 利用者への啓発

雪づまりの発生を防止するため、水系毎の流雪溝利用組織等を立ち上げ、地域住民による管理システムの構築、雪みち愛護デーの設定等による地域活動の促進を図る。

(3) 地吹雪対策の推進

国、県、町及び防災関係機関は、地吹雪による交通の途絶及び事故防止を図るため、地吹雪の発生箇所を把握して次により施設の整備を図るとともに、利用者への啓発を実施する。

ア 地吹雪施設の整備

道路管理者は、地吹雪発生箇所に防雪柵を設置して地吹雪による災害の防止を図るとともに、気象観測装置及び監視カメラ等を整備し、降雪期の道路状況の把握に努める。

イ 利用者への啓発

国、県、町、消防機関及び警察等は、地吹雪の対策について検討するとともに、過去の事故・災害等を踏まえた地吹雪マップやチラシを作成し、相互に協力して利用者への啓発に努める。

(4) 災害未然防止活動

ア 災害リスクの把握

道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、車両の立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握するよう努める。

イ 車両の運転者への啓発

集中的な大雪が予測される場合は、住民一人ひとりが非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要となることから、雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくなど防災知識の普及を図る。

(5) 住民等への広報

施設の管理者は、雪害による被害を防止し又は軽減するとともに、交通の混乱を防止するため、住民や乗客に対して降雪期における交通状況及び交通確保対策の実施状況について、適時適切な広報に努める。

3 孤立地区における通信確保

町及び電気通信事業者は、豪雪により孤立が予想される地区の災害による有線通信の途絶に備え、次により通信手段の多ルート化に努める。

(1) 地域防災無線設備及び停電時における補助電源設備の整備

(2) 衛星携帯電話の整備

- (3) 簡易移動無線局の冬期間における臨時設置
- (4) アマチュア無線の活用の整備

4 暴風雪のため遭難した者の救出

暴風雪のため生命身体が危険な状態にある者、孤立状態にある者又は生死不明の状態にある者の救出は次による。

(1) 警告等

気象情報等に基づき、地吹雪の発生等が予想される場合は、状況により当該区域に対する消防団員等の警戒を強化し、関係者に必要な警告を行う。防災関係機関は相互に連絡の上、迅速な出動体制を整える。

(2) 救出

事故発生の通報を受けたときは、防災関係機関と相互に協力のうえ、救助班を編成し救出・救助する。

町は、除雪及び救出の実施が困難な場合は、県に対しこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。

第2節 雪崩防止計画

担当部署	総務課、建設課
------	---------

1 計画の概要

山間多雪地帯において、生活や産業活動の安全な環境を確保するため、国、県、町、警察、消防機関及び施設管理者等が実施する雪崩防止対策について定める。

2 雪崩危険箇所の調査・周知

(1) 雪崩危険箇所の調査・点検

国、県、町及び関係機関は、既存資料の収集・整理や地図・空中写真の計測・判読のほか、定期的な現地の調査点検や聞き取り調査を組み合わせ、雪崩危険箇所を把握する。

(2) 雪崩危険箇所の周知

危険箇所を地域防災計画に登載するとともに、特に学校、福祉等の施設や多数の住民が集まる施設等について留意し、地域住民への周知徹底を図る。

3 雪崩防止施設等の整備

国、県及び町は、雪崩防止の機能を十分に発揮できるよう、地形、土質、勾配及び雪崩の種類等の条件や防護対象物を考慮して適宜・適切な施設を選定し、雪崩防止施設等の整備を推進するとともに、警戒避難体制の整備を含めた総合的な雪崩災害予防対策に努める。

(1) 雪崩予防施設の整備

雪崩発生のおそれがあり、人的・物的被害が予想される箇所に対し、雪崩防止林、階段工、予防柵、予防壁及び導流工等の雪崩防止施設の設置に努める。

(2) 雪崩防護施設等の整備

道路及びその附属施設の保全並びに交通の安全を確保するため、防護柵、防護擁壁及びスノーシェッド等の防護施設の整備に努める。

(3) 砂防・治山の施設整備

雪崩、融雪等による河川、沢等のせき止めは、洪水、土石流災害を引き起こす原因となることから、砂防、治山等の施設整備に努める。

(4) 雪崩防止・設備の点検整備

雪崩防止施設の管理者は、雪崩防止施設の機能を有効に発揮させるために、積雪前に定期的な整備、点検に努める。

また、降雪時においては積雪の状況を把握するとともに、積雪深計、雪崩監視装置の設置に努めるほか、パトロール及び巡視員等による整備、点検を行う。

4 危険箇所の警戒

(1) 道路・鉄道等の危険箇所の点検

道路・鉄道等の施設管理者は、積雪期間中、雪崩危険箇所の点検を適宜実施し、雪崩の早期発見

と事故防止に努める。

(2) 町による監視

町は、消防機関と協力して雪崩危険箇所の巡視を行うとともに、雪崩危険箇所に近接している民家、不特定多数の者が利用する公共施設、集会施設及び旅館等を対象に、雪崩監視装置を設置する等警戒体制の整備を図る。

また、危険箇所のある集落への連絡員の配置に努め、雪崩発生の際及び雪崩を発見したときの通報、警戒にあたらせる。

(3) 県及び警察の協力体制

県は町から応援要請があったときは、警察署と協力のうえ危険箇所の巡視を行い、警戒及び住民の避難に関して指導する。

(4) 住民の心構え

地域住民は居住地周辺の地形、積雪の状況及び気象状況等に注意し、雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は、直ちに近隣住民及び町に通報し、必要に応じて自主的に避難する。

5 事前回避措置の実施

(1) 住民への雪崩情報の周知

ア 町は、気象状況、積雪の状況及び危険箇所の巡視結果等を分析し、雪崩の発生の可能性については住民に適宜広報を行い、注意を喚起する。

イ 町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

ウ 町は、雪崩の発生により人家に被害を及ぼす可能性が高いと認めたときは、住民に対し避難の勧告又は指示を行う。また、住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等への受入体制をとるとともに、十分な救援措置を講ずる。

(2) 鉄道・道路施設の対策

鉄道・道路等の施設管理者は、雪崩の発生を予見する箇所を発見したときは、当該区間の列車の運行、車両の通行を一時停止し、雪庇落とし等の雪崩予防作業を行い、雪崩発生的事前回避に努める。

6 雪崩発生時の応急措置

(1) 雪崩発生状況の把握及び被災者の救助

ア 自ら巡視又は他の関係機関及び住民等からの通報により雪崩の発生を覚知したときは、直ちに被害の有無を確認し、県へ状況を報告する。

イ 住民等が被災した場合、直ちに消防機関及び警察と連携し救助作業を行うとともに、必要に応じて県に自衛隊の派遣要請を行う。

ウ 住居を失ったとき住民を公共施設等に受け入れ、十分な救援措置を講じる。

(2) 鉄道・道路等施設の被災時の対策

ア 鉄道・道路等の施設管理者は、雪崩により施設が被災した場合、直ちに当該区間の列車の運行、車両の通行を一時停止するとともに応急復旧措置を行い、交通の早期回復に努める。

また、避難者がいる場合は直ちに最寄りの消防機関及び警察に通報して救助を求めるとともに、自らも救出作業に当たる。

イ 雪崩による通行止めが長時間にわたり、列車や通行車両中に乗客・乗員等が閉じ込められる事態となったときは、施設管理者からの要請又は自らの判断により、炊き出し、毛布等の提供、避難施設への一時受入等を行う。

(3) 孤立集落住民の救助

雪崩による交通途絶のため、集落の孤立が長時間に及ぶと認めたときは、県に対しヘリコプターの要請を行い、医師、保健師、看護師等の派遣及び医薬品、食料、生活必需品の輸送、救急患者の救助、若しくは集落住民全員の避難救助を実施する。

(4) 二次災害の防止

雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。

第3節 住民生活の安全確保計画

担当部署	全課
------	----

1 計画の概要

積雪期における住民生活の安全を確保するために、県及び町が実施する雪害予防計画について定める。

2 一般建築物の雪害予防

(1) 住宅・建築物の安全性に対する指導

県及び町は、建築物の新築、改良工事等を行う所有者に対し、街区の状況や敷地の状況等による周辺への影響を充分配慮した屋根雪処理とするよう指導に努める。

(2) 克雪住宅の普及推進

核家族化や高齢化の進行に伴い、自力で屋根雪処理を実施できない世帯が増加することが考えられ、雪下ろしの労働力確保も難しくなっていることから、県及び町は、屋根雪荷重による屋根倒壊の防止を兼ねた克雪住宅の普及指導に努める。

(3) 豪雪地帯の要援護世帯に対する除雪援助

県及び町は、老人世帯等の要援護世帯に対し民生委員・児童委員、福祉団体等による訪問等を行い、積雪状況の把握に努めるとともに、これらの世帯の除雪にあたっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取組が実施されるよう啓発する。また、地域への支援を行う雪害ボランティアの組織化や、必要によっては、除雪業者のあっせんを行う。この場合、関係団体と連携し、除排雪窓口の一本化等により効率的かつ迅速に対応できる体制づくりを進める。

(4) 屋根雪等による事故防止の啓発

屋根雪等の事故防止について、屋根雪下ろし等の除雪作業の集中する時期に合わせて命綱の使用方法等、安全な雪下ろし・除雪作業についての効果的な広報活動を実施する。

また、町は県の発表する「雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報」等を活用し、次のことについて、住民に対する啓発に努める。

- ア こまめな雪下ろしの励行
- イ 雪庇や屋根からの落雪埋設による事故防止
- ウ 雪下ろし中の転落による事故防止
- エ 家庭用除雪機のロータリーによる事故防止
- オ 非常時における出入り口の確保
- カ 換気口の確保
- キ ガス供給配管の点検

3 町豪雪対策本部の設置

降雪により積雪量が増加し、住民生活への影響が予想される事態となったときは、その影響を最小限に食い止めるとともに、大雪による災害を未然に防止するため、大石田町豪雪対策本部を設置する。

(1) 設置場所：大石田町役場内

(2) 構成及び事務局

町豪雪対策本部組織図並びに事務局の体制は、町災害対策本部体制に準じる。

(3) 豪雪対策本部設置の目安

豪雪対策本部 設置の目安	<p>ア 大石田町における積雪深観測地点の積雪量が150cmに達し、過去10年間の最大積雪量を考慮し検討する。</p> <p>イ 町に大雪特別警報、暴風雪特別警報が発表されたとき。</p> <p>ウ 大石田町における積雪深観測地点の積雪量が150cmに至るまでの場合は、県及び北村山管内市町の動向や、雪害により多くの住民生活に重大な影響を及ぼすおそれが見込まれるなどにより判断する。 (豪雪対策本部設置を村山総合支庁管内全体の状況により検討する。)</p> <p>エ 雪解け期〔3月までの残された期間〕や雪害により多くの住民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき。</p>
-----------------	---

(4) 任務及び当面の対策

大雪による災害の予防、災害発生及び復旧について必要な情報の収集、対策の策定及び連絡調整に当たり、対策として以下の事項を行う。また、以下の項目以外の必要な事項は本部長（本部設置前は町長）の指示による。

部	所掌事務
総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害等の状況の収集、取りまとめに関すること。 2 避難勧告、避難指示等に関すること。 3 報道機関との連絡に関すること。 4 住民への周知及び雪害広報に関すること。 5 災害現場の連絡調整に関すること。 6 災害の予防、警戒及び防衛に関すること。 7 自衛隊、警察官、県職員並びに他市町村職員の災害派遣要請及び活動状況の把握に関すること。 8 本部員会議に関すること。 9 各部の総合調整に関すること。 10 雪害状況等の各種報告に関すること。 11 住民相談の総合窓口に関すること。 12 避難誘導に関すること。 13 その他、他の部局に属しないこと。
まちづくり推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 雪下ろし対策全般に関すること。 2 消防施設の管理に関すること。 3 消防水利の確保に関すること。 4 避難誘導に関すること。
町民税務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難者の生活相談に関すること。

部	所掌事務
保健福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉施設の管理に関すること。 2 保育幼児の安全に関すること。 3 要保護世帯の安全確保に関すること。 4 高齢者世帯の安全確保に関すること。 5 住民の健康管理に関すること。 6 非常時の医療体制に関すること。 7 避難誘導に関すること。 8 その他福祉、医療及び保険全般に関すること。
産業振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林業施設の安全対策及び被害の状況調査に関すること。 2 家畜の管理に関すること。 3 農産物の雪害防止対策に関すること。 4 商工業関係の雪害防止及び被害調査について。 5 観光施設の管理について。 6 地場産業の流通確保に関すること。 7 集落排水施設の保全に関すること。 8 その他農林業及び商工業全般に関すること。
建設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通の確保、人命救助のための障害物の除去に関すること。 2 通行不能箇所の標示に関すること。 3 土木関係被害調査、応急及び復旧対策に関すること。 4 道路、橋等の応急及び復旧対策に関すること。 5 道路除雪に関すること。 6 土木技術者、従事者の確保に関すること。 7 簡易水道施設の保全に関すること。 8 その他土木、建築に関すること。
教育文化課	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒、教職員の安全確保に関すること。 2 文教施設の管理及び被害調査、応急対策に関すること。 3 学校給食の保全措置に関すること。 4 児童生徒の通学確保に関すること。 5 その他教育全般に関すること。

4 孤立集落対策

県及び町は、豪雪のため孤立が予想される集落及び高齢化の進行により集落機能が弱体化している集落について、生活道路の除雪、並びに避難所の電気及び通信等のライフラインに関する雪害予防対策を講じるとともに、避難所で使用する暖房設備、燃料、携帯暖房品、食料、救助資機材等の整備及び備蓄並びに高齢者世帯等の除雪及び救急患者輸送対策等の推進に努める。

5 消防水利の整備

町は、降雪期にも配慮した消防力と救急体制の充実強化を図るとともに、立上吸水管付防火水槽の整備に努める。

6 避難所の整備

山間豪雪地においては、集落間の交通が途絶する可能性があり、救助活動の遅延も予想されるので町は、公民館等の収容避難所の電気、通信等のライフラインの雪害予防対策を講じるとともに、避難所で使用する暖房設備、燃料、携帯暖房品、食料及び救助資機材の整備、備蓄に努める。

7 総合的雪対策

雪対策の総合的かつ長期的推進を図るため、「山形県雪対策基本計画」及び「山形県雪対策アクションプラン」に基づき、関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消を行う。

第4章 航空災害対策計画

第1節 航空災害予防計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課
------	--------------

1 計画の概要

航空機の墜落炎上等による多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に、応急対策を円滑に実施できるようにするため、県、町、消防、警察、医療機関等の防災関係機関及び空港に従事する関係機関が実施する災害予防対策について定める。

2 防災体制の整備

(1) 連絡体制の整備

空港管理者（空港事務所長）及び防災関係機関は、航空機事故発生時の情報連絡系統を整備するとともに、山形空港・庄内空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定等に基づき、応援協力体制についてあらかじめ整備する。

(2) 消火救難隊の設備

空港管理者及び空港関係機関は、空港緊急計画に基づき、事故発生時の消火救難活動にあたる消火救難隊を組織する。

(3) 応急対策マニュアルの作成

空港管理者は、国際民間航空条約第14付属書に準拠した空港緊急計画等を策定するとともに、円滑な救難活動のため、必要に応じて応急対策マニュアルを定め、訓練を実施して空港関係機関職員の習熟を図る。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

空港管理者及び防災関係機関は、職員に対し航空事故発生時の応急対策について防災教育を行うとともに、定期的に防災訓練を実施し、相互の連携を強化する。

また、訓練の成果を事後評価し、必要な場合は防災体制の改善を図る。

3 応急対策用資機材等の整備

空港管理者及び空港関係機関は、空港及びその周辺での災害発生に備えるため、国の基準に加え、医療機関又は消防機関の指導を受け、救急救助用資機材、消防用資機材及び医療資器材等の整備に努める。

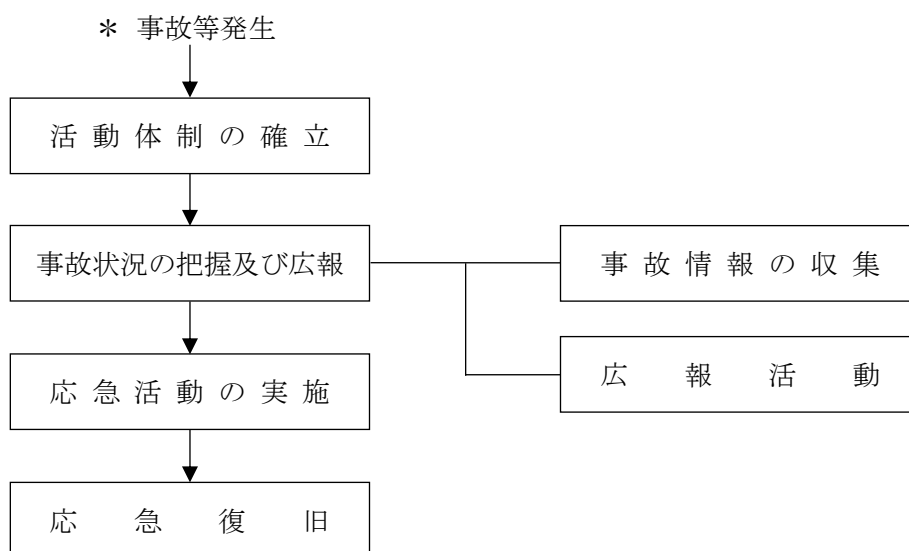
第2節 航空災害応急計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課
------	--------------

1 計画の概要

航空機の墜落炎上等による多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に、県、町、消防、警察、医療機関等の防災関係機関及び空港に従事する関係機関が実施する災害応急対策について定める。

2 航空災害応急計画フロー



3 活動体制の確立

(1) 応急体制の確立

町内で航空機事故が発生した場合、県、町、消防機関及び県警察等の関係機関は、事故の規模や被害状況に応じて速やかに応急体制を確立する。

(2) 広域応援要請

県及び町は、事故・災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められた場合には、国、他都道府県及び他市町村等に対して応援を要請する。

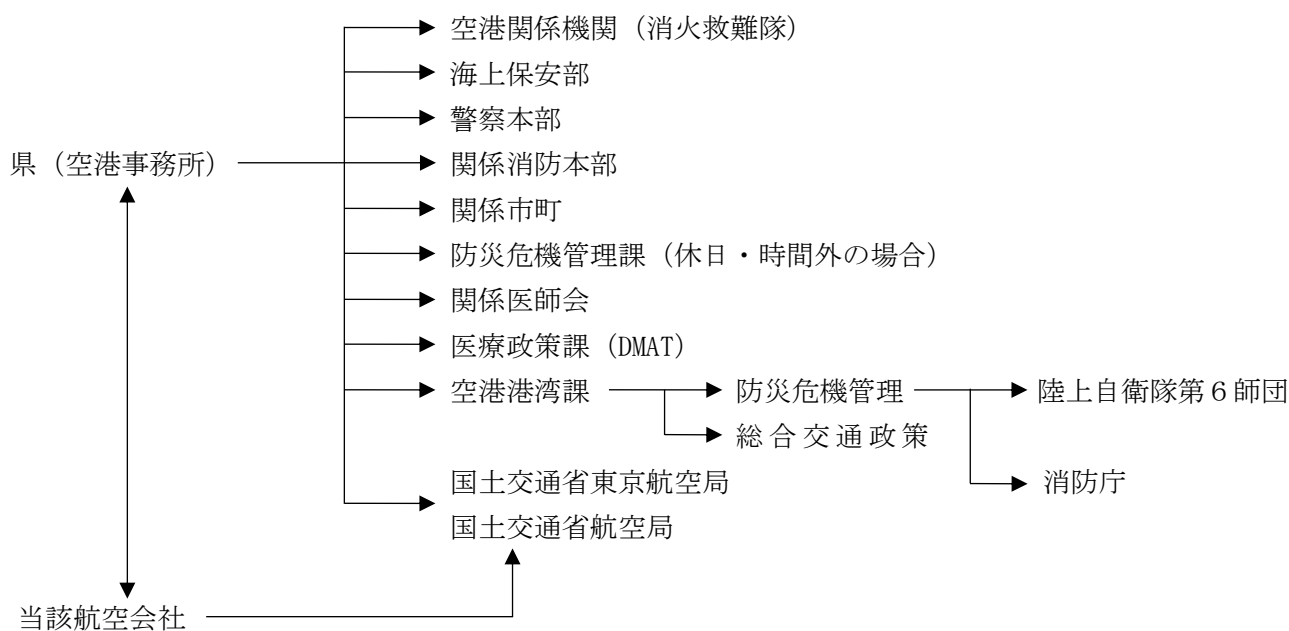
4 事故状況の把握及び広報

(1) 事故情報の収集、伝達

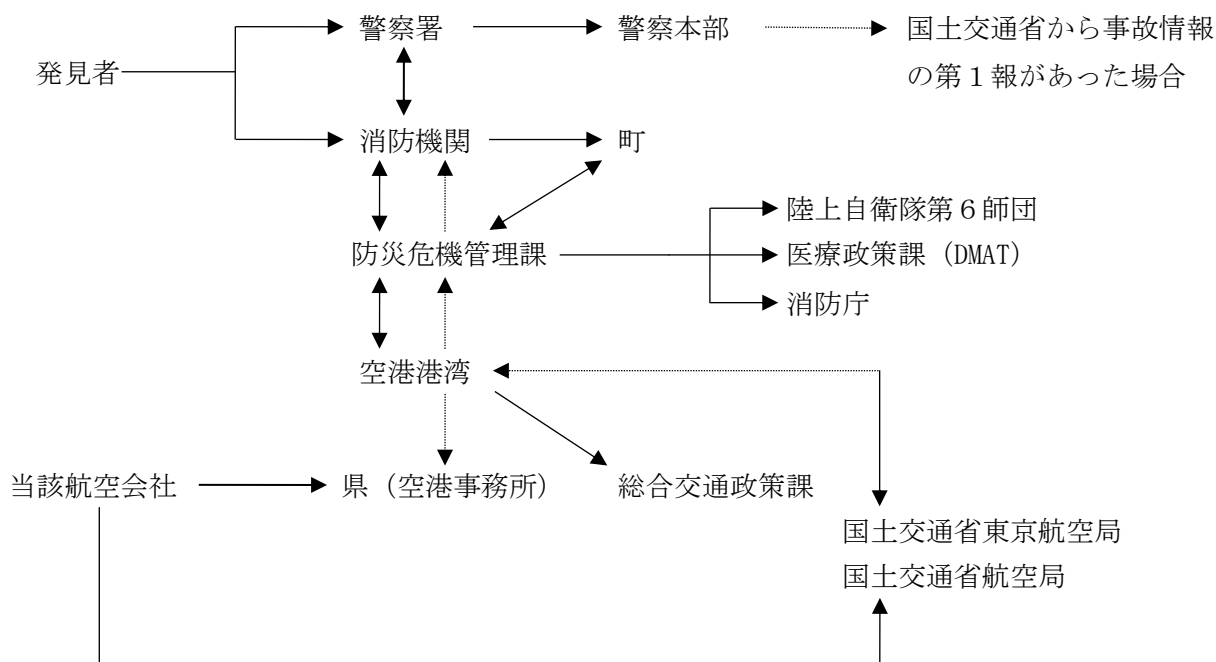
ア 情報の伝達系統

航空機事故が発生した場合、防災関係機関は次の伝達系統により、迅速かつ的確に事故情報を伝達する。

(ア) 空港内及びその周辺で事故が発生した場合



(イ) (ア)以外の地域で事故が発生した場合



イ 伝達内容

伝達すべき内容は、次のとおりとする。

- (ア) 事故発生時刻
- (イ) 事故発生場所
- (ウ) 事故の態様（墜落、胴体着陸、オーバーラン、火災発生の有無等）

- (エ) 搭乗人員数及び負傷者の有無並びにその概数
- (オ) 機種及び搭載燃料
- (カ) 搭載している危険物
- (キ) 運航会社名及び便名

(2) 避難勧告等

町内で航空機事故が発生した場合、町又は管轄警察署は、避難勧告等の指示を行う。

(3) 安否情報の提供

町内で航空機事故が発生した場合、航空会社、町、県及び管轄警察署は、死亡者、行方不明者等の個人に関する情報を把握し、安否情報として提供する。なお、必要により報道機関の協力を得て、広報する。

(4) 広報活動

ア 関係機関の連携

広報活動を行うにあたっては、県、町、県警察、航空会社、防災関係機関及び報道関係機関等は連絡、調整を密にし、被害状況、応急対策及び避難勧告等の情報を的確、迅速に伝えるように努める。

イ 乗客の家族等への情報提供

乗客の家族等への情報提供は、航空災害に係わる航空会社が迅速に行う。

ウ 周辺住民、乗客等への広報

県、町、航空会社は、航空災害の状況、安否情報、交通情報等、ニーズに応じた情報の広報を行う。

5 応急活動の実施

事故発生時、町、消防機関、県、県警察及び医療機関等は、事故の状況等に応じ災害対策本部等を設置し、必要により現地に合同の対策拠点を設置するなど、連携を図り迅速かつ的確な応急活動を行う。国の現地災害対策本部が設置された場合は、相互に連携して応急活動にあたる。

第5章 鉄道災害対策計画

第1節 鉄道災害予防計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課
------	--------------

1 計画の概要

鉄道事故に伴う多数の死傷者の発生等の災害を防止するため、鉄道事業者が実施する災害予防対策について定める。

2 鉄道実施等の安全対策の推進

(1) 監督官庁による安全指導

東北運輸局山形運輸支局は、管内で鉄道事業を営む者に対し、法令の規定に基づき、定期又は必要の都度、立入検査、指導等を実施する。

(2) 交通環境の整備

鉄道事業者及び道路管理者は、踏切道改良促進法に基づき、列車運行回数及び道路交通量の多い踏切の立体交差化、舗装の改良等の構造改良、交通規則及び統廃合を計画的に推進し、踏切での重大事故の発生防止に努める。

(3) 安全運行施設等の整備・改良

鉄道事業者は、CTC（列車集中制御装置）、ATS（自動列車停止装置）、ATC（自動列車制御装置）、踏切保安設備、防風設備等、列車の安全運行に関する施設・設備の整備・改良及び車両の不燃化等の安全対策を計画的に推進し、列車運行の安全性の向上に努める。

(4) 保守・点検体制の充実

鉄道事業者は、法令並びに各社の安全基準及び保安規定に基づき、車両、軌道、橋梁、トンネル、信号保安設備その他関連施設・設備の保守・点検体制を充実させ、鉄道システム全体の安全性・信頼性の維持に努める。

3 防災体制の整備

(1) 防災計画の作成

鉄道事業者は、法令等の定めるところにより防災計画を作成し、事故・災害発生時の指揮系統、職員の動員計画、対応手順等、災害時における事業継続に関することをあらかじめ定めておく。

(2) 連携体制の整備

鉄道事業者は、関係機関及び協力会社との情報連絡体制及び相互の役割分担等について確認し、平時から連携の強化に努める。

(3) 応急対策資機材の整備

鉄道事業者は、保安規定に基づき、事故・災害発生時の応急対策に必要な資機材を整備・配備し、外部からの緊急調達方法等についても、あらかじめ関連事業者と取り決めておく。

(4) 再発防止対策の実施

万一、鉄道事故が発生した場合には、鉄道事業者は、鉄道事故の再発防止を図るため、その原因を徹底的に究明し、その成果を速やかに安全対策に反映させるよう努める。

4 防災教育等の実施

(1) 防災教育の徹底

鉄道事業者は、列車の安全運行確保のため、職員に対し次の事項について防災教育を徹底する。

- ア 事故・災害発生時の旅客の案内
- イ 避難誘導等混乱防止対策
- ウ 緊急時の通信確保・利用方法
- エ 旅客対策等

(2) 防災訓練の実施

鉄道事業者は、事故・災害発生時に適切な処置がとれるよう、事故・災害発生を想定した防災訓練を定期的実施し、習熟に努める。

- ア 非常呼出訓練
- イ 避難誘導訓練
- ウ 消火訓練
- エ 脱線復旧訓練等

(3) 広報体制の充実

鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡網を確立し、広報体制の充実に努める。

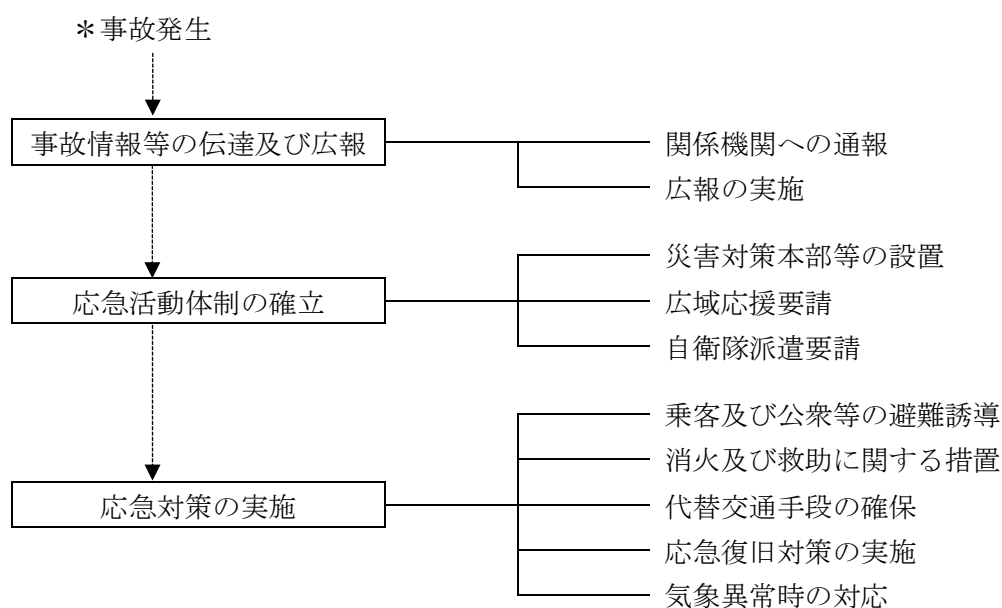
第2節 鉄道災害応急計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課
------	--------------

1 計画の概要

鉄道事故災害が発生した場合の被害を最小限にとどめ、鉄道の乗客の安全を確保するとともに、輸送の確保を図るため、鉄道事業者が実施する応急対策の方針等について定める。

2 鉄道災害応急対策フロー

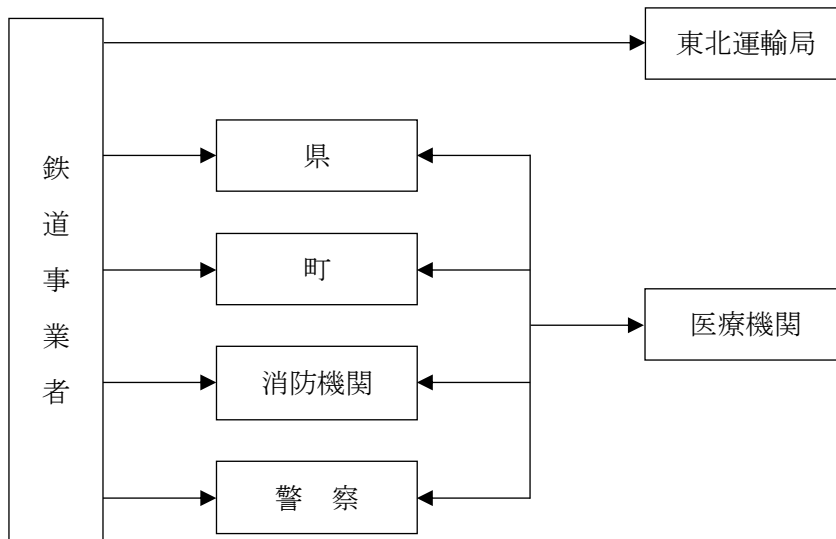


3 事故情報等の伝達及び広報

(1) 関係機関への通報

鉄道事業者は、乗客、乗員及び地域住民等の多数の死傷者の発生、又は土砂災害、雪崩発生及び危険物流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合は、直ちに次の経路により、被害（人的、施設等）状況、復旧見込み、代替交通手段等について、速やかに関係機関に対して通報する。

【事故・災害発生時の連絡通報体制図】



このほか、地域住民からの110番、119番通報等により事故発生情報がもたらせる場合があるので、通報を受けた機関は、上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。

(2) 広報の実施

鉄道事業者は、正確な情報を迅速に提供して混乱の防止を図るため、被災者の家族等並びに旅客及び一般住民等に対して次により広報を実施する。

ア 被災者家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報を適切に提供する。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び一般住民等への広報

報道機関を通じて、又は広報板への提示若しくは広報車の利用等により次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 旅客等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

4 応急活動体制の確立

(1) 災害対策本部等の設置

鉄道事業者、県警察、消防機関、町、県、医療機関その他関係機関は、事故・災害の状況により、各組織内に災害対策本部等を設置するとともに、必要に応じ、現地に応急対策の拠点を設置して連絡を密にし、情報の共有及び効率的な応急対策に推進に努める。

(2) 広域応援要請

県及び町等は、事故・災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合には、国、他都道府県及び他市町村等に対して応援を要請する。

(3) 自衛隊派遣要請

鉄道事業者は、事故・災害の規模や収集した被害情報等から判断し、必要があると認められる場合には、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

5 応急対策の実施

(1) 乗客及び公衆等の避難誘導

ア 列車内

列車の乗務員は、乗客に対して、速やかに不通の状況、その列車の運行状況及び接続関係等について詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な避難誘導に努める。

イ 駅構内

事故・被害状況を的確に判断した上で、随時適切な案内放送等を行うとともに、状況に応じて旅客公衆等を安全な避難場所に誘導する。

(2) 消火及び救助に関する措置

ア 乗務員は、事故・災害等により火災が発生した場合は、速やかに消防機関に通報し、旅客等を安全な避難場所に誘導するとともに、延焼拡大防止を図るため、消火体制を整える。

イ 事故・災害による火災、建物倒壊及び車両の破損等により負傷者が発生した場合は、速やかに消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

ウ 事故・災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出・救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を運転指令に速報するとともに、県警察、消防機関、町、県、医療機関等に協力を依頼する。

(3) 代替交通手段の確保

事故・災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

ア 折り返し運転の実施

イ 運転不能線区のバス代行輸送

ウ 迂回線区に対する臨時列車の増強等

(4) 応急復旧対策の実施

事故・災害の復旧にあたっては、早期に運転を再開させるため、次により必要な資機材等を確保

して応急工事を実施し、その後に本復旧対策を実施する。

ア 応急建設機材の運用

復旧作業に必要な応急建設機材については、あらかじめ定めた運用方法・借用方法により適切に確保する。

イ 資材の調達

事故・災害時における資材の供給については、事故・災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する。

ウ 技術者等の配置

復旧作業に従事する技術者等を適切に配置するとともに、緊急時は関係協力会社に対して技術者等の派遣を要請する。

(5) 気象異常時の対応

ア 気象予警報の伝達

山形地方気象台その他の関係機関から気象異常(降雨、降雪、強風等)の予報及び警報の伝達を受けたときは、速やかに関係箇所に対して伝達する。

イ 運転規制等の実施

時雨量、連続雨量及び風速等が運転規制基準に達した場合は、その強度により、直ちに列車の速度規制又は運転中止を実施する。

ウ 災害警備及び軌道調査

気象異常の情報を受けたとき又は気象観測機器が異常を検知したときで災害の発生が予測される場合は、線路設備等の警備を実施するとともに、直ちに線路、橋梁等関係施設を調査し、安全確認を行う。

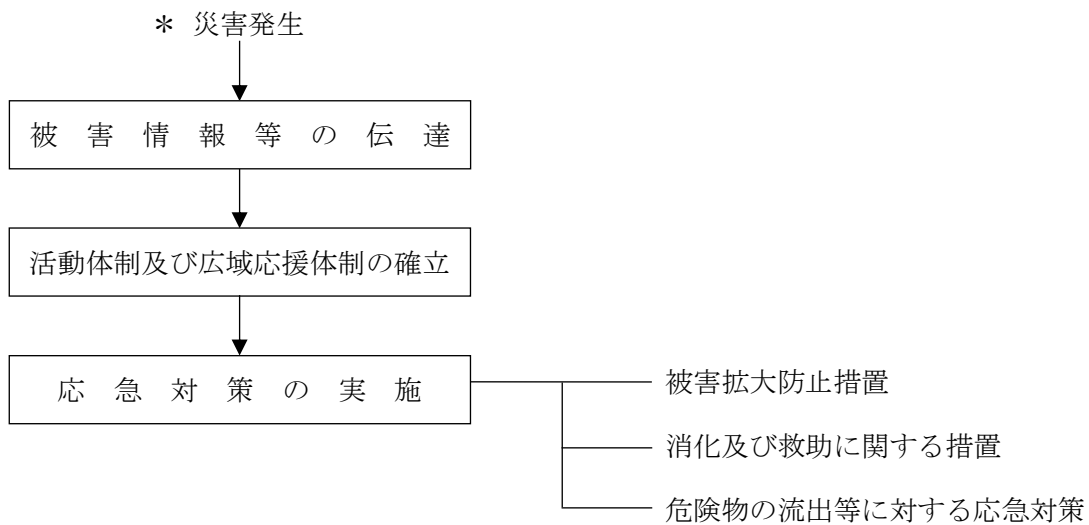
第6章 道路災害対策計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課、建設課
------	------------------

1 計画の概要

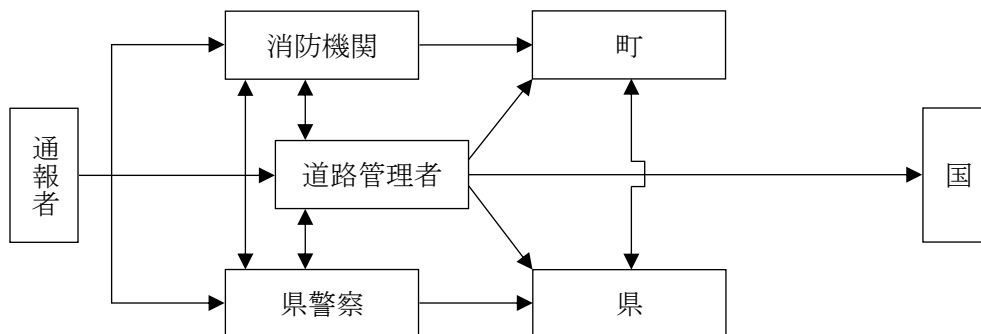
道路上における大規模な交通事故に伴う災害が発生した場合に、迅速に救急救助活動を行うとともに、二次災害の発生等、被害の拡大防止のために、道路管理者、県警察、消防機関等が実施する災害応急活動について定める。

2 道路災害対策計画フロー



3 被害情報等の伝達

大規模の道路災害が発生したときは、次により事故情報等を伝達する。



- (1) 道路管理者、県警察及び消防機関のうち通行者からの通報又は自らのパトロール等により道路災害の発生を覚知した機関は、直ちに関係機関に通報する。
- (2) 災害の発生を覚知した消防本部は、直ちに県（防災危機管理課）及び町に連絡する。

- (3) 町は被害の状況を調査し、県に報告する。
- (4) 県（防災危機管理課）は、災害発生の連絡を受けたときは、県警察及び町と連絡をとり、災害の状況等を確認し、総務省消防庁に報告する。
- (5) 県（管理課）は、町、村山総合支庁を通じて把握した道路施設の被害規模等に関する情報を、国土交通省に報告する。

4 活動体制及び広域応援体制の確立

(1) 災害対策本部等の設置

道路管理者、県、町並びに関係機関等は、事故・災害の状況により、必要に応じ各組織内に災害対策本部の設置等、必要な体制を確立するとともに、緊密な連携に努める。

(2) 広域応援要請

町は、事故・災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合には、国、他都道府県および他市町村等に対して応援を要請する。

5 応急対策の実施

(1) 被害拡大防止措置

道路管理者は二次災害防止のため次の措置を講ずる。

ア 通行禁止又は制限

道路管理者は、事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて管理する道路の通行を禁止又は制限する。

警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは必要な限度において道路交通法に基づき一般車両の通行禁止等の交通規制を行う。

道路管理者は、道路の通行を禁止した場合、迂回路を確保するなど円滑な道路交通の確保に努める。

イ 道路利用者及び一般住民等への広報

道路管理者は、道路の通行禁止等の措置を講じた場合は、直ちに県警察、関係機関及び道路交通情報センター等へ連絡し、報道機関を通じて又は広報車の利用、道路情報提供システム等により広報を行う。

(2) 消火及び救助に関する措置

ア 町、消防本部は、救助・救出活動を行うほか、火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

イ 道路管理者は、町等の要請に基づき負傷者等の救助・救出及び消火活動の実施のため、必要な協力を行う。

(3) 危険物の流出等に対する応急対策

危険物の流出が認められるときには、消防、県警察及び道路管理者は、流出した危険物の名称、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、相互に連携して防除活動にあたる。

ア 二次災害の防止

(7) 消防機関等は流出した危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災、

健康被害及び環境汚染等の未然防止に必要な措置を講ずる。

(イ) 流出した危険物により飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者等は水道水取水施設管理機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。

(ウ) 有害物質が河川・海域等、公共用水域、地中及び大気中に放出された場合、河川管理者及び保健所等は必要に応じて環境調査を実施する。

イ 住民の安全確保

町及び県警察等は、危険物による被害が周辺に及ぶおそれがある場合は、住民の避難誘導及び火気の使用制限措置を講ずる。

第7章 林野火災災害対策計画

第1節 林野火災対策計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課、産業振興課、尾花沢市消防本部
------	-----------------------------

1 計画の概要

自然環境と森林資源及び住民の生命財産を林野火災による被害から守るため、町、県、国及び林野関係機関が実施する災害予防対策について定める。

2 火災予防体制の整備

(1) 体制等の整備

町、県、国、森林組合及び林野所有者等は、次により林野火災予防に必要な体制等の整備に努める。

ア 監視体制の整備

林野の管理者は、森林保護を兼ねた監視所・見張り所等の設置や、林野内の住民等に林野の監視、事故通報等を委嘱する等、監視体制の整備に努める。

イ 防火樹帯・防火線の整備

林野所有者等は、尾根、森林区画等を利用し、耐火樹、防火樹からなる防火樹帯を整備するとともに、地形、水利状況等を考慮して防火線を設けるよう努める。

防火線は、定期的な刈り払い等により適切な維持管理を行い、延焼防止機能の維持に努める。

ウ 林道（防火道）の整備

町等は、消防用車両の通行に支障が無いよう、林道（防火道）の適切な維持管理に努める。

エ 消防水利の整備

町は、消防水利を確保するため、防火水槽の整備を推進する。また、防災関係機関は、河川、湖沼、ダム及び砂防・治山関係施設等の整備にあたっては、消火作業に使用する際の利便性に配慮した構造とするよう努める。

オ 消防施設等の整備

町は、国の支援措置を活用する等により、林野火災用消防施設等の整備に努める。

(2) 林野内及び周辺地域での火気使用の指導等

ア 森林等への火入れ許可

町長は、森林法第21条に基づき森林等への火入れを許可する場合には、消防機関と十分協議し、火災予防に関する指導を徹底する。また、火入れ場所が他の市町村に近接する場合には、当該市町村に通知する。

イ 火気使用施設への指導

消防機関は、森林内及びその周辺に所在する民家、山小屋、キャンプ場等の管理者に対して、火気の使用について適宜、査察や指導を行う。

(3) 危険気象等に対する警戒

ア 通常の警戒

林野の所有者、管理者及び消防機関等は、気象条件により林野火災が発生するおそれがある場合には、林野の巡視、監視等を強化する。

また、周辺住民、入林者等に対し火気使用に関する注意を喚起するとともに、火災発生防止に努める。

イ 火災警報発令と警戒

町長は、気象台から火災気象通報が発表されたとき、又は気象の状況が火災予防上危険と認めるときは、火災に関する警報を発令して住民、入林者等に対し周知するとともに、屋外での火気使用の制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。

3 防火思想の普及

(1) 一般住民に対する啓発

県、町、森林管理署その他林野関係機関は、連携して広域的かつ総合的な林野火災防止運動を展開し、登山、観光及び保養等の森林利用者のマナー向上とその定着を図る。

また、出火は行楽期等一定期間に集中していることから、出火危険期は火災予防の強化期間とし、新聞、テレビ及びラジオ等により啓発を行うとともに、登山口や林野内の道路等にポスター、立て看板及び標識板等を設置して注意を喚起する。

(2) 地域住民、林野関係者に対する指導

ア 山火事防止対策連絡会議等の開催

県、町、森林管理署その他の林野関係機関は、山火事防止のための連絡会議等を適宜開催し、予防対策や火災発生時の対処等基本的事項等について確認し、その徹底を図る。

イ 地域での指導の徹底

町は、林野内に立ち入る機会が多い地域住民に対して、林野火災防止に関する講習会を開催する等により、防火思想の徹底を図る。

ウ 職場での指導・啓発

林野関係事業者等は、消防機関の協力を得る等により、職場で林野火災防止に関する講習会を開催し、その職員等に林野火災防止対策や火災発生時の措置等について周知徹底する。

4 消防体制等の整備

(1) 消防体制の整備

ア 林野火災防御図の整備

消防機関は、林野火災の特性及び消火活動上必要な事項を網羅した林野火災防御図を整備する。

なお、必要に応じ、管轄区域以外の林野地域についても、その管轄する消防機関と協議のうえ、所要の事項を表示する。

イ 自衛消防体制の整備

林野管理者等は、林野火災が消防車両の進入が困難な場所で発生する場合は多いことを考

慮し、自衛消防隊を組織するなどにより、初期消火体制の整備を図る。

ウ 広域応援体制等の整備

県及び町は、県内外の消防機関との広域的な応援体制や森林管理署、県警察、自衛隊その他の機関との協力体制を整備し、火災発生時に効果的な消防活動が展開できるよう、平時から情報交換等に努める。

(2) 消防資機材の整備

県、町及び林野関係機関は、林野火災に対する火災防御活動に必要な資機材の整備、充実に努める。

(3) 消防水利の確保

町、消防機関は、火災防御活動時に必要な消防水利を確保するため、防火水槽の整備を図るほか、河川、湖沼等の自然水利や砂防ダム等の水源として利用できる施設等を調査し、消防水利マップを作成するなど、消防水利の一層の整備を図る。

(4) 林野火災防御訓練の実施

県、町、その他の林野関係機関は、林野火災発生時における相互の協力体制の整備と火災防御技術の向上を図るため、毎年訓練の実施に努める。

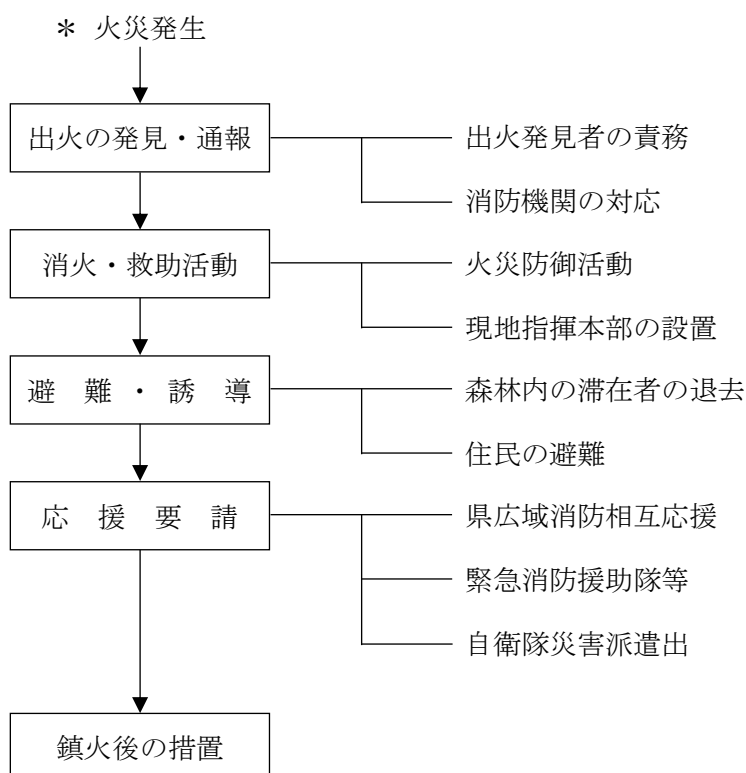
第2節 林野火災応急計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課、建設課、産業振興課、保健福祉課、尾花沢市消防本部
------	---------------------------------------

1 計画の概要

林野火災の発生に対し、迅速かつ効果的な消防活動によりその延焼を最小限に食い止めるために、森林所有者・管理者、地域住民、消防機関、県その他関係機関が連携して実施する消火・救助活動について定める。

2 林野火災応急計画フロー



3 出火の発見・通報

(1) 出火発見者の責務

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに関係消防機関に通報しなければならない。

また、発生した火災が初期であり火勢が弱い場合には、発見者は自身に危険が及ばない範囲で初期消火にあたる。

(2) 消防機関の対応

通報を受けた消防機関は、直ちに関係隊を出動させるとともに、関係機関に所要の措置を講ずるよう要請する。

4 消火・救助活動

(1) 火災防衛活動

ア 地上での消火活動

町（消防機関を含む。）、森林管理署及びその他の林野関係機関等は、相互に連絡を密にし、一致協力して消火活動を行う。

イ 空中消火活動

地上での消火活動では消火が困難であり、ヘリコプターによる空中からの消火の必要があると認めるときは、町（消防機関を含む。）は県に対して、防災ヘリコプターの出動を要請する。

ウ 要救助者の救助

消防機関等は、火災現場に負傷者や退路を断たれる等逃げ遅れた者がある場合には、火災及び周辺の状況から、最も確実かつ安全な方法により、他に優先して人命救助活動を行う。

(2) 現地指揮本部の設置

大規模な火災の場合等は、町のほか、関係市町村、県、県警察、陸上自衛隊の派遣部隊等、多数の機関が消火・救助活動に従事することから、消防本部は、これら機関相互の連絡調整を行い、消火・救助活動を統一的に実施するため、必要に応じ現場近くに現地指揮本部を設置する。

5 避難・誘導

(1) 森林内の滞在者の退去

町、県警察及び消防機関等は、林野火災発生の通報を受けたときは、直ちに広報車等により火災発生周辺地域に広報を行い、登山者等の森林内滞在者に速やかな退去を呼びかける。

また、道に迷った者等に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

(2) 住民の避難

町長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対して避難勧告等を行い、県警察等と協力して住民を安全に避難させる。

特に要配慮者の避難誘導については、本人、家族及び福祉・防災関係者により事前に避難行動要支援者名簿及び個別計画を作成のうえ避難支援者をあらかじめ決めておくとともに、避難準備・高齢者等避難開始を発令するなど、時間に余裕をもった避難誘導を行う。

6 応援要請

町又は県は、火災が大規模の場合等に、その消防力をもっては火災の鎮圧等が困難と認めるときは、次により関係機関に応援要請を行う。

(1) 県広域消防相互応援協定

町は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づき、他の市町村等に対して応援を要請する。

(2) 緊急消防援助隊等

県は、消防庁に対して、大規模特殊災害時における広域航空消防応援及び緊急消防援助隊の出動を要請する。

(3) 自衛隊災害派遣出動

町長は、知事に対し自衛隊の災害活動派遣要請を依頼する。知事は、依頼を受けたときは自衛隊に対して派遣要請を行うとともに空中消火資機材の手配を行う。

7 鎮火後の措置

消防機関は、鎮火後においても当分の間、再燃に備えて監視・警戒を行う。

林野の管理者等は、焼失した林地の崩壊等を防止するため、速やかに植林や治山工事を実施するなど、二次災害防止措置を講ずる。

第8章 危険物等災害対策計画

第1節 災害予防計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課
------	--------------

1 計画の概要

災害発生時における危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質（以下「危険物等」という。）による被害の発生又は拡大を防止するために、危険物等を取り扱う施設及び大量輸送する事業者等が実施する自主保安対策等について定める。

2 各施設に共通する安全対策

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

3 危険物等施設の安全対策

(1) 施設構造基準等の維持

ア 危険物等取扱事業所は、危険物等施設の位置、構造及び施設が、消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するよう努める。

イ 県及び消防機関は、危険物等取扱事業所に対して、危険物等施設が消防法に基づく技術上の基準に適合した状態を維持すること、危険物等保安監督者及び危険物等施設保安員の選任並びに予防規程の作成等危険物等取扱者制度に関する諸事項の適正な運用について指導する。

(2) 保安教育の実施

県及び消防機関は、山形県危険物安全協会連合会等と協力し、危険物等取扱事業所の危険物等取扱者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、危険物等保安意識の高揚と技術の向上に努める。

(3) 防災訓練の実施

危険物等取扱事業所は、具体的な災害想定に基づき、隣接事業所との連携も考慮した実践的な防災訓練等を実施する。また、自衛消防組織等の体制及び活動要領を整備するとともに、災害発生時に迅速な対応をとることができるよう訓練を実施する。

(4) 連絡体制の確立

危険物等取扱事業所は、被災した場合に備え、消防、警察等の関係機関及び関係事業所等との連絡体制を確立する。

4 火薬類製造施設等の安全対策

(1) 施設構造基準等の遵守

ア 火薬類関係事業者は、必要に応じ、施設の設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

イ 県は、火薬類の製造、販売、貯蔵及び消費等に係る施設について、保安検査及び立入検査を実施し、火薬類取締法の基準に適合するよう指導する。

(2) 保安教育及び防災訓練の実施

火薬類関係事業者は、災害発生時に被害拡大防止措置を的確かつ迅速に実施できるよう、必要に応じ、非常時を想定した防災訓練を行う。

(3) 自主保安体制の充実

火薬類関係事業者は、保安教育計画において、災害対応についても定めるよう努める。

5 高圧ガス製造施設等の安全対策

(1) 耐震対策の強化

ア 高圧ガス製造施設、貯蔵所等

高圧ガス関係事業所は、高圧ガス保安法に定める高圧ガス設備等耐震設計基準に基づき、設備を適正に維持するよう努めるとともに、当該基準適用前の設備についても状況把握を行い、必要に応じ補強等を行う。

イ 液化石油ガス販売事業者、一般消費者等

液化石油ガス販売事業者は、供給設備等について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める基準に基づき、容器の転倒防止措置を徹底するとともに、耐震基準に適合する安全機器の設置を推進する。

(2) 保安教育の実施

高圧ガス関係事業者は、高圧ガスの自主保安体制を確立するため、防災対策を含めた保安教育を実施する。

(3) 自主防災活動組織の整備

高圧ガス関係事業者は、災害発生時に迅速な対応がとれるよう、自主防災活動組織の体制及び防災資機材の整備に努める。

(4) 連絡、応援体制の確立

ア 高圧ガス関係事業者は、災害発生時に、迅速かつ的確に関係機関及び他の高圧ガス関係事業者の協力が得られるよう連絡、応援体制を確立しておく。

イ 高圧ガス関係団体は、災害発生時に、防災資機材の提供等、高圧ガス関係事業者の要請に対して応援、協力できる体制の整備・充実に努める。

第2節 災害応急対策計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課、尾花沢市消防本部
------	-----------------------

1 計画の概要

地震に伴う危険物等施設の被災による二次災害を防止するため、危険物等施設の管理者が防災関係機関と協力して実施する災害応急対策について定める。

2 共通の災害応急対策

それぞれの危険物等施設に共通する災害応急対策は次のとおりである。

(1) 関係機関への通報等

危険物等取扱事業所は、災害により被災した場合、消防機関、警察、町及び県等関係機関並びに隣接事業所に、事故状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。

(2) 住民への広報

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全のため、必要な場合は町、県及び報道機関の協力も得て、住民への広報及び避難誘導を行うなど適切な措置をとる。

(3) 自主防災活動の実施

危険物等取扱事業所は、あらかじめ定めた自衛の消防組織等の活動要領に基づき、自主防災活動を行う。

(4) 危険物等施設の応急措置

ア 施設所有者等

(ア) 危険物等取扱事業所は、災害発生時には、危険物等の取扱作業の停止及び装置等の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物等施設等に損傷等異常が発見されたときは、当該施設を補修し、又は危険物等の除去を行うなど適切な措置を行う。

(イ) 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

(ウ) 危険物等の移送中に地震が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避難等の警告を行うとともに、被災地を管轄する消防機関及び警察等に連絡する。

イ 町

(ア) 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、住民への広報や避難立ち退きの指示又は勧告を行う。

(イ) 流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させる。

3 個別の災害応急対策

前項に掲げた災害応急対策以外の各危険物等施設に係る災害応急対策は次のとおりである。

(1) 火薬類

ア 販売所（庫外貯蔵）における応急措置

販売事業者は、災害が発生し、火薬庫や庫外貯蔵所等が被災するおそれが生じた場合は、保管・貯蔵中の火薬類を安全地帯に移す余裕がある場合には、速やかに移動し、見張り人を置き、関係者以外立入禁止とする。ただし、道路が危険であるか、又は搬出の余裕がない場合は、火薬類を付近の水中等に沈める等安全な措置を講ずるとともに、措置の内容について防災関係機関に速やかに報告する。

イ 消費場所における応急措置

消費事業者は、土砂崩れ等により火薬類が土中に埋没した場合には、火薬類の存在するおそれのある場所を赤旗等で標示し、見張り人を置き、関係者以外を立入禁止とする。なお、土砂を排除した後、現場の状況に応じた適切な方法で火薬類を回収又は廃棄する。

ウ 運搬中における応急措置

運搬者は、運搬作業中に災害による事故等が発生した場合には、安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両が損傷を受けるなどにより火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収して一般人の取り扱いによる事故を防止するとともに、盗難防止等のため警戒監視を行いながら、運搬事業主等の指示を受けて対処する。

エ 火薬庫における応急措置

火薬庫は構造的に地震に強く、一般住宅からも保安距離が確保されているため延焼等の二次災害は少ないと考えられるが、非常時の場合は、近隣火薬庫所有者に火薬類の保管委託を行う。

(2) 高圧ガス

高圧ガス関係事業者は、必要に応じて高圧ガス関係団体の応援を受け、高圧ガスの性質（毒性、可燃性及び支燃性）や状況に応じた応急措置を実施する。

ア 高圧ガス製造施設、貯蔵施設等における措置

高圧ガス関係事業者は、製造施設や貯蔵施設等が危険な状態になったときは、直ちに製造等中止するとともに、火災等が発生した場合は、消火や冷却放水、安全放出及び高圧ガスの移動を行う。ガスが漏洩した場合には、緊急遮断等の漏洩防止措置を実施するとともに、必要に応じ立入禁止区域や火気使用禁止区域の設定を行う。

なお、防災要員以外の従業員は退避させ、発災した施設以外の設備の緊急総点検を行うとともに、必要に応じ警察に連絡して交通規制等の措置を講じる。

イ 販売事業者の容器置場における措置

販売事業者は、高圧ガス容器が転倒しガス漏れ等が発生した場合には、直ちにガス漏れ遮断等の措置を講じるとともに、容器を安全な場所に移動するなどの措置を行う。なお、必要に応じ担当作業員以外の従業員を退避させる。

ウ 一般消費者における容器等の措置

一般消費者は、容器等に係るガス漏れ等の事故が発生した場合は、速やかに認定保安機関に

連絡するとともに、必要に応じて消防機関に通報し、付近住民が火気等を使用しないよう呼びかける。

エ 高圧ガスの移送中の措置

高圧ガス輸送車の運転者は、移送中に災害が発生した場合には、直ちに安全な場所に車両を移動させるとともに必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両に損傷を受けるなどにより高圧ガスが漏洩した場合は、直ちにガス漏れを遮断するなどの措置を講じ、付近の住民等に避難の勧告を行うとともに、県高圧ガス地域防災協議会及び防災関係機関に通報する。

(3) 放射線使用施設等

災害の発生に伴う放射線使用施設及び放射性同位元素に関する事故措置にあたっては、人命危険の排除を図るとともに、関係機関と連携し、現状に即した応急対策を講じる。

また、被害の拡大を防止するため、放射線施設等の管理者は次の応急対策を講じ、迅速かつ適切に被害の防除に努める。

ア 施設の破壊により放射線源の露出、流出等が発生し、又はその危険がある場合は、被害の拡大防止に努めるとともに、消防等関係機関や文部科学省に通報する。

イ 放射線被害を受けた者又は受けるおそれのある者がある場合は、速やかに救出し、付近に居る者に対し避難するよう警告する。

ウ 放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移す。また、周辺を危険区域に設定してその旨を表示するとともに、見張りを置いて関係者以外の立入を禁止する。

4 危険物等流出応急対策

河川に大量の危険物等が流出又は漏えいした場合は、次により迅速かつ適切に被害の防止に努める。

(1) 事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに町、消防機関、警察、酒田海上保安部、河川管理者及び港湾管理者等関係機関に連絡する。

(2) 防災関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、それぞれの業務又は作業について、相互に密接な連絡をとり、次の防除対策が迅速、的確に実施できるよう協力する。

ア 危険物等の拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を展開する。

イ オイルフェンス等により流出範囲を縮小した危険物等を吸引ポンプ等により吸い上げ、又は汲み取るとともに、必要により化学処理剤により処理する。

ウ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災の発生や健康及び環境への被害を未然に防止するため、必要な措置を講ずる。

(3) 飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者は、水道用水取水地区の担当機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。

(4) 有害物質が河川に流出若しくは地下に浸透又は大気中に放出された場合は、河川管理者、港湾管理者及び保健所等は、人の健康の保護及び環境保全のため、必要に応じて環境モニタリング調査を実施するとともに、その結果を関係機関に速やかに通報し、防除対策の実施等に資する。

第9章 原子力災害対策計画

第1節 総則

1 計画の目的

原子力災害（隣接県の原子力発電所における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により放射性物質が大量に放出される災害）に関し、予防計画、応急計画及び復旧計画を定め、総合的かつ計画的な対策を講じることによって、住民の健康を保護するとともに、不安を解消し、安全・安心な住民生活を確保することを目的とする。

2 計画において尊重すべき指針

原子力災害対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を十分に尊重する。

3 計画の前提となる緊急事態が想定される原子力発電所

本県と隣接する宮城県、福島県及び新潟県には、下記の原子力発電所が所在している。

(1) 女川原子力発電所（宮城県）

町（役場庁舎）からは約101kmの距離に位置している。

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型(※)	認可出力	備考
東北電力株式会社	女川原子力発電所	宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市	1号	BWR	52.4万kW	平成30年12月21日廃止
			2号	BWR	82.5万kW	
			3号	BWR	82.5万kW	

※BWR＝沸騰水型軽水炉

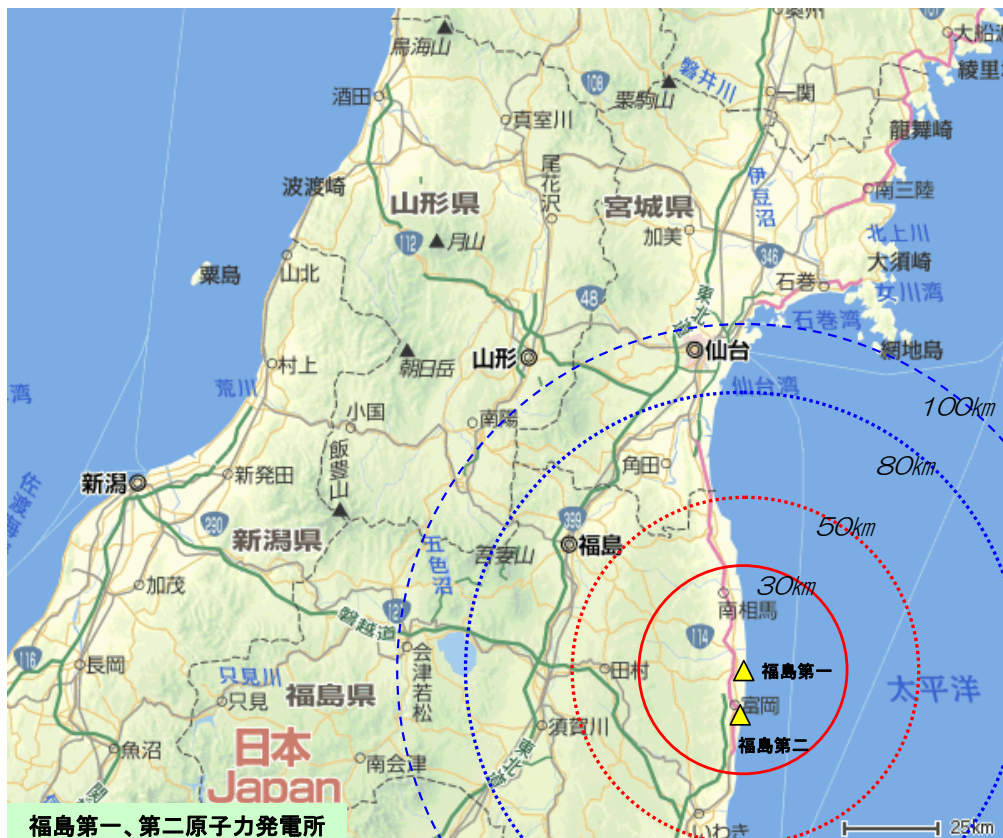


(2) 福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所（福島県）

福島第一原子力発電所は、町（役場庁舎）からは約143kmの距離に、福島第二原子力発電所は、町（役場庁舎）からは約153kmの距離に位置している。

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型(※)	認可出力	備考
東京電力ホールディングス株式会社	福島第一原子力発電所	福島県双葉郡大熊町及び双葉町	1号	BWR	46.0万kW	平成24年4月19日廃止
			2号	BWR	78.4万kW	
			3号	BWR	78.4万kW	
			4号	BWR	78.4万kW	平成26年1月31日廃止
			5号	BWR	78.4万kW	
			6号	BWR	110.0万kW	
	福島第二原子力発電所	福島県双葉郡檜葉町及び富岡町	1号	BWR	110.0万kW	平成31年9月30日廃止
			2号	BWR	110.0万kW	
			3号	BWR	110.0万kW	
			4号	BWR	110.0万kW	

※BWR=沸騰水型軽水炉



(3) 柏崎刈羽原子力発電所（新潟県）

町（役場庁舎）からは約203kmの距離に位置している。

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型 (※)	認可出力
東京電力 ホールディングス 株式会社	柏崎刈羽 原子力発電所	新潟県柏崎市及び 刈羽郡刈羽村	1号	BWR	110.0万kW
			2号	BWR	110.0万kW
			3号	BWR	110.0万kW
			4号	BWR	110.0万kW
			5号	BWR	110.0万kW
			6号	ABWR	135.6万kW
			7号	ABWR	135.6万kW

※BWR＝沸騰水型軽水炉、ABWR＝改良型沸騰水型軽水炉



第2節 原子力災害予防計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課
------	--------------

1 計画の概要

原子力災害による被害並びに住民の健康の保護及び不安の軽減を図るために、町及び県等が実施する平常時における原子力災害予防対策について定める。

2 活動体制等

県及び町は、平常時から3に掲げる項目について、実施体制や実施方法等を記載したマニュアルを策定するなど、各々の役割に応じて活動体制を整備するとともに、防災知識の普及等の活動にあたる。

3 モニタリングの実施

県内における放射線及び放射性物質の状況を把握するため、県が行う空間放射線並びに環境試料、水道水及び食品中の放射性物質のモニタリング（以下「モニタリング」という。）に協力する。

4 防災体制の整備

(1) 通信連絡体制の整備

住民に正確な情報を迅速に伝達するため、緊急時における防災放送及び広報車等の広報設備及び機器等の整備を推進する。

(2) 避難等の体制の整備

県及び町は、国が示す緊急事態の初期対応段階の区分に応じた注意喚起・避難等の体制を整備する。なお、情報連絡、住民等の屋内退避・避難等については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用することで効率的かつ実効的に実施する。

ア 県及び町は、隣接県の原子力施設に係る警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態であり、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）等に応じた住民への注意喚起体制を整備する。

イ 県及び町は、隣接県の原子力施設に係る全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態であり、原災法第15条第1項の規定による原子力緊急事態宣言に係る事象をいう。以下同じ。）における注意喚起及び屋内退避が的確かつ迅速に実施されるよう、屋内退避指示、情報伝達方法等を記載した屋内退避に関するマニュアルを策定する。

(3) 防災訓練等の実施

県及び町は、緊急時通信連絡訓練、住民に対する情報伝達訓練等を定期的に行う。

5 防災知識の普及等

(1) 放射線に関する知識の普及

国や県と協力して、放射線に関する正しい知識の普及と啓発を行う。

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
 - イ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
 - ウ その他必要と認める事項に関すること。
- (2) 原子力災害に関する防災知識の普及
- ア 防災広報
 - 国、県及び関係機関と協力して、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。
 - (ア) 全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること。
 - (イ) 原子力災害とその特殊性に関すること。
 - (ウ) 緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること。
 - (エ) 緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること。
 - (オ) 原子力災害時に住民がとるべき行動及び留意事項等に関すること。
 - (カ) その他必要と認める事項に関すること。
 - イ 防災教育
 - 町の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。
- (3) 防災業務関係者に対する教育・研修
- ア 応急対策の円滑な実施を図るため、国、県及び防災関係機関の協力を得て、原子力防災業務に携わる者に対する教育・研修を必要に応じて実施する。
 - (ア) 原子力防災体制及び組織に関すること。
 - (イ) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
 - (ウ) 原子力災害とその特殊性に関すること。
 - (エ) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること。
 - (オ) 緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること。
 - (カ) 放射線及び放射性物質の測定に関すること。
 - (キ) 緊急時医療に関すること。
 - (ク) 危機管理に関すること。
 - (ケ) その他必要と認める事項に関すること。
 - イ 防災関係機関は、町、県、国又は指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。
- (4) 住民相談体制の整備
- 住民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、県と連携し必要な地域に総合的な相談窓口を設置するための体制整備を図る。

第3節 原子力災害応急計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課、環境衛生事業組合
------	-----------------------

1 計画の概要

原子力災害による被害を軽減するため、隣接県の原子力発電所で大規模な事故が発生した場合に実施する緊急時における原子力災害応急対策について定める。

2 活動体制

原子力災害に係る応急対策を迅速かつ確実に実施するため、あらかじめその組織及び体制について定めるものとする。また、夜間、休日等における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。

(1) 情報収集の開始

原子力災害に係る応急対策を迅速かつ確実に実施するため、隣接県の原子力発電所に係る情報収集事態（原子力事業所所在市町村で震度5弱又は震度5強が発生した事態をいう。）の段階で、必要があると認める場合は、対応職員を参集させ情報収集活動等を開始する。

(2) 対策会議の開催

隣接県の原子力施設に係る警戒事態の段階で、複数の部局等の対応を要する事態に対応するため、必要があると認める場合は、関係課長等対策会議を開催する。

(3) 災害対策本部の設置

隣接県の原子力施設において大規模な事故が発生した場合又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発した場合であって、町長が必要と認めた場合は災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部を設置した場合は、震災時の活動体制に準じて応急対策活動を行う。

3 モニタリングの強化及び対応

(1) 緊急時におけるモニタリングの実施

環境放射線の状況に関する情報収集、OIL（※）に基づく防護措置の実施の判断、原子力災害による住民等と環境への放射線影響把握のため、県の行うモニタリング活動等について、必要に応じて協力する。

※OIL…原子力災害発生時の防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル

ア 緊急時におけるモニタリング

県及び町は、初期段階においてはOILによる防護措置の判断に必要な空間放射線量率の測定を重視する。施設敷地緊急事態の段階において測定地点を決定し、全面緊急事態の段階において、モニタリング機器によるモニタリングを強化する。

イ モニタリング結果の公表

緊急時におけるモニタリングの結果について、県のホームページ、報道機関等から情報収集を行い、町民等へ周知に努める。

(2) 基準値超過食品の流通防止措置

町は、県から摂取及び出荷制限の要請を受けた場合、農林水産物の生産者、関係事業者及び住民等に対し摂取及び出荷を差し控えるよう周知する。

(3) 水道水の摂取制限等の措置

ア 水道事業者は、水道水の放射性物質検査の結果、OILや管理目標値を超えた場合には、直ちに浄水場及び水道原水中の放射性物質濃度及び濁度の検査結果並びにろ過設備の運転状況に基づいて超過原因を究明するとともに、その旨を水道利用者に周知する。

また、管理目標値を超える状態が長期間継続することが見込まれる場合は、摂取制限等の措置を講じ、その旨を水道利用者及び関係機関に周知する。浄水中の濁度が水道水質基準を超過する等の衛生上の問題が回避できない場合には、給水停止の措置を講ずる。

なお、原子力緊急事態宣言が発出され、原子力災害対策本部が設置されている間については、同本部の指示又は厚生労働省からの要請に基づいて摂取制限を行う。

イ 町又は水道事業者は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

4 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

県の行う防護活動について協力し、住民の速やかな退避、避難誘導を行う。

(1) 警戒事態及び施設敷地緊急事態の際の住民への注意喚起

県及び町は、原子力災害による本県への影響が懸念される場合に、住民の不安を解消し正しい情報に基づき適切に対応してもらうため、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、住民に対して注意喚起を行う。

(2) 全面緊急事態の際の住民への注意喚起及び屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

県及び町は、本県への影響が懸念される場合に、早い段階から注意喚起を行うとともに、本県に対して原災法第15条第3項の規定に基づく指示があった場合には、住民に対して屋内退避等の指示を行う。

なお、原子力緊急事態（※）が発生した場合には、原災法第15条第3項の規定及び原子力災害対策指針に定める基準に基づき、内閣総理大臣は、町長及び都道府県知事に対し、住民等に屋内退避や避難に関する指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

※原子力緊急事態…原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態

町は、内閣総理大臣又は知事から屋内退避又は避難指示を受けたときは、要避難者を把握し、避難先の指定を行ったうえで、あらかじめ定めた手順により、住民を屋内退避又は避難させる。

5 住民への情報伝達等

(1) 住民に対する広報及び指示伝達

住民行動について県より指示があった場合は、住民に対して、防災放送や広報車など様々な媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、住民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

- ア 事故の概要
- イ 災害の現況
- ウ 放射線の状況に関する今後の予測
- エ 県及び町並びに防災関係機関の対策状況
- オ 屋内退避、避難等、住民のとるべき行動及び注意事項
- カ その他必要と認める事項

(2) 住民相談の実施

状況に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等、必要な相談窓口を設置し、県と連携し住民からの様々な相談、問い合わせに対応し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努める。

6 自治体の区域を越えた避難者の受入活動

自治体の区域を越えた避難者の受入等活動については、震災時の広域避難計画に準ずる。

また、避難指示に基づかない自主避難者については、県及び町が連携して受入活動にあたる。

第4節 災害復旧計画

担当部署	総務課、まちづくり推進課、産業振興課
------	--------------------

1 計画の概要

住民生活の早期安定を図るため、原子力緊急事態解除宣言が発出された後における放射性物質による汚染の除去等や各種制限措置等の解除について定め、事態の収束後における早期復旧を目指す。

2 県の活動体制

県及び町は、以下の項目について、各々の役割に応じて活動を実施する。

項目	概要
1 制限措置等の解除	①各種制限措置等の解除
2 モニタリングの継続及び汚染の除去等	①モニタリングの継続 ②放射性物質による汚染の除去 ③健康に関する相談への対応
3 風評被害の軽減及び損害賠償請求等	①風評被害等の影響の軽減 ②損害賠償の請求等

3 制限措置等の解除

県より避難等の指示の解除が指示された場合は、住民等に対しその旨を伝達する。

4 風評被害の軽減及び損害賠償請求等

(1) 風評被害等の影響の軽減

国、県及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するため、農林水産物や企業が製造する製品等の適正な流通の促進と観光客の減少の防止のための広報活動等必要な対策を行う。

(2) 損害賠償の請求等

将来の損害賠償請求等に資するため、原子力災害に伴い発生した業務及びその経費について諸記録を作成・保存する。